

一方、今回の貯金保険法の改正につきましては、預金保険法と同様、貯金者のいわば保護と農漁協系統金融における信用秩序の維持に万全を期する観点から行うものではあります。貯金保険機構の財源状況につきましては当面は予算措置を講ずる必要はないものと考えられることから予算非関連法案として提出し、御審議をお願いしている、この点の違いにあるわけであります。

以上でございます。

○榊原泰昌君 今おっしゃいましたが、貯金保険機構の方は財源的にはまだ余裕があるんだとしたが、若くおられてこちらの法律案を出したくなったという御説明のように思いますが、現実には貯金保険機構の財源の状況は本当に大丈夫なんでしょうか。片や金融機関の預金保険機構の方は財源的に大変苦しいので今やパンク寸前となっておりますけれども、農協、漁協の場合には大丈夫なんでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

貯金保険機構の財源の状況でございますが、現在、この貯金保険機構におきましては積立金が千五百四十五億円の見込みでございます。また、それとあわせて毎年の保険料が二百億円強見込まれております。

これに対して、これまでのところの資金援助の実績を申し上げますと、平成八年度が四億円でございまして、また、平成九年度におきましては五十四億円の支出が見込まれておるところでございます。

早期は正措置に伴います農協の合併、破綻組合の処理等が今後予想されるわけでございまして、その組合の処理の見込みにつきましても現在の保険料の収入の範囲内で賄えるという見込みでございますので、そういう意味では財源的には十分なものをご用意できているというふうに考えております。

○榊原泰昌君 千五百数十億円の責任準備金がある、しかも実際の破綻に際して平成八年度は四億円、九年度は五十四億円しか払っていないよ、し

たがって大丈夫なんだ、こういう御説明のように思います。私は、先ほど申し上げましたように、預金保険機構の方はあつたあつたである、農協はそんなに健全な経営をしているのか、農協について若干の疑問を持っているわけですが、ども、実際問題として、しかも財源的には預金保険機構と貯金保険機構では保険料の支払い料率が違うんですね。その点、なぜ違うのか、なぜそれでも大丈夫なのかということを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) 保険料率のお尋ねがございました。

確かに現在、預金保険機構と貯金保険機構の保険料率では、預金保険制度の方が十万分の八十四になっております。それに対して貯金保険機構の方は十万分の三十三ということになっておるわけでございます。これは平成八年度にこの両制度の改正がございました際に保険料率の改定も行われたわけでございまして、その当時、預金保険機構のサイドでは相当規模の信用組合の破綻が生じていたという状況にございました。そのためにかなりの支出が見込まれたということでもかなり大幅な引き上げ、つまり七倍の引き上げが行われたものというふうに承知をいたしております。

他方で、貯金保険機構につきましても、先ほど申し上げましたように、その当時では支出が四億円でございました。また、平成八年度におきましては、先ほど申し上げましたように、五十四億円でございまして、そういうことから、今後の見込み、そういうことを勘案いたしまして、貯金保険機構につきましても水準として二・五倍、十万分の三十三というところで現在の保険料率を設定したところでございまして、

○榊原泰昌君 確かに、預金保険機構法を改正するときに七倍という非常に大きな保険料率の値上げがあつたわけでして、金融機関その他から大変重い保険料であるというような問題もございまして、農協、漁協ではそれを十万分の三十三に抑えられたということはそれなりに評価をするわけですが、

けれども、しかしそんなに差があつて、潤沢な積立金を持つているところが何で政府保証を今導入しなきゃならないんだというの基本的にはきちんと思ひます。御説明を願わないといかぬだろうというぐあいには思ひますが、どうですか。

○國務大臣(島村宜伸君) 昨秋以降、金融機関の大型破綻等によりまして我が国金融システムに對する内外の信頼が大きく低下いたしました。信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障を生ずることが懸念されたところであります。このような中で、我が国金融システムの一翼を担う農漁協系統金融におきましても、農漁協の貯金者の保護のための基幹的の制度である貯金保険制度について、預金保険制度と同様、貯金保険機構の借り入れについて政府が保証することによりまして貯金者の保護に万全を期し、信用秩序の維持に資するためにこういうことが行われた、こういうことでございまして。

○榊原泰昌君 預金保険機構と貯金保険機構との間でアンバランスになつては国民的な信頼性が失われるだろう、したがって制度としては同じような制度を確保しておきたいということだろうというぐあいに私は思ひます。それは結構なんですけれども、公的資金を入れる、すなわち政府保証を入れるということは、政府保証というのとはた入れておけばいいというわけじゃないので、もしパンクしたときには国が補助をするんだ、国がその支払いをやるんだというのことは意味しているわけですね、政府保証というのとは。

そうなつてくると、先ほど御説明があつたように、保険料率が片や十万分の八十四である、片や三十である、こういうアンバランスは許されていいんでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに、政府保証をするということでございますので、御指摘のように、もしそのような事態が生ずれば政府保証が発動され得るという道が開かれるわけでございますが、他方で現在の貯金保険

機構の財源状況、これは積立金が千五百四十五億と申し上げましたけれども、これはこれまで積立金を取り崩した実績がございまして、現在、保険料の収入が約二百億円ございまして、平成九年度の支出が五十四億円と見込まれておりますけれども、現在進められております破綻農協の処理におきましても基本的には県内での処理を基本としておりますので、全国段階、つまり貯金保険機構が発動する事態が見込まれる件数というのは必ずしも多くないという状況にありますので、現在では保険料の収入の範囲内で賄えるだろうというふうに考えられております。

そのような意味で、現時点では当面、平成十年度の予算に予算措置を講ずる必要はないということとで予算非関連法案として御審議をいただいているわけでございますが、先ほど来大臣からお答え申し上げましたように、やはり系統金融機関が我が国の金融システムの一員として全うしていく、その役割をきちっと果たしていくために、最終的にはこの貯金保険制度によつて貯金者の保護がきちっと図られていく、最終的には政府の保証がある、その点が金融システムの安定のために大変重要であるということとでこの法案を提出し、お願いしているところでございまして。

○榊原泰昌君 確かに、ことしの予算には限度額を決めていないわけですから、本年度においては発動する必要があるかもしれないという御推察をされたものと思つております。それから、而制度が整合性を持つて国民に信用維持についての安心感を与えるという意味では意義があると思ひます。しかしながら、保険料にこれだけ差があつて、そして先ほど申し上げたように、保証というのは最終的には税金を出すという話をしているわけですから、そのときには十万分の八十四と三十というアンバランスの形で、しかも税金でそのまゝ負担するというのは若干論理的にはおかしいんじゃないでしょうか。すなわち、私が申し上げたいのは、もし政府保証が実行されると

いう見込みがあれば直ちにこの保険料を改定し、金融機関の預金保険機構の料率と同じような考え方をとるべきではないだろうか。

もちろんのことながら、農林水産省ではそのような事態にはならないだろうということを頭に入れておいておきたい。これは先ほど申し上げたように、両制度が信用秩序維持のためにバランスを失ってはならぬ、銀行にだけ手厚く農村漁村に対して手ぬるいということではやっぱりバランスが欠けると思いますが、制度をつくること自体はそうかなというぐあいに思っておりますけれども、同時に、もし破綻をする、そのときにはそのときの覚悟というものがなければならぬというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

確かに先生御指摘のとおり、このたび両制度がまさに最終的には政府が保証し得るということで、特に今回の法案改正では、この政府保証を付与することによりまして農協系統の金融機関に対する信頼感、安心感を与える、そういうことで金融秩序の安定に資するためお願いをしていくわけでございます。御指摘のように、保険料につきましては、私どもできれば現在の積立金、さらには毎年の保険料の収入で賄えるような状況で推移するということが当然のことながら望み、かつ現時点ではそういう状況で大丈夫であるというふうに見込んでおられるわけでございますが、万が一保険料の収入で賄えない、さらに積立金を取り崩して、さらにその上で貯金保険機構が日銀あるいは農林中金から借入れをせざるを得ない、そういう状態になった場合には政府保証をお願いするわけでございますが、その際にはやはり先生が今御指摘になりました保険料率の改定というのは当然検討すべき課題というふうに考えております。

○榊崎泰昌君 先ほど金融機関が七倍になった、八十四になったというのは、大変苦しいという意見ももちろんあるわけですが、それなりに

努力をしておられるわけですね。農協、漁協についても、こんなことを言つては恐縮ですが、残つてお伺いいたしますけれども、そういうことをなれば国民の理解はなかなか得られないだろうというぐあいに思っています。

それから、さらに先に進めさせていただきまされども、要するに貯金保険機構と預金保険機構の差の大きなものとして相互援助制度というのが農協にはございますね。これは、実際上は信用金庫、信用組合等もそれらしきことをやっておられるわけですが、定められていない、言ってみれば貯金保険機構と相互援助制度とが両輪のようになつていまして、それが定められていない、言ってみれば貯金保険信用制度を支えているんだというぐあいに思っています。それと、それとの関連はどういうぐあいに考えておられますでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

貯金保険制度は貯金者の保護ということでそれに関連する支援措置も貯金保険機構として有しておりますけれども、基本的には保険料でその財源を賄うということでございます。

他方、相互援助につきましても、これは農協系統の自主的な相互援助措置でございます。中金、信連、それから農協がそれぞれ資金を出したしまして、相互扶助の理念から、経営の困難な農協が生じた場合にそこへ相互扶助の精神のもとで支援をしていくということと、現在、系統内での積立金が四百六十億円に上つていて、運用されている制度でございます。現在、系統内での積立金が四百六十億円に上つていて、運用されている制度でございます。

○榊崎泰昌君 今、両々相まってというぐあいに

言われましたけれども、両々相まってになっているのか片方だけが働いているのか、制度としては二つあるわけですが、若干疑問に思つているところがあります。

今、相援と申されましたけれども、相互援助制度です。相互援助制度の方には実は貸付制度とそれから特別助成というんです。特別支援というんです。この制度は実質が余りなされていない、件数としてもごくわずかというぐあいに聞いております。貸し付けの方は資金融通であつて元本は返ってくるわけですが、特別支援の方は本当に支援をして出し切りになるわけですね。

特別支援というのはいくらもやっておられるんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 特別支援につきましては、最近では貯金保険機構が支援を行った事例が五件ございまして、一部を負担して支援するということでございます。

○榊崎泰昌君 その二つは先ほど来両輪であるとかんとか言つておられますけれども、その片方が落ちれば片方が膨らむわけですね。どういうことになつておられるんですか、それは。

○政府委員(熊澤英昭君) 基本的には、まず農協が破綻をした場合に原則として県内の系統組織が支援できるところは支援をする、あるいはその以前の段階としまして、経営困難に陥つた農協がみずから経営改善を、例えば不良債権の処理に全力を尽くすということは大前提でございますが、その上で県内の系統組織におきまして経営破綻を来した農協に対して支援を行うというのが通常でございます。

その上で、県内で負担し切れない事例につきましては、全国段階の支援ということでこの貯金保険機構の発動が行われるというのが実態でございますが、その際に、この貯金保険機構の発動と相

まちなして、系統組織内の互助組織としての立場からそうした破綻組合に対しても支援するということ、従来支援の一部を負担してきていたということでございます。主体としては貯金保険機構による支援が相当部分を占めておりますけれども、一部は相互支援の精神から負担をし、支援をしている、そういうことで両制度が、両制度と申しますか、貯金保険機構による支援措置とこの相互援助制度によりまして支援と双方が同時に発動されまして支援措置が行われているというのが実態でございます。

○榊崎泰昌君 甚だあいまいな説明でよくわかりません。すなわち、破綻をしたときには相互援助制度で何割やるのか、いやそのときそのときに応じてやるだけやらないか、大体保険機構の方でまあ八割なら八割は持つてくれるから二割は相互援助制度で持つてやうという運用をなさっているのか、もう少し詳しくお話しください。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。基本的には、やはり経営困難な農協、破綻した農協を処理する、債権について処理する場合に貯金保険機構による制度によりまして支援するというのが原則でございますが、これは財源の状況でございますけれども、従来の発動の例で申し上げますと、貯金保険機構が負担する部分が四・五ないし五に上つて、相互援助制度で負担する部分が一・すなわち二割程度の部分につきまして相互援助制度のもとで支援をしているというのが実績でございます。

○榊崎泰昌君 そうすると、制度的にははっきりしたルールはないけれども、系統間でできる限りの、協同組合組織ですから仲間内としてできる限りの援助をやるという趣旨であると、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○政府委員(熊澤英昭君) まさに御指摘のとおり、相互援助の精神からできる限り支援をしたい、ただ財源その他あるいは破綻組合の破綻の状況にもよりますけれども、そのような意味ででき

る限りの支援をするということでございますけれども、現実には財源状況その他制約があるということと二割程度の支援をしているというのが実績でございます。

○榊原泰昌君 今度の法律案では、相互援助制度に基づく資産の買い取りに対する支援ということが新たに条項として加わっているように思いますが、すなわち、経営困難組合から資産買い取りを行う信連の子会社、それに対する支援をするんだというぐあいに書いてありますが、具体的にはどのように考えたらよろしいですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

破綻した農協、経営困難な農協を処理する場合に、まず破綻した農協がみずから資産を処分し、あるいは出資を減ずる、そういった努力をまず行うというのが大前提でございますけれども、その上で不良債権の処理が円滑に行われませんと再建あるいは合併への道がなかなか開けないという実態でございます。

そこで、その場合に、通常県内での処理を基本といたしておりますので、これまでにも実績がございますけれども、県内に系統関係で債権の買い取り子会社を設立するという手法を用いております。そこで、基本的にはその債権買い取りの回収会社が不良債権を分離、買い取りをいたします。その上で経営困難な組合の合併を促進する、あるいは再建を行うという手法を通常とっております。

その際、この債券買い取り会社に対して通常は信連その他が融資面での支援を行うのが実態でございます。そうした場合には、その信連の債権回収会社に対して資金援助をする際、その資金に付して貯金保険機構からも資金援助ができる、そういうことで今回お願いしているわけでございます。

○榊原泰昌君 もう一通聞きますけれども、信連その他は資金の融通ですか、資金の援助ですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 通常の場合で申し上げますと、破綻した農協の不良債権を分離する場合

には、信連等が設立をいたしました債権回収会社の時価でその不良債権を買い取るということが実態として考えられます。その際に、通常信連が債権回収会社に対して買い取り資金の貸し付けを行うということになろうかと思えます。そこで、その信連が債権回収会社に対して貸し付けを行う資金に対して貯金保険機構が支援をできるということになろうかと思えます。

○榊原泰昌君 そのときに、時価で買い取ればその単価に対して貸し倒れが起こるわけですね、損益面では赤字になるわけですから、それはどうするんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 破綻した農協が不良債権を時価で債権回収会社に売却した場合には確かに御指摘のように損金が生ずるわけでございます。その損金は系統内で資金を援助いたしまして償却するというのが現在の処理スキームの通常の形態であらうかと思えます。

○榊原泰昌君 ということは、すなわち系統内で資金援助をすると言われましたが、それは相互援助じゃないんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) その場合には、確かに理念としては相互援助でございますけれども、システムとしては通常県内で信連が中心となりましてその債権の償却、これは短期というよりむしろ長期的な計画で償却する場合が多いわけでございますけれども、そうした長期的な償却スキームを作成して償却を行うというのが実態かと思えます。

○榊原泰昌君 そうすると、先ほど言われた相互援助五件のうちには件数としては入っていないと、そういうことですか。

○政府委員(熊澤英昭君) その場合の資金の手当てにつきましては、相互援助組織によって資金を調達する場合もあらうかと思えますけれども、県内の系統内での資金で賄われているのが通常でなかろうかと思えます。

○榊原泰昌君 そういうことで、相互援助制度というものと貯金保険機構とが両輪になるわけ

でしょうけれども、何とか信用維持に努めてこれらたし、これからの勢めていかれる、こういう趣旨だろいうぐあいに思えます。

そこで、ちょっと場面が変わりますけれども、この法律案では信連と農協中金が貯金保険機構の対象になっていないんですね。それはなぜですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

これも御承知のところでございますけれども、系統金融機関の場合には農協段階で約六十八兆の貯金量がございまして、これに對して貸し出しの割合が三割程度でございますので、相当の資金が県の信連段階に預けられる、さらに信連段階から農林中央金庫、系統の中央銀行のような役割を果たしているわけでございますが、農協中金に資金が預けられるということで系統の資金全体が運用されているわけでございます。その意味で申し上げますと、信連と中金の場合にはその貯金の相当部分が農協、つまり農協に貯金をされた資金が上部団体に預け入れられるということでござい

ます。そこで、この貯金保険制度におきましては、最初の段階の農協に預け入れられております貯金について現在では全額保護されているということとございまして、そういう意味では、農協中金と信連における貯金も農協段階においてこの貯金保険機構で保護されているということでございまして、農協中金と信連の貯金について保護するということはいわばダブルになってしまします。その意味で農協系統においてこの貯金を保護しているということとござい

ます。他方、農協中金と信連につきましては、昨今の信用秩序維持、金融システムの安定化の一環として今国会冒頭で御審議いただき成立を見ました金融機能安定化法の中で農林中央金庫と信連は対象にしていたのでございまして、そういう意味では他の業態と同様、金融機能安定化の中での金融システム安定化のための制度の一員として位置づけられたというふうに考えております。

○榊原泰昌君 ということは、すなわちこの貯金保険機構というのは預金者、この場合でいえば貯金者ですが、貯金者の保護ということでこの法律案ができており、そのためには単位農協の段階で貯金者の保護をすればいい、確かに信連あるいは農中はそのれれ単協あるいは信連から貯金を預かっているけれども、それは安定化法の方で考えているんですね、こういう意味だというぐあいに思えます。

ところで、新聞その他で見ると、今、農中はA1+というような格付を格付会社からいただいたりしているようすけれども、信連はこの信用不安のもとはないか、相当困っているのではないかと、いうぐあいに報ぜられる、あるいは思われているわけですが、特に一昨年の住専騒動のときには信連は経営状態が赤字になるというふうな話がございます。

現在、信連の経営状態はどのようになっており、赤字組合などの程度あり、全体としてはどういう状況になっているのか、御説明ください。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに、平成七年度の信連の決算におきましては、住専処理に要します二千億円の負担ということもございまして、その時点の決算では過半の二十四の信連が赤字になったという状況でございます。平成八年度におきましては、御承知のとおり、金利水準が低下をしている状況の中で調達コストが低かった、あるいは、これは比較の問題でございますが、国債を中心に債券市場が堅調に推移していたということもございまして、平成八年度の決算におきましては、辛うじて黒字になったという信連も含めまして、すべての信連が黒字になったということとございまして、ただ、一信連当たりで申し上げますと経常利益で三十八億円というところでございまして、全体に必ずしも楽な経営であったというふうには考えておりません。まだまだ経営環境は厳しいというふうに考えておるところでございます。

○榊原泰昌君 先ほど言われたように、平成七年

度の決算では二十四の信連が赤字決算になっていたわけですね。今、金利が低下をいたしましたのでという御説明がありましたけれども、金利の低下だけが原因なんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) やはり大きな要因としては金利低下に伴う調達コストの低下というのが一番大きな要因だったかと思いますが、同時に国債あるいは債券市場が比較的堅調に推移した、そういうことによつて一部においては益出しも可能であつたというふうに理解をいたしております。

同時にまた、こうした経営環境の中で信連自体も合理化に取り組んでいるところがございますので、そういう効果が総合的に出まされて何とかなすべの信連が赤字を脱したというふうに考えておりますが、他方で一信連当たりの経常利益が三十八億圓ということでございますので、必ずしもすべての信連が楽な経営になったというふうには考えておりません。

○橋崎泰昌君 私も、金融機関の一つですから三十八億圓あつたから経営は楽だねというようなことは決して申しません。むしろ金利が急激に下がったということに関連して、より多くの利益を確保すべき性質のものだと思ひますが、さらに申し上げますと、信連も、先ほど言われましたように、その大部分を実は農中に再預け入れというんではどうか、再々預け入れというんでしようか、しておられるわけですから、農中の方の金利も当然下がつていくわけですね。ですから、なかなかそう簡単に収益がよくなつてくるとは思われないうというぐあいには思ひます。

同時に、農水省も大変御心配になつておられて、後でまた再編・合併の話もちよつと触れたいと思ひますけれども、信連についてはどうも独立させておく必要はないのではないか、それを農中に統合したらどうだということでも国会でも御議論を願ひ、法律案も出したということでございますけれども、その信連の扱ひは現在どのようになつておられ、どのように措置されておられますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 最近の金融情勢の

化、そういう中で系統金融が生きていくために大変厳しい経営改善、体質の強化を迫られているというところは、これは紛れもない事実でございます。そうした環境の中で系統組織全体といたしましては、全体として組織の整備、リストラを

図つていこうということ、信用事業を含めまして、現在、全国団体、県団体、それから単位農協という三段階のシステムをとつておりますけれども、これを全国的に将来は二段階、つまり全国団体と県団体に統合していこうということで系統組織を挙げて取り組んでいるところでございます。

その中で、信用事業につきましても、現在、農林中金と県の信連との統合についての具体的な条件、方針を検討しております。この六月にも統合のための基本方針をまとめるという段階になつておりますので、そういう意味では、そうした基本方針に基づきまして、今後農林中央金庫と幾つかの県の信連との間で具体的な統合の取り組みが進められる状況にあるというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 当然そういう機運が出てきているんだと思ひますが、どの程度の信連がそういうことを希望され、どの程度の信連が希望されていないと考えてよろしいんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 農協系統組織全体としては、これは信用事業にかかわらず経済事業等も含めまして、全国的に二段階の方向に進めようというところで方針を打ち出しておりますけれども、信用事業につきましても、農林中金との統合をしよう、将来的には統合していこうということ、既に二十五の県ではそういう方針を県段階において決定しているという状況にござい

ます。先ほど来申し上げましたように、具体的な統合の方針につきましてもこの六月にもまとまるという状況になつておりますので、そこから具体的な統合についての話し合いが始められるというふうな考へておりますが、私も数県については具体的な農林中金との統合の話し合いが始まるだろうと

いうふうに見ております。

○橋崎泰昌君 いや、何というんですかね、県連サイドから見ると、具体的な名前を挙げてはあれかも知れませんが、長野県とかあるいは兵庫県とか北海道とかいうのは信連としては割合に健全なうんでしょかね、利益を上げてはいる県連になつていないと思ひます。そういうのは現在の客観的、経済的事情によつて農中と今統合せよやならぬということにはなかなかならないだろうというぐあいに思つています。

そうすると、農水省の御指導、今余り指導行政はやりませんけれども、考え方としては、信連は残りたいと言つて手を挙げたところは残すし、いや、一緒に残りたいよというところは一緒にしていく、そういう中途半端な態度ですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。今、確かに先生が御指摘になつた信連につきましましては基本的に大変経営内容のいい信連でございます。農協系統、つまり全中を中心としたし進んでいくという方針は決定しておるわけでございますが、しかしながらやはり具体的な統合に当たりましては、それぞれの県の事情、あるいは信用事業におきましてはそれぞれの信連の経営状況といったものも当然考慮されるわけでございますので、そのような意味では今御指摘になつたような信連については農林中金との統合ということ

を決定いたしております。これまで農林中金を中心として系統の中で協議されていく中でも、農林中金と県の信連との統合のはかに一県一組合のJAが成立する場合もあり得る、あるいは県の信連が信連としての機能を維持したまま連携を強める、そういう道もあるという考へ方も出されておるもので、そこは状況に応じて、基本的には系統組織の信用事業の効率化、健全化が基本でございますので、そうした具体的な状況は加味しながら統合についても進められるというふうな考へております。

○橋崎泰昌君 状況に応じてなんて都合のいい言

葉で、一体何を言っているんだかさっぱりわからぬというふうな感じがします。要するに、つぶれそうな信連は農中に吸収しようやということにすぎないのではないかと、大変失礼な言い方ですけども、そのような感じもします。したがつて、基本的な考え方としてどのような系統金融を考へるかということとは非常に重要な問題だと思ひます。

それから、ついでのことにおし上げますけれども、私どもの印象としては、信連は大部分の資金を農中に預託し、さらに貸付事業もやつておられます、有価証券の運用もやつておられますけれども、大変人数が多いんですね。それで、恐らく農中と合併をなさるということになれば当然そうじやうリストラを十分考へていかなければならぬのじやないかというぐあいに思ひますけれども、その点についてはどうのうに認識され、やつていこうと考へておられますか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに、農林中金と信連が統合いたします場合に、そのメリットはやはり農林中央金庫と信連が合併したことに伴う経営体質の強化、経営の合理化ということだと思ひます。そのような意味でいえば、支店あるいは店舗の減少、あるいは従事している人員の削減、そういったことも効率化の上では基本的に重要なことだろうというふうに考へております。

農林中金と信連の統合に伴ひまして人員がどの程度削減されるかというのはこれからの問題でございますけれども、信連自体も現在の合理化には取り組んでおります。信連自体の職員あるいは店舗の数を見ましても、信連段階で平成七年三月には八千八百三十八名の職員がおりましたけれども、平成九年の三月末では八千三百六十四名ということで職員が減少いたしてきておりますので、そういう意味では、農林中金との統合という今後の合理化への道もございまして、現在でもなお信連自体としても努力をされているという状況でございます。

す。
○横崎泰昌君 リストラというのは、言うのはやさしいけれども実は大変なことだ。要するに職員をやめさせないかぬ、人件費を払わぬよというのですから、大変申しわけないんですが、私もリストラをやれよというのを平気で言いますけれども、そういうことで失業者がふえる、どこかでそれを吸収せよならぬというようなことがあつて、なかなか実際には難しい問題なんです。

それで、信連を農中に合併していくという御方針は御方針として結構なんですけれども、同時に各県に支所を設けるんだと。農中は各県に支店がございましてね。それと一緒にしていくのか。連合会並みにどこかにまた事務所をこしらえてクツシヨンをまた置いちゃうというふうなことになるかと非常にむだなことになるわけですね。

これから審議会を開きになって何かしら御結論を出そうという考えだと思ひますけれども、やっぱり合併するならば合併するらしく何かしらちゃんとしたメリット、方針を置いてやらないと非常に安易な合併になるといふぐあいに私は思ひますが、いかがですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

まさに御指摘のとおりだと思ひます。農林中金と果の信連との統合におけるメリットの一つは合理化であるいは経営基盤の強化ということであろうと思ひます。そういう意味でいえば、支店あるいは支所の重複した部分の整理あるいは人材の適正な配置、それは人員の削減を伴うということになるかと思ひますが、そうした点も含めて現在統合についての基本方針についてかなり農林中金を中心とした具体的な統合の方針を決めるという最終段階に入つておりますので、そういう中でそうした視点も踏まえた統合へのプロセスというのが始まるというふうな考へております。

○横崎泰昌君 信連に関連して、統合を図っていく努力をやることは結構ですが、非常に困難な道であるということをまず認識いただくの

と、しかし基本はきちんとやれば結構なわけですね。何のために農中と統合するのかという意味がないわけですね。それぐらいの覚悟を持つておやりをいただきたいというぐあいに思ひます。それから、今度は信連の話から外れて単位農協の話をお伺ひしたいと思ひます。

単位農協では、実は貯金事業だけでなくて共済事業もやられては。購買もある。住宅もある。いろいろな事業をとらやっておられるわけですね。言つてみればどらぶり勘定の経理をやつておられる。伝へ聞くところによりますと、共済と貯金事業以外は全部赤字で、貯金、貯金というのは信用ですね、信用部門とそれから共済のところの利益で食つておるんだというふうな話もございしますが、実際はいかがでございしますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 御指摘のとおり、確かに農協の経営は信用事業のほか販売事業、官農事業、共済事業、多岐にわたつた形で総合的な事業をやつておるわけにございします。従来、確かに御指摘のように信用事業と共済事業の利益、これはほかの部門での赤字を補つてきたという実態にはございします。

ただ、昨今の状況の中で申し上げますと、やはり今後信用事業あるいは共済事業がなかなか厳しい経営環境になる、そうした意味でいえば農協の事業全体として従来のように信用事業あるいは共済事業におんぶをして経営を行つていくということがだんだん厳しい状況になつていくということに御指摘のとおりでございします。

そのような意味で、私も、農協経営全般につきまして部門別にきちつと収支勘定を明らかにして組合員にも開示をすべきであるというところで、平成八年十二月の農協法の改正の中で部門別損益の開示を義務づけたところでありまして、これは本年の事業年度、平成九年の事業年度からそうした部門ごとの損益を組合員にも開示をするようにというところで義務づけたところでございします。

したがいまして、今後そうした部門別の収支状況が組合員にもきちつと開示をされ、そして組合

員と役員、あるいは幹部の間で組合の経営についてきちつと相互に情報交換、意見交換が行われ、全体として組合が総合事業体としてのようになつていくべきか、さらには信用事業、共済事業に依存できないような状況が強まつていく中で、他の部門についてどのような合理化を図つていくか、そうした点についてさらに改善がなされるというふうな考へておられますので、私もそうした点を踏まえながら農協全体の運営についても指導をしてまいりたいというふうに考へております。

○横崎泰昌君 私の手元に持っております資料によれば、一農協、総合農協でございしますが、その一単位当たりというんでしうか、総平均というんでしうか、平成八年ですけれども、それから共済部門で一億九千九百九十九万円の赤字、それから販売部門で三千六百九十九万円の赤字、倉庫部門で七百九十九万円の赤字、加工部門で五百九十九万円の赤字、みんな赤字なんです。利用部門でも二千三百九十九万円の赤字、その他で大体五百九十九万円の赤字というぐあいに並んでいるというところで、経理部門で経理を分けてやるのはいいんですけれども、分けたつて帳じりは全部どんぶり勘定になつていくわけですね。これは合計でいうと一億五千九百九十九万円の赤字ということになつていきますけれども、それは先ほど申し上げたように信用部門と共済部門の赤字が全部補つておるということになつておると思ひます。

要するに、どんぶり勘定という意味で、総合勘定と言つてもいいですが、こういうことではないんではないかと。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに、従来の信用部門、共済部門の赤字がかなり大きな利益を生み出してきたという中で、他の事業部門についてそれを充当したという実態にはございします。

それは言つてみれば、例えば購買、販売におきまして独立採算を高めようといふとしますと、どう

しても手数料あるいは販売価格に反映をさせざるを得ないということもございします。そのような意味では組合員にとりましては販売の手数料と信用部門での利益の相殺というのが一面であらうかというふうに考へております。

しかしながら、昨今の信用事業あるいは共済事業をめぐる環境の厳しさを考へますと、今後、従来のように信用部門、共済部門の赤字をほかの部門に充当するということがなかなか難しい、あるいは厳しくなつていくであろうということは想定されると思ひます。

そのような意味でいえば、ほかのそれぞれの部門におきまして、購買、販売等でございしますが、そうした部門におきましてできるだけ採算の合う方向にシフトしていくということが重要であらうというふうに考へます。

その意味で、先ほど申し上げました農協法の改正によりまして、各農協におきまして部門別の損益をきちつと組合員にも開示をし、それぞれの部門における合理化というものを組合員と組合の経営者の間で十分に認識をし、議論をしていただく、そうした中で農協経営全体として健全化を図っていく、そういう方向が必要であらうと。そのために部門開示についても義務づけをしたところでありまして、そうした点を踏まえながら私も十分配慮して指導してまいりたいというふうに考へております。

○横崎泰昌君 私は、経理区分をすることはもちろん必要だし、それを開示していくというふうな御方針は御方針で結構なんですけれども、そしてまた購買部門の赤字をこちらの方で埋める、いろいろな会社がいましていろいろんな事業をやつて相互に、内部補助というんでしうか、そういうことをやるということ自体に問題があるとは考へていませんけれども、実はここで政府保証というのが貯金に入つてくるわけですね。要するに、購買部門だとか何と部門だとかいうのに一生懸命責

いであるわけでしょう。責めだ結果、赤字になつ

ちゃった、政府に助けてくれよというようなこと
が行われると問題が生じてくるんです。ただ、破
綻農協というのは恐らく貯金がだめになっちゃっ
たので全体として破綻しているのではの赤字ま
でしようというふうなことはできぬでしょうから
あるいはそういうことかなというぐあいに思いま
すけれども、私は、貯金部門が政府保証の一端に
つながっているということになれば、やっぱり経
理区分だけじゃなくて独立させたらどうだとい
う意見が当然出てくると思うんですね。

先般の日経新聞では、こういうぐあいに書いて
ありますね。農協は本業の経済事業が赤字を続
け、それを金融や保険事業の収益で補ってきた
と。農協幹部は、経済事業が赤字なのは当たり前
だと。今、農水省の方が言われたとおり、当たり
前だというぐあいに思っておられるわけですね。
このどんぶり勘定を改め、本業でもうかる体質に
改めない限り、農協の健全化は望めない。それ
もそのとおりだと思います。金融事業は農業投資
銀行として独立したらどうだ、それが本当なんだ
けれども、今は余り急激に変えられないからせめ
て経理区分だけというふうなことがこれに書いて
あります。

投資銀行で全く経理を別にする、投資銀行とい
う名前をつけなくてもいいですけども、そうい
うことについてはどういうぐあいに考えてござ
いますでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

まさに御指摘の経済事業が赤字というのは、こ
れは実態としてそういうことでございますが、確
かに従来、信用事業あるいは共済部門の利益が相
当大きかったというところでかなり他の購買事業、
販売事業に対して資金的に余裕があつて回せたとい
う実態があることは事実でございますが、しか
しながら、先ほど来申し上げておりますように、金
融事業あるいは共済事業が昨今のような厳しい状
況の中で、そうした部門での利益に依存するとい
う体質はやはり改めていかなければならないとい
うふうに私も考えております。

そのような意味で、できるだけほかの部門につ
いても採算性に近づくようにという指導を現在し
ているところでございますが、その一環といたし
まして、先ほど来申し上げましたように、部門別
の経理を明らかにして組合員、そして組合の経営
者が農協全体の経営について見直す、それぞれの
部門についての改善合理化を図っていく、そうい
ういわば経営改善のための土台、ベースを示すとい
う意味でまずは経理部門の分離、公開というこ
とを現在進めているところでございます。

他方、農協の信用事業の分離論というのが日経
新聞でも上げられているわけですが、この
農協の信用事業の分離論につきましては、従
来、一部にそういう御意見を上げられた方もござ
いまして、農政審議会でも平成八年八月に御議論
をいただいたことがございます。

その際、この審議会におきましても、農協が
行っております信用事業につきましてもは農協の基
本的な重要な活動であるという位置づけの上で、
一つには農協が信用事業を行うというところで農協
が農業者の経営状況をより正確に把握し、的確な
営農指導等が行われる、さらに農業者サイドとい
たしまして、信用事業を含めて農協と取引を行
うというところで、これは営農に限らず生活全般に
関しまして農協組合員、農業者のニーズが農協の
方で一元的に充足できる、それから農協の信用事
業における決済機能を通じて農協の貸出原資
が自動的に調達される、つまり調達コストが安い
というところでございますが、それから信用事業を
別組織とした場合には当然のことながら組織運営
のコストがかかる、そうした点から全体として信
用事業を含む農協としては総合事業体として活動
を行うことがメリットが大きいのという御議論のお
まともをいただいております。

私ども、そういうことで、やはり農協としては
信用事業を含む総合事業体として機能を強化する
ことが重要ではないかというふうに考えておると
ころでございます。

○橋崎泰昌君 私今直ちに経営を分離しろとい

うようなことを言っているわけではありませ
ん。確かに、今御説明になったように、農協というの
は農家に対する施策を総合的にやっているところ
ですから、いろんな情報が入ってきて、それが複
合されて農家のためになるという形で運営をされ
なければならぬことは間違いないと思ひます。
早急にしろというわけじゃありませんけれども、
今おっしゃったように、だんだんそういう形に
持っていくかないと農協自体の経営がおかしくな
っていくというふうなことになるんじゃないかとい
うぐあいに思っているところでございます。

そして、さらに言えば、農協の信用事業とい
うのはこれから一体どういうぐあいにあるべきなん
だろうかというふうな議論が出てくるように思ひ
ます。二〇〇一年にいわゆる金融ビッグバンとい
う形で相当の、実のことを言うところ現在もうビッグ
バンになつていっていると言っている感じがござ
います。金融機関によつては、いわゆるホール
セールというぐあいで、都市銀行のようにある
らゆる金融部門を全部やろうというところもある
し、地方銀行のように、おれはこれに特化するよ
と、アメリカなんかでは金融機関といつても非常
にバラエティーに富んでいるというふうなことで、
自分の専門部門に特化してやるというふうなこ
とを各金融機関は生き残りのためにやっている
わけでございます。

そういう感じで言いますと、農協はトータルの
言い方としては農村地域を中心とする地域金融機
関である、言ってみれば信用金庫も同じような位
置づけになるかと思ひますけれども、そのような
ことでやっておられて、そして今、金融ビッグバ
ンがあるとかなかなかこれからの運営は難しいとい
うぐあいに思ひますね。そのようなことを前提と
して考えれば、規制緩和とかその他のことによつ
て商社との競合も行われる等々、なかなか他の事
業も厳しい局面にさらされているというぐあいに
思ひます。

それで、ちよつと漠然とした聞き方になるかも
しれませんけれども、そういうことを踏まえて、

これからの農協の信用事業はいかにあるべきか
というところについて、これはちよつと大きな問題で
すから農水大臣に御答弁願ひます。

○国務大臣(島村宣伸君) 二〇〇一年の金融ビ
ッグバンに向けまして、農協系統金融機関におきま
しても他の金融機関との競争がますます激化する
ことが予想され、経営環境を取り巻く状況は一段
と厳しさを増すものと予測されるのでありま
す。

このような中で農協系統金融機関については、
組合員のための金融機関であるとともに、地域金
融機関でもあるという性格を踏まえまして、組合
員と地域の貯金者の信頼を得るとともに、貸し付
けによつて農業及び地域経済社会の振興を図るこ
とが基本であると考えております。

このような機能を十分に発揮していくために、
農協系統におきましては、二〇〇〇年に向けて農
協の広域合併及び信連と農林中金の統合を推進す
るとともに、経営の効率化、健全化に取り組んで
いるところであります。

農林水産省といたしまして、農協系統のこの
ような取り組みを積極的に支援し、農協系統金融
機関がその期待される役割を果たしつつ、我が国
金融システムの一員としての責任が全うできるよ
うさらに指導を強化していこうと、こう考えてい
るところであります。

○橋崎泰昌君 今、一つの方法として農協の合
併、要するに拡大というお話がございました。確
かに、拡大していく、合併をしていくということ
は、それがリストライないしは何か、そういうこ
とにつながつてくればあれです、それから集約
されたいろんな考え方、事業の推進を一つのこ
ろにまとめてやれるんだというメリットは確かに
あると思ひますね。

農林水産省では合併ということを打ち出されて
既に着手をされているというぐあいに思ひますけ
れども、それはどういう状況でございませうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

農協の合併の状況でございますが、現在、農協組織は基本的には広域合併と全国通と県通との統合といった合併を進めているわけでございまして、農協における合併の状況につきまして申し上げますと、最近の数字で申し上げますと、平成五年の四月一日では三千十二の農協がございまして、本年、平成十年五月一日、現時点で千八百三十三農協ということで、最近五年間で千七百七十九農協の減少を見ているところでございます。

系統全体といたしましては、二〇〇〇年に約五百三十農協にしようということで合併の目標を立てまして、現在推進をしているところでございます。

これは従来のペースで考えますとかなり順調に進められているというふうに考えております。今後とも、こうした農協の取り組みに対して私ども積極的な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 二〇〇〇年までに五百三十に集約しよう、それはそれで結構なんですけれども、実は集約しても、さっき申し上げたように、リストラが伴わないと何の役にも立たないんです、何をやっておるんだと。従来、お伺いしているところでは、農協を合併しますとみんな農協の支所を残すんですね。職員も残すんだというふうなことを聞きますけれども、合併によるリストラ効果というのはどの程度あるんでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。合併の効果は幾つかあると思います。一つには、経営効率の観点から申し上げますと、支店あるいは支所の削減、それから人員の削減、管理部門の強化、経営基盤の強化、こういったところでございます。

具体的に申し上げますと、平成六年にJA、農協系統全体として三十五万人の役員がいたわけですが、それを二〇〇〇年までに三十万人体制にしようということで五万人の職員の削減を目標として取り組んでいるところでございまして、平成八年度におきましては、三十四万二千人

というのが平成八年度における職員の数でございますので、そういう意味でいえば人員の削減、支店の合理化、そういった面についてもかなり真剣に取り組んでいるというふうに見えておりますので、私どもそうした動きにつきましても積極的に今後とも支援してまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 私の承知しているところでは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、支所あるいは支店の数は若干は減っているかもしれないけれども、その減り方は非常に微々たるものである。これは実のことを言うと、信用事業だけじゃなくて他の事業も入っていますから、風評によれば農民と農協との距離がかえって広がっちゃった、アベイラブルでないというふうな声も聞かれます。

そういう意味では、東京でいえば区役所がいろんなところに支所をつくっているのと同じようなことかもしれません。しかし同時に、私の属している区役所なんかは電算化が行われて、本所との連絡は全部電算化システムでやっている。したがって印鑑証明、住所変更等は即座にできるというふうな状態になって定員の削減をやっているんだと思いますけれども、そういう効率化が図られています。

だから、農協を合併するとき何かしら、支所を残さないと人との接触が悪くなるとかいろんなことがあるというぐあいに思いますが、同時にやっぱりリストラをやらなきゃいかぬ。持っている資料によりますと、一万八千ぐらいあつた支所は現在は一万六千五百ぐらいになっている。確かに減っていますよ。減っていますけれども、それぐらいの減りでいいんでしょうか。さっき三十五万人だと言われたのは実は最盛期の話なんです。現在は三十四万人ぐらいです。若干減っている傾向は見えますけれども、そういうことで農協の改革はできるでしょうか。それを非常に心配するんです。

同時に今度は、皆さん方も悩んでおられると思

いますけれども、農協と農民との間の距離がどうなのか、農民に対するサービスがどうなのかという点もあると思います。それは農政の問題との絡みなんです。貯金事業ということになると若干ニュアンスが違ってくる。結局、経済原則の話と農政の話とはベースが違いますが同一にはもちろん議論されないわけですが、そういうことについてどのように認識をされているんでしょうか。

すなわち、大臣が言われたように、合併ということを進めていくんだと、そうすることによって金融機関としての荒波を乗り切っていきたいんだということ、農政との絡みでそれは言ってもリストラというのはそんなにできないよということ、その辺についてどういうぐあいに感じてございましょうか。これは農林大臣にお伺いした方がいいかもしれません。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。まさに先生御指摘のとおりだと思いますが、やはり系統組織全体として、これは信用事業も含めましてこうした他業態との競争が激化する中で、系統組織全体として合理化を進めていくということとは基本的に重要であろうと。これは系統組織みずからそのように強く認識をいたしております。三年前から基本的な方針を立てまして、人員の削減、これは先ほど申し上げましたように三十五万人体制から三十万人体制に削減していくこと、それから全国段階と県段階の組織もできるだけ統合していくということを進めてまいっているわけでございます。それはとりもなおさず系統組織全体として組織の経営の効率化、体質の強化ということが目的でございます。

他方で、御指摘がございましたように、そうした農協の広域化が進む過程の中で、農協と組合員との距離が遠くなってしまう、組合員の意思あるいはニーズが農協に伝わらないという弊害が出てくるという指摘もなされております。そこで、それはやはり組織自体としても農協の広域合併に当たりまして一つの留意すべき点として認識をいた

しております。

例えば、具体的には先生がおっしゃいました支所を残すというふうなこともございますが、この支所も従来どおりの数で残したのでは合理化になりませんので、どうしても支所の数も集約していかなければならないことになるわけでありまして、けれども、その際に事務の合理化、つまり電算その他の機器の使用により事務の合理化がまず基本的には必要でございます。同時に、例えば支所に指導員を集約的に配置をいたしまして、そうした指導員が巡回をして各農協の組合員との意思疎通を図っていく、あるいはそうしたセンターにおきます指導員が地域におきます県の普及職員あるいは市町村の担当者との連携を強めていく、そうしたことによりまして農協の組合員のニーズがで

きるだけ吸収されるようにそうした配置が必要であるということ、営業センターの設置というふうな構想も現在進められているところでありますので、確かに二律背反的な部分もあるわけでございますけれども、やはり経営の合理化とそうした組合員への配慮というものが双方きちっと配慮しながら経営の合理化を進めていくべきだろうということ、農協みずからそうした取り組みを進めておりますけれども、そうした点に私ども配慮しながら指導してまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 当委員会は財政・金融委員会ですから、営業指導とかそういうことを議論しているわけではございません。信用事業についてどういふぐあいに物々考えるかということを議論させていただきたいと思っております。

信用事業については、支所その他は電算機器化をどうするのか、それから支所というぐあいに物事を運ぶのか、従来と同じようにやるのか等々の議論が当然なされるべきではないだろうかというぐあいに思っているところでございます。そこで、ちょっとまた質問を変えますが、漁協の信用事業、これは農協以上に漁協というのは大変だというぐあいに思っています。これは、合併す

るといったって、港、港に漁協はあるんですから。それから、こんなことを言つては悪いですけど、漁業権は漁業権で港、港にあるわけですから。

これはどういうぐあいになるんですか。現在どれくらいあり、どういうぐあいに合併その他を考へておられるのか、お答えください。

○政府委員(嵐田道夫君) 今、先生が言われましたように、漁協の合併はいろいろと難しい問題がございます。

現在、平成九年度で申しますと、千八百九十六の漁協がございます。一般的に言いますと、漁業を取り巻く情勢が非常に厳しいことから漁獲量が減少してきているというふうなこともございまして、漁協の経営がもう非常に困難になってきておるといふわけがございます。ただ、他方、そういう中で海洋法条約の批准に伴ひまして二百海里体制が本格化してきているというふうなこともございまして、漁協が組合員に対して経営指導でございまして、か資源管理を行うというその役割の重要性は非常に増してきているというふうな問題もございまして。

そういうことで、非常に経営が厳しい中で漁協の役割の重要性が増してきているという中で、漁協系統全体といたしまして、新たに一県一漁協または一県複数自立漁協というのを目指しまして昨年の五月に系統みずからが機関決定しております、現在これに基づきまして漁協合併に積極的に取り組んでおるといふ段階にございまして。

水産庁といたしましても、このような漁協系統の取り組みを支援いたすために現在いろいろな予算措置等を行っているところでございますが、実は今国会におきまして議員立法によりまして漁業協同組合合併助成法の拡充、延長が行われました。これとともに、先ほど申しました予算措置とあわせまして、この漁協合併がさらに促進されますように今後とも水産庁といたしましても努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○橋崎泰昌君 合併を促進するのは、もちろんそのように従来も答弁されてはいますし、我が方も期待しているわけですが、具体的にはいつごろまでにどうするんですか。

○政府委員(嵐田道夫君) 全漁連の方は、漁協系統でございまして、漁協系統の目標といたしましては十年後、平成十九年度末というのを目標としておりますが、それまでに先ほど言いましたように一県一漁協、それができない場合には一県複数自立漁協と言つておりました、おおよそのめどをいたしましては先ほど申しました現在一千九百弱の漁協を二百ぐらいに持つていきたいというふうな考へております。

ただ、いきなりは無理でございまして、その中間の五年後の目標というののも一応つくつておりました、平成十四年度末には七百ぐらいにしていきたい、それを平成十九年度末には二百ぐらいにしていきたいというふうな計画を持つておるところでございまして。

○橋崎泰昌君 割合のんびりした話ですよ。実際上やろうと思えばいろいろな障害があり、いろいろな意見があつてなかなか実現しないよということであろうと思ひますけれども、先ほど大臣が言われたように、ビッグバンの状態で世の中が非常な勢いでやつぱり変わつていつていくわけですよ。それに応じていろいろな組織が変わつていかなきゃいかぬという状態でございますので、せっかくのお話でございまして、それなりに御努力をお願いしたいというぐあいに思ひます。

それから、ちよつともう時間も詰まってきましたのでデイスクロージャーの話を若干お聞かせ願ひたいと思ひます。

先ほどから部門別にデイスクロージャーをするというお話がございましたが、どういう原則でデイスクロージャーをやると考へておられるのか、お話しください。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。農協系統のデイスクロージャーの状況でございますが、既に農林中金と四十七の信連は不良債権

のデイスクロージャーを行つております。また、ことしの三月期の決算からすべての農協におきまして不良債権のデイスクロージャーを行うというところで、ことしの五月、六月に決算期を迎える農協が大半でございますが、その時点で各農協においても不良債権の開示が行われる、そういう予定になつております。

○橋崎泰昌君 デイスクロージャーをなさるといふけれども、その項目はいわゆる全銀協基準、あれと同じようなことを考へてやつておられるんでしょうか、大体一年おくれになつておられるんではないかと思ひますけれども、それで、その総額はどれくらいになつていきますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 従来の農林中金と信連のデイスクロージャーにつきましては全銀協の基準と同じ内容で開示をいたしております。

なお、全銀協の方が十年三月期より米田証券取引委員会基準、つまりSEC基準で不良債権の開示の対象を拡充したというふうに承知をいたしておりますので、農林中金につきましては十年三月期よりこの基準で開示をするということにいたしました。なお、信連と農協につきましては、従来の金利減免債権、延滞債権、破綻先債権の三種の債権を開示いたすということにいたしております。

それから、お尋ねの不良債権の実態でございますけれども、一番新しい時点で、これは大蔵省の方で取りまとめ公表した資料でございますが、昨年の九月期におきまして、農林中金と信連の不良債権の合計額は四千四百七十億円でございまして、農協につきましてはこれまで破綻先債権だけ開示をいたしておりますが、これは全農協を合わせまして二百八十七億円でございまして、これは破綻先債権でございます。それから、貯金量が一千億円以上、農協につきましては延滞債権を公表しておりますが、これは合計で六百四十一億円でござい

○橋崎泰昌君 いずれにしても、若干SEC基準からおくられているというぐあいに思ひます。

先ほどのお話では、各農協についてもデイスクローズを徹底していきたいというお話でございました。今お伺ひした金額からいへばそれほど大きくはないという感じはしますけれども、これは実は貯金量が少なく貸出債権が少ないんですからこういう数字になつていくわけですね。むしろ、貸出債権に対する比率からいふとどれくらいになるかちよつとわかりませんけれども、相当のパーセンテージになつていくように思ひます。

いずれにしても、金融ビッグバンで国民がこれから金融機関を選んでいく、そういう場面になるわけですから、金融機関の資産内容について厳しい目を持つて国民は見ているはずだといふぐあいに思ひます。そういう意味で、ぜひこのデイスクローズを早く正確に国民にわかりやすくおやりをいたしたいといふことを要望します。

時間が来たようですので、これで質問をやめさせていただきます。

○委員長(石川弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時五十分まで休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として菅野茂君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○今泉昭君 民主党の今泉でございます。まず最初に、農協の今後のあり方というか、その中でも特に重要な役割、仕事でございました信用事業の今後のあり方に関する行政当局の考え方を少しお聞きたいというふうに考へております。

これは私が言うまでもなく、農協には四つの大きな使命がありまして、一つは信用事業、もう一つは組合員の共済事業、そして購買あるいは販売等の経済的な事業、そしてまた指導事業という大きな事業があったと思うわけですが、この歴史をずっと振り返りますと、社会の大きな変革、そしてまた農業というものの社会的な位置づけの変革に伴いましてこれらの業務の力点の置き方というものが大きく変わってきているのではないだろうかというふうに私は自身は考えております。

言うまでもなく、これまでの高度経済成長の時期におきましては信用事業を除く事業というのはほとんど赤字のような状態ではなかったかと思うわけでありまして、むしろ農協自体の活動というのはこの信用事業でもって赤字を埋め合せていたというような実態にあったんじゃないかと思うわけでありまして、特に、金融行政が規制で守られていたということもございましたし、預金量が不足をしていたということがございましたから、特に現場から金を集めてくる力のある農協が都市銀行、特にお金を集める力のない都市銀行にお金を貸すとかあるいは証券を運用するとかによつて利ざやを稼ぐというのが安易にできた時代だったと思うわけでございますが、そういうものが一つは時代の変化とともにむしろ金融業というものの厳しさというものが規制緩和とともに起こってきた。パブルの中では住専に対する無理やりな、野方図な貸し付けによつて逆に痛手をこうむらなきやならなくなってきた、むしろこの信用事業というものが大変な重荷になってきたような時代になってきたのではないかとと思うわけでありまして、そこで、いろいろと実態を調べてみますと、例えば農協、もちろん信連、農林中金も含めまして調べてみますと、貯金に対して貸付率のパーセン

トなんかも見えますと、農協の場合は貯金を集めた中のわずか二七・八％程度しか貸し出していない。信連においては二割を切ってしまったという。一番大きなのが農林中金だと、全国的な規模

で、そういう状態でありまして、これを都市銀行と比べてみますと、都市銀行などは貸し付けの方がむしろ一〇〇％を上回っている。地方銀行でも七八％もある。それから、第二地銀では八四％もある。そしてそのほかの信用組合におきましても七割から八割近くの貸し付けを行っていく力を持っていたわけでございますが、農協関係、系列の信用事業というものは結局ほとんど自分の力で貸し付ける力がなかった、集めることは集めたけれども、集まった金をいかに運用していくかという力がなかった、なくなつてしまつたというのが現実の姿ではないかと思うわけでありまして、そういう中において専門家も十二分に育成をしてこなかったということが今日の特に系統におけるところの金融機関の大変な苦悩の状態を生じているのではないかと、こういうふうにも思っているわけでございます。

この状態を見てみますと、例えば現在の中において預金を貸し付ける力がないものだから有価証券等の運用に力を入れているを得なくなつてきている。例えば、農協においてはその割合が七・四％、これは少ないんですが、農林中金あたりは六割近く、六一％程度を有価証券の運用に充ててやつと生き延びているという状態だと、信連においても二五％近くの運用にかけなければならなくなっているわけでありまして、かつてのように、農業に従事する組合員の生活の安定であるとか、あるいは農業事業の近代化のための投資をするという役割というものがだんだんと低下をしてきているというのが現在の農協の実態ではないかというふうに思っているわけでありまして、これまでと同じような姿勢でもって農協を初め信連、農林中金のいわゆる信用事業というものを行政が指導していくつもりなのかどうか、新しい時代に向けてどのような指導を考えているのかということをお聞きしたいと思つております。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

確かに先生御指摘のように、農協の段階では約七十兆の貯金があるわけでございます。その貯金の運用につきましては、確かに貸付比率が低い。それは農協段階で三割弱、信連段階では十数％、農林中金で四割強という状況はまさに先生が今御指摘になったとおりでございます。

基本的には、農協というのは農業者の相互扶助組織でありますので、本来的な業務でいけばやはり農協の組合員のためにサービスを提供するということが基本的な使命でございます。また同時に、先生が今御指摘のような信用事業以外に共済事業、購買事業、あるいは所によつては福祉事業等もやっておるわけでございますが、そういう意味では地域の中では、特に中山間地域においては公共的なサービスを提供するような役割も負っているという意味で総合的な事業体として地域で活動するというところになるわけでございます。

他方で、現下の農業情勢の中でいけば農業に対する投資が制約を受ける、伸び悩んでいるという実態にございます。また、他方で員外利用の制限がございまして、これは、農協が本来的には相互扶助組織としての基本的な理念があるわけでございますので、そのような意味で員外利用の制限というものは付さざるを得ないわけでありまして、その中でも地元の産業についてできるだけ投資をし、優良な企業を育てていく、地域の経済の活性化に役立てていくということが基本的に重要だということに考えておりますので、私もそういう点につきましてはできるだけ地域の経済発展のために農協が一定の役割を果たしていくべきであるというふうに考えて、そのような考え方のもとに指導しているわけでございます。

他方で、実態をいまして農協系統の貯金の投資が限度があるわけでございますので、どうしてもその点についていけば債券の運用と上部団体への預け入れということにはせざるを得ないわけでありまして、その過程におきまして、確かにおっしゃるように、人的な要因の制限から申しますとどうしても安全な債券、証券の運用をせざるを得

ないということもございまして、かなりの部分がやはり信連に預けざるを得ない。信連におきましても、産業に対する投資はやはり制限がございまして、果一円あるいは果域を越える投資、資金運用というのがございまして、基本的にはやはり農林中金に預け入れる部分というのかなり出てくるわけでございます。

そういう意味でいけば、現在、農林中央金庫が有しております役割、すなわちかなりの部分を関連会社への投資と債券の運用、さらには最近では海外での活動にも力を入れているわけでございますけれども、そういうことで全体として系統の資金がそうした債券運用、投資、そして農協の段階でいけば地元の農業の振興、地域経済の振興、そういう意味でバランスのとれた形で運用せざるを得ない、そういった点は私どもとしても考慮に入れながら全体としての資金運用、経営の健全化について指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○今泉昭君 私は、農業に従事する人たちが、農協が金融、信用事業に携わっていることを全面的に否定するものではございません。特に、農協の場合は地域に根差した活動というのがほかの金融機関に比べて大変重要な役割を持っていることを重々承知しているわけでございます。

例えば、農協自体が持っている店舗数というのは全国で約一万六千近くある、信連は二百近くあるというふうなこの店舗数で数えてみても、いわゆる一般銀行の店舗数全体、全部を加えてもその半分に該当するぐらいに大変各地域に細かく店舗を持っているわけでございます。そういう意味では地域に根づいた信用事業というものを一挙に私は否定するものではないわけでありまして、それなりの新しい展開の方法を考えていくべきだろうというふうに考えているんですが、依然として私どもに伝わってくるのは、農協の事業の一部、下部機関という形でのメッセージが通ってこない。特にこれからは、郵貯の民営化の問題でもいろいろな論議をされていまして、高齢

化時代において福祉サービスというものにつながる展開の仕方があるのではないかとということが郵便貯金でも言われているくらいでございますから、やはり農協としても信用事業をただ単に農業という枠の中で考えているのではなくして、地域社会としての活動という分野を広げていく意味での新しい展開を考えていかなければ私は生き延びていけないと思うわけであります。

御存じのように、今までどちらかといえば守られてきた機関でございますから、こんなことを言ったら失礼けれども、専門家がほとんどいないというような状態の中で、どちらかといえば地域の有力者、農業従事者の中でも有力者が理事構成を行ってやってきているわけですから、そういうものを続けていたのでは将来の展望が私はないと思うわけであります。

特に、そういうことを考えてみますと、午前中の質疑の中にもありましたように、これからはいろんな形のリストラをやっていくと言われる。確かに、信連と農林中金の業務が各県単位で大体競合しているような仕事をやっているようなものはないと全く整理してもいいような私どもの感覚からいうならば受けとめ方をしているわけでございまして、そういう意味ではリストラというのも一つであるかもしれないけれども、信用事業でいくとするならば、もっと抜本的なあり方というものを論議していかなければ生き延びていけないのではないだろうかというように実は受けとめていこうとでございます。

特に、一店舗当たりの貯金量、そしてまた貸出量などを都市銀行と比較してみますと、全然けたが違うわけですね。一店舗当たりの比較をしてみますと、信用組合との比較でも、信用組合も大体地域に根づいているわけでございましてけれども、信用組合に比べても半分しかないわけですよ。これは貸し出しもそうでありまして、都市銀行などと比べてみますと、貯金量なんか十五分の一、貸出金なんというのは五十分の一という、要するに一店舗としては大変効率の悪い信用事業をやっている

ということですから、単純に競争していいたら当然もう負けるに決まっているわけでありまして、新しい展開がこれから必要じゃないかと思うわけでありまして、こういう新しく貯金保険法に基づいて貯金者を守るという法律も当然必要なことの一つでありますけれども、それとあわせて抜本的な将来展望を行政当局として考えていく時期にきているんじゃないかと思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) 答え申し上げます。まさに先生の御指摘のような環境あるいはそのような転換期にきているというふうに私も考えているわけでございまして、ただ基本的には農協が相互扶助組織を理念としているということもございまして、やはりそこはどうしても員外利用制限というのは付さざるを得ない、そこがやっぱり協同組合組織の一つのメルクマールということもございまして、そこはなかなか払拭しがたい面は御理解いただけるかと思っております。

他方で、先生御指摘のように、それでは地域における農業の振興あるいは地域経済社会の振興という点で努力が足りないのではないかとこの点につきましましては、まさに御指摘のとおりだと思います。ただ、残念ながら、農業経済全体で申し上げますと、やはりここ数年停滞をしているということは事実でございまして、そのような意味で農業部門での新規投資の増加というのがなかなか見込みがないということがございまして、

そこで、他方、地域経済社会の振興という意味で員外利用の部門での活用という道があるわけでございまして、確かにこの点で申しますと、多くの農協ではまだまだ員外利用の利用制限いっぱいまで活用し切れていないという面がございまして、そういう意味でいえば、各農協にとりましてもまだまだそうした地域産業への投資という余地はあろうかというふうに考えます。

同時に、一つの融資先といたしまして地方公共団体があると思います。これは従来制限を課していたわけでございまして、先般の法律改正

で地方公共団体に對する融資の制限を廃止いたしておりますので、最近では地方公共団体への融資という部門が伸びているということもございまして、そうした部門も合わせながら、さらに各農協が幅広い活動ができるように今後とも指導してまいりたいというふうに考えております。

なお、先生が御指摘になりました福祉事業でございまして、これは信用事業の面から福祉事業への進出というのは私もなかなか難しいかと思っておりますが、最近、特に中山間地域におきましては、これは厚生省とも連携をとりつつ現在対応しているところでございまして、地方公共団体あるいは市町村から福祉事業に對して農協が果たす役割を期待しているという面も出てきております。現在、それぞれの地域において既に福祉事業への取り組みを始めておりますけれども、系統組織全体といたしましては福祉事業に取り組みうというところで、現在そういう方面でも力を入れ始めたところとございまして、私もそうした活動に對しても支援してまいりたいというふうに考えております。

○今泉昭君 連う問題について少しお聞きしたいと思っております。かの住専国会におきまして、系統の場合は住専に對する五兆五千億の貸し付けの中から損失負担としてはわずか五千三百億でこれを切り抜けたという経過がございまして、その際、国会の論議におきまして、「農協系統は、今後七年間で少なくとも六千一七億円の規模の経営の合理化・効率化を行い、千八百億円の程度の増収増益をもって国への新たな寄与を行う」、そしてこのことについては定期的にフォローアップして国会に報告するということが約束をされていたというふうに思っているんですが、その後のこの努力というのはどういう状況になっておりますか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(熊澤英昭君) 答え申し上げます。与党三党の合意を受けまして、系統組織全体として相当な覚悟で現在組織の再編、リストラに取

り組んでいるところでございます。

具体的には、まず農協の合併でございまして、現在、二〇〇〇年、平成十二年を目途といたしまして、五百三十農協にまで数を減らすというところで進めております。これは平成五年四月時点で三千十二農協ございましたけれども、本年四月一日現在では千八百三十三農協ということで、まず合併を推進しているところでござい

ます。また、人員の合理化でございまして、平成六事業年度におきましては三十五万二千人でございしましたが、系統といたしましては二〇〇〇年、平成十二年には三十万人体制にしようということで人員の削減を目標といたしております。これにつきましては、平成八事業年度末の時点で約三十四万二千人となっておりますので、六年度から八年度にかけては九千九百二十人、二年間で約一万人の人員の合理化をこれまでに既に行っているところでございまして、今後これらの目標に向かつて系統組織全体として取り組んでいくということと

でございます。○今泉昭君 午前中の質疑の中でもそのリストラの経過はお聞きいたしましたけれども、私がお聞きしたいのは、具体的に国へのフォロー、千八百億程度の国への新たな寄与を行うということが出ていたものですか金銭的にどういふものかなと、どの程度の寄与が行われているのかなということをお聞きしたわけでございまして、

あわせて、銀行局長もお見えになっていまして、民間金融機関も同じように三党合意に基づいて、義務を負っていると思っております。今後七年間で一・五兆円規模の経営の合理化・効率化を行い、五千億円の程度の増収増益をもって国への新たな寄与を行う、というふうなことになるというわけでございまして、そういう意味では、数字でどれくらい増収増益になっているかというのを言うのは難しいかもしれないけれども、おおよその目安としてどうなのかということ、これは国会へ報告をするということ

にもなっておりますから、ちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 今泉先生の御指摘のような経緯がございますが、この八年三月四日の与党三党合意では、今おっしゃいましたような内容の国への寄与、これを定期的にフォローアップして公表する、民間金融機関がそうすることとされております。すなわち、そういったリストラをどういう状況でやっているかということも報告するとなっております。大蔵省はそれをまとめて国会に御報告申し上げるという姿になっております。先ほど農水省からのお話もありましたが、民間金融機関におきましても、八年度中で職員で約八千人、店舗では東京銀行と三菱銀行との合併減の五十を含めて百四十店の削減等いろいろございまして、いずれにせよかなりのリストラを本格化させている。この九年度におきましてもリストラをさらに深めようとしております。

ただ、先生の御指摘の数字的にどうかということになりますと、まだリストラが始まったばかりで、何を基準にどれくらいの効果というのを出すのはなかなか難しい。ただ、もし金融機関の方で大体これくらい寄与したというようなことを内部的に御計算されれば、それは私もまた国会の方へ御報告できると思えますけれども、今の時点でこれが幾らに当たるんだという数字については各銀行ともまだ計算等もしておりませんし、また今すぐやれと言ってもなかなか難しいことだろうと思えます。

ただ、一つだけつけ加えさせていただきますと、その後、これは八年六月でございますが、さらに新たな寄与ということで、いわゆる通常第二基金と呼ばれている新たな寄与の基金をつくりました。これは系統金融機関、民間金融機関を合わせて八千億円の第二基金をつくっております。この運用益を国庫に納付して、六千八百億、できるだけその負担を小さくするという努力もしておりますので、その点もひとつ御考慮賜れば幸いです。

○今泉昭君 またもう一つ別な点で聞きしたいと思います。

資料によりますと、いわゆる農水協同組合の貯金保険制度の保険料は一般が〇・〇一八、特別の保険料が〇・〇二二というふうになっております。その他の民間の金融機関の場合はおおよそ二・五倍程度の保険料を取っているわけでございまして、これはさかのぼって見ますと平成七年十二月に出されました「金融システム安定化のための諸施策」という報告書に基づいて、実は一般金融機関の場合は去る国会におきまして一般の保険料が三倍、特別が四倍に引き上げられたという経過がございます。農水の場合も実は同じような検討を行うようにというものがこの報告書についていたというふうに判断をしているわけですが、ここではほとんどそれから変わっていないわけですが、それはどういふわけなのか、農水関係では全く必要ないかと安心していらっしゃるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり、平成七年度までの貯金保険制度と預金保険制度の保険料率は同額であったわけでございますが、平成七年の改正によりまして平成八年度で貯金保険制度の方が〇・〇三というふうに引き上げを行ったわけでございます。

その際に、保険料率の算定に当たりまして、貯金保険制度におきましてはそのときのこの貯金保険機構の財源、すなわち積立金の状況、それから保険料収入の状況、さらにそれまでの保険料の支出の状況、そういったものを勘案いたしまして私どもとしては一般保険料の〇・〇一八と特別保険料の〇・〇二二ということで、この保険料で収入が大体二百億ぐらいになるわけでございまして、けれども、この保険料の収入で対応できるという判断のもとに料率の引き上げをこの水準にしたというところでございます。

農協の信用事業というのは都道府県が中心となつて監査、監督、行政指導をされている、これは農水省の業務委託という形でやられているのではないかと承知しておりますが、このところずっと見てみますと、不良農協という形で、資産状況が悪くなった農協に対する地方自治体の援助額というものが物すごくふえ始めてきているわけですね。ここには出てこないわけではございまして、各都道府県にそれぞれ農協の破綻に計上していかねばならないような状況がこのところ大変実をふえてきているわけではございます。そういう状況の中でこのように低い保険料率で、今までは余り破綻した農協がなかったからというところで安心されているかもしれないけれども、むしろこれから大変な局面になるのではないかと承知しておりますが、一般行の預金保険制度と違つて、この農協の場合の保険料率がこんな低いもので果たして安心して対応できるかどうかという心配があるんですが、その点についての見通しはいかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。まず、貯金保険機構自体の財源の問題でございますが、積立金としては現在千五百四十五億円ございまして、それと毎年の保険料の収入が約二百億円、十年度で二百二十億円を予定しておりますが、二百億円強の保険料の収入がございまして、これまたの支出が平成九年度におきましては五十四億円、平成八年度が四億円でございます。今回の早期是正措置によりまして、債務超過の組合が五十六農協ございまして、基本的には、これらの農協につきましても原則として県内での処理ということですが、それぞれの県組織が対応しているわけでございまして、そのうち数県は全国段階での支援が必要であらうと、すなわちこの貯金保険機構の発動が必要にならうかという点に見込んではおりましたが、けれども、そのような支出を勘案いたしましても保険料の収入内で対応し切れるのではないかと承知しております。

なお、都道府県におきましては、それぞれの農協が信用事業、共済事業のみならず、購買事業その他のサービス事業を行っているということで地域の経済社会にかなり大きな影響を与える経済活動を行っている、そういう中で農協の破綻に對しては、そうした影響を勘案しながら支援を行うということでも各自治体が自主的な判断のもとに支援をしているものでございまして、ただいま私も承知している限りでは、都道府県による支援の特に経営困難な農協に対する支援といたしましては、特に融資が中心でございまして、七道県で低利融資が約三百億円、利子補給が二億で約三億円ということで、私も承知している限り、融資を中心としたというふうに理解をいたしております。

○今泉昭君 ありがとうございます。

時間が参りましたので、終わります。

○伊藤基雄君 私は、民主党・新緑風会の伊藤でございますが、今泉委員の農協系金融機関の問題点質疑に続きまして、関連して質疑を申し上げます。

せっかく農林水産大臣がおいでになつておられますが、主として私は大蔵省に質問してまいります。さりとて今回の提出されている法律案に全く関係ないわけじゃございませんで、実はこの財政・金融委員会ですとビッグバンにかかわる質問をシリーズ的にやっておるわけでございまして、今回は特にビッグバンによって引き起こされる日本社会の影の部分、特に過疎地域、個人、小口、高齢者等に対する対応が果たして準備されているのだろうか、それを農協金融に引きかえて言えるのだろうか、人材の育成についてどうなんだろうかと、いふように大変に危惧される問題が多々あるというふうに考えております。

今回は貯金者保護のシステムを強化するというところで、私もこれに対しては賛成でございますけれども、午前中の自民党の橋崎委員の質疑に

ありましたとおり、リストラに対する進捗状況は極めて遅いということからすれば対応し切れないんじゃないか、ないしは、特化の話も橋崎委員がされましたが、特化できるだけの土壌といえますか、力量があるのかどうかということさえ指摘せざるを得ない。外部から入ってきたさまざまな業界、業者の誤ったニュースに侵されない防衛体制もあるのかどうかということになればそういった心配もございいます。

しかし、トータル的にビッグバンが引き起こす問題点と地域性または協同組合組織の金融等のあり方をどう考えていくかの基本となりますので、もしよろしければ農林水産大臣にお聞きいただいで、最後に感想でも述べていただければありがたいというふうに思うところでございいます。

まず、大蔵省にずっとお聞きするわけですが、日本における金融自由化政策の経過と現状と日本版ビッグバンとの関連についてお伺いします。

日本の一九八〇年代半ば以降の金融自由化政策は三つの特徴を持っていたのではないかとこのように思います。第一は、国際的な金融ビジネスの規制緩和を先行させ、国内市場の規制緩和を後回しにした。第二の特徴は、法人部門、すなわち企業金融の自由化を先行させて個人部門の自由化を後回しにしたこととあります。第三番目は、大口の取引から自由化し、小口の零細な金融取引の自由化が後回しになったこととあります。すなわち、以上三つの特徴の中で後回しになった部分、ファクターを考えると、国内において個人で小口であるという三つの性格を持った社会的な階層が金融革新、あるいは金融自由化の恩恵を受けることがいまだ十分でない状況になっているのではないかとこのように思います。

金融自由化の経過を見ますと、国際的な金融ビジネスの規制緩和を先行させた背景には、当時アメリカの財政と国際収支の双子の赤字があつて、大変膨大なもので海外資金導入で埋めざるを得ないというアメリカの事情があつて日本へのそういった開放要請が来ている、一方、日本には大幅

な経常黒字に伴う過剰資金の海外投融資をしなければならぬという事情があつてそのような動きにしたのではないかとこのように思われるわけであります。

預金金利自由化の歴史を見ると、まず昭和六十一年に始まったのが自由金利定期で、金利自由化が十億円という単位から始まっている。それからずっと来て、小口・個人部門の金利自由化を具体化させたのはバブル経済崩壊後の九〇年代に入ってからで、制度上は金利自由化が欧州に二十年、アメリカに十年おくれて九四年秋に完了しました。だが、既に金利は低下局面にあつて預金者、個人預金者、小口預金者は特に実感なき金利自由化時代ということを迎えておるわけであります。

私は、それぞれ節目節目に政策的な判断を大蔵省はしたんだと思いますけれども、国際先行、企業金融先行、大口先行という政策判断はどのような分析、どのような判断をして行つたのか、このことについて冒頭お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 伊藤先生の御指摘を今の時点からさかのぼって考えてみますと、後回し、例えば国内の後回し、個人の後回し、小口の後回しというような表現をなさいました。逆に言いますと、対外優先、法人優先、大口優先というような表現をおとりになりました。これは今振り返ってみると結果的にそういう形になったと言えることは当たっていると思ひます。

しかし、当時どういうことを考えていたかという点、規制の中での金融秩序の安定、信用秩序の安定を図ってきたものが、自由化をしていく中で安定を維持しなければならぬ、信用秩序を守らなさいいけないという命題におち当たつたわけですね。そのとき当然出てくるのは、やはり対外関係、あるいは大口、あるいは大きな法人の相手のところからと考えるのが自然でございいます。それは、一挙にやつた場合に、小口の、あるいは個人の、あるいは国内の零細な人たちにしわが寄つてしまわないか、かえつて不安が大きくなつて金融秩序がたがたになつて、結果的に弱い者に影響

が及ばないかという配慮をしたからだと思ひます。

したがって、今と比べてみるとほとんど自由化しておりますから何か取り残された者は損をしたというふうな感じをお持ちになる向きもわからぬでもないんですけれども、しかし当時の自由化の進め方としてはそういう考え方で私はいたたものと、またそれはある意味では当然の選択ではなかったのかなというふうに思ふわけでございいます。

○伊藤基隆君 今の銀行局長の答弁にある選択判断について私も否定するものじゃございせん。なぜ取り残された階層について特段取り上げたかという点、今後ビッグバンを推進していくに当たって、それらの取り残された階層に対する配慮、そういう社会的政策といひましようか、が必要素なんじゃないか、そういう面についてどのような考へているかということについて一つは概括的にお聞きしておきます。

○政府委員(山口公生君) 個別的な話としてはいろいろなことあると思ひますが、概括的にいう御指摘でございいますので申し上げますと、これから進めようとしておりますビッグバン、これはある意味では選択肢をふやすことだろうと思ひます。個人、私も個人でございいますが、零細、私も零細でございいますが、そういう人たちが選択肢をできるようにする、これしかないというのではなかりいふところ、これも選べるこれも選べるという形にしようというものがビッグバンの大きな意味だといふふうに考へるわけでございいます。

○伊藤基隆君 ただいま選択肢をふやすということと言われまして、私もそういうことにはなるんだと思つておりますけれども、その選択肢をふやしたことによってどういふことになるかということとをテーマに少し話をしたいかなきやらないかというふうに思つています。

少し話題がそれて、後々のことでお聞きしたいのでありますが、銀行への公的資金の投入が行われて預金保険機構の金融危機管理審査委員会の結

論を受けて、三月十三日、三月十七日、二回にわたつての閣議決定がございまして、一兆八千五百六十億円が投入されました。ほぼ一千億円横並びの状況が出てきたわけでありまして、一千億円横並びの受け入れでございいます。

なぜこのような横並び状況になったのか。これは法を制定したときの目標からすると少しおかしな対応が起つてきたのではないかとこのように思ひますが、疑問に思ふわけであります。各銀行はみずからの経営の実態による判断をしたのではない、すなわち真に金融安定化のためにみずからの銀行の公的責任を果たすというところの視点がなないのではないかと問われても仕方がないんじゃないかというふうに私は思ひます。かねがね何回も自由党の星野委員もこのことを指摘しておりますけれども、私も、この状況について大蔵省としては満足すべき法の制定趣旨に合つた対応を民間銀行がやつたのかどうか、この辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 御承知のとおり、この法律でもって申請主義で各銀行の希望額をとつたわけでございしますが、それが先生の御指摘のようにほぼ一千億で横並びの銀行が多々あつたということとございいます。

これについては、確かに各銀行の実態がみんな同じであれば当然のことですけれども、それは違つてはいるはずだという前提に立ちますと、なぜそういう横並びになったのかということについてはややいろいろの意見があるだろうというふうに思ひます。結局、私も議送船団方式の行政という批判を随分受けておりますけれども、これに関して見ますと、今度は銀行間でやはり横と並びを気にする体質、気持ちというものがいろいろまだ残つておる面もあるという指摘もわかる、このういふういふ言ひ方をさせていただきたいと思ふのでございいますけれども、ただこれからの時代そういうことでもいいのかという先生の御指摘はそのとおりだと思ひます。やはり、公的責任を果たすということになりますと、よその銀行がどうだ

こうだというよりは自分の銀行がしつかりして世の中に貢献をするということが一番大切だということに思ふわけでございます。

ただ一つだけ加えさせていただきますと、今回申請銀行からとりました健全性確保計画の中には公共性を重視したいろいろな記述を織り込んだものをいただいております。そこにはかなり自覚をした表現があります。これは単なる表現だけではなくて実際にこれを移行に移していただく必要があるということでございますけれども、対外的にこういう形で銀行が意図を表明しているということは大変重要なことだと思っております。

○伊藤基隆君 たいだいま答弁にありました経営健全性確保計画、これが提出されておるわけですが、これも、その内容、詳細なシナリオについて、当初提出計画はどうであつたか、審査経過はどうであつたか、結論はどうなつたか、このことについてまさかここで一行一行聞くわけにもまいりませんので、まとめた文書資料というのを提出していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 優先株等の引き受けの議決に係る議事の概要、あるいは最終的な健全性確保計画については法律の規定がございますので、預金保険機構より既に公表がなされております。今、先生がおっしゃいました最初の計画がどう

いうふうに途中で修正されたかということにつきましては、その点についてはいろいろな不備点の修正とかそういうことが主でございますし、法律的にも最終的な健全性確保計画の公表というふうになっておりますので、そうした形での公表をさせていただきますところでございます。

○伊藤基隆君 私は、日本版ビッグバンを推進するに当たって着々と法整備がなされているけれども、果たして民間金融機関というものがそれに対応できる体制があるのかどうかということに大きな疑問がございます。

○磯田船岡、横並び、これは行政にもあつた民間の体質的になつてしまつたものがあるわけでは

けれども、それらがこの期に及んでいいましようか、今、日本経済を混乱させている元凶とも言える不良債権の問題、経営体制の問題、それぞれ外部のやみの勢力との癒着の問題等が果たしてどうなのか、どういふ認識を持てどこのように改善しようとしているかというところを一番知りたいわけでありまして、そのことについてぜひ詳細な経過、当初計画からどういふ指摘をされてどのようになされてきたかということが知りたいわけなんです。

ぜひともその辺については理事会等で文書資料による報告を受けるように検討していただきたいと思ひますが、委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長(石川弘君) たいだいまの件につきまして、理事会で協議をいたします。

○伊藤基隆君 お願いいたします。

さて、民間金融機関において、近年、金融資本自由化によつて内外市場を資金が自由に移動するとともに、大企業を中心に資金調達手段が多様化してきた、いわゆる直接金融の時代になってきた。同時に、都市銀行を中心とした普通銀行と協同組織金融機関、地域金融機関、専門金融機関など、いわゆるその他金融機関との間の業態間の差異が縮小して同質化していると言われております。

しかし、直接金融を担う資本市場については、発行主体は当然にして規模その他から限られていくわけでありまして、貸し出し形態に頼らざるを得ない中小企業のような経営主体も存在するわけでございます。

確かに世の中の大きな動きは間接金融から直接金融だと思ひますが、大部分の中小企業にとつてはやはり間接金融以外に資金調達の道はない。そういう企業に対するリスク管理をいかに上手にやり、将来の企業をどうやって育てていくかというのは非常に重要な銀行の機能ではないかというふうに思ひます。今までの銀行業務の預金、貸し金、為替、決済

はだれでも参入できるようになるわけですが、本来の銀行機能はだれでもできるかというと、私はそうはいかないんじゃないかというふうに思ひます。そこに銀行としての社会的という公共的機能の問題があるのではないかと思ひます。

ビッグバンといつても、この基本はシステムの中で消し去つてはならないというふうに考えておりますが、大蔵省の考え方と、制度として金融行政として銀行の公共的役割をどのように確保していくのかということの見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今、伊藤先生のおっしゃいました機能は私も全く同意であります。

これからは直接金融がかなりウェイトを増してきてその役割を果たすと思ひますが、直接金融でのマーケットが許容するものというものは、まず大きな信用のある企業が主になると思ひます。

ただ、若干これから発展していくような企業が店頭登録市場等でリスクキャピタルを集めてベンチャービジネスを始めるといふようなこともこれは可能になってまいりますので、一概に大企業だけの市場だと申し上げているつもりはございませんが、主にそういうマーケットでのプライシングができる部分、そうでない部分がやはり中小企業の資金調達、これはやはり私も間接金融がかなりの部分を占めると思ひます。

それはマーケットではなかなかわからない、評価しようにもなかなか大衆が評価しようがない。そうすると、勢い銀行がそのおつき合ひで、あの中小企業はどの程度の将来性があるのか、どのくらいリスクを抱えているのか、どれくらい経営能力があるのかというのをよくつかんで、それでここはこれくらい金利なら貸せる、これくらい担保をとれば貸せる、ここは担保なしでも貸せるというふうな判断をするわけでございます。

銀行がそういった中小企業に対してきめ細かなプライシングをやつて、それで中小企業金融を間

接金融の形で手当てしていくという機能は、これは先生がおっしゃるとおり、私は引き続き変わらないと思ひます。それがマーケットメカニズムを通じた社会的な業務の果たし方、広く言えばそういうことだと思ひます。

そういうことで、社会的な責任を銀行がきっちりリスク管理を行い、また審査能力を高めて、それで資金の適正な配分を行うという形で果たしていくということが大切だろうというふうに考えております。

○伊藤基隆君 今の銀行局長の答弁にかかわつてこの場でちょっと質問しますけれども、今の答弁はやはり中小企業が間接金融に頼らざるを得ない状況も市場メカニズムにゆだねるということになります。そういうことだけでいいのか。それは、今の貸し渋りの状況を見ても、あれも市場メカニズムでそうされているわけですが、私はこれは悪口で言っているわけですが、批判で言っているんですが、市場メカニズムにゆだねた場合にそういうことがなくなっていくんじゃないかという心配があつて、何らかのそういうシステムをつくるか、ないしはそのシステムを守るための行政的な介入の余地があるんじゃないかというふうに思ひます。聞かしていただくわけですが。

○政府委員(山口公生君) 今、伊藤先生のおっしゃつた点は実は銀行行政で将来にもわたる一番難しい点にならうかと思ひます。

しかし、私どもの行政は基本的には市場メカニズムをメーンに考えるべきだというスタンスをとつております。それは、銀行が相手を査定するにしても、リスクの程度に応じて金利をつけるといふ意味で私は申し上げているわけでございます。

貸し渋りの問題を言われましたけれども、貸し渋り問題は貸せるにもかかわらず貸せないというふうなことはいいじゃないかというところで言っているわけでございますので、必ずしも私が申し上げていることと矛盾していることではないと思ひます。

めながらも、そういった銀行の存在というものの社会的な責務というものをやはり忘れた行政をやるのも誤りだろうと思うのでございますけれども、ただ、余りにもそれを強調し過ぎてがんじがらめにした上で、こうあるべき論だけでマーケットを無視した行政をやつてはいけないというのもある意味では私どもの反省点でもあるということでございます。

○伊藤藤隆君　きよの段階はこの問題はそれくらいにしておきます。後々また詳しく大蔵省の意見をお伺いしたいし、私の方からも申し上げたいと思っています。

アメリカにおいても、金融排除の行き過ぎの中で、例えば地域的な金融排除システムに対して地域社会再投資法などというものが制定されたというふうにある資料で読んでおりますけれども、それなんかも、中身を私は詳しく知りませんけれども、補正していくという動きが出ているんじゃないかというふうに思うから今からその準備が必要なんじゃないかと思っておるわけです。

さて、金融ビッグバンが成功すれば民間金融機関は多様な商品を開発、販売することになるだろう、さまざまな選択肢というふうには銀行局長はおっしゃいましたが、そういうことになるだろうと思います。利用者はそうした多様な金融商品を選択、購入できる機会を得られることになって、えてしてバラ色（バラいろ）の状況がずっと語られてきました。しかし、その多様な商品の中から望ましいものを選択するには豊富な情報と一定の知識が必要でありまして、そしてそれを得るためのコストも負担しなくてはならない。

ところで、一九九五年度の勤労者世帯の平均貯蓄

これに大蔵省が言っているかどうかは別にして、市場メカニズムの世界であるから、いわば選択しようとしまいと、かかわろうとかかわるまいとそれは個人の自由の範疇で放置していくのか、あるいは情報の公開、伝達の公平、消費者に対する相談機能、ないしはそれらを総合的に考えていく行政のあり方など整備を行う必要があるのではないか、そんなことを言っていればできないというところかもしれないけれども、せめてそういう情報公開、相談機能というぐらゐのものは必要ならんじやないかというふうに考えます。

さらには、小口の利用者や山間僻地などの居住者の多くは、農協にかかわる人たちなどは、利回りは低くとも、豊富な情報や高度な知識を必要とせず、または交通費や時間の負担も少なくて済む安全な商品を選択することになるのではないかと、いうふうにも考えるところで。

それらに対応する役割を持った金融機関の必要性、重要性についてどう考えるか、情報の問題とそういった特化された金融機関の必要性、重要性についてどう考えるか、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 確かに、選択肢が広がるということも、情報がなくては選択のしようがなるといっても、情報がなくては選択のしようがなるといっても、情報

その結果、私どもとしても、例えば不良債権についてはSEC基準でやるということを決めました。しかも、このたび御審議賜ります法案では、今年度の決算、つまり来年三月期から連結ベースでデイトスクロージャーを義務づけるというところまで用意させていただいております。さらに、商品についての説明義務ということも書かせていただきました。当国会におけるいろんな御議論を参考にさせていただいたわけですが、そういった形で金融機関は利用者に対してできるだけ情報をきっちり正しく伝えるということをするべきだという考え方を重視してまいっておりますわけでご

ざいます。その結果、誤った判断をされた方についてはそれは自己責任ということになろうかと思いますが、そういった誤った判断をしないようにしてもらふということが大切であろうと思います。

そういった形でのいろいろな、どちらかという利用者の方の保護と言つとちよつと力点の置き方が違ふかもしれませんが、利用者というものを重視した金融行政というものを大切にしていくべき時期に來たという理解をしております。

それから、先ほどの安全な商品をいうことでございますが、これは、現に例えば定期預金とかいうものはございますし、そういったものを選好されるのであれば、そういったものを十分に提供できる金融機関は多数ございますので、そこで御利用いただければと思うわけでございます。

○伊藤麻隆君　今、答弁にあつたように、市場主義経済社会でありますからリスクの世界であります。リスクがあることを前提としてリターンがある、リスクをとることに對して正当な報酬を認める、そういう経済である。弱肉強食とまで言いませんけれども、個々人が自己の能力と責任において

ですから、幾ら金融ビッグバンが進んで市場化が進んでリスク分散の金融技術が進んでも、やはり不管理市場でリスクを十分に分散できない可能性が残ってくるんじゃないか、社会的なリスクというものを考えなくちゃならないんじゃないかと。

例えばアメリカで、今大変に景気がいいわけですが、何らかのショックで不況になって失業がふえて株価の暴落で年金基金が巨額の損失をこうむるなどという事態がもし起こったとすると、それは起こってからどう対応するかじゃなくて、あらかじめそういうこともあり得るのが市場経済ですから選択幅の中にローリスク・ローリターン的なものが存在して、そこに誘導されるものがあっていいのではないかというふうに思うわけです。

だから、安全保障機能というものが同時並行的になければならぬんじゃないかと。それが公的金融システムなのか、または協同組織なのか、いろいろなスタイルがあると思いますが、そういうものの存在を、ビッグバンを進めると同時に、先進的に取り組んだところとの関連におい

で、日本においては十分最初の段階から準備しておく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 公的金融のお話はちよつと別してお答えを申し上げたいと思うんですが、ビッグバンという言葉が非常に目新しいといふこともありますが、世の中すべて爆発的に変わるというイメージだと思ひますが、ある意味では選択肢を広げるといふことは各金融機関がそれぞれの特色を生かしていくといふことになつてまいりますので、例えばマネーセンターバンクのビッグバンの行き方とリージョナルバンク、地方銀行あるいは中小の金融機関の行き方はおのずと違つてくると思ひます。お客さんも大切にするといふことも一つのビッグバンの対応だと私は思ふわけであります。したがつて、すべてがリスクに開かれ、リスクに押しつぶされそうな社会をつくるわけではありせん。

そこはそういうふうな受け取つていただきたいといふふうに切に私は思つておりますが、加えて安全保障機能とおっしゃいました。これは実は預金保険機構、貯金保険機構もそうでございますが、まさにそれはその機能を果たしております。これは、仮にペイオフの時代に入つても一千万までは預金は保護しますといふふうに仕組みがなつております。したがつて、そこは民間の金融機関の活動の中でも最低限の安全保障といひましようか、そういったものが確保されているわけでございます。それが確保されているがゆゑにまた決済機能というものが働くといふことだと私は考へておるわけでございます。この特例期間中はそれが全額保護という形でより保護されているといふことでございます。

○伊藤隆雄君 ちよつと切りでございまして、ここで終わつておきます。

○牛嶋正君 公明の牛嶋でございます。限られた時間ではありますけれども、この法律について若干の御質問をさせていただきます。ただ、午前中の横崎委員、それから先ほどの今泉

伊藤委員にほとんど私が用意いたしました御質問を先にしていただきましたので、少し重複するかもしれませんが、観点を交えて御質問をさせていただきます。こんなふうな思つております。

その観点でございますが、調査室からいただきました参考資料によりますと、平成八年度まで組合員から集められた貯金額は六十七兆六千九百六十三億四に達しておりました。我が国における民間金融での預貯金額に占める割合を出してみますと、一八%を占めております。これは郵便貯金を除いておられますから民間金融だけということになります。しかし、一八%というのはかなり大きな割合ではないかといふふうに思ひます。したがつて、今後我が国において金融システムの安定化といふ問題を議論するに当たりまして、この農協の信用事業がそこでのような位置づけになるのか、どのような役割を果たすのかといふのは非常に重要な意味を持つていふと思ひます。そういう観点からきょうは御質問させていただきます。

組合組織といふ点では今の民間の金融機関の中では信用組合に近いといふふうに考えられます。しかし、平成八年度末の貸出額二十兆五千九百三十四億円の貯金額に対する割合は三〇・四%にすぎません。したがつて、もちろんこれは全国平均でございますのでそれより高いところ、それからそれより低い農協もあるでしょうけれども、総じて言ふならば、これは貯蓄銀行としての性格が強いといふふうに考えられるわけでありまして、そういう点から、金融機関といひましてはむしろ郵便局に近い性格を持つていふことになります。

そういう意味で、私は農協の信用事業といふのは信用組合型と郵便局型の二つの性格を持つていふといふふうに考へておられますけれども、信用組合の貸出比率は七八・四%でございます。それに對して郵便局の方はということになりますと、これは郵政省の自主運用を考へて出しますと、それでも五%以下でございますね。それからいふと三〇・四%というのは私はむしろ郵便局型ではないかといふふうに思つております。

これからの方向づけとしましては、そうであるけれどもできるだけ信用組合型の方向へ持つていくべきである、これが農協の信用事業の一つの方向づけではないかといふふうに思つておりますけれども、まず農水大臣に今の私の農協の信用事業に対する性格づけについてコメントがございましてらお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(島村宣伸君) 農協は農業者の相互扶助を目的として設立されたもので、御指摘のとおり、協同組織金融機関としての役割、あるいはまた地域住民等に対して金融サービスを提供する地域金融機関としての役割、また信用事業以外に購買あるいは販売、共済、営農指導などの幅広い事業を行う総合事業体としての役割を担つておるわけでありまして。

そういう意味で、金融システム改革の進展等、農協をめぐる情勢は大きく変化しておりますが、農協は経営体質の強化を図りながらその役割を十分果たすことにより今後とも農業、農村の活性化に貢献するといふ重要な役割を担つておると考へております。いわば信用組合と郵便局と両方の性格を有している、確かにそういう面も感じないではありませんが、これからはある意味では立場上いろいろな内容が大きく異なるものになつていかざるを得ないではないか、私はそう感じております。

○牛嶋正君 先ほど挙げました数字、三〇・四%といふのは全国平均でございますね。お聞きするところによりますと、かなり個々の農協によりましてこの比率が違つていふように聞いておりますけれども、地域的にそういった特色みたいなものは貸出比率に見られるのかどうか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに、農協は全国的にカバーをしておるわけでございますので、全部で二千弱、現在では千八百数十になつたわけでございますが、そういう意味でいへば農協の立地条件が都市に立地するもの、あるいは都市近郊に立地するもの、さらに中山間

に立地する、あるいは離島等に立地する、そういうことで土地条件、社会条件の大変異なつたそれぞれの社会環境、経済環境の中で活動をしていふといふ面がございまして、まさにおっしゃるやうに、それぞれの置かれた地域の中であるいは農業関連の投融资が基本的に主体を占める、地方によつてはそういった農業投融资に加へまして地元産業に投融资の重点もある、そういうことでかなり地域地域によつて条件は違ふといふことがございまして。

しかしながら、県段階で申し上げればやはり県の信連がそうした条件の異なる農協をいわば束ねる形で資金運用を行う、さらにそうした全国的な信連を農林中央金庫が中央銀行としての立場から相当の資金運用を行うといふことで、基本的には相互扶助の理念を持ちます農協がベースではございますけれども、農林中央金庫、信連、そして農協、そうした系統組織全体として系統の資金が適正に運用される、そういうのが現状ではないかといふふうに認識をしております。

○牛嶋正君 今お聞きいたしますと、農協が置かれていふ地域の経済的な構造あるいは社会的構造といふものが非常に異なることによりまして農協に課せられる役割も異なつてくるということがわかりました。

こつちうふうに考えますと、ここで我々は農協一本で議論する場合に全国一律の考へ方ではいけませんけれども、私は、これからの農協の立て直しといふのはかなりそういった地域性を十分に勘案しなければならぬのではないかと、こんなふうに思つておりますが、そういうことを一応念頭に置きながらさらに御質問させていただきます。

地域によりましては、恐らく信用組合と競争関係にある場合もその地域によつてはあるのではないかといふふうに思ひます。

そこで、先ほど組合組織といふことで信用組合と非常に近い性格を持つていふといふこととございまして、両者の経営効率についてちよつと比較をさせていただきますと思ひます。

私がいよいよデータは、先ほど今泉先生は一店舗当たりの数字をお出しになりましたが、私は従業員一人当たりの預貯金額と貸出金額を比較してみたいと思います。

預貯金額プラス貸出金額で申しますと、実は農協の方が信用組合を上回っているわけですね。十一億九千万、それから信用組合の方が十億二千万でございます。ところが、貸出金額で比較いたしますと、農協の方は二億八千万であるのに対して信用組合の方は四億五千万であります。

経営効率を比較する場合、私はやっぱり貸出金額で比較すべきではないかというふうに思っています。そういったしますと、かなり農協は信用組合よりも劣るわけでありまして。逆に言いますと、それだけリストラの可能性があるということでもあります。

この場合に、経営効率を高めるためにはリストラという方法もあり得るけれども、私は先ほどから聞いておりましたリストラが非常に難しい面があると思えます。これは農協の性格だと思えます。地域に行きますと、農協はもう唯一の雇用機会でありまして、人材をその地域にとどめるためには農協は必ず必要であるというふうに思っております。そんなふうな考えますと、むしろ一人当たりの貸付額をふやすという方向で効率を高めるというふうに考えたほうがどうかと。

それでいきますと、今仮に信用組合と同じぐらいの経営効率を持ったといたしますと、貸付比率は、これは単純な計算ですけれども、四・八・九％、もう五〇％近くまで貸付比率を高めることができるわけでありまして、地域金融としての役割を担うことができるというふうに思っております。

こういった農協の経営効率を高めるに当たっての今申しました二つの方法について農水省はどんなふうな考えておられますか。

○国務大臣(島村宣博君) 細部、専門的なことになりまして、先生のような方を相手に答弁の正確さを欠くといけませんので、後ほど経済局長から

補足説明をしてみたいと思いますが、ただいま先生御指摘になりましたように、なるほど一人当たりの貸付金につきましては、農協と信用組合の経営指標を比較いたしますと、これは平成八年度の数字でございまして、農協が二億八千万円に対して信用組合が四億五千万円と農協が下回っております。

一方で、一人当たりの貯金量で見ますと、農協は九億一千万円で信用組合は五億八千万円ということでもむしろ農協が上回っております。また同時に、農協は中山間地域を含めまして全国的に事業地域をカバーしていることから、これを一概に比較することは困難であると考えます。

しかしながら、農協系統金融におきましても、金融ビッグバンの実施により他の金融機関との競争が激化するなど経営環境は厳しくなる中で、機能、体制の充実とあわせて一層の経営の合理化、効率化が求められるところであることは重々承知をいたしております。

ただ、今、先生も御指摘になりましたように、久方ぶりに、私は十五年前に農水の政務次官をいたしましたのが、全国を歩いて農協の関係者のいろいろな話などを聞いてみましたが、いい意味では非常に家族的な感じがいたします。身内といましようか、親戚づき合いいましようか、非常に腹を打ち割って信頼ベースでお互いが物事を運ぶという意味ではいいのですけれども、ある意味では企業としての経営という意味合いから考えますと、そういうことの中に逆リストラなどには極めて不向きないわば体質があるだろうと、こんなふうな考えています。

さはさりながら、それを言っていたのでは今後の農協の経営にはいろいろな問題が生じますので、我々は少なくとも二〇〇〇年に向けて農協の広域合併あるいは信連と農林中金の統合を推進するとともに、例えば都市などに見られる一般の金融機関の極めて効率的な近代化した経営の体質というものをどんどん吸収しながら新しい時代に向けての対応ができる農協にいわば育て上げなきやいけなと、こんなふうな感じしているところであります。

す。

細かくは経済局長からももう少し補足させます。○政府委員(熊澤英昭君) 基本的な考え方は大臣から今申し上げたとおりでございます。

ただ、ちょっと補足して申し上げたい点は、確かに一人当たりの貸付額が信用金庫と同じ程度になれば貸付率も四八％とか四九％になるというの、これはまさにそのとおりでございますが、ただ農協の場合には二つの制約がございます。一つは、員外利用が原則として二割に制限をされている、これは協同組織としての理念から出発しているところでございます。これはなかなか議論のあるところでございますが、現実にはやはり員外利用制限というものは受け入れざるを得ない。それからもう一つは、農業関係の投資がやはりこの数年伸び悩んでいるということ、農業関係の投資が増大するという状況がなかなか見込めない状況の中で必ずしも安易な融資を推奨することができない、促進することができないという状況で農業関係の投資がどうしても横ばいになっているというこの二つの制約が大きな要因かと思われま

す。ただ、員外利用の制限については、農協によりましてはまだまいわゆるすぎ余裕があると申しますが、員外利用として投資すべき余裕がある農協も多々ございます。ただ、その際は大変気をつけなければいけないのは、当該員外利用の融資につきましても必ずしも安易な融資が行われる場合もあるわけでございますので、そういった融資姿勢についてきちっとした対応がとれるということが前提かと思われまして、それは昨今の金融は正措置の導入も絡めまして、農協の経営体質の改善というところで現在配慮しながらそういった点を進めているという状況でございます。

○牛嶋正君 郵便局型の場合、農協と郵便局の類似点がもう一つございます。それは、先ほどから御議論がありましたように、農協も郵便局も信用事業以外の事業を行っているということ。その事業の内容は異なりますけれども、やっている

ことは確かであります。

このことについて思い出しますのは、昭和五十一年の初めごろでございますが、民間金融の預金が貯金の方に物すごくシフトをいたしました。そのときに全銀協の方からイコールフッティング論が提示されたわけです。実はこれについて大蔵省の方にそのときの内容をお尋ねするあれでしたけれども、これは後の十分のところでやらせていただくことにいたします。

そのとき私が思ったことは、全銀協の議論というのは幾つかありましたけれども、一つは郵便貯金事業に係る費用が郵便事業や保険事業の方へ振りかえられる、いわば資金調達のコストを非常に低く見ているということが一つ挙げられていたと思うんです。これに対しては、やはり郵便局に對する一つの問題提起でありましたので、私はこれに基づきましてその後、もちろん大蔵省の一つの働きかけもあったと思いますが、郵便貯金事業はそれなりに効率を高めていったと思うんです。努力したと思うんです。そういう意味では、イコールフッティング論というのはその後の郵便貯金事業について考えた場合に非常にプラスであつたというふうに思っております。

しかし、農協に対しては全銀協からそのような批判は出ません、同じ民間金融の仲間ですから。そうしますと、このことは農協の内部できちっと規律を保っていかねばならないので、先ほどそういうことで部門別の経営というふうなことも御提示いただきましたが、でも私は根本のところでもちよつと先ほどの御答弁の中で問題があるのではないかと思っております。と申しますのは、もう一度やっぱり農協の本来の役割というの、何かということをお考えが必要かと思えます。それは幾つか挙げることができると思いますが、私にはまず農業の健全経営というのが大きいと思います。それから、できれば農業の振興を図っていく、それから組合員の生活を守っていくというふうなことがどうも思えます。その場合に、先ほどから御議論がありますよう

に、どうもほかの部門が振るわないために信用事業の方に精力が向けられている。そしてそこではかの方の赤字をカバーするということですけれども、私はこれは逆じゃないかと思うんです。結局、そうだからもう投資する場所もなくなってくるわけでありまして。むしろ私は、本来の役割をもつて一度見直して、農業の健全な経営、それからまた農業の振興を図る、そしてそれをサポートするように資金がそちらへ流れていく、こういうことでなければならぬのではないかと。逆、逆でございますと、だんだん縮小していくということになるかと思ひます。

そうだとしますと、私は農協の信用事業のあり方を議論する前に、先ほども御指摘がありましたように、農協の本来の役割をもつて一度見直してその中で信用事業のあり方を論ずべきではないか、こんなふうに思ひますが、この点について大臣の御見解がございましたらお願いいたします。

○政府委員(熊澤英昭君) ちよつと事実関係も含めて私の方からお答えさせていただきますと存じます。

確かに先生御指摘のとおり、これまで信用部門あるいは共済部門が割合好調な事業経営を行い、収益を上げてきた、そういうことで他の購買、販売あるいは指導事業にその資金を回して農協活動全体として行つてきたというところは御指摘のとおりでございます。確かに、農協は本来、やはり農業者に対して必要な情報の提供、サービスの提供、営農の指導、そうしたことを通してその地域の農業の振興を図る、これが基本的に農協の役目であらうというふうに私も認識をいたしております。

その際に、もちろん指導事業というのは利益を生む事業ではございません、全く経費のかかる事業でございますので、指導事業につきましてはどうしても経費がかかる、それを農家の負担で行うかどうかという基本的な議論がまずございまして、それから、販売につきましても当然のことながら農協系統が販売手数料を取る、それによって農家

の方々の農産物を一手に加工しあるいは一手に販売をするということでございますので、採算が合わないと思へば、やはり基本的には農家の手数料を徴収してあるいは引き上げて販売部門、加工部門の採算をとるといふのが一つの道であらうかというふうにも考えられるわけでありまして、ただ他方で、従来やはり信用部門と共済部門の利益が順調に上がつてきたということになりますと、農協全体としていへばその上がつてきた利益の一部を販売事業あるいは指導事業に回して農協全体としての活動を行うというのも、これも従来は一つのそういう農協活動のあり方であつたかというふうにも考えられるわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げましたけれども、最近のように信用部門あるいは共済部門の環境が極めて厳しくなつてきている、そういう中で従来のように潤沢な利潤、利益が上げられない、またさらに今後に見通しも厳しい、そういう中でいへばやはり農協経営、農協の事業全体といたしまして経済事業はどうあるべきか、あるいは本来の業務でもございまして指導事業をどうすべきか、それを従来のような信用事業の利益で賄うのか、あるいは農家の方々からきちつと指導料を取るなり負担金を取るなりして経営を行うのか、そういうところは組合の中できちつと経営者と組合員との間で基本的に議論されるべき問題だらうというふうに考えるわけでございます。

そこで、私もその前提といたしまして、まずは部門別にきちつと収支を明らかにする、そうしたことで組合員の方々にもそれぞれの部門におきまして収支の状況をきちつと把握していただく。さらに、昨今でいへば信用事業あるいは共済事業が大変厳しくなつてきている、そういう状況も組合員の方にも御認識いただく、そういう中で今後基本的な指導事業あるいは経済事業をどのように農協経営全体として運営していくのか、あるいは、信用事業についてもさらに合理化していかざるを得ないというふうにも考えられますけれども、それを従来とすれば役員あるいは管理職のサイドで検討

されて進められたものをできるだけ幅広く組合員の方にも開示をして議論していただく、そういう中で農協経営の今後のあり方を検討し改善していただく、そういうことがこれから極めて重要になるといふふうに考えているわけでございます。

○牛嶋正君 私は、住居問題のときに少し農協系統信用事業につきましても勉強させていただきまして、たが、あれからずつと離れておりまして、今度この法律について質問するに当たりまして先ほど申しました調査室からいただきました資料を見て少し勉強させていただきましたが、その中で二十四ページの「農協系統信用事業の資金の流れ」というのがやっぱり一番目につきました。これを見ておきますと、せっかく貯金を六十七兆も集めたが、地域の経済に還元されている部分というのはわずか二十兆にすぎないわけですね。全部上の方へ上がつていきまして、信連、それから農林中金というふうになつていきまして、これを見ておりました、農協系統信用事業の資金の流れはやっぱりパブルを引き起こした一因であつたのかなんというふうに思つております。

恐らくこれからはそういうことはしないでしょけれども、パブルということの解釈の仕方ですが、今仮に資金の配分といふことが、資金をどういふふうに分けていくかということでも申し上げますと、私はパブルの問題点というのは、資金が非常に誤つた形で配分された、あるいは非常に非効率な形で資金が配分されたということではなかつたかというふうに思ひます。そういうふうには考えますと、その危険性はまだこの資金の流れの中に要素としては含まれていないのではないかといいふに私は思ひます。

そういう意味で、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ信用組合方式の方へというふうな申し上げ方をしたわけでございますけれども、今のこのような貸出比率でありますけれども、パブルの当時の資金の流れ、恐らく額は違ひますけれども、今のこの流れとパブル当時の資金の流れにどういふ変化、変化がなければいんで

すが、もし変化があつたとするならばどういふところに変化があつたかということをお教えいただけますか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。パブルの時点がいつからというのとはなかなか難しいのでございましてけれども、例えば農協の段階で貯貸率を申し上げますと、実は昭和五十年代というのは五割近くございまして、これは当然のことながら農業投資がかなり大きかつた時代でございます。また、全体としても貯金量が今のようになり大々的な状態でございますが、その後、平成元年あたりを見ますと大体二七、八%でございますので、ここ数年は貸出率が大体二七、八%で推移をしているという状況でございます。

ただ、昨年度はやや貸出率が増加して三〇%を超えておりますけれども、これはどうも農業投資というよりも、むしろ農家の方々あるいは准組合員の方々の住宅ローンとか、そうした個人向けのローンが伸びているということもございまして、結果として三〇%を超えているという状況にございます。そのような意味では、基本的にはここ数年貸出率はそんな大きな変化はないというふうに見ております。

○牛嶋正君 全体の資金の流れから見て私が言いたいことは、やはり上の方へ持っていくと資金の一点集中みたいなことが起こるわけでありまして、できるだけ地域で還元するということ、先ほどから議論されておりますように、地域性に合つたような貸し付けをしていけば、それは資金の配分からいいますと非常に効率的な配分がなされるのではないかといいふに思ひましてそういうことを申し上げたわけでございます。

以前はもう少し貸出比率は高かつたということでありまして、そういう経験値もあるわけでございますからそのあたりまで引き上げていかざるを得ないのではないかと思ひます。問題は、今、貸出比率だけで議論しましたけれども、貸し出しの内容です。私は随分と生活改善みたいなものに貸し出しがなされているのではないかなというふ

うに思います。

それから、先ほど出てまいりました員外利用、そのあたりもうちょっと貸し出しの内容を教えてください。貸し出しをふやしていく余地があるのかないのか、ちよつと御見解をあわせていただきたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

確かに、農協の貸し出しの状況を見ますと、農業関係の貸し出しがほぼ横ばいであるということ、は事実でございますので、そういう意味では平成七年度が二九%、平成八年度が三〇・四%と貸出比率が伸びているわけでございますけれども、一つにはやはり組合員向けの住宅とかあるいは自動車ローンを中心とした貸し出しが伸びているということがございます。また同時に、地方公共団体への融資ということで力を入れておりますので、この点かなり最近伸びているということでございます。

また、員外利用の制限がございすけれども、かなり多くの団体、多くの農協では員外利用の制限にまで達していないという農協が相当数だと思ひますので、その点については地元の産業への貸し出しはまだ伸ばす余地があるというふうに考えております。

ただ、その際に、よく言われることでございすけれども、やはりきちつとした融資を行う必要があるわけでございます。いわゆる水増し融資あるいは不適切な融資によって不良債権が生じるようでは困りますので、そこは慎重な融資姿勢のもとで地域の産業の育成にも力をかす、そういうことで伸びていくことが大変大事じゃないかというふうに考えております。

○牛嶋正君 終わります。

○志吉裕君 農水大臣、御苦勞さまで。

私、この席で初めてお目にかかりますが、社会民主党の志吉です。

実は私、目下車いすの生活を余儀なくされておりました。委員長から座ったままでの発言を許されております。そんなわけで、失礼ですがこのま

ま質問をいたしますので、どうぞ御容赦いただきます。

けさほど来、同僚議員も大分細かく質問をしてくれまして、大体予定した部分の半分ぐらいいんな質問を聞いてしまったという感じもします。ですから、グブッとおりましたらどうぞ御容赦いただいて、簡単に答えていただいて結構です。

それでは、法案に沿って順次お伺ひします。

まず、最近の金融環境の変化に対応して本法を制定したいという趣旨ですが、当委員会はさきにほぼ同じ趣旨の預金保険法改正案を審議し、成立を図りました。その際にこの法案が提出されておつてもよかつたわけですが、農漁協の信用事業に關してはどうして時間差をわざわざ置いたのか、何か特別のわけでもあつたのか。ごくまた最近になって差し迫つた事情でも起きたのか。さもなければ役所の縄張りがあつて、そつちはおたくさん、こつちは私というので連絡なしにちぐはぐなことをしておつたのか。仮にここ数カ月の間に農協金融に不測の事態でも起きておつたら一体どういうことになつたんだろうという懸念が若干なかつたわけでもない。その辺のわけをじっくり聞かせてくれますか。これは大蔵も後で言つてください。

○政府委員(熊澤英昭君) 預金保険法の改正は国会の冒頭に補正予算関連法案として政府として提出をし、御審議をいただいて成立したわけでございます。今回御審議をいただいております貯金保険法の改正も、基本的には農協系統の貯金者の保護の充実と貯金保険機構の機能の充実、それによりまして農協系統金融システムの安定化を図るという意味で同様の趣旨で御審議をいただいているわけでございます。

ただ、預金保険法につきましては、その財源状況から、国債の交付、そして政府保証を予算総則に計上するということ喫緊の要請がございまして、補正予算関連法案として提出をしていただき、冒頭で御審議いただき成立を見たわけでございますが、この貯金保険法につきましては、貯金保険機

構の財源状態が当面十分である、すなわち積立金の状況、保険料の収入の状況、さらに支出の状況等を見まして当面、平成十年度予算で予算措置、すなわち予算総則に政府保証の保証枠を計上する必要がないという判断のもとに予算非関連ということで提出をいたしましたので時期的に御審議をいただく時間がずれたということで現在御審議をいただいているということでございす。

預金保険法の場合には、御承知のとおり、喫緊に財源の強化が必要だということで政府の保証枠を十兆円設定しているわけでございますけれども、この貯金保険機構につきましては積立金が現在千五百四十五億ございす。それから、毎年度の保険料の収入が二百億ございす。さらに、他方で支出が現時点で、九年度は五十四億、十年度においても保険料の収入の範囲内で賄えるであろう、対応できるであろうということで当面、十年度に政府保証の保証枠を予算総則に計上する必要はないというふうに判断をいたしました。政府保証の事項をお願いすることにいたしまして、予算非関連法案として御審議をお願いしているということでございます。

特別の事情が生じたというわけでもないようにですが、いずれにしても、いざというときに備えて万全の構えをしておきたい、そうすることに よつて利用者から安心して貯金をしていただくという趣旨だと解して次に行きましよう。

○志吉裕君 いずれにしても、機構が農協中金あるいは日銀から資金を調達しないと間に合わないという事態は予想されない、したがつてことしの予算にはのせなかつたということなんでしょうか。

機構が農協中金または日銀から資金を借り入れる際に政府保証をつけるということになつてい るんですが、平成十年度予算にも、今出ている補正予算にもこれの裏づけになる予算は何も出ていないじゃないですか。普通の場合、予算が出て予算関連法案として法案が出てくるというのがセオリーだよね。何でこれだけはあべこべになつてい るんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 貯金保険機構の今回の改正でお願いいたしておりますのは、貯金保険機構が財源が不足をして農協中金あるいは日銀から借り入れを行うような状態になつたときに政府保証を付し得るということとこの法案改正の内容としてお願いしているわけでございます。これはまさに最終的にはこのシステム自体が政府によつて保証され得ると、そういう道を付与するというこ とで貯金者の保護ということを基本に置いてお願いをしているわけでございます。

ところで、政府保証を付し得るという場合に、他方で予算総則では通常の場合に、当該年度において政府保証の保証枠がどの程度必要かと具体的 に予算総則に保証枠を計上するのが通常でござい

○志吉裕君 わかりました。いずれにしても、不測の事態は起きないだろうというので結構でしよ う、起きない方がいいわけですから。

基金の資金状況は、しばしばお話がございすように、約千五百億円です。年々二百億円ずつ入つてくると、それで大分打ち出の小づちを持つたような気になつていようですが、しかし、とりあえずの資金需要は見込んでいないというん ですが、そこが不測の事態というのでして、周辺事態じゃありませんが、不測の事態が起きたときには何とかしなきゃならぬというのでこういう予防措置を講じておくわけですが、その場合には、先

ほども同僚の議員の質問がありました。保険料率の引き上げも視野に入らるんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

現在の貯金保険機構の積立金の状況と保険料の収入、さらに支出の状況を考えますと、当面貯金保険機構が日銀あるいは農林中金から借り入れをする事はないというふうに考えておりますが、たまたま今後不測の事態が生じまして貯金保険機構が借り入れをするような事態、さらにそれに対して政府保証を付与する、そのような事態が生ずる場合には保険料率の引き上げについては当然検討すべきものというふうに考えております。

○志吉裕君 自己責任原則を腹構えとして持つておくことは多としますが、安易に保険料率を引き上げるといふことについてはやっぱり慎重に構えた方がいいと、私の意見を申し上げておきます。

いずれにしても、不測の事態が起れば、財政当局との協議の上、予算が出る、国会の議決が求められる、こういう段取りになるわけですが、財政当局、大蔵省に、こういう法案を出すについて、いよいよになれば財政措置をしてもらわなきゃなりませんがよろしいですなという相談はあったんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 私ども、この法案を出すに当たりますと、それは当然その前に、この国会の冒頭で預金保険法の改正法案が提出されたわけでございますけれども、全く同じように法案の内容を検討いたしまして、基本的には貯金者の保護、貯金保険機能の強化ということで預金保険法と同様の内容で提出をするということで財政当局とは十分に打ち合わせをして法案の提出をさせていただいてるところでございます。

○志吉裕君 破綻処理の受け皿組合に対して機構が資金の供与を行う仕組みになっておりますが、一定の基準に適合する場合とはどういう場合か、その基準といふものはどこで決めてそれが認定をするのか。数量で決められては困るということはこの機会に申し上げておきます。いずれにしろ、透明性を求めておきます。

それから、この資金供与はくれるんですか、貸すんですか。なぜ劣後ローンなのか、そのわけを

言ってください。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

まず、劣後ローンの供与の基準でございますけれども、これは受け皿組合に対して劣後ローンの供与をするというふうにいたしておりますが、受け皿組合が破綻した組合を引き受けることによりまして自己資本率が低下する場合が予想されるわけでございますので、その場合に、農協の場合には海外事業を行っておりませんので基準は四でございますが、四の自己資本比率が低下するよう場合にはこの劣後ローンの供与の対象にしたいというふうに考えております。

なお、この支援につきまして、資金贈与と劣後ローン、これは考え方としては両方あるわけでございますけれども、受け皿組合の場合には基本的には健全な組合でございますので、まずは劣後ローンを供与し、将来当然のことながら経営内容がよくなればこのローンは貯金保険機構に返済されるということ、資金の効率的な活用を図る意味からも劣後ローンでやりたいというふうに考えております。

○志吉裕君 局長、私は簡単に聞いているのであなたも簡単に答えてくれればいい。

金にはいろいろなたちがありますが、なぜ劣後ローンなのかと聞いているわけですよ。

○政府委員(熊澤英昭君) 基本的には返済可能ということで、資金の活用という意味では劣後ローンでやりたいということでございます。

○志吉裕君 説明になっていないな、それは。返済不可能な金を借りるわけじゃないですか。

金融機能安定化措置法とこれの違いはどこですか。なぜ取り扱いを違えているのかということもお聞きしたい。

○政府委員(熊澤英昭君) この貯金保険法におきましては、農協が総合事業体であるということで、農協の貯金の保護につきましては預金保護法とは別な法体系として従来から措置してきたわけでございます。そこで、今回も受け皿組合の資本充実、劣後ローンの供与につきましてはこの貯金

保険法で対象にするということにいたしましたわけでございます。

なお、中金と信連につきましては金融機能安定化法の対象としておいてございまして。

○志吉裕君 大蔵当局、それで説明になりますか。

○政府委員(山口公生君) 今の御説明のとおりで、金融安定化二法では金融をやっているところだけでございまして、農協のように他の事業もやっているとこを入れますと法体系として非常におかしいということで別途にしております。

○志吉裕君 わかりました。

不良債権の処理のために資産の買い取りを行うことができる、こうなっているんですが、合併助成法によって合併推進法人も資産の買い取りを行うことになっております。これは相互関係は一体どういうことですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに、合併助成法とこの貯金保険法による固定化債権の買い取りというものが両方あるわけでございますが、合併助成法の方は破綻組合の処理を前提とするということがございまして、基本的には健全な組合の合併を推進する目的で措置されているわけでございます。

他方、今回の貯金保険法におきましては、基本的には貯金者の保護でございますけれども、それに至らないようにということで、破綻した組合を救済する、あるいは不良債権を処理する、そのような場合にはこの貯金保険法において対処したいというところでこの条項を設けさせているところでございます。

○志吉裕君 この場合の資金の供与、援助は何ですか。くれるんですか、貸すんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 二つございまして、一つには貯金保険機構が直接不良債権を時価で買い取る場合がございます。もう一つの手法は、果敢におきまして系統が債権回収会社を設立いたしまして、そこに不良債権を時価で買い取らせるという手法を考えております。

後者の債権回収会社を設立した場合には、その資金を通常は系統の信連等が融資するわけでございますけれども、そうした融資に対して貯金保険機構が援助、支援を行う、融資を行うというふうに考えております。

○志吉裕君 信連の子会社が行う資産の買い取りにも援助をするんですが、信連というのは御存じのように県単位ですね。エリアが小さいわけですが、もったいない舞台でお互いに力をかしかう方が有効ですね。

そういう意味で考えれば、例えば整理回収銀行のような破綻処理専門の受け皿機関が農漁協の場合にもあつていいんじゃないかなという感じもしますが、そういうふうに考えなかったのはどういうわけですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 私ども、今回早期は正措置の導入に当たりまして、各県で系統組織を中心に破綻組合の救済スキームが作成されたわけでございますけれども、その際、破綻組合の有しておりまして不良債権というものは県内あるいは地元企業に対する不良債権がほとんどでございますので、そのような意味では、債権の回収に当たりましては地元の事情を知っておる信連が行うのが一番、よく事情を知っているし適当であるということで、原則として県段階で債権回収会社を設立する、そういう方向で進めているところでございます。

○志吉裕君 お説はわかりましたが、助け合いの枠組みはでかい方がいいですよ、安心感もあるし。そう思っているみたいですが、小さい方がいいんだというならそれでもいいでしょう。

ところで、系統資金を運用した住専をめぐって大騒動があつたのはそんなに古い話じゃないんですが、その始末記をちょっと聞きたいんですが、この問題の処理はもう完全に終わっているんですか、それとも後遺症ともいえるものがどこに残っているんですか、どうですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 住専処理に伴います農

協系統の負担、特に信連の負担につきましては、平成七年度の決算におきまして贈与を行いまして直接の負担というものは終了したわけでございませう。ただ、その結果、平成七年度の決算におきましては過半の信連が赤字を計上するということになったわけでございます。

その後、平成八年度の決算におきましては、その後の金利低下が続いている状況、これは資金調達コストが安く済んだということがございませう。あるいは、他方で国債、債券等の環境が堅調であった、そういうこともございまして、辛うじて黒字になったという信連も含めまして何とかすべての信連が黒字を計上したという状況でございませうが、ただ一信連当たり三十八億円の経常利益ということでございませうので、必ずしも内容がいいというふうな状況にはなく、なおなかなか環境としては厳しいというふうな考えているところでございませう。

○志吉裕君 続いて現時点での系統資金の運用状況を尋ねたいんですが、細かく聞いておるとどうと私の持ち時間も来てしまいますので、ちょっと問題意識だけ申し上げておきましょう。

ノンバンクに対する農林中金、各信連の貸出額が相当額に上っています。私の調べたところでは、この調査室の資料によっても、例えば農林中金の場合には貸出額が十六兆八千億円、このうちの二〇％がノンバンクに出されている。信連では六兆五千億、このうちの七六％、約八割がノンバンクに出ている。一方、不良債権の額を見ますと、ノンバンク向けはその他向けよりも三倍に及んでいますね。というのは、ノンバンクの方は貸すとなかなか返ってこないということなんです。

ところで、このノンバンクというのは、ハイカラな名前を使っているが、サラ金のことですね。サラ金には御存じサラ金地獄という社会現象がつかまっています。警察庁の調べによりますと、夜逃げと自殺の半分はサラ金です。これは借りた方も貸した方も生き地獄みたいなものでして、毎日電話は来るわでね。ドイツなんか見ますと、サ

ラ金の返済請求を電話でしやないけんいんですよ。テロホンと言わねえ。テロホンじゃなくてテロホンと言われて、それほど社会的に規制が厳しいんですが、日本の場合には依然としてまだ夜逃げが出たり自殺が出たりして、多重債務によつて奥さんもおちおち眠れないと語る人が多いですよ。

それで、その暴力団のような資金になっておるのが農協の金なんです。何でそういうところに金を出すのかな。細々と農家が納めたお金がノンバンクへ行つて社会現象を起こしておるといふのは余り褒めた話じゃないよ。これは何か使い方に一定のあれはないんですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

先生がおっしゃられた数字と私の手元の数字がちょっと違うのでございませうが、昨年の三月末時点で農林中金と信連の貸出金が二十三・四兆円ございませうが、そのうちノンバンク向けが四・九兆円、二二％でございませう。なお、同時点におきます農林中金と信連のノンバンク向けの貸し付けのうち、いわゆる不良債権でございませうが、千四百億円、先ほど申し上げました貸付額に対して三％というふうな報告を受けておりまして、必ずしも不良債権率が高いというふうには考えられないのでございませう。

○志吉裕君 私がもらっている資料はそうではないので、それぞれが自分に都合のいい資料を見ていたつてしようがないので、あなたの資料をちゃんと私のところへ提出してください、系統資金の貸出残高とどういふところへ幾ら行っているかというのを、それと不良債権の額、よろしいですね。それは要求しておきましょう。

いずれにしても、お釈迦様でも御存じあるまいじゃないですが、農家の人はまさかおれの金が高利貸しのところへ行つていられるとは思っていないですよ。どこかの奥さんが死んだのはうちの金のせいだったでは寝ても眠れないじゃないですか。これはおたくの方も少し注意をするということにしてください、資金の行方について。

貯金保険に関する質疑はこの辺で一区切りつけますが、言うまでもなく、この法案は直接的には農協や漁協の信用事業が破綻したときの貯金者の保護、すなわち救済の制度を整えようというものなんです。本質的なことは保護や救済の対象にならなくてもいいような安定的な経営をすること、それを取り巻いている農業、農村、その辺がいれば振興をして経営も安定することが本筋だと思ひます。そうでなければ、本体はぐらぐらさせておいて手当ての方ばかり手を入れるというのは、これは本末転倒ですね。

その意味で、最近の農業及び農業経営を見ますと、規模の大きい農家の多くが経営不安を抱えておることが目につきます。例えば米作でいいますと、去年の米価の下落で恐慌に近い大型農家の場合がそれです。十アール前後の規模の大農家で見ても、生産費は安くはなっています、小作料とか規模拡大のために追加投資の返済金などがたまって、小作料等を含めると米代金の三割ぐらいがそういう費用になつていっている。言うならもうけが三割もはや最初からなくなつていっていることではしやうね。そこへ米価が一五％以上下がったところでは、手取りがさらに減つて所得半減という状況になつていませう。

そのほかに、地域共同体の助け合いの機構で名義の貸し借り、お金を借りるときに名義の貸し借りをします。それでお互いに連帯保証人になりまして、この仕掛けのために一戸でもつぶれますと村じゅうがつぶれてしまふ、こういうケースがないわけでもない。特異な例をあげたらうようで恐縮ですけれども、村へ入つてみると必ずしもそれは例外じゃないんです。

このところ、例外なき規制緩和とか自由化とか、自立自助原則とかが経済社会を覆い尽くして、これに異を唱える者はもう保守派、守旧派というレッテルを張られて追放されてしまひますね。いつかこんなことがありましたけれどもね。政府は農業にも市場原理を一枚看板のように持ち込みますけれども、米穀市場の自由化で生じて

おる状況というのは私が以上述べたようなとおりでありまして、このように農家経営を不安定な状況に追い込んでおいて信用事業だけを安定させて繁盛させるといふのもこれは無理だ、本末転倒だということをおまづ言っておきましょう。この状況は米作に限ったことじゃないと思ひますよ。

価格安定に向けてこれからどういふ施策や努力が行われようとおるのか、この機会にじっくり所見を伺つておきたいと思ひますが、大臣、いかがですか。

○政府委員(堤英隆君) さまざまな今の農業をめぐる情勢の中で、先生御指摘のような事態が生じているというふうな私ども認識をいたしております。

例えば米につきましても、昨年、非常に厳しい状況でございましたけれども、そういう中で米のたための対策を講じまして農家経営の安定という観点から新たな対策を講じたところでございませうし、それからまた、まだ検討中でございませうけれども、麦につきましてもそういった面での検討を始めています。

そういう意味で、先生は市場原理を唯一のといふ感じでおっしゃいましたが、私も私もとしましては、農業や農村の持つ特性、これをきちんとして踏まえた上で、その上でなお市場原理なり、それから需給実勢なりあるいは銘柄評価なり、そういうものがやはり適正に反映される形の農政でなきゃならないんじゃないかというふうな思ひをしております。そういう方向で進めたいと思ひしておりますが、その過程で、今おっしゃいましたように、そうした措置をとることが規模の大きな農家にとつて非常に大きな不安を与えるということであれば、これはやはり先ほど申し上げましたように昨年の米対策のような別途の経営安定対策を講じていくべきじゃないか、そういう基本的な考え方でこの問題に対処していきたいというふうな考えております。

○志吉裕君 安心しました。EUの場合は、市場原理の導入とあわせて直接

所得政策の拡充も図っております。にもかかわらず我が国は構造政策一本やりのようですが、そのやではなくて、今お話しのように、農業が持つておる特性というものを踏まえた対応を慎重にやってもいいというものが私の要望です。

そもそも、市場原理とか自己責任原則をばかの一つ覚えのようにこの国の政府は言っておりますけれども、自然を相手にしてインターバルの長い農作物の需給が市場だけで調整されると思えない。市場だけで合理的価格が形成されるというふうに考えるのも無理がある。工業製品であれば足りないからすぐつくろうとか需給調整はできますが、一年に一週しかとれないようなものを簡単に需給調整できるわけがない。そんな不安定なところで合理的な価格形成ができると思えるのは無理があるということを特に主張しておきたいわけ

です。どうかそういうことを念頭に自由主義経済を選択する経済理論があるんじゃないかなとアダム・スミスに聞いてみたいと思えますけれども、これは大臣、何か所見がありますか。

○国務大臣(島村宣伸君) 私は、就任以来一貫して申し上げ続けてきたことでございますが、我が国の農業というのは極めて特殊な環境の中に置かれていて、その一つは何かといつても先進国の中では日本だけが取り残されたように極端に規模が零細であるということが一つあります。また、中山間地域に占める農地が約四割を占めるという現実もござります。

そういうことを含めまして、例えば米を初めサトウキビにしてもビートにいたしましても、国際比較では初めから成り立たないという現実があるわけでありまして、加えて最近の異常気象等を考えますと、まさに先生今御指摘のとおり、その簡単に需給調整できるような性質のものでもございませぬので、これらについては十分それらの実情に配慮したことを我々は農政の背景に持たなきゃいけない、こう考えています。

特に、我が国の穀物の自給率、もう二九%です

から、これらにつきましても最低限度の食糧自給というものは我々は考えていかなきゃいけないという意味合いで考えますと、当然農業に対する多面的機能、公益的機能というものを無視して農業を考えたなら間違いだ、このことはOECDでもきちんとその確認を得、共同コミュニケにも盛り込んでもらったところであります。

○志吉裕君 ただいまの所見は、大臣、この間OECDの閣僚理事会ですか、お出になつてお話があったということは私も後日、物の記録で読みましたが、大変な見識で評価をしておりますが、ひとつそれでしつかりやつてもらいたいですが、

農協合併に関して若干聞きますが、住専以降、農協合併の動きが加速しているようですが、農協が広域化をすれば事業規模も大きくなるし、効率化と利益も向上する。だが、その反面では農家と農協の距離が開く、これは否定できない。米の転作が全国平均で三割以上も拡大してくるという状況のもとで、当然市町村とのいろんな連携も密にしなきゃならぬときですが、どうしても大きく

なりましてその辺にちぐはぐも生じますし、生産調整と関係の深い営農指導もきめが粗くなって、さらに農産物販売の事業への影響も少なくなつて、言うまでもないが、農業生産はそれぞれの地域の土地条件や気象によつて左右され千差万別ですから、信用事業のように大きくくれば効率が上がるという代物じゃない。販売事業から見ても大型合併に必ずしもメリットがあるとは考えられない。よつて、大型合併が営農や経済活動の衰退を招くという皮肉な結果を招いておることも目を

そらしてはならない。さらに、合併は普通の場合、職員の配置とか業務の機能が俗に言う本所に集中しがちなんです。ですから、昔、小さかったところには支所かなんかが、出張所みたいなのができますが、これが非常に地元の農家にとってはなじみがなくなつちやうて、えらくサービスが悪くなつたなと思いがちなんです。ですから、効率性とか利益、一時的なお金のことばかりに没頭しないで、永遠の生命を持つておる農業、農村、ひい

ては地域のことを念頭に置いてくれというのが私の主張したいことです。

ところで、農協の大型化を突き詰めていきますと、上部構造である信連とか経済連の組織のありようにもかかわつてくる、さらには農業会議などを含む農業団体の再編にもかかわつてくると思うんですが、これには今どんな動きがござりますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに、農協合併の促進に伴ひまして、先生御指摘のように、農協と組合員との距離が遠くなるという点は従来から指摘されておるところでござります。支所という話もござりましたけれども、むしろ全中組織としては支所というよりは営農センターを設置してそこに専門的な指導員を配置する、そうした方々が巡回指導を行うような形態をとりまして農家の方々の意向をくみ上げる、そういったきめ細かい配慮をしながら合併を促進するということが現在取り組んでいるというふうに考えております。

他方で、全体として信連、経済連の組織整備というのが当然のことながら生じておるわけでござりますが、現在、全中あるいは系統組織といたしましては基本的には将来全二段階を目指して統合をしていこうということでございます。信用事業につきましましては、農林中金と県信連との統合という一つの柱でござりますが、現時点では二十五の信連におきまして将来農林中金との統合をしようという方針を固めております。これまた統合のための基本方針を取りまとめている状況でござりますので、今後具体的に統合の話が進むというふうに考えております。

他方、経済連につきましましては、現在二十四の経済連が二〇〇〇年までに全農と統合しようということを決断しておりますが、この経済連と全農の統合につきましましてはやや進捗が進んでおりまして、現在三県連が本年十月の全農との統合を目指して既に具体的な手続に入つておる、そういう状況にござります。

○志吉裕君 大臣、農山漁村という言葉がありま

すが、私の村では、私の家でもいいですが、私の家は農協の組合員ですが漁協の組合員です。同時に森林組合の組合員です。これはそんなに珍しいケースじゃないんです。本人一人だけで頭が幾つにも分かれておる、経済組織が。これも恐らくいろんな検討の余地があるんだらうと思ひます。

先ほど来話がありましたけれども、農協には幾つかの経済活動部門があつて、何とか商売になつておるのには信用事業と共済事業ぐらいなもので、あとはみんな不採算部門で、そいつを抱えておるわけですが、さらに漁業とか森林とかという経営部門があると思へば、これをみんなまとめてみて、もそれほどの農協とは変わらぬものになる。この辺は何か今検討の余地があるんですか。

○国務大臣(島村宣伸君) なるほど御指摘のとおり、農山漁村地域におきましては農協、漁協、森林組合が併存しておりますし、これらの組合員が重複している事例が存在することは承知をいたしております。

このような地域におきまして、組合の人材あるいはノウハウ等を相互に有効に活用し、それぞれがより効率的かつ的確に機能を発揮するため、農協、漁協あるいは森林組合間において連携や役割分担を進めることも当然考えられるところであり

ます。しかしながら、これらの組合を統合することにつきましては、それぞれの組合の設立目的が異なります。例えば森林組合では森林整備に関する事業が必須事業となつておるなど事業範囲も異なつておることにかんがみれば、これは先行きの課題としては当然慎重な検討の必要があると、こう考えております。

○志吉裕君 銀行局長、ちょっと聞いてください。農協というのは山の向こうの小さい村にある機関なんです。金を集めたり貸したりしておる限りにおいては金融機関だけれども、町場にある門構えの立派な銀行じゃないんです。たんに近いような程度の貯金箱かもしれないですね。だけれ

ども、あなたの方の手にかかる、やれ自己比率がどうか早期は正措置とか、いろんな規制があるわけです。そもそもビッグバンというのは規制をなくしようということなんだけれども、やたらと規制だけは残しているんですね。それで、気に食わなければお取りつぶしとなるわけですね。こんなに画一的にやらぬといかぬものですかね、あんな山の向こうの小さいところまで。

○政府委員(山口公生君) 今、志苦先生が金庫的な役割もあるとおっしゃいました。お金を預けるということは、幾ら小さいところであれ、それは健全に経営してもらいたいとみんな思うと思うんです。それは信用金庫でも信用組合でも同じでございまして、協同組織金融機関としては同じ扱いをする方が私はいいというふうに思います。一つだけ違った取り扱いをするということか、かえって不安をかき立てるのではないかとこの心配もあります。

○志苦裕君 返事はそうなるんですが、私はあなた方の画一的な頭が気に入らないんです。あれは金融機関だと思いが、あれは互助会なんです。村の人の感覚は。それに俾そうに大蔵省が出てきて、自己資本比率が多いとか少ないとか、これは危ないから仕事をやめろとか、そんなこと言われちゃかなわぬという気持ち強いと思うんですよ。だからといって、野放しにしろと言っているんじゃないですが、ちよつとその辺、うまい表現がないけれども、考えてもいんじゃないかなというこのことを通じて思い出しましたね。

最後にありますが、農業基本法の見直しという、新農業基本法の制定論議が浮上しているようなので、これは公式、非公式な舞台で展開されておるから、そしてこの秋には食料・農業・農村基本問題調査会の答申が集約される段階だと聞いておりますが、主な論点及び作業の進捗状況を簡潔に言ってください。

○政府委員(堤英隆君) 御指摘のような形で現在検討を進めておりますが、その中の主な論点と

申しますのは、やはり二十一世紀に食糧の安定供給に對しては非常な不安がございまして、そういう安定供給の確保、それから消費者にどういった形でこれから農政を展開していくかという消費者への視点、それから農業構造の変革を進めなきゃいけません、先ほど御指摘ありました農業経営の安定をどういうふうに図っていくか、それからこれも大臣から御説明を申し上げました農業、農村の公益的、多面的機能の発揮のためという確保措置があるのか、それからもう一点は中山間地域を含めました農村地域の振興をどう図っていくか、こういった点が現在議論されているところでございまして、大変重要な課題というふうに私どもとしては受けとめております。

こうした議論を踏まえまして昨年十二月に中間取りまとめをいたしておりましたので、今年の夏ごろを目途に答申をいただきますので、来年の通常国会には新しい食料・農業・農村基本法及び関連法案を提出して御審議を賜りたいというふうに考えて現在鋭意検討を進めているところでござい

○志苦裕君 そろそろ私の質問時間も来ましたが、もはや戦後ではないと日本経済の復興と経済成長を高めるにうたい上げたのが昭和三十一年、一九五六年ですね。そうした背景を持って農業基本法が制定されたのが一九六一年、昭和三十六年です。以来三十有余年の歳月が流れて、経済社会も大きく変容した。だが、一体この農業基本法は何を目指し、どんな成果を上げたのか、三十七年間の農政の総括といえますか、そういうものを我々はまだ伺う機会に恵まれていない。

去年の九月の経団連が行った農業基本法の見直しに関する提言では、政策目標は当時の状況下では適切だったけれども、ほかの諸制度の改革が十分ではなかったとの挫折をしたと言っています。私は挫折をしたと言わずに言いたくないんです。政策当局の農水省としてはこの表現は穏やかでないでしょうね。だとすれば、農業白書にちゃんと所見を述べるべきだ。農業白書は、御存じの

ように、第六条で所見を述べることになってい

す。ところが、あなたの方のところは所見を述べたこととはないじゃないですか。若干解説はしていますが、解説じゃなくて所見を述べなきゃいかぬのですよ。所見というのは農水省の考え方なんです。それが無いので、これはぜひ所見を述べるようにして、今私が指摘したような問題点にも答えるようにしてもらいたい。

農基法の政策目標について六〇年代と今日の九〇年代を比べてみますと、これも指標をできればコメントとあわせて後ほど提出してもらいたい。私の見る限りにおいては、改善はされていないでむしろ農業が縮小してある、格差が開いておるといふことを納得させるような資料しかない。そういう意味で、これも後刻資料を提出してください。就業者の所得格差も開いていますし、農業と製造業との格差も開いておる。

くどくどと述べましたけれども、これらの比較結果から見ますと、農基法の大きな政策目標であった他産業との生産性の格差も従業者の所得格差も縮小するどころか拡大をする結果に終わっておる。農家戸数も減った、農家人口も減った、農業面積も減った、経営規模も大きくはなっていない。農村集落は実に十数万までなくなりました。全国で、いずれも農業の縮小、農村社会の崩壊を物語っておるんです。にもかかわらず、白書では、政府は何も語らない。

私がかういふことをくどくどと言っていますのは、実は私自身にまつ身の世話のようなことで、実は私は日本海の向こうの佐渡ヶ島の小さな村に生まれた人間なんです。条件不利地域といった、これが恐らく代表的なものでしょう。その生まれ在る所を時折訪ねますけれども、村は行くたびに寂れていくんです。昼間でも人影がない。空き家が目立つようになっているんです。労働移動で家庭の崩壊が進んでいる。したがって、家庭の崩壊は地域社会の機構を消滅させてしまふ。共同体の機能が衰えていますね。先祖伝来の田畑は荒れ放題。村一番の若者はだれだ

調べてみたら、市役所をやめた私と同じ仲間の悪童で、これが一番若いんです。これはもう寂しいというよりは悲しいね、本当に。こういう実態なんです。

だから、私の身の上話が実は農基法農政を物語っているんです。このことだけは強く指摘しておきたいですね。だから、これから問題が新しい農業基本法の制定に向けて生かされるようにぜひしてもらいたい。

農業基本法の第一条を読んだら、憲法のような非常に気宇壮大な高邁な精神をうたっているじゃないですか。あんな法律はないんだよ。読んでみますと、私は憲法を読んでいるのかと思つたぐらいなんです。こんな法律を持っているのかと思つたぐらいなんです。おつたのはどういふことにもならぬですよ。農家にはむだな金を使つておるとかなんとか言われると農水省の動きもびくっとまっちゃんじゃだめです。大臣、これは胸を張って、今の農政はまさに日本や地球の生存にかかわっている、そのことを強く要求して、私の質問を終わります。

○須藤美也子君 日本共産党の須藤美也子です。よろしくお願いいたします。

午前中から午後にかけて、いろいろな質問に対する農水省の答弁に対して私は納得していませんので、繰り返しの質問になると思いますが、しつこく質問させていただきます。

まず、前回の十二月十一日の農協貯金法改正のとき、農水委員会と同僚委員が、保険事故や資金援助が多発してきたら準備金が足りなくなつて枯渇するのではないかと、こういう質問をいたしました。それに対して農水省は、貯金保険機構の財源につきましては心配はない、こういうふうにつきり答えてましたね。そして、先ほど来そういう答弁を繰り返しています。

それならば、なぜ政府保証をつけるために今回改正しなければならぬのか、その理由が私はわからないんです。この半年間に機構の資金を心配するような事態は起きていない、不測の事態も起

きていない。ただ、抽象的に将来に向けて万全な体制をとる、それだけでは納得できないんです。そういう点でもう一度、なぜ今回の改正で政府保証をつけるのか、明確に答弁をお願いします。○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。昨年の法案改正に続きまして今回の貯金保険法案の改正をお願いしているわけでございまして、今回の貯金保険法案の改正は、国会の冒頭で御審議をいただき、成立を見ました貯金保険法案と基本的にはその趣旨内容を同じくするものでございます。

そこで、預金保険法案の審議の際にも御議論があったかと存じますが、昨年の秋以降、金融機関等の大型の破綻が相次いだ中で、日本の金融システム全般に対する信頼感の欠如、日本の金融システム全体の安定感を要請される、そういう状況が起きたわけでございます。そういう中で、預金保険者と貯金保険者の保護を万全にするという意味で両制度の改正法案を今国会に提出をし御審議をいただくということになったわけでございしますが、その際、預金保険法案につきましては、大型の銀行の破綻が既に生じており、今後も見込まれるという状況の中で、早急に予算措置、財源の交付と政府保証十兆円ということで、国債を講じて予算関連法案として冒頭に御審議をいただいたということでございます。

他方、貯金保険機構につきましても、同様に貯金者の保護を基本的な役目として持っているわけでございますが、同じように他業態の預金者と同様に農協系統の貯金者の保護につきまして、最終的には政府の保証がある、そういう信頼感を与えることが日本の民間金融あるいは金融全般の中で一翼を担っております貯金保険制度の安定の基本的な部分にかかわる、そういうことで政府保証が付されることによりまして農協系統の貯金者も他の業態の預金者と同様に安心感、信頼感を得る、それによりましてこの系統金融を含みます日本の金融システム全般が信頼感を得、安定感を得る、

そういう意味で大変重要な改正内容として御審議をいただいているところでございます。○須藤美也子君 つまみ、横並びですね、預金と貯金は、というのは、預金は三千九百五十一億円の赤字、ところが貯金機構は、先ほど答弁なさいましたように、千五百四十五億円の残高、昨年より二百億円上積みになっております。何も政府保証をつける必要はないと私は思っています。将来の貯金者の安全のために、あるいは安心感のために、そんな抽象的なことで、穴があいたときに公的資金の導入を取りつける、そういうようなことは国民は納得できないのではないかと、こういうような仕組みは私は国民の合意を得ることはできないというふうに考えます。

そういう点で今回の改正は、趣旨説明で述べておられますけれども、経営困難組合との合併をする組合に劣後ローン供与、合併援助のための機構が不良債権を買収するといふことは、金融ビッグバンを前に負債を抱えている農協を整理して大型合併を促進するために組合の保険料による機構の財源が使われる、このことは貯金者保護、この目的から変質しているものではございませんか。それからもう一つ、午前中も少し質問なされたと思いますが、不良債権の買い取りは二次ロスが出る。一次でなくて二次ロスも心配される。この二次ロスについては一体だれが支援するのか、県内の系統内で処理するといふような答弁も先ほどあったように思いますが、この二次ロスについてどう考えているのか、答弁をお願いいたします。

○政府委員(熊澤英昭君) まず第一点のお尋ねでございますけれども、今回の貯金保険機構によります資金援助の対象とした破綻した農協に対する資金援助といふのがあるわけでございしますが、これは預金保険法でも同様でございますけれども、基本的な使命と申しますのは貯金者の保護でございます。貯金者の保護というのは、まさに保険事故として扱つか、破綻した農協に対して資金援助をして

合併ないし吸収、あるいは自主再建によって再建をさせる、どちらがコストが安いかにということにかかわるわけでございしますが、基本的にいいますと、一般的にはやはり破綻した農協を解散させて不良債権を処理し合併で再建するといふ方がコスト的には安い、かつ貯金者に対して円滑、スムーズに新組合に移行できる、そういったメリットがあることから、これまで破綻農協につきましては解散、合併といった手法で処理をしてきたところでございます。

他方、今回の破綻組合の処理に当たりまして信連等が設立をいたしました債権回収会社の債権の回収については二次ロスが出るかどうかという問題でございしますが、確かに理屈と申しますか理念の上では二次ロスが発生するといふことは考えられるわけでございしますが、私も考えておりますのは、通常破綻組合が有しております不良債権といふのは、農協の場合ですと地元に関連する債権がほとんどであるといふふうに考えられますので、そのような債権の評価に当たりましては信連が専門家、例えば弁護士とか不動産鑑定士とか、そうした専門家の意見を聞いて時価で評価をして引き取るということでございますのでかなり客観的な評価がなされるというふうに考えております。多少の評価についての誤差といふのは当然考えられるわけでありますから二次ロスが発生するといふことは考えられますけれども、多額の二次ロスが発生するといふふうには考えられません。

なお、仮に二次ロスが発生したという場合合には、現在では一般的には債権回収会社の出資者、これは信連が中心でございますが、そうした県内組織で吸収するといふことが一般的であるといふふうに考えております。○須藤美也子君 貯金者保護のための財源は十分にあると先ほど来から繰り返しておっしゃっております。このままなら機構や信連子会社の債権回収会社は不良債権の廃棄物処理場、そういうふうになるおそれがあるのではないかと、こういうものを

つける必要はないわけでしょう、今の財源は十分あるわけですから。そういうような状況の中で、不良債権の理由はそのものの信連、農協でいろいろあると思えます。農政による原因もあれば農業停滞を背景にした不動産投機による不良債権もあります。そういう不良債権を出した結果、そのツケを国民や農家に負わせようとするようなやり方はまずいのではないかと、いふふうに私は考えます。つまり、ツケを農家や国民に回すようなことはしてはならないのではないかと、そういうことを強く申し上げたいと思います。

次に、先ほど来いろいろお話しましたが、農協の信用事業はそれだけがひとり歩きするものではないと思えます。農協は農家組合員の貯金、出資金で成り立っている協同の組織であります。「一九九三年私たちとJA」で述べているように、「一般の金融機関からは敬遠されがちな組合員がお互いに貯金し合い、貸し合う相互金融によって営農と生活の改善向上を図る」というのが基本的性格であると言っております。協同組合も銀行も一緒にして早期は正措置だ、業務停止だ、こういう指導に対しては私は強い疑問を感じております。先ほど来お話もありません。農協だからこそ組合員は融資を受けられるんです。経営危機の理由も乱脈融資などの問題があるところもありますが、しかしその根本的原因は輸入自由化、新食糧法による農産物価格の暴落による打撃によって農業の活性化が失われた、このような原因による経営困難に対して一律の基準を設けて債務超過は業務停止、経営改善計画を提出せよ、そして最後は合併せよ、こういう過酷なリストラを要求するようなやり方は無理があり、問題があります。

一般の金融機関と農協協同組合の金融との違い、特殊性をどのように大臣は認識をしておられるのか、その点をお伺いいたします。○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。まず、早期は正措置あるいはビッグバンに対し

て画一的に農協等に当てるべきではないという観点でございすけれども、確かに他の銀行と相互扶助組織であり地域機関であるという特質を持っている農協、あるいはさらに他の事業を有している総合事業体としての農協、そういった特質を考へますと、他の銀行と一律に論ずるということは必ずしも当を得ない面があるというところは私もそのとおりだというふうに考えております。しかしながら、他方でそのことが今回この貯金保険法案を預金保険法案とは別に御審議いただいているということも、それはまさに農協あるいは農協系統組織の持つ特殊性の上で独立の法案を持たせていただく、御審議いただいているということにもつながるということになるわけでございす。

また、全体の経済状況あるいは金融状況の変化の中で、金融機関の一翼を担う、民間の金融量では一割という地位を占めておるわけでございすので、そうした金融機関の一環として今後も健全に信用事業の機能を果たしていくという意味でいへば経営の健全化、情報の開示、これはやはり基本的な重要な部分だというふうに考えておりますので、私もその点につきましては経営改善、経営効率化の観点からやはり厳しく経営改善の一環として受けとめて対処すべきであろうというふうに考えております。

ただ、今後の経営のあり方についていえば、一般の銀行のように一般貸付を全面的に押し出すというような性格ではなく、一定の制約を受けた中で活動をせざるを得ないというわけでありますので、そういう意味でいへば基本的には農業の振興あるいは地域の産業振興、そういった視点に重点を置きながら経営の健全化に努力してまいりたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 時間が限られておりますので答弁はできるだけ手短かに、簡潔に、私にわかるようにお願いしたいと思ひます。

今、全国で五十六農協が債務超過になつていて、経営改善計画の実施が迫られております。私は、先日、岩手県に調査に行きました。岩手県は

六農協が債務を抱えて、合わせて三十七億五千万円。この六農協、それぞれ全部が山間地域にあります。先ほど志苦先生がおっしゃったように、山間部の農協です。経営が大変になつた農協は今まで十カ年計画、これで再建計画を立ててきたんです。ところが、ビッグバン前にそんな悠長なことはできない、直ちに本年度は赤字を解消し、三年間で債務超過の解消を迫られ、県にその計画書を出せと、こういうふうになつておるわけです。

住田農協というところは、せつかく八年度、九年度赤字になつた、上向きになつていたやさきから早期是正措置によつて一気に役員の報酬が八五％カット、それから農協職員の給料は凍結、ボーナスもカット、こういう状況になつております。組合員の出資金は増額、機構の縮小などのリストラが要請されております。しかも、最後にそういう努力をしながら広域合併であります。その住田町は山間地域で、あつてもないんです。農協がなくなればその地域は何もない。そういう状況の中で、私は、この住田町の農協だけではなく全国各地にこういう農協が数多くあるのではないかと、そういう農協の自主的な努力、計画を尊重して、一律に早期是正措置、業務停止、リストラ、広域合併、これはすべきではない、こう思ひます。

例えば、先ほどおっしゃつたように、農業というのは三年間で計画が成り立つというものではないんです。肉牛は幾ら頑張つても二年間かかります。米は一年に一回しかとれません。果樹はどうですか。「桃栗三年柿八年」と言われるように、長いかかるんです。

そういう中で、財源法は五カ月で見直しをやつたわけですから、これは省令ですから弾力的な見直し、一律にやるといふのではなくて、それぞれ農協の自主性とかそういう問題も配慮したやり方というのが私は必要だと思ひますが、これは大臣が決めることだと思ひるので大臣の簡単な答弁をお願いいたします。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。一律の意味でございすけれども、私も、こ

の早期是正措置の導入に当たりまして、これはもうこころ、三年系統自身も合併を促進してまいりました。それは、必ずしも早期是正措置以前に経営の悪い農協を一体とするか、そういうことも含めまして全体として農協を再編していこうということ、これは従前は農協合併助成法に基づきまして合併を促進してまいつたわけでございす。その時点で既に広域合併の方針が農協自体からこれは自主的に打ち出された方針でございす。決してその時点でいへば役所の方から一律に押しつけた方針ではございせん。

さらに、今回の早期是正措置の導入に当たりまして、必ずしも一律に一定の方針というよりも、むしろ地域の実情に応じまして県段階で、県の中央組織とそれぞれの個々の経営が悪化した農協の間で相当に事前に話し合いを続けております。そういう話し合いの経緯も承知をいたしておりますが、かならずしもそうした具体的な積み重ねの上で今回早期是正措置が導入されているというふうには私も理解しているところでございす。

○須藤美也子君 話し合いをなさつておられるというのであれば、その話し合いの内容を尊重しながら、ぜひ無理のない措置をとるべきだということに思ひます。

特に、住田農協の場合は、その赤字の大きな部分は牛肉の自由化による影響であります。すなわち、山間部です。肉牛を生産する。出稼ぎのない町づくりということ、今、七千六百人の人口の中で畜産に携わっている農民は五百人。家族も合わせると二千人は畜産の産業に携わっている。その住田農協では肉牛長期平均払い事業を行つた。輸入自由化のときに、本来牛肉の価格が下がったときに政府がこれを補償するのが当たり前なんだと思ひます。それを肩がわりして農協がやつた。この事業が十億円ほど赤字になつた。それで平成二年にさかのぼつて役員の報酬も全部カットということなんですね。ですから、そういう点では農業振興で町の人口を維持する、山間地域、僻地で一生懸命努力をしてきた結果がこういう結果になつておる。

これは先ほど悲しいことではありませんが、おっしゃいましたけれども、こういう農業を農省はつくるうとしておるんですか。中山間地や山間部にもっと手厚い保護をするというのが農基法の一つの柱でもあるわけではしょう。

そういう点では、私は、政府の不十分な価格保証制度、しかも今度は米の制限をなくしていく、価格制限、値幅制限を取つた、麦も民間の市場原理にゆだねるというようなことをやっていると、いうこと自体は、農業の現場をわからない、農業にますます困難を持ち込む、そういう問題であるというふうに思ひます。

そういう点では、今回のこういう半年前に改正してまた改正する、しかもその改正が農民や地域にとつて役に立つ改正ならいいんですけども、それが逆にこういうふうな首を縛るような改正で、私は、住田町の農協に行つて、この組合長が自殺しなければいいな、こういうふうな思つたほどであります。そういう点で、私は、そういう農協や農村の実態を踏まえて、そういう一律に厳しい規制をするのではなくて、話し合いをなさつていくということですから、そういう自主的な判断、組合員の合意を得た上で進めるといふことを基本にしてやつていただきたいというふうに思ひます。

あと漁協の問題で質問したかったんですけども、漁協はもつと大変だということ、三割が赤字だということ、そういう点では魚価の問題と資源枯渇の問題、こういう問題に取り組むべきだということをおし上げてまして、時間ですので私の質問を終わります。

○星野朋市君 この委員会ではこういうアイテムを取り上げると、大体農協の現状とあるべき姿といふことになつて切り口がちよつと変わつてくるわけですから、けさからの質問を聞いておきますと、大体私の言わんとしていることはもうほとんど言い尽くされてしまつておる、後になればなるほどそこら辺が苦しいところでありますが、そのすき間を縫つて御質問をしようと思つております。

まず、非常にプリミティブな問題なんです、農協の姿というのをちよつと思ひ浮かべる上で、日本で一番大きい農協はどこですか。これは組合員の数であるとか、それから主な仕事である信用事業、これの大きさ、そういう分け方はあると思うんですけれども、日本で一番大きい農協というのはどこで、どれぐらいの規模ですか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。いろいろな基準があるかと思いますが、例えば組合員規模で申し上げますと、正組合員が最大の農協はここの四月に合併をいたしました秋田県秋田おほく農協でございます。正組合員の数が約三万二千人でございます。

それから、准組合員を加えた場合を考えますと、広島県の広島市農協が准組合員もまぜまして八万二千七百七十八人という規模の農協でございます。

それから、貯金量で申し上げますと、静岡県のとびあ浜松農協でございます。これは平成七年に合併した農協でございますが、貯金量が六千五百四十四億円でございます。

○星野朋市君 それから、しばしば質問に出て農水省もお答えになつてゐるんですけれども、いわゆる農協の収益部門が主に信用事業、それから共同部門。その他は、営業部門はちよつと難しい問題ですけれども、赤字になつておるといふお答えでございます。これは、これから実例を挙げて申し上げますけれども、赤字になるのは私は当たり前だと思つてゐるんです。

ということとはなぜかという、商業関係の、いわゆる商系の販売部門に対して農協の販売部門、購買部門、こころは要するに全く競争になるような体系になつてゐないわけですか。それで、農協の上に昔はいわゆる全購連、全販連ですか、今は全農と書いていますね、この全農は一年間にある程度の販売量を確保して、まず利益を先に計算しちやうんですね。いろいろな購買をしちやうした物の値段というのをそれから決めていくわけですよ。だから、最初のうちはみんな暫定価格なんです。

すね。

そんな状態で、本物の原価、本物の販売価格という形で販売してないんです。これは後で須藤議員が今取り上げた岩手県肉牛の農協の問題についても私はちよつと触れますけれども、実際の単価というもので動かしてない、こころの商売というものが私は黒字になるわけはないと思つてゐるんですが、いかがお考えですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 基本的に全農と農協の経営についてちよつと分けて言わせていただきます。先ほど来申し上げておりますように、確かに農協段階では信用事業、共同事業を除きまして販売事業、購買事業、指導事業が赤字になつておるわけでございますけれども、これは確かに農協によつてはきつとプランを統一して利益を上げる、そういう農協もございまして、時として、やはり手数料が低いというふうなことから、どうしても信用事業の利益をそちらに回して全体として経済事業を行うという形態がこれまでにかなりの農協で行われてきたと、これが実態かと思ひます。

ただ、全農の場合にはかなり全国的に活動をしておりまして、それ相応に利益は上げてゐるわけでございます。その際に各農協との、あるいは各県連との契約の中で手数料を決めていく、あるいは量を決めていく、そういう構造はあるということには御指摘のとおりでございますが、一定の商品、例えば農薬とか肥料につきましては一定のシェアがございまして、全農自体が肥料メーカーあるいは農薬メーカーに対してかなり交渉力がある、そういう交渉力を背景に農家に対してできるだけ有利な価格で提供する、そういう努力も行つてゐるという面もあるかというふうに考えられます。

○星野朋市君 そういうものも含めまして、そうすると、全農協のこれはまたシェアの問題となかなか難しいんです。片方は信用事業で片方は販売量だつたり、片方は共済であつたり、それから営業部門というのは明らかにこれはもう

技術指導料みたいなものですからなかなか難しいんですけども、そういうところを平均して農協というのとはどのぐらいの割合でこのシェアというのを保つてゐるのか、それはおわかりになりますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 御質問に正確にお答えできるかちよつと自信がないんですが、平成七事業年度の購買事業でシェアを申し上げますと、例えば飼料の場合には全農のシェアが二三%、肥料で三%、農薬が三%、農業機械が一%、ということでございますので、物によりましては二、三割の事業シェアを有してゐると言えるかと思ひます。

○星野朋市君 私の言ひ方がちよつとまずかったのだらうと思うので、必ずしも私の意図に答えてはもらないんですが、どういふことかという、農協の中で信用事業はどのくらいなのか、それから今言つた購買事業とかそういうものはどのくらいなのか、共同事業はどのくらいなのか、そういうことをお聞きしてゐるわけですね。シェアという言葉を使つたのでまずかつたかもしれません。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かになかなか比較が難しいわけでございますけれども、ちよつと信用事業について例を申し上げますと、これは全国の農協でございますが、全国の農協の職員数が現在、八事業年度で二十九万三千人でございますが、そのうち信用事業に従事する職員が七万四千二人、全体の約二五%でございます。この職員のシェアがございまして、ここ二十年を見ておきますと、全体の職員数が四千二百人減少してゐる中で信用事業の担当職員が三千九百人減少しておりますので、そういう意味でいへばむしろ信用事業のウェイトが少しづつ低下してゐるというふうな思ひます。

今のような貸し出しの割合、それから債権の保有状況、それから多分系統の金融機関からはいわゆるコール市場への供給源とお金が出てゐると思ふんですけれども、そういうものが非常に低いレートであるということ、これからの事業というものが、他の銀行は多分為替であるとかデリバティブであるとかそつちから収益源を見つけてゐるわけですね。単なる預金の問題だけではなくて成り立つてゐない状況。そうすると、いわゆる系統金融機関というものの、特に農協の問題はそこら辺が非常に厳しくなつてゐるんです。それについてどうお考えになつてゐるのか、そういう意味で今の質問をしたわけですね。

○委員長(石川弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、三重野榮子君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに御指摘のとおり、農協の信用事業につきましては非常に厳しい環境にあるといふのはそのとおりでございます。特に、金融商品が多様化するような中でいへば、単位農協におきましてそうした金融新商品、デリバティブというような商品を扱うというのにはなかなか難しい状況にあるかと、特に中山間に位置してゐるような農協において、これは地元の人あるいは農業者の方々がそうした商品を選択するということもなかなか考えにくいわけでございますので、そういう意味でいへば、基本的には農協としては農業投資、あるいは地元の産業への融資、さらには地方公共団体への融資、そういった点を中心に考えざるを得ないというふうに考えます。

したがらしまして、資金的に活用するに限度があるといふことでございまして、どうしても信連に預け入れられる。信連の段階におきましても、貸し付けの比率がかなり低いという実態がございまして、一定の債券の運用は、これは信連段階ではか

なり専門家がおりますので一定の債券の運用はやっておりますけれども、やはり相当な部分を農林中金にゆだねざるを得ない。農林中金の場合には既に海外での事業活動も行っております。また、専門家の養成も行っております。証券等の子会社も設立したところでございます。そのような意味でいえば、系統の資金全体の運用におきまして農林中金の系統資金、系統金融における中央銀行的な役割、その運用におきます役割というのは大変重要な役割を担う、農林中金を中心として今後とも系統金融全体の経営の健全化を図っていく必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○星野朋市君 先ほど山口銀行局長が農林中金と信連については不良債権という問題債権はSEC基準でやるということをおっしゃっていましたが、このSEC基準は、都市銀行その他についても、私はずっとこれを求めているんですけども、五月末に提出するということになっているんですね。

実は、例の公的資金を導入したときに三行だけSEC基準で出したわけです。残り十五行は間に合わないと言ってお出さなかったんですね。それで、今度五月末にこれは出すと言っているんですけど、私に言わせれば、例の一月十二日に発表した七十六兆七千億、これから主要十八行がことしの三月末に十兆三千億の不良債権の償却をしているんです。それを七十六兆七千億から十兆三千三百億を引いて、なおかつSEC基準で三月末の問題債権は幾らかと言ったら、恐らく九十兆以上の金額になると私は推定しているんですね。これは予算委員会でもやろうと思っております。

それと同じ感覚で、実は今は農林中金の問題を問題にしているんじゃないので農協の問題について言いますと、SEC基準とは関係ないんですけれども、先ほど須藤議員がちょっと触れた岩手県における酪農事業というのは、これは相当にゆるる農業基準というのによつて過大投資をさせられて、それで実は、さっき私が一番先に申し

上げたように、農民との間に、飼料であるとかそういうものの販売その他が農民がほとんど知らない状態でどんどん加算されている。農民が実際にお金を出して買っているんじゃないんですから、ツケみたいな形でどんどん、それで金利までどんどんそういう形で、それで相当なあれがやられちゃったわけですよ。

それで、これを廃業した人たちについての債権というのは恐らく破綻先の債権に入っていると思えますね。ところが、利息を払えないんだけれどもまだ営業しているという人たち、これの取り扱いは恐らくこの問題債権の中に入っていないはずだと、こういうことなんです、そこについてはいかがですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 先ほどちょっと私が間違えて申し上げたかも知れませんが、農林中金につきましてもSECの基準で公表するのは今三ヶ月の決算からでございます。

次に、今お尋ねの点でございますけれども、確かに農協の不良債権につきましては、破綻先債権につきましても一千億以上の貯金量を有する農協については既に公表いたしております。一般の農協につきましては、今三ヶ月の決算から不良債権を公表するということを義務づけておりますので、ことしの五月、六月の総会で公表されるということになるわけでございます。

他方、先生が御指摘になりました破綻した農家の債権につきましては、これは破綻先債権として公表されるということでございますが、営業をしていて、その際に利息も払えない、いわゆる延滞債権でございますが、従来の基準ですと六カ月の延滞債権は不良債権として公表されるということになるかと思っております。あるいはかなりの部分のそういう方々の延滞債権は表面に出されてくるのではないかなというふうに考えております。

なお、現在、そうした債権の返済が大変難しいという農家に対しては、これは資金の種類によりましますけれども、負債の借りが資金、これは低利なものでございますけれども、借りかえの資

金を用意してございますので、特に畜産の経営の場合ですとかかなりの部分が借りかえの資金で対応している場合も多々あるのではないかとこのように考えております。

○星野朋市君 このところ急速に農協の数が減っていますね。これは合併その他ございますけれども、今の状態で千八百三十三、これを西暦二〇〇〇年には五百三十ぐらいにするということ、これからこういう措置も含めて、いわゆる問題になる農協がある程度出てくるのを予想していることも事実だろうと思えますし、それから効率化を図るという意味で合併させていくという両方があると思うんですが、そういうことを含めてこれから農協のあり方というのを改めて大臣に伺きたいと思っております。

○政府委員(熊澤英昭君) ちよつと事実関係だけ言わせていただきます。

これまでの農協の合併、これは基本的には系統組織がみずから基本方針を立てて進めておりますけれども、それは必ずしも不良という破綻した農協の救済あるいは処理ということを進めてまいったわけではございませんが、たまたまことしの四月から早期は正措置が導入されるということで、その際に各県におきまして、これは私も十分相談をしておるわけですが、経営の悪化している農協あるいは破綻に瀕している農協、そういった農協についてはきちんとやはりそうしたものを表面に出して、経営が立ち行かないものはきちんと不良債権を合併で処理した方がいいということ、県も組織と一体となりまして取り組んでまいったわけでございますので、そのような意味でいえば、今回の正措置を契機といたしまして、全国的に相当経営の悪い農協がきちんと表面化した、そういうメリットがあったかと思われまします。

しかしながら、今、五十六の債務超過の農協がございまして、そうした意味でかなり経営の悪化した農協はほぼ表面化したというふうに考えられますので、今後の農協の合併についていえばむしろ健全な農協同士の広域合併が中心にな

るのではないかとこのように考えているところがございます。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 私は、法案に関連して、農協の信用事業のあり方、それから検査体制の問題を中心にしてお尋ねしたいと思っております。かなりこれまで出ておりますので、若干の重複をお許しいただきたいと思っております。

先ほど来お話をいたしますように、農協の貯金量というのは七十兆円にも及ぶ大変大きな資金量を持つておるわけでございまして、地域の金融機関として重要な役割を果たすべきであるというふうに考えておるわけでございまして、現状から見ますと、これらの資金というものが地域経済の発展のためにどの程度活用されておるのかということになりますと若干疑問を持つてございまして、

これも先ほど来話がございますように、農協系統の貯金率が現在三〇〇程度であるということから、他の金融機関に比べましてはるかにその率が低いわけでございまして、地域に十分な資金還元がされてない。それから、極論しますと、農協は組合員や地域住民から貯金の獲得だけに専念しまして、その運用に当たっては、貸し付けにより地域に還元するということよりも上部団体への預け金や有価証券運用により利益を上げること、専念しておると言ったら語弊がございまして、大変それに熱心であると。

そういう状況におきまして、農協は本来、地域金融機関としてもっと資金供給といった面で地域に貢献すべきではないかと思うわけでございまして、農林大臣、この点についていかがでございますでしょうか。

○国務大臣(島村宣伸君) お答えいたします。

農協系統信用事業につきましては、貯蓄率が他の金融業態に比して著しく低いこと等を踏まえますと、今後、資金運用を改善し、六十八兆円に上る農協貯金を融資あるいは有価証券等で農協系統全体として健全に運用していただけるようにすることが重要な課題である、こう考えております。

このようなかで、地域で集めた貯金を事業資金あるいは生活資金として適切に地域社会に還元していくことも課題の一つと認識しているところであります。

このため、農協につきましても、農業者の相互援助を目的として設立された協同組織金融機関であるとともに、地域住民等への金融サービスの提供等、地域金融機関としての重要な役割を担っていることを踏まえ、地場産業、地方公共団体等を含めて着実に地域社会への融資の拡大を図っていくことができるよう、一昨年の農協法の改正により、一つは指定組合の員外貸し出し規制の緩和、これは百分の十五から百分の二十でございすが、それから第二に員外貸し出し規制の対象外となる地方公共団体等貸し付け条件の緩和等といった措置を講じたところであります。

農協の地域金融機関としての役割はますます増大していることから、協同組織としての性格を維持しつつ、地域経済の活性化に資するよう今後とも指導してまいりたい、こう考えております。

○曾川健二君 ぜひひとつ地域の金融機関として重要な役割を果たしていただきたいと思うわけでございします。

ただ、最近いろいろ報道等を見ますと、農協の中には倒産直前の証券会社に多額の有価証券貸し付けを行ったり不動産業者に多額の貸し付けを行ったり、あるいは私の選挙区におきまして大型ショッピングセンターとかあるいは土地開発事業等を手広くやって大変な不良債権をつくっておるような農協もあるわけでございします。このような事態に目を向けますと、農協は資金を集めるのには大変熱心だけれども、果たして資金を運用する能力がいかがかなという心配もあるわけでございします。

これまでは、御案内のように護送船団方式でいろいろな保護を受けてきたわけでございまして、そういった面での収益が出てきたということもあるわけでございしますが、これからの金融ビッグバンということになりますと、自己責任の原則によ

りまして、他業種との間で積極的に生き残り策を講じなければならぬという状況にあるわけでございします。

そういった面では、貸し付け体制というものも充実強化しなければ、他の業種の金融機関に食い荒らされる残り物だけを何か拾うようなことになりはしないかと思うわけでございします。

そこで、特に農協の役職員の資質の向上を含めて経営執行体制の強化について農林省としてはどう御指導なさるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。確かに、まさに御指摘のような点が従来から系統金融機関についての批判としてあるわけでございします。

それに対応するために、平成四年の農協法の改正におきまして、実務家の登用を促そうということとで員外理事の枠をまず拡大したという経緯がございします。また同様に、昨今の金融情勢が厳しくなる中で、平成八年のいわゆる農協改革二法でございしますが、その改革二法におきまして、他の金融業態と同様に役員の兼職・兼業の原則禁止という規制を導入したわけでございします。

また同時に、これは農協独自の経営形態でありますけれども、実務と経営管理を分けてはどうかということとで経営管理方式を導入したわけでございします。これはまだなかなか日本になじみがないということとで現実には導入はされておりませんけれども、今後こうした経営管理委員会制度も選択肢として採用されるべきであろうというふうに考えられます。

さらに、役職員の資質の向上というのが基本的な重要でございします。これは全中を初め系統の組織、さらには信用事業でいえば農林中金を中心としたしまして役職員の研修の強化を図っているところでございします。

そうしたことによりまして、専門的な知識を有する者の育成に努めるということで、私もこうした取り組みを支援してまいりたいというふうに

考えております。

○曾川健二君 農協の執行体制の強化というのは、特に今の御指摘のようにぜひ図っていただきたいと思いますが、あわせて、やはり他の金融機関でも問題になっておる監査・検査体制の充実というものがどうしても必要ではないかと思うわけでございします。

他の金融機関につきましては、行政検査、日銀の審査、それから金融監督庁による検査等々、充実強化されるわけでございしますが、さらに公認会計士あるいは監査法人による外部監査が義務づけられておるわけでございします。

農協系統につきましても、平成八年の農協法の改正によりまして、信用事業を行う組合に対して農協中央会の監査が義務づけられたわけで、この四月以降開始される事業年度に実際に適用になることと承知いたしておるわけでございします。ただ、農協中央会の監査といひましても、これは外部監査といひながら、実質的には身内の監査という状態に陥って、やはりなかなかの甘えが出てくるのではないかと懸念しておるわけでございします。

不良債権を抱えて経営困難になっている農協につきましても、これまでの中央会の検査がきちっと行われておればここまで深刻化しなかったのではないかと懸念することもあるわけでございまして、外部監査としての中央会の監査というのはもちろん期待するわけでございしますが、さらに公認会計士とか監査法人による監査についても進めるべきじゃないかと思うわけでございしますが、御見解はいかがでございまいしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに今御指摘がございしましたように、平成八年の法律改正によりまして、中央会に公認会計士を必置するという義務を課したわけでございします。その意味でいえば、御指摘のように内部監査ではございまずけれども、この公認会計士が中央会の監査機能を強化する、助言をする、場合によってはこの中央会の依頼によりまして監査に参加をする、そういうことでこの中央会の監査を外部監査と同様な厳しいものに

制度として高めていくということが基本的に重要だということに考えておりますので、そのような方向で指導してまいりたいというふうに考えております。

○曾川健二君 あわせて行政監査というのが非常に重要ではないかと思うわけでございします。農協の経営状況に対する検査は都道府県がその検査職員によって行っておる現状にあるわけでございします。ただ、これも先ほど来申し上げておりますように、いろいろな違法貸し付けとか職員による貯金の着服とか、あるいはいろいろな形の不祥事が起こっておるわけでございまして、必ずしも検査が十分行われておるかということについてはやや疑問に感じておるわけでございします。

私自身、県で商工関係の部長をやっておりますときに、県に信用組合の検査権限があるわけでございしますが、大体四、五名程度の検査職員がいるわけでございしますが、他の行政事務職員と人事異動をしなければならぬというようなこともございまして、検査職員に専門家を育て上げるということが県のシステムとしては非常に難しいわけでございします。農政関係につきましても同じようにやはり専任職員をきちっと置いて、しかもそれを定着させて安定した職にしておくということについてはなかなか難しいのではないかと懸念しております。

そこで、都道府県における農協検査の実態、それからそれに対して今後の強化のあり方について御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(二木三郎君) お答えいたします。

御指摘のとおり、農協の検査につきましては都道府県知事に委任しているところでございします。都道府県全体では五百人程度の検査員、これは専門家でございしますが、により検査を行っているとございまして、総合農協に対してはおおよそ二年に一回検査が実施されておるところでございします。

御案内のとおり、農協につきましては経営環境も厳しく、また農協合併が相当程度のペースで進

んでおりますので、都道府県においても農協に対する検査の一層の充実強化を図る必要があると考えておるところでございます。

私もといたしまして、検査を強化するためには、先生おっしゃったように、専門家を養成する、検査能力を持つている人を養成するという観点から、各種研修の実施等を通じて都道府県の検査官の資質の向上を図るとともに、検査の充実強化に向けて適切な指導を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○菅川健二君 今の検査体制の充実ということにつきまして、もちろん研修等が重要でございますけれども、やはり検査員として十分誇りを持つて、ある程度年数をかけて、そこで定着をしていく、さらに安心してその待遇も受けられるというようなことで、ぜひ検査体制の充実ということを図っていただきたいと思っております。

最後に、農協の再編の問題につきまして農水大臣に若干お聞きしたいと思っております。

先ほど来、農協合併につきましてはいろいろな見方があったわけでございまして、きめの細かい農業者へのサービスを行うことについては、やはり単位としては非常に小さければそれなりに目が届くということの利点はあるわけでございまして、しかしながら、これから一つの農協を経営体として考えますと、やはりある程度の人員と機能、能力、基盤を持つておかなければならないのではないかと考えております。

そこで、現実には農協系統においては二〇〇年には現在の千八百の農協を五百余りにすることについては全農が中心になって進めておるといふことはそれなりに評価するわけでございまして、しかし、現状においてはほぼ順調に進んでおるといふふうにお聞きしておるわけでございまして、難しいのがだんだん残ってきておるのではないかと考えております。これから本気になって取り組んでいただくということが要るかと思っております。

また、あわせて、一つの例でございますけれども、やはり貯金量というのは二千億ぐらい、それから農協の職員が一位当たり五百人ぐらいというものが適正ではないかという見方もございまして、これは地域によってそれぞれ違うわけでございまして、そうしますとさらなる合併といいますが、そういう事態も要ることも考えられるわけでございまして、そういった面で、農水省として一定のガイドラインを示すとか、より一歩進めたい形の再編のあり方について御指導していただく必要があるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○国務大臣(島村宜伸君) 農業、農村をめぐる状況が大きく変化の中で農協系統組織がその役割を的確に果たしていくためには、御指摘のとおり、事業機能の一層の強化と経営の効率化、健全化を図ることが急務であります。

このため、ただいまお触れになりましたけれども、農協系統におきましては、平成十年五月一日、すなわち本年五月一日現在、千八百三十三農協を二〇〇年には約五百三十農協に集約する農協の広域合併の推進を図っているところであります。同時に、二〇〇年までに県連と全国連の統合の推進、さらには三十五万人体制から二〇〇年には三十万人体制とする等、人員の削減、施設の統廃合、業務執行体制の強化等の改革に取り組んでいるところであります。

こうした改革の実効を上げるために、単なる合併を図るだけでなく、合併農協の目的とすべき機能体制の指標について農協系統において検討しているところであります。当省といたしましては、このような農協系統組織の改革の取り組みに対して積極的に指導、支援してまいりたい、こう考えておるところであります。

○菅川健二君 終わります。

○委員長(石川弘君) 速記をとめてください。

(速記中止)
○委員長(石川弘君) 速記を起してください。
○伊藤基雄君 大蔵大臣、大変御苦労さまでござ

います。実は引き続きの質問をしたかったわけですが、こういう質疑になりました。……

まず第一点は、金融排除の問題について大蔵大臣に御質問申し上げたいと思っております。

アメリカ、ヨーロッパで金融革新が進む中で、その一方で金融排除という社会現象が問題になっております。英語でファイナンスシャルエクスクルージョンと言うようでありまして、すなわち、金融サービス取引をめぐるアクセスの機会やサービスの提供に際して、金融機関の側から利用者の、預金者に対して制度的、継続的に差別的取り扱いや締め出しが行われ、その結果、社会的差別が起

こっているというものであります。

個別の状況については後ほど機会を設けて大蔵当局にお伺いしたいと思っておりますけれども、きょうは総括的な大臣の見解をお伺いしたいわけ

でございます。

な高齢者、身体障害者、社会的差別を受けている階層、こういうところから起っているようにあります。

社会的問題に対するアメリカにおける問題点が列挙されていて、それを少し申し上げたいと思っておりますが、年金の受け取りなど金融ライフラインが喪失されている、割高な金融取引コストの負担がふえている、有利な投資機会やリスク回避手段が喪失されている、起業や技術、技能習得に必要な資金入手が困難になっている、銀行口座を持たない階層を対象とする金融業者や非合法業者への依存などに伴う負担とリスクがふえている、公認金融機関の利用をみずからあきらめて可能性を追求しない自己差別層がふえている、金融差別による所得機会格差による社会的機会の格差が拡大し、階級対立が起きている、大変な社会的病理現象のような状況が起きていると。オーバーではないように思います。

このような金融排除は金融改革の進行の中で必然的に生まれてきたのではないかとこのように思うわけでございまして。すなわち、人間社会が長年積み上げてきた社会安定システムが根幹から崩れかねないというふうに考えます。社会の中で安定というのは非常に重要な要素でございます。政治の役割は社会の安定を図ることにこそあるとすれば、金融改革と同時に進めるべき社会システムの構築が必要ではないだろうかというふうに考えるわけでございまして。

大蔵省はこのことについてどのように分析して、どのような課題があつて、どのようにそのシステムの形成を図ろうとするのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 伊藤先生にお答えいたします。

今般の金融システムの改革法を成立させていただいて、そしてそれが施行になつてまいりました。……と、金融機関はそれぞれがその特性を最大限に生かした経営を行つて、そして創意工夫を発揮して顧客のニーズに合致した多様な金融サービス

を提供することが可能になる、そういったことからビジネスチャンスの拡大につながっていくものと、こう考えておられるわけであります。

今御指摘のような問題が生じるといふことは、これは大変好ましくないことだといふように私は思っております。我が国の場合は地方農山村に至るまで農協もあれば郵便局もあればということで預貯金をするシステムがある、そしてまた金融サービスも提供してくれるというシステムがあります。また、地方の小都市にも小さい銀行等がある、そういうことが日本の一つの特性ではなからうかといふように思ふのであります。が、そうした地域の金融機関が実は今回の金融システム改革の趣旨を踏まえながら今後とも地域に根差した経営を行って、地域の利用者、すなわち地域の個人または小・零細企業との間に金融サービスを提供する、あるいは預貯金を預かる、こういったきめ細かいサービスの提供に地方の小さい中小金融機関が特化した形で活動をしていくことによつて都市の大きな銀行では十分にこたえないような役割を地方農山村の小さい機関が果たした機能を果たしていくことが必要であるし、またそれをするにやうな地方の小さい金融機関も活躍を続けていくことができると、こういうふうには私は考えます。それが日本国内隅々に至るまで預貯金の受け取りあるいはまた融資を受けること、あるいはまたそういう金融機関を通じての新たな金融商品の購入とか、そういったことを通じて自分で長年にわたつて働いて蓄えた資産のより有利な運用のチャンスに恵まれると、こういうことになるだろうと思ふのであります。それぞれの金融機関が特色を発揮して、そして活動をしていくという状態になることが望まれることだといふように私は思つております。

○伊藤隆雄 ただいまの大臣の見解は確かに承りました。後々また詰めていきたいなといふように思ふわけでございます。

さて、金融改革が進む中で、アメリカの経済実務者の分析を引用しますと、光と影の部分がある

と。光は、資金調達手段としての株式や債券など証券が活用されることになった、投資信託などが急成長して個人の資産運用に積極的な役割を果たしている、この結果、伝統的な金融機関の金融市場における役割は小さくなつてきた、デリバティブなどの技術革新が行われた、金融資産取引の速度が加速した。影の部分としては、金融革新が進んでもリスクが除去されるわけではない、これは当然でございますが、リスクの拡散があつて影響が拡大する、金融制度が複雑になつて専門家でさえも市場全体を把握できないと。

問題は、小規模の金利変動が資本の大移動を誘発し、為替相場や経済活動に大きな影響を与え、ということなどが指摘されております。特に、この資本の大移動がアジアを直撃したわけでありまして、アメリカの好況もアジアの逆説的な現象であつて、その将来性への不安な要素が内在していると言わなければならないと思つています。

世界経済が生産調整の時代から価格調整の時代を経て、今は金融調整の時代と言われておりますけれども、金融調整は実は調整がきかないのじやないかといふように危惧するわけです。人はみずから生産した以上に消費することはできないといふ原理に基づいて経済活動は行われるわけですが、金融を介入させて信用創造をすることによつて実態を超えた経済状況が起つてきている。金融機能を含めて、相対的な市場メカニズムといふか経済メカニズムを制御不可能にしているんじゃないかといふように考えます。日本のバブルの発生と崩壊も実はそうした現象の中に入っているんじゃないかといふように思ふわけです。

金融革新をする上で金融当局は、金融の限界とも言われるこの経済現象に対して、その経済現象が日本の社会システムを大幅に変えてしまふ、そのことが国の安全といふか安定といふものを壊してくるということに私は危惧するわけでありまして、大蔵省がそのことについてどのような予測、予見をして、どのように対応しようとするのか、あるいは全くそんなことは心配することは

ないといふのか、その辺に対する大臣の所見をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 大臣の御答弁の前に、確かに先生がおっしゃいますように、大変複雑化してまいっている金融情勢の持つ潜在的な社会的リスクといふものの御指摘は大変私も重要視しなさいといふ観点だと思ひます。

まず、金融機関そのものについて見ますと、金融機関そのものがリスクをうまく制御するノウハウを身につけるといふことが大切だと思ひます。前も御答弁申し上げましたが、我が国においては計数的な管理といふものが一つ不足しているのではないかといふような感じがいたします。そういった面のノウハウといふのが必要だと思ひます。

それから、私も行政にとつてみましても、システムリスクといふようなものを起こさないための制度的な枠組みを構築しておくということが必要だと思ふわけであります。

それから、我が国だけでは対応できない部分があります。これについては我が国と諸外国の金融当局との緊密な連携、いざといふときにどう対応するかという備え、そういったものを確立していく必要があるかと思ひます。そのための制度整備をやること自体が私どものこれからの重要な行政だと心得ております。

○伊藤隆雄 終わります。

○牛嶋正吉 公明の牛嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど農協の信用事業について御議論させていただいたときに、貯蓄銀行といふことでは郵便局と非常によく似ているとお話をさせていただきまして、そして、あわせて郵便局とよく似ている点は信用事業以外の事業も抱えているといふこととでございました。それと関連いたしまして、昭和五十年代の初めに銀行の預金から郵便貯金の方に資金シフトが起こりました。そのときに全銀協の方からイコールフットイング論が出されたわけですが、私は、このイコールフットイング論という

のは戦後の日本の金融問題の本格的な問題が起つてくる先駆けではなかったかといふように思つておりました。そういう意味で、今こゝでも一度この問題について振り返ることは決して無駄ではないのではないかといいふうなことで御質問させていただこうと思つております。

まず最初に、イコールフットイング論の内容について改めて確認したいと思ひますので御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 全銀協からのイコールフットイング論は、主として法人税の納付等の応分の負担をやつてほしいといふうなことで、それから収入、経費等の内容や事業ごとの分担についてのディスクロージャーの拡充をやつてほしい、そういったものであつたといふふうに承知しております。

○牛嶋正吉 いずれにしましても、そういう形で税制面でも一応イコールフットイングではない、競争条件が郵便貯金の方が有利だといふうなことがあつたと思ふんですけども、このイコールフットイング論に対して、これは全銀協と郵政省の問題ではありますけれども、金融行政の担当者としての大蔵省としてはこの場合レフェリーの役割を果たさなさいといふわけですから、どういふふうにしてこの問題を調整されてイコールフットイングの条件を整えていかれたのか、この点について説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 全銀協のこういった主張と、それから郵政省が担つていて、特に郵便が担つていて役割といふものの関係をやはりできるだけ整合的なものにしなければいけないという問題意識は常にあるわけでございます。郵便貯金について言いますと、これはまさに郵便貯金法第一条に書いてありますように「簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、」云々、この精神を生かしていくといふ考え方、一方、全銀協からの先ほどのイコールフットイング論に見られますように、金融市場という民間が担つていられるとどう郵貯の活動を整

合的にするかということの調和点をどうするかということに私も腐心したわけでございます。

具体的に言いますと、例えば金利の設定ルール等をやはり民間の金利と整合的な形でルール化しようというようなことをやったわけでござい

す。以前はただただ対立しているという形の関係ではございましてけれども、今はそういった民間の市場ルールにいかにか整合的にしていくか、こういった形で調整をやらせていただいております

ということでございます。

○牛嶋正君 その場合、私は二つの方法があると思うんですね。いわばイコールフットイングでない、一方の方がけたを履いていて、それをイコ

ールフットイングにする場合に、けたを脱がせる方法ともう一方の方にもけたを履かせる方法があると思うんですね。

今の説明を聞いておまして、どうもそこあたりがちよつとまだ私としては理解できなかったんですが、今私が申しましたようなけたを脱がせるのか履かせるのかということ、その後の金融行政とかかなり関連をしますんで、そういう比喩の仕方がまずいのかどうか知りませんが、レ

フェリーとしての役割を果たさなければならなかった大蔵省としてこのイコールフットイングの条件をどのように整えられたのか、もう一度御説明いただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 確かに先生の比喩というのは非常に的確でございますけれども、一方で郵貯の持っている性格、これは官業であるとい

うものからくるおのずとそのけたがあるのかないのか、履くとか脱ぐとかいう議論をしていいのかという議論があると思うんですね。

それからもう一つは、やはりあまねく公平に簡易で確実な貯蓄の手段ということから限度額も設けてございまして、いろいろな形で、けたを履くにしても、そのけただけの比較ではない問題があるわけございまして、そういったものを総合的な関係からいろいろ、いろんな御意見があることはよく承知しておりますけれども、まずできるとこ

ろ、できるものからそういった調和点を図っていくというのが現実的な解決だろうと思っております。けでございます。

○牛嶋正君 私、なぜそういうことをしつこくお尋ねしたかと申しますと、前に護送船団方式の議論をさせていたときにそれなりの御回答をいただいたわけですが、私は護送船団方式

の一つのきっかけがここにあったのじゃないかと。そして、あの当時の大蔵省と郵政省の対立から考えて、私は全銀協の方にけたを履かされたのではないかと。そのことがずっと後に金融行政を展開される場合に一つの制約になってきているような感じを受けたわけですが、これは私の危惧かもしれないけれども、そういうことがありましてちよつとしつこく質問をさせていただきまし

た。

もう一問しかできませんので、最後に大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひます。

私がきまして、最初にこの一連の質問をさせていただいていただくと、最初にご意見を申し上げました。それは、平成八年度末の農協の集められた貯金額というのは六十七兆六千九百六十三億円ですが、これは民間金融の預貯金額の中で一八%も占めているんですね。だとしますと、ここをどういうふうにするかというところで我が国の安定した金融システムができるかどうかということになり、大きな影響を与えると思うんですね。それから考えま

すと、本間に二十一世紀の安定した金融システムを構築していくに当たりましては、もちろん公的金融のことも大事でなければ、この部分もやっぱり看過できないのではないかと、この部分も思ひますが、最後に大蔵大臣のこの点についての御見解をお尋ねして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(松永光君) 信用事業を営む農協、これは農業者と組合員に対して金融サービスを提供する協同組織金融機関であるとともに、その地区内の住民あるいは地方公共団体等に対しても金融

サービスを提供する地域金融機関としての役割も果たしているというふうに承知しております。したがって、農協は我が国金融システムの一部を構成していることから、その安定した金融システムの確立に当たっては他の協同組織金融機関と基本的に同様に経営の健全化のための措置を図ることが必要と考えております。

こうした観点から、早期に正措置を他の協同組織金融機関と同様に導入し、現在御審議中の法案においてもディスクロージャーや財務諸表の作成等については他の協同組織金融機関と同様の措置を講ずることになっておるところでございます。

○菅川健二君 大蔵大臣、お疲れさまでございます。せつかくの機会でございますので、若干本題と外れますけれども、一問だけ大蔵大臣にお聞きしたいと思ひます。

このたびの総合経済対策におきます公共投資についてでございますけれども、特に地方団体との対応が可能であるかどうかについてお聞きしたいと思ひます。

国、地方を合わせて七・七兆円に及ぶ社会資本の整備が行われることになるわけでございます。その効果的な実施が必要であるわけでございますが、このうち公共事業の大半、恐らく九割以上だと思ひますが、それと地方単独事業の一・五兆円の事業は実際は地方団体が行うということになるわけでございます。

これを地方団体サイドから見ますと、仮に社会資本整備というものが大変重要であるということ

を認識するにいたしたとしても、既に地方団体におきましても国の当初予算、いわゆるデフレ予算に合わせまして七%減の公共事業、それから地財ベースで四%減の地方単独事業、これは現実には財源難のために都道府県でいえば七・五%減の予算計上にとまっております。どうでございますか、そういう事業につきまして、執行体制、人員ともそれに合わせて減量体制を引きまして四月から事業実施を始めたばかりでございます。

こういったやさきに急にまた公共事業、単独事業の積み増し施行を実施せよということになりましても、効果的な事業があるかどうか、それから事業執行体制がとれるかどうか、また公共事業の地方負担額、それから単独事業の財源の手当てができるのか、まさに適当な玉なし、人手なし、金なしというないない尽くしでございまして、こういった中で地方団体は現在非常に悩んでおるところでございます。まさに国の、橋本内閣のグッチローの経済政策が地方団体を翻弄しておるといような状況ではないかと思ひわけでござい

ます。

国がこういった形で景気対策を地方団体に要請する以上、国が責任を持って財源措置をするということは当然のことでございますが、あわせて地方が十分に公共事業あるいは単独事業を実施できるような環境を整えるということが重要ではないかと思ひわけでござい

ます。

そういった点につきまして、大蔵大臣の配慮をお願いしたいわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 現在の極めて深刻な経済状況、景気の状態、こういったことから速やかに脱出することができるよう、そういう考え方で総合経済対策を講ずることにしたわけであります。この場合、地方公共団体も言うなれば我が国の公経済の、国と地方公共団体は車の両輪であるという考え方のもとに、地方単独事業等を通じて地方公共団体にも御協力をお願いしながら公共事業の執行をやつていただく、こういうふうにしたところであります。

必要性、地域経済を支援し、その地域の活性化に少なからざる役割を果たすのが地方公共団体の行う公共事業でもあるわけであり、その点に理解をいただいた上で対応を図っていただくよう期待をしておるところでございます。

○菅川健二君 ひとつ自治大臣とも十分協議の上、公共投資が所期の効果を上げるように全力を挙げていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、貯金者保護のため、財源に十分な責任準備金を持つて貯金保険機構の借入れに對し、政府保証をつけるという点であります。

財政的に心配ないことは、つい半年前の審議でも本日の審議でも農水省がはっきり言明しています。あえて必要のない中で、国民から大きな批判を浴びた大銀行への公的資金を投入した仕組みを農水産業の金融機関に持ち込むものであり、国民の合意を得られることはできません。

第二に、劣後ローンの供与や不良債権処理の促進は、金融ビッグバンに備えた農水産業協同組合の整理、再編、広域合併化のためであるという点です。

我が党は、金融ビッグバンは、金融規制の全面緩和と自由化によって日本経済と国民生活に重大な影響を与え、中小金融機関の整理、淘汰をするものであり、反対です。特に、協同組合金融にあつては、その自主性を尊重すべきで、一律な早期是正措置や業務停止の発動は慎重を期すべきであります。

最後に、農漁協の経営の困難は、輸入自由化、新食糧法、価格保証の後退など、国の政治の反映

です。食糧自給率向上、日本農業・漁業の振興を図ることが農漁協金融、貯金者保護に通じること指摘して、反対討論を終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、久保君から発言を求められておりますので、これを許します。久保君。

○久保君 私は、ただいま可決されました農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明、社会民主党、護国連合、自由党及び改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法の運用に当たっては、貯金者の保護という視点を明確にしつつ、経営困難な組合の合併や経営再建等に活用するよう十分指導すること。

また、貯金保険機構は、安易に政府保証債務の履行が行われることのないよう適切な運営に留意すること。

一 貯金保険制度と相互援助制度は、それぞれの目的に応じた役割分担を踏まえ、両々相まって貯金者保護に資するよう両制度の適切な運用に留意すること。

一 貯金保険機構の資金援助等に当たっては、安易な救済措置につながらないことのないよう留意するとともに、機構は、資金援助等の決定

の経過、理由等の概要を公表すること。

一 早期は正措置に基づく自己資本比率改善計画の合理性、実行の確実性を適正に判断するよう都道府県に對し適切な指導を行うとともに、自己資本比率の充実への対応が貸し渡りにつながらないようきめ細かい指導を行うこと。

一 経営困難な組合の役員等の経営責任を明らかにするとともに、不良債権及び経営実態に関する情報開示の一層の充実が図られるよう指導すること。

一 農漁協経営の健全性を確保するため、行政検査及び監査体制の一層の拡充、強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(石川弘君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よつて、久保君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、島村農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。島村農林水産大臣。

○國務大臣(島村宣伸君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(石川弘君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の四案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。松永大蔵大臣。

○國務大臣(松永光君) ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国との調和を図りつつ、自由かつ公正で内外の利用者に資する金融システムを構築するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険法等関係法律の整備等を行うこととし、本法

律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、投資者の多様化するニーズにこたえ、国民のよりよい資産運用を可能とするため、証券投資法人制度の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券の募集の取り扱い等を可能とする等の措置を講ずることとしております。

第二に、活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供を可能とするため、証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その專業義務を見直し、幅広い業務を行うことを

可能とするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等の措置を講ずることとしております。

第三に、投資者や資金調達者にとって多様な市場や取引の枠組みの利用が可能となるように、証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システムを証券業として整理する等の規定整備を行うこととしております。

第四に、利用者が安心して取引を行えるように、企業内容の開示を連結主体に移行することや金融機関及び証券会社に説明書類の公衆縦覧を義務づけること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲の明確化並びに破綻の際の備えとしての投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設等の措置を講ずることとしております。

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、証券の発行による資産の流動化が資産保有者の資金調達の円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立するとともに、発行される証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者の投資を容易にすることとし、これらの法律案を提出した次第であります。

以下、これらの法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案につきましては、特定資産の流動化をその業務とする特定目的会社を新たな法人として創設し、特定資産を裏づけとした有価証券を発行する仕組みを創設するとともに、投資者等の保護を図るため、コーポレートガバナンス機能を活用した措置等を講ずることとしております。

第二に、特定目的会社による特定資産の流動化

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、特定目的会社が発行する優先出資証券及び特定社債券を証券取引法上の有価証券に位置づけるとともに、これらの取り扱いを証券会社のほか銀行、保険会社等の金融機関にも認める等の措置を講ずることとしております。

次に、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、特定金融取引の決済の安定性の確保と取引の活性化を図ることにより、我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資するため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案は、銀行、証券会社等の金融機関を一方の当事者とするデリバティブ取引等について、当事者の一方が倒産した場合、当該取引に関する多数の債権債務を一括して清算した後の一本の債権を破産手続または会社更生手続上の債権として取り扱う旨を規定することにより、いわゆる一括清算ネットティング契約の法的有効性を明確化することとしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上が四法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十九分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、十兆円減税実施に関する請願(第一六五二

号)(第一六五三号)(第一六五四号)(第一六五五号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一六五六号)

一、十兆円減税実施に関する請願(第一六五八号)(第一六六三号)(第一六六六号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一六六九号)

一、景気回復のための商品券減税実施に関する請願(第一六七九号)(第一六八〇号)(第一六八一号)(第一六八二号)(第一六八三号)(第一六八四号)(第一六八五号)

一、相続税法の抜本改正に関する請願(第一七〇八号)

一、国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願(第一七一二号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一七二四号)

一、たばこ特別税の創設反対に関する請願(第一七二八号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一七三四号)

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第一七四一号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一七四二号)(第一七四三号)

一、国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願(第一七四四号)

一、景気回復のための十兆円減税推進に関する請願(第一七六九号)(第一七七〇号)

(請願の内容は本号(その二)に掲載)

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案

一、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案

一、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

第十三号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三 〇説明員(大武 〇政府委員(大

四 〇健一郎君) 武健一郎君)

平成十年六月一日印刷

平成十年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第四百四十二回 参議院財政・金融委員会會議録第十五号(その二)

(本号(その二)参照)

第一六五二号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県高松市松島町二ノ二ノ六
三木敏行 外一万七千六百六十名
紹介議員 福本 潤一君

現在の景気低迷の元凶は消費税率引上げや特別減税の打ち切り、医療費負担など総額九兆円もの大幅負担増、実質増税などによる実質所得減減にあり、大幅減税による実質所得増が局面打開への一番の近道である。六兆円の恒久的な所得税・住民税、法人税の減税に加えて、消費税アップ分に見合う四兆円の特別戻し金をすべての国民に支給し、合計十兆円の減税を実施するよう求める。特別戻し金は、一人三万円、四人家族で十二万円を支給し、消費を喚起しようというものである。減税財源については国債の発行によるものとし、償還財源は減税の実施や規制撤廃による景気浮揚効果による税収増、行政改革、特に公共事業の抜本的見直し等によって確保すべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、六兆円の恒久減税に加え消費税取戻し分四兆円で合計十兆円減税を実施すること。四兆円の特別戻し金は期限付商品券で対応すること。

二、そのための財源は、国債の発行とし、徹底した行政改革によって確保すること。

第一六五三号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県香川郡直島町三、七六八ノ一
宮本澄子 外一万八千五百一十一名

紹介議員 及川 順郎君
この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六五四号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県高松市鶴町二、〇二ノ一
一ノAノ二〇一 中村伸一 外一万六千五百四十四名
紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六五五号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県高松市川部町七三 野口勉 外一万八千四百一十一名
紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六五六号 平成十年四月二十七日受理
景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市埴田四ノ九ノ一一 伊藤誠 外三十五万五千四百九十九名
紹介議員 高野 博師君

昨年の消費税率五%への引上げや医療費の国民負担の引上げなど九兆円に及ぶ国民負担の増大は個人消費の低迷をもたらした。その結果、著しい景気後退に見舞われている。政府は今年になってこれまでの失政を認め、一兆円特別減税を実施したが、これは今年限りの措置であり消費拡大の効果は期待できない。不況打開のためには、過重な国民負担を軽減する必要がある。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、六兆円規模の恒久減税(所得税・住民税、法人税)を実施すること。

二、すべての国民を対象とした四兆円の特別戻し金(国民一人当たり三万円)を実施すること。

三、特別戻し金の支給方法については有効期限付の商品券を活用すること。

第一六五八号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県善通寺市稲木町三七三ノ二 木村悟 外一万九千四百四十二名
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六六三号 平成十年四月二十七日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県木田郡庵治町三、二三二 高橋幸吉 外二万九千三百三十二名
紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六六六号 平成十年四月二十八日受理
十兆円減税実施に関する請願

請願者 香川県高松市上福岡町二、〇一七 高橋典久 外二万七千七百八十五名
紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一六六九号 平成十年四月二十八日受理
景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 埼玉県日高市高萩一、八四八ノ一二 水村たけ 外八十七万五千九百二十六名

紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一六七九号 平成十年四月三十日受理
景気回復のための商品券減税実施に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字山鹿三七四 江副泰憲 外四万六千名
紹介議員 魚住裕一郎君

政府は景気判断を誤り、消費税率五%への引上げ、二兆円特別減税の打ち切り、医療費の国民負担の引上げなどの九兆円に上る国民負担を打ち出し、個人消費の決定的な冷え込みを招いた。不況の最大原因は個人消費の低迷にある。こうした状況を打開し景気を回復するには、確実に消費できる大幅減税が決め手であり、個人消費を喚起するための四兆円(国民一人当たり三万円・四人家族で十二万円)の特別戻し金(商品券方式など)を中心とした十兆円の大規模減税を実行するよう求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、商品券方式などによる四兆円の特別戻し金を早期に行うこと。

二、所得税・住民税・法人税の六兆円の恒久減税を早期に行うこと。

三、子育て減税、住宅取得控除の増額などの政策減税を早期に断行すること。

第一六八〇号 平成十年四月三十日受理
景気回復のための商品券減税実施に関する請願

請願者 熊本県水俣市初野二〇ノ一三ノ一 山本真由美 外四万六千名
紹介議員 牛嶋 正君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六八一号 平成十年四月三十日受理

景気回復のための商品券減税実施に関する請願
(一通)

請願者 熊本県水俣市古城一ノ一ノ一二ノ四四 山内政次 外六万六千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六八二号 平成十年四月三十日受理

景気回復のための商品券減税実施に関する請願
(一通)

請願者 鹿児島県川内市原田町三三六ノ一 吉野利幸 外五万八千三百三十名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六八三号 平成十年四月三十日受理

景気回復のための商品券減税実施に関する請願
(一通)

請願者 鹿児島県出水市大野原町二、一三〇 尾上栄子 外六万六千名

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六八四号 平成十年四月三十日受理

景気回復のための商品券減税実施に関する請願
(一通)

請願者 鹿児島県出水市本町五ノ七 杉山喜代子 外六万六千名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一六八五号 平成十年四月三十日受理

景気回復のための商品券減税実施に関する請願
(一通)

請願者 熊本県八代市都築七番町一〇六ノ三 中山ツギエ 外四万六千名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第一七〇八号 平成十年四月三十日受理

相続税法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三二二〇九 大島泰

紹介議員 田村 秀昭君

相続税の納税に当たり延納を選択した。延納担保の土地の売却代金で相続税本税と延納利子税を支払う必要があるが、最近の土地取引の急減と地価下落により適当な買手が現れず、納税資金の確保に苦慮している。土地を売却できても平成五年の相続開始時から三年を超えているため、譲渡所得税を支払った後の売却代金で相続税を支払うことは容易ではなく、また、延納利子税を支払うことは一層困難である。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、延納担保となつて土地の取得価額に相続税額を加算して譲渡所得を計算する制度について、加算できる期間を相続開始の日から三年間に限定している現行制度を、延納期間中ならばいつでも認める制度に改めること。(租税特別措置法第三十九条関係)

二、延納から物納への切替を、延納期間中ならばいつでも選択できる制度を新たに採用すること。(相続税法第四十一条関係)

三、最近の市場金利では到底考えられない現行の高い延納利率について、例えば、不動産担保部分が十分の五以上である場合の年五・四％の延納利率を、年一％程度に引き下げる等、大幅に引き下げること。(相続税法第五十二条関係)

四、配偶者に先立たれた少子家庭の相続人の体験から、遺産取得税体系と配偶者控除制度の不合理、長期にわたる地価下落と土地取引の急減の時代における納税困難な相続税制度の在り方について根本的改革を行うこと。

第一七二三号 平成十年五月一日受理

国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願

請願者 山形市城西町三ノ一四ノ二九 佐藤三治郎 外七万六千九百一名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一三二五号と同じである。

第一七二四号 平成十年五月一日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 山梨県甲府市北口一ノ一五ノ三 宮原裕育 外四千九百八十二名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一七二八号 平成十年五月六日受理

たばこ特別税の創設反対に関する請願

請願者 静岡県用宗四ノ一ノ一八 岡村貴弘 外五千九百十四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八八一号と同じである。

第一七三四号 平成十年五月六日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 山梨県大月市飯岡町畑倉一三〇 井上裕司 外四千九百九十五名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一七四一号 平成十年五月六日受理

配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草二ノ二七ノ一 六ノ二〇一 大光朝子 外三百九十三名

紹介議員 千葉 景子君

配偶者特別控除は、創設時、家事専業配偶者の内助の功を課税上評価したものといわれていた。その後控除額は増額され、所得のない妻がいる場

合夫が受ける控除額は配偶者控除を含め夫本人の基礎控除額の二倍にもなっている。このため、片働き世帯が優遇され、共働き世帯、単身者、親子世帯などの間に課税上の不公平を生じさせている。妻が働いている場合、妻自身の所得控除がなく、夫の所得控除である点に問題がある。この制度は妻の所得に応じて夫の控除額が増減する方式になっており、年末調整では、妻の所得額が未確定の時点で夫の所得税額を算定するという制度上の矛盾が生じている。そのため、妻の所得の確定により夫の税額に過不足があった場合には是正する必要がある。また、夫の勤務先に妻の所得額を申告しなければならず、プライバシーの面からも問題がある。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、配偶者特別控除を廃止し、基礎控除を大幅に引き上げること。

第一七四二号 平成十年五月六日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 山梨県上岩下五二五 関口常子 外九万四千九百三十名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一七四三号 平成十年五月六日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 高知県須崎市南古市町五ノ九 牧野豊 外四千九百七十二名

紹介議員 高野 博爾君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一七四四号 平成十年五月六日受理

国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願

請願者 仙台市太白区土手内二ノ三ノ一二 山田修生 外四万五千名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第一三二五号と同じである。

第一七六九号 平成十年五月七日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 高知県香美郡野市町西野一、八三

三 山中敏臣 外一万五千七百二

名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

第一七七〇号 平成十年五月七日受理

景気回復のための十兆円減税推進に関する請願

請願者 高知県土佐清水市旭町一ノ二一

笹本忠孝 外一万四千九百六十名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第一六五六号と同じである。

金融システム改革のための関係法律の整備等
に関する法律案

金融システム改革のための関係法律の整備
等に関する法律

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五

号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 企業内容等の開示(第三条・第二十

七条)

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 発行者である会社以外の者による

株券等の公開買付け(第二十七条

の二・第二十七条の二十二)

第二節 発行者である会社による上場株券

等の公開買付け(第二十七条の二

十二の二・第二十七条の二十二の

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関す
る開示(第二十七条の二十三・第二

十七条の三十)

第三章 証券会社等

第一節 総則(第二十八条・第三十三

条) 業務(第三十四条・第四十七条の

二)

第三節 経理(第四十八条・第五十三

条) 監督(第五十四条・第六十三

条) 雑則(第六十四条・第六十六

条) 第四章 証券業協会

第一節 設立及び業務(第六十七

条) 第二節 協会員(第七十九

条の六・第七十

条の七) 管理(第七十九

条の八・第七十

条の十一) 監督(第七十九

条の十二・第七

十

九条の十五) 雑則(第七十九

条の十六・第七

十

九条の十九) 第四章の二 投資者保護基金

第一節 総則(第七十九

条の二十一・第七

十

九条の二十五) 第二節 会

員(第七十九

条の二十六・第七

十

九条の二十八) 第三節 設

立(第七十九

条の二十九・第七

十

九条の三十三) 第四節 管

理(第七十九

条の三十四・第七

第五章 証券取引所
第一節 設立及び組織(第八十

条) 第二節 会

員(第九十

条・第九十九

条) 第三節 管

理(第一百

条・第一百六

条) 第四節 取

引所有有価証券市場における有価

証券の売買等(第一百六

条の二・第

百二十八

条) 第五節 取

引所有有価証券市場における有価

証券の売買等の受託(第

百二十九

条・第百三十三

条) 第六節 解

散(第百三十四

条・第百三十六

条) 第七節 登

記(第百三十七

条・第百五十三

条) 第八節 監

督(第百五十四

条・第百五十六

条) 第五章の二 証券金融会社(第

百五十六

条の十六) 第六

章 有価証券の取引等に関する規

制(第

百五十七

条・第百八十五

条) 第七

章 雑則(第

百八十六

七の二 証券投資信託及び証券投資法人に關
する法律に規定する投資証券又は外国投資

証券

第二条第一項第九号中「前各号」を「第一号から

第六号まで又は前二号」に改め、同項第十

号の次に次の二号を加える。

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲

げる証券若しくは証書又は次項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる

権利に係る第十五項又は第十九項各号に規

定する権利(当該権利を表示する証券又は

証書に係る第十五項又は第十九項各号に規

定する権利を含む。以下「オブション」とい

う。)を表示する証券又は証書

十の三 前各号に掲げる証券又は証書の預託

を受けた者が当該証券又は証書の発行され

た国以外の国において発行する証券又は証

書で、当該預託を受けた証券又は証書に係

る権利を表示するもの

第二条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項

第一号から第十号までに掲げる有価証券及び大

蔵省令で定める」に改め、同項第一号中「金融機

関又は主として住宅(住宅の用に供する土地及

び土地の上に存する権利を含む。)の取得に必要

な長期資金の貸付けを業として行う」を削り、

同条第三項中「有価証券の募集」を、「有価証券

の募集」に、「うち」を「うち」に、「をいう」を「を

いう」、「有価証券の私募」とは、新たに発行され

る有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価

証券の募集に該当しないものをいう」に改め、同

条第四項中「有価証券の売出し」を「有価証券の

売出し」に改め、同条第五項中「発行者」を「発

行者」に改め、「する者」の下に「大蔵省令で定

める有価証券については、大蔵省令で定める

者」を加え、同条第六項を次のように改める。

この法律において「引受人」とは、有価証券

の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の

各号のいずれかを行う者をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的と

して当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

第二条第七項中「有価証券届出書」を「有価証券届出書」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第八項中「証券業」を「証券業」に改め、同条第一号中「売買」の下に「有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。」を、「外国市場証券先物取引」の下に「有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。」を加え、同条第二号中「代理」の下に「有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。」を加え、同条第三号中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引(以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。)又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理(以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。)

第二条第八項第四号中「引受け」の下に「有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。」を加え、同条第六号中「新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないもの(以下「私募」という。)」を「私募」に改め、同条の次に次の一号を加える。

七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの。

イ 証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法

ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法

ハ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める方法

第二条第九項中「証券会社」を「証券会社」に、「免許」を「登録」に改め、同条第十項中「目論見書」を「目論見書」に改め、同条第十一項中「証券取引所」を「証券取引所」に、「売買取引」を「売買」に、「売買取引等」を「売買等」に、「としてこの法律を」として第五章の規定に改め、同条第十二項中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改め、同条第十三項中「有価証券先物取引」を「有価証券先物取引」に、「売買取引」を「売買」に改め、同条第十四項中「有価証券指数等先物取引」を「有価証券指数等先物取引」に改め、同条第十五項中「有価証券オプション取引」を「有価証券オプション取引」に改め、「(以下「オプション」という。)」を削り、同条第一号中「売買取引」を「売買」に改め、同条第十六項中「外国市場証券先物取引」を「外国市場証券先物取引」に改め、同条第十七項中「証券金融会社」を「証券金融会社」に改め、同条第十六項の次に次の四項を加える。

この法律において「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の売戻し又は買戻しその他

政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。

この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所有有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数(二)以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数をいう。以下同じ。として約定する数値(以下「店頭約定指数」という。)

若しくは有価証券の価格として約定する数値(以下「店頭約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値(以下「店頭現実指数」という。)若しくは現実の当該有価証券の価格の数値(以下「店頭現実数値」という。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、次に掲げる取引又はこれらに類似する取引をいう。

一 取引所有有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 有価証券の売買
ロ 有価証券店頭指数等先渡取引
ハ 有価証券店頭指数等スワップ取引
ニ 取引所有有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることとができる権利を相手方が当事者の一方に

付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう。

第三条中「第七号」を「第七号の二」に改める。
第四条第一項第三号及び第五項中「五億円」を「一億円」に改め、同条第六項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
第五条第一項第二号を次のように改める。

二 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として大蔵省令で定める要件に該当する者(大蔵省令で定める会社その他の団体に限る。)の集団をいう。以下同じ。及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

第五条第二項中「(第二十四条第一項(同条第四項)において準用する場合を含む。)」に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。を削り、「前項の」を「第一項の」に改め、「(第二十四条の五第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。)」に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。を削り、「前項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第三項中「第二十四条の五第三項」を「第二十四条の五第四項」に改

め、同項第二号中「既に発行した有価証券の有価証券市場」を「発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売価額の総額が五億円未満のもので大蔵省令で定めるもの(第二十四条第二項において「少額募集等」という。)に關し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして大蔵省令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一 第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二 前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者(前号に掲げる者を除く。)

三 既に、有価証券報告書(第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。))に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。のうちに第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したものの又は半期報告書(第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。のうちに第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者(前一号に掲げる者を除く。)

第十一條第二項中「の発行する」を「が発行者である」に改める。

第十三條第一項中「五億円」を「一億円」に改め、同条第二項中「第五條第三項」を「第五條第

四項」に改め、同条第六項中「ために」を「ために」、「の取扱いをする者その他直接又は間接に適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘を分担する者で、通常有価証券の売りさばき人に支払われる手数料を超える額の手数料、報酬その他の対価を受けるもの」を「に際し、第二條第六項各号のいずれかを行う者」に改める。

第十五條第一項中「第四十七條の二、第九十條、第六十七條の二第一項及び第二十八條において」を「以下」に、「この条、第二十一條第一項及び第四項、第二十三條の三第一項、第二十三條の八第一項、第二十七條の二第四項、第二十七條の十二第三項、第二十七條の二十六第一項、第三十一條第一項第三号、第六十二條第三項第二号、第六十三條第一項第三号、第六十四條の五第一項及び第五項、第六十六條の二、第六十九條第三項、第六十一條、第六十三條、第六十四條第三項第二号、第六十四條の二第一項、第六十六條の七第一項及び第五項に、

「第六十六條の三第一項、第六十五條の九、第六十六條の二第一項、第六十三條第二項、第六十八條第一項及び第三項並びに第六十九條を、第四章の二、第五章の二、第六章(第六十七條の二第三項を除く。)、第二百三條第一項並びに附則(附則第三條を除く。))に、「認可を受けた金融機関」を「登録金融機関」に、「次項」を「以下この章及び第三章(第六十五條の二を除く。))に改め、同条第二項中「又は証券会社(認可を受けた金融機関を含む。以下この項、第二十一條第一項及び第四項、第二十三條の三第一項、第二十三條の八第一項並びに第六十六條の三において同じ。))を、証券会社又は登録金融機関に、「証券会社」を、証券会社又は登録金融機関に、「他の証券会社」を「他の証券会社又は登録金融機関」に改める。

第二十一條第一項第一号中「その提出が会社の成立前にされたときは、当該会社の発起人」を「取締役、監査役又はこれらに準ずる者をい

う。第六十三條から第六十七條までを除き、以下同じ。又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。))に改め、同項第四号中「証券会社」の下に「又は登録金融機関」を加え、同条第四項を次のように改める。

第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の募集又は売出しに際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者(証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。))から取得することを内容とする契約

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

第二十二條第一項中「の発行する」を「が発行者である」に改める。

第二十三條の二中「第五條第三項」を「第五條第四項」、「(同条第三項)」を「(同条第四項)」に改める。

第二十三條の三第一項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に、「五億円」を「一億円」に改め、「証券会社」の下に「又は登録金融機関」を加え、同条第四項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十三條の八第一項中「又は証券会社」を「証券会社又は登録金融機関」に、「五億円」を「一億円」に改め、同条第三項中「五億円」を「一億円」に改める。

第二十三條の十二第二項中「第五條第三項」を「第五條第四項」に改める。

第二十三條の十三第一項及び第三項並びに第二十三條の十四第一項中「五億円」を「一億円」に改める。

会社が発行者である」に改め、「目的」を削り、「及び資本又は出資に關する事項」を、「当該会社の属する企業集団及び」に改め、「営業及び」及び「当該会社の役員に關する事項、当該会社の発行する有価証券に關する事項」を削り、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に、「の発行する」を「が発行者である」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「第二項中」の下に「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、第三項中「を加え、前項本文」を「第一項本文」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五條第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の五第一項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二 第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき、第五條第一項第二号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者(前号に掲げる者を除く。)

第二十四條の五第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「六月間の」の下に「当該会社の属する企業集団及び」を加え、「営業及び」を削り、「状況」の下に「その他事業の内容に關する重要な事

項を加え、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「前項中」を「第一項中」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「特定期間」との下に、「前項中「有価証券」とあるのは「特定有価証券」とを加え、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「発行する」を「会社が発行者である」に改め、同条第四項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二十四条の五第三項」を「第二十四条の五第四項」に、「の発行する」を「が発行者である」に、「第二十四条の五第五項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二十四条第二項に規定する事項を記載した同条第一項の規定による有価証券報告書を提出した、又は提出しようとする会社は、前項の各号のいずれにも該当しない会社は、前項の規定により提出しなければならない半期報告書に、同項に規定する事項のうち当該会社に係るものとして大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項に規定する事項の記載に代えることができる。

一 既に、第二十四条第一項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は前項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者

二 第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき、第五條第一項第二号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者(前号に掲げる者を除く)。

第二十四条の六第一項中「及び流通状況」を、「流通状況」に、「株券」を「株券その他政令で定める有価証券(以下この条に「上場等株券」を「上場株券等」とし、「株券」を「上場株券等」に改め、同条第二項中「自己株券買付状況報告書」を「自己株券買付状況報告書」という)の」に改め、

「(以下「自己株券買付状況報告書」という)を削り、同条第二項中「自己株券買付状況報告書

に」を「前二項に規定する報告書(以下「自己株券買付状況報告書」という)に」に、「規定する自己株券買付状況報告書」を「又は第二項に規定する報告書」に、「の発行する」を「が発行者である」に、「第二十四条の六第二項」を「第二十四条の六第三項」に改め、同条第三項中、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

上場株券等の発行者である会社は、商法第二百二十二条第一項の規定による株式の消却のための自己株券等の買付け等(買付けその他有価証券の譲受けをいう。以下この項及び第二十七條の二十二の二から第二十七條の二十二の四までにおいて同じ)又は同法第二百二十二条第一項の規定により発行された株式のうち利益をもつて消却されることが発行時において定められているもの(第二十七條の二十二の二第一項において「償還株式」という)の消却のための自己株券等の買付け等を行つたときは、当該買付け等を行つた日の属する月の翌月十五日までに、当該月中に行つた当該買付け等の状況に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項を記載した報告書を、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十五条第一項中「第四項」を「第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第五條第三項」を「第五條第四項」に改め、同条第三項中「第二十四條第六項」を「第二十四條第七項」に、「第二十四條の五第五項」を「第二十四條の五第六項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十七條の二第一項中「の発行する」を「が発行者である」に、「有価証券市場外」を「取引所有価証券市場外」に改め、同項第一号中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「売買買付け」を「公開買付け」に改め、同条第六項中「公開買付け」を「公開買付け」に、「この節」を「この章」に、「有価証券市場外」を「取引所有価証券市場外」に改め、同条第七項中「特別関係者」を「特

別関係者」に改め、同項第二号中「の発行する」を「が発行者である」に改め、同条第八項中「株券等所有割合」を「株券等所有割合」に改め、同項第一号中「株券」を「株券その他政令で定める有価証券」に改め、同項第二号中「の発行する」を「が発行者である」に、「株券」を「株券その他政令で定める有価証券」に改める。

第二十七條の三第一項中「この章」の下に「及び第四十九條第三項」を加え、同条第四項中「の発行する」を「が発行者である」に改める。

第二十七條の五、第二十七條の十第三項、第二十七條の十一第四項及び第二十七條の十三第三項中「の発行する」を「が発行者である」に改める。

「第二節 発行者である会社による上場等株券の公開買付け」を「第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け」に改める。

第二十七條の二十二の二第一項を次のように改める。

上場株券等の当該上場株券等の発行者である会社による取引所有価証券市場外における買付け等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならない。ただし、取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 商法第二百十條ノ二第二項若しくは第二百十二條ノ二第一項又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三條第一項の規定による買付け

二 商法第二百十二條第一項の規定による株式の消却又は償還株式の消却のための買付け等のうち、多数の者が当該買付け等に関する事項(当該買付け等に係る上場株券等の買付け等の申込み又は先付け等の申込みの勧誘を行う旨の文言が含まれるものに限る。次号において同じ)を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等とし

て政令で定めるもの

三 上場株券等の発行者が外国会社である買付け等のうち、多数の者が当該買付け等に関する事項を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるもの

第二十七條の二十二の二第二項中「第二項(二号を除く)」の下に、「第二十七條の四」を加え、「買付け」を「買付け等」に、「上場等株券」を「上場株券等」に、「買付け等」とあるのは「買付け」とを「第二十七條の二第六項」に、「譲渡をいう。以下この節を譲渡をいう。以下この章」に改め、「とあり、及び「売付け等」を削り、「売付け」を「売付け等」に、「の発行する」を「が発行者である」に改め、同条第三項中「の発行する」を「が発行者である」に、「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第四項中「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第五項中「買付け」を「買付け等」に改め、「買付け等」とあるのは「買付け」とを削り、「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第七項中「買付け」を「買付け等」に、「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第八項後段を次のように改める。

この場合において、第四項中「公開買付け届出書(第二項において準用する第二十七條の十一第三項に規定する公開買付け届出書をいう。以下この節において同じ)又は公開買付け報告書(第二項において準用する第二十七條の十三第三項に規定する公開買付け報告書をいう。以下この節において同じ)」とあるのは「訂正報告書(第七項において準用する第二十七條の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。以下「公開買付け届出書又は公開買付け報告書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

第二十七條の二十二の二第九項中「上場等株券」を「上場株券等」に、「買付け」を「買付け等」に、「売付け」を「売付け等」に改め、同条第

二 上場株券等の発行者が外国会社である買付け等のうち、多数の者が当該買付け等に関する事項を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるもの

十項及び第十一項中「上場等株券」を「上場株券等」に、「売付け」を「売付け等」に改める。

第二十七條の二十二の三第一項中「上場等株券の買付け」を「上場株券等の買付け等」に改め、同条第二項中「上場等株券」を「上場株券等」に、「買付け」を「買付け等」に、「買付け等」を「買付け」に改め、同条第四項中「買付け等」とあるのは「買付け」とを削り、「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第五項中「買付け等」とあるのは「買付け」とを削り、「上場等株券」を「上場株券等」に改め、同条第六項中「上場等株券」を「上場株券等」に、「売付け」を「売付け等」に改め、同条第八項中「上場等株券」を「上場株券等」に、「買付け」を「買付け等」に改め、「買付け等」とあるのは「買付け」と、「売付け等」とあるのは「売付け」とを削る。

第二十七條の二十二の四第一項中「上場等株券の売付け」を「上場株券等の売付け等」に改める。

第二十七條の二十三第一項中「有価証券」を「株券関連有価証券」に、「有価証券」を「株券関連有価証券」に、「発行する有価証券」(商法第二百四十二條の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の大蔵省令で定めるものを除く)を「が発行者(大蔵省令で定める有価証券については、大蔵省令で定める者。第二十七條の三十第二項を除き、以下この章において同じ)である対象有価証券(当該対象有価証券に係るオブション(当該オブションの行使により当該行使をした者が当該オブションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る)を表示する第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む)に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「知った株券」の下に「(株券に係る

権利を表示する第二條第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の大蔵省令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ)を加え、同条第三項中「株券等保有割合」を「株券等保有割合」に、「の発行する」を「が発行者である」に改め、「株券等(株券)」の下に「その他の大蔵省令で定める有価証券」を加え、同条第四項中「共同保有者」を「共同保有者」に、「の発行する」を「が発行者である」に改め、同条第五項中「の発行する」を「が発行者である」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の「対象有価証券」とは、株券、転換社債券その他の有価証券のうち政令で定めるものをいう。

第二十七條の二十四中「前条第二項第二号」を「前条第三項第二号」に改める。

第二十七條の二十五第一項中「第二十七條の二十三第三項」を「第二十七條の二十三第四項」に改める。

第二十七條の二十七中「の発行する」を「が発行者である」に改める。

第三章 証券会社等

第一節 総則

第二十八條 証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第二十八條の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 資本の額
 - 三 取締役及び監査役の氏名
 - 四 本店その他の営業所の名称及び所在地
 - 五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類
 - 六 その他総理府令・大蔵省令で定める事項
- 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

- 一 第二十八條の四第一号から第七号まで及び第九号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類
 - 三 第三十二條第五項に規定する親法人等、同条第六項に規定する子法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、定款、会社登記簿の謄本、貸借対照表、損益計算書その他の総理府令・大蔵省令で定める書類
- 第二十八條の三 内閣総理大臣は、第二十八條の規定により登録を拒否する場合は、次条にか、次に掲げる事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 内閣総理大臣は、証券会社登録簿を公衆の縦覧に供ししなければならない。
- 第二十八條の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 株式会社でない者
 - 二 資本の額が、公益又は投資者保護のために必要かつ適当なものと政令で定める金額に満たない株式会社
 - 三 純財産額(総理府令・大蔵省令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。第二十九條の四第三号において同じ)が前号に規定する金額に満たない株式会社
 - 四 第五十二條第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る株式会

社

- 五 他の証券会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の証券会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社
- 六 第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定により第二十八條の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社
- 七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)、商品取引法(昭和三十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に関する事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社
- 八 他に営んでいる事業が第三十四條第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる株式会社又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社

九 取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。)又は監査役のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八條の登録を取り消された場合若しくは外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役(外国証券業者に関する法律第四條第一項に規定する国内における代表者を含む。)であつた者(外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録を取り消された個人を含む。)でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第五十六条第二項の規定により解任を

命ぜられた取締役若しくは監査役若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは同項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは監査役(これらに類する役職にある者を含む。)でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一條第七項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十 証券業を適確に遂行するに足る人的構成を有しない株式会社

第二十九條 証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 第二條第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二 第二條第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三 第二條第八項第七号に掲げる行為を行う業務

内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二條第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者(証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。)から取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

第二十九條の二 内閣総理大臣は、前條第一項の認可に条件を付することができる。

前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

第二十九條の三 第二十九條第一項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 受けようとする認可の種類

前項の認可申請書には、受けようとする認可に係る業務について、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十九條の四 内閣総理大臣は、第二十九條第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可を受けようとする業務に係る損失の危険の管理に關し、適切な体制及び規則の整備を行つてゐること。

二 資本の額が、認可を受けようとする業務の態様に應じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。

三 純財産額が前号に規定する金額以上であること。

四 第五十二條第二項の規定に違反してないこと。

五 第二十九條第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三條第一項に規定する特定取引勘定を設けることにつき内閣総理大臣の認可を受けてゐること。

六 第二十九條第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。

第三十條 証券会社は、第二十八條の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券会社登録簿に登録しなければならない。

証券会社は、第二十八條の二第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容及び方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十九條第一項の認可を受けた証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法(同條第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。)を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第三十一條 証券会社は、その商号のうちに証券という文字を用いなければならない。

証券会社でない者は、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三十二条 証券会社の取締役又は監査役は、当該証券会社の親銀行等の取締役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人を兼ねてはならない。

証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、当該証券会社の子銀行等の取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）を兼ねてはならない。

証券会社の常務に従事する取締役は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

証券会社の取締役は、他の会社の取締役若しくは監査役に就任した場合（他の会社の取締役又は監査役が証券会社の取締役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は他の会社の取締役若しくは監査役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一項の「親銀行等」とは、証券会社の過半数の株式を発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。

次項、第五十四条第一項、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十五条の三において同じ。）を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「親法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

第二項の「子銀行等」とは、証券会社が過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第四十五条において「子法人等」という。）のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

ち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

第五項に規定する過半数の株式の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

第三十三条 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第二節 業務

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業務に付随する業務を営むことができる。

一 有価証券の保護預り

二 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三 第三百五十六條の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八 累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結

（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

九 有価証券に關連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業務に該当するものを除く。）

十 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。）以下この号において同じ。）及び証券業務に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業務又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業務

三 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業務

四 商品取引所法第一条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に關するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令・大蔵省令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七 貸金業の規制等に関する法律第二条第一

項に規定する貸金業

八 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十 その他総理府令・大蔵省令で定める業務

証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

第三十五条 証券会社は、自己の名義をもつて、他人に証券業務を営ませてはならない。

に上場されている株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの(第七十九條の二から第七十九條の四までに於いて「上場株券等」という)の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の指示が取引所有有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場合を除き、取引所有有価証券市場外で売買を成立させてはならない。

第三十八條 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に對し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

第三十九條 証券会社は、有価証券に関する同一の売買又は同一の有価証券店頭デリバティブ取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代理人となることができる。

第四十條 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客(証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く)に對しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引
二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引
三 有価証券店頭デリバティブ取引
四 その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券

証券の売買その他の取引

第四十一條 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総理府令・大蔵省令で定めるものは、この限りでない。

第四十二條 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四條第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引に關連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券指数等先物取引に關連し、約定指数若しくは現実指数又は約定指数若しくは現実指数が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

三 有価証券店頭指数等先物取引に關連し、店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定指数若しくは店頭現実指数が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

四 有価証券店頭指数等スワップ取引に關連し、有価証券店頭指数の数値、有価証券の価格、金利又は通貨の価格が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

する行為

五 有価証券の売買若しくはその受託等(媒介、取次ぎ又は代理の申込み(以下「委託等」という)を受けることをいう。以下同じ)に、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項。次号において同じ)、銘柄、数又は価格(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項。次号において同じ)について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

六 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一條第一項の認可を受けた金融機関(以下この号、次条第一項第一号及び第四十七條第三項において「信託会社等」という)を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に關する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができ、これを内容とする契約を締結する行為

七 特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に對し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

八 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格(買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう)で有価証券の買付け又は売付けをする行為

九 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等(有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ)、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ)若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に關する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等(外国市場証券先物取引又はこれに係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ)に係るこれらの者が行う行為について準用する。

第四十二條の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引(買戻価格

があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の

利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為
証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為(当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。)

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争ひの原因となるものとして総理府令・大蔵省令で定めるもの)をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。による損失の全部又は一部を補てんするために行ふものである場合については、適用しない。ただし、第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他総理府令・大蔵省令で定め

る場合に限る。

第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として総理府令・大蔵省令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十三条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。
一 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして総理府令・大蔵省令で定める状況にあること。

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務(第四号において「その他業務」という。)を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用し、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

二 第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為

三 第三十五条第三項第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二條第八項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第四十五条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二項第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為を行うこと。

第四十六条 有価証券の引受人となつた証券会社は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。

第四十七条 証券会社は、証券業に係る顧客との取引(有価証券店頭デリバティブ取引その他の政令で定める取引を除く。次項において同じ。)に関して顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において自己が占有する有価証券(次項の規定により分別される有価証券その他の総理府令・大蔵省令で定める有価証券を除く。)を、確実にかつ整然と保管する方法として総理府令・大蔵省令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

証券会社は、証券業に係る顧客との取引に關して顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券(次条の規定により担保に供されたものに限る。)その他総理府令・大蔵省令で定める金銭又は有価証券について、当該証券会社が証券業を廃止した場合その他証券業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定したものに相当する金銭(次項において「顧客分別金」という。)を、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

前項の場合において、証券会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、顧客分別金を、当該証券会社が証券業を廃止した場合その他証券業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならない。

第四十七条の二 証券会社は、顧客から預託を受けた有価証券又はその計算において自己が占有する有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない。

第三節 経理

第四十八条 証券会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第四十九条 証券会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該証券会社の業務又は財産の状況に關する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができ。

第五十条 証券会社は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に關する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎営業年度終了の日以後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所に

備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十一条 証券会社は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等の数量に応じ、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に關して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十二条 証券会社は、資本、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるところの額の合計額から固定資産その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるものの合計額に対する比率(以下「自己資本規制比率」という。)を算出し、毎月末及び総理府令・大蔵省令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

証券会社は、自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。

証券会社は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十三条 証券会社は、特定取引(証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、

有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受け、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 取引所有有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他の総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるところで営業年度終了の時に關して決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時に關して決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額

と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四十二条ノ二(同法第二百四十二条ノ五において準用する場合を含む)、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額(評価利益額(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十三条第一項ノ評価換二因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定二因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換二因ル損失ノ額ヲ控除シタル額ヲ謂フ)ガアルトキハ之ヲ控除シタル額)」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

第四節 監督

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 営業(証券業に係るものに限る。第三号及び次条において同じ。)を休止し、又は再開したとき(第二十九条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、当該認可に係る業務の営業を休止し、又は再開したときを含む)。

二 第二十九条第一項の認可に係る業務を廃止したとき。

三 他の会社と合併(当該証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く)したとき、又は他の会社から営業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。

四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務

と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式又は過半数の出資(出資(議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。))の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次号並びに第五十九条第一項及び第二項において同じ。)を取得し、又は所有したとき。

五 その過半数の株式又は過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六 その過半数の株式が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七 破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行つたとき。

八 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

前項第四号に規定する過半数の出資の所有の判定に必要事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令・大蔵省令で定める。

第五十五条 証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 証券業を廃止したとき。その会社を合併により消滅したとき。その会社を代表する役員であつた者

三 破産により解散したとき。その破産管財人

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

五 営業の全部又は一部を譲渡したとき。その会社

証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同項第五号にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る)は、当該証券会社の第二十八条の登録は、その効力を失う。

証券会社は、証券業の廃止、合併(当該証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る)、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公表の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

証券会社は、第三項の規定による公告をした場合合併及び営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く)においては、当該証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等(第五十八条において「顧客取引」という。)を、速やかに、終了し、かつ、証券業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならぬ。

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その

他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)又は第七号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二十八条の登録を受けたとき。

三 証券業又はこれに付随する業務に關し法令(第五十二条第二項を除く)又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第二十九条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

内閣総理大臣は、証券会社の取締役又は監査役が、第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第五十四条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該証券会社の第二十八条の登録が前条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条第三項若しくは第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

第五十六条の二 内閣総理大臣は、証券会社が第五十二条第二項の規定に違反している場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずること

ができる。

内閣総理大臣は、証券会社が第五十二条第二項の規定に違反している場合(自己資本規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。)において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができ

内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該証券会社の自己資本規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該証券会社の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

第五十六条の三 内閣総理大臣は、証券会社が正当な理由がないのに、証券業を営むことができることとなつた日から三月以内に営業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消すことができる。

第五十六条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第五十六条第一項の規定により第二十八条の登録若しくは第二十九条第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二 第五十六条の二第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条の登録を取り消したとき。

第五十七条 内閣総理大臣は、第五十五条第二項の規定により第二十八条の登録がその効力を失つたとき、又は第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三の

規定により第二十八条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

内閣総理大臣は、第五十六条第一項の規定により第二十九条第一項の認可を取り消したとき、又は第五十六条第三項の規定により第二十九条第一項の認可がその効力を失つたときは、同条第二項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

第五十八条 第五十五条第五項の規定は、証券会社が解散し、若しくは証券業を廃止した場合又は第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三の規定により第二十八条の登録を取り消された場合における当該証券会社であつた者について準用する。この場合において、当該証券会社であつた者は、顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお証券会社とみなす。

第五十五条第五項の規定は、前項の規定の適用がある場合を除き、第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が、当該認可に係る業務を廃止した場合又は第五十六条第一項の規定により当該認可を取り消された場合における当該証券会社の当該業務に係る顧客取引について準用する。この場合において、当該証券会社は、当該業務に係る顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお第二十九条第一項の認可を受けているものとみなす。

第五十九条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち総理府令・大蔵省令で定める会社(以下この項において「子特定会社」という。)若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第十項において同じ。)に対し当該証券会社の営

業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料(当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十二条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社の親銀行等(第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。)若しくは子銀行等(同条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。)に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、証券会社に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第六十一条 内閣総理大臣は、第六十七条第一

項に規定する証券業協会(以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。)に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則(以下この条において「社内規則」という。)の作成又は変更を命ずることができる。

前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

第六十二条 内閣総理大臣は、第二十八条の登録又は第二十九条第一項の認可を拒否しようとするときは、登録申請者又は証券会社に通知して、当該職員に、当該登録申請者又は当該証券会社につき審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣は、第五十六条第一項、第五十六条の二第二項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

内閣総理大臣は、第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認

可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項の承認を若しくはしないこととしたとき、第二十九條の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第六十三条 内閣総理大臣は、証券会社又は登録金融機関を監督するに当たつては、業務の運営についての証券会社又は登録金融機関の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第五節 雑則

第六十四条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、その役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為を行う者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他総理府令・大蔵省令で定める事項につき、総理府令・大蔵省令で定める場所に備える外務員登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けなければならない。

一 第二条第八項各号のいずれかに該当する行為

二 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等の勧誘

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない

第五部 財政・金融委員会会議録第十五号（その二）

ない。

一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名
二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
イ 氏名、生年月日及び住所
ロ 所属する営業所の名称
ハ 役員又は使用人の別
ニ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者について、その所属していた証券会社又は登録金融機関及び営業所又は事務所の商号及び名称並びにその行った期間

前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録簿に登録しなければならない。

第六十二条第三項の規定は、前項の登録について準用する。

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外に証券会社又は登録金融機関に所属する外務員として登録されている者

第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合について準用する。

第六十四条の三 外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の四 証券会社は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十四条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

準用する。

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

二 証券業又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第六十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第六十四条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる

場合においては、登録簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する証券会社が解散し又は証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の七 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、協会に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員に係るもの（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）を行わせることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第一項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員が第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要か

つ適當であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

第六十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする証券会社は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。

前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

第六十四条の九 第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある証券会社は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第六十四条の十 裁判所は、証券会社(第五十八条第一項の規定により証券会社とみなされる者を含む)の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、意見があると認めるときは、裁判所に對し、意見を述べることができる。

第五十九条第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業として行なう。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社そ

の他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券(以下この項、次条及び第七七条の二第一項において「国債証券等」という。) 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む)以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券(政令で定めるものに限る)並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券(前号に掲げ

るものを除く) 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為(同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。)

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものであつて政令で定めるものに限る)及び同項第六号に掲げる行為(有価証券の売出しの取扱いを除く。)

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券(政令で定めるものを除く) 私募の取扱

六 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引(国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む) 外国市場証券先物取引(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。)

ロ 外国市場証券先物取引(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。)

ハ 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの(以下「外国国債証券」という)に係る有価証券先物取引

ニ 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引(外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む) 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(外国国債証券に係るものに限る。)

ホ 外国市場証券先物取引(外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。)

二に掲げる行為(ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)

イ 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。)

ロ 第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む)のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十五条の二 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く)のいずれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

第二十八条の二から第二十八条の四まで(同条第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く)並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の登録について準用する。

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下この条、第六十八条第三項、第七七条の二第一項、第七十一條第一項、第七十三條第二項、第七十六條第一項及び第二項、第七十九條第一項及び第二項並びに第八十二条において「登録金融機関」という)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九條第一項第二号の有価証券の元引受けをいう)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第

七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二十九條第二項、第二十九條の二から第二十九條の四まで（同條第二号から第四号まで及び第六号を除く。）並びに第六十二條第一項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

第三十條、第三十七條から第四十一條まで、第四十三條、第四十七條、第四十七條の二、第四十九條、第五十四條第一項（第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。）、第五十五條、第五十六條第一項（第一号（第二十八條の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九條の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、及び第三項、第五十六條の三、第五十六條の四（第二号を除く。）、第五十七條、第五十八條、第六十一條、第六十二條第二項及び第三項、第六十四條から第六十四條の六まで、第六十四條の八並びに第六十四條の九の規定は登録金融機関について、第三十三條及び第四十二條の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

第四十二條の二第一項、第三項及び第五項の規定は登録金融機関について、同條第二項及び第四項の規定は登録金融機関の顧客について準用する。

第五十一條の規定は、登録金融機関が、国債証券等の有価証券先物取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは前條第二項第六号に掲げる取引に係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前條第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を行う場合について準用する。

第二項及び第四項から前項までの場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

内閣総理大臣は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に、前條第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において総理府令・大蔵省令で定める条件を付してするものとする。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、登録金融機関、当該登録金融機関と取引をする者若しくは当該登録金融機関を子会社（第五十九條第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社に対し当該登録金融機関の第一項の登録若しくは第三項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせ、若しくは当該登録金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該登録金融機関の当該登録若しくは認可に係る業務又は財産に関する必要な検査に限る。）をさせることができる。

登録金融機関の代理を行う者のうち政令で定める者は、第二十八條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該登録金融機関を代理して前條第二項第四号に掲げる有価証券につき同号に定める行為（以下この項及び次項において「特定証券業務」という。）を行うことができる。この場合において、特定証券業務を行う者は、その者が代理する登録金融機関の使用人とみなして、この法律の規定を適用する。

特定証券業務を行う者が代理する登録金融機関は、その者が特定証券業務につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該登録金融機関がその者の選任につき

相當の注意をし、かつ、その者の行う特定証券業務につき顧客に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

第六十五條の三、第六十五條の規定は、内閣総理大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を所有する株式会社（第二十八條の登録及び第二十九條第一項の認可をするものを妨げるものではない。第六十六條、第二十八條から前條までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。）に、第二十八條の登録及び第二十九條第一項の認可をするものを妨げるものではない。

第六十七條第一項中「及び外国市場証券先物取引等」を、「外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同項の次に次の一項を加える。

協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項及び第七十五條第一項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、有価証券（第七十五條第一項の規定により登録を受けたものに限り。）の売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。第七十五條第一項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市場」という。）を開設することができる。

第六十八條第三項中「認可を受けた金融機関」を「登録金融機関」に、「認可を受けた業務」を「営業として第六十五條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について同項各号に定める行為」に改める。

第六十九條第一項第三号中「及び協会の氏名又は」を「の氏名及び協会の」に改める。

第七十條第一項第一号中「及び外国市場証券先物取引等」を、「外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同條第二項第二号を削り、同項第三号中「第三十

二條第四号イからニまで」を「第二十八條の四第九号イからハまで」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第七十四條第一項中「第十一号」を「第十二号」に、「次條第一項の登録に関する事務を行う」を「店頭売買有価証券市場を開設する」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号を削り、同項第十号中「解決」の下に「及び第七十九條の十六の二に規定するあつせん」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二、店頭売買有価証券市場に関する事項
第七十四條第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九、協会の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

第七十四條第三項中「その旨」を、「その旨」に、「次條第一項の登録に関する事務を行う」を「店頭売買有価証券市場を開設する」に改める。

第七十五條第一項を次のように改める。

店頭売買有価証券市場を開設する協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録簿に登録しなければならない。

第七十五條第二項中「協会」を「前項の協会」に改める。

第七十六條第一項中「前條第一項の登録に関する事務を行う」を「店頭売買有価証券市場を開設しよう」に、「当該登録及び」を「前條第一項の規定による登録及び」に改める。

第七十七條第一項中「登録をし、又はこれを取り消した」を「規定による登録又はその取消しを行おうとする」に改め、「遅滞なく」を削る。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 大蔵大臣は、協会が登録する店頭売買有価証券（株券又は第二條第一項第十号の三に掲げる証券若しくは証書のうち株券に

係る権利を表示するもの(以下この項及び第百十一條第一項において「株券等」という。)に限る。の発行者が発行者である株券等当該協会の第七十五條第一項の規定による登録をしていないものを、当該協会が同項の規定により登録することが公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該協会に対し、その株券等を同項の規定により登録すべきことを命ずることができる。

大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九條第一項を次のように改める。
大蔵大臣は、店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する協会の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該協会に対し、その開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の売買を停止し、又は登録を取り消すことを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十八條の二 大蔵大臣は、協会の第七十六條第一項第一号に係る同項に規定する規則に違反して第七十五條第一項の規定による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九條第二項中「前項第二号に掲げる場合における登録の取消命令を」前項の規定による処分に加ふる。

第七十八條の三 協会は、その登録する店頭売買有価証券について、店頭売買有価証券市場におけるその売買を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第七十九條の二 中「協会の」の下に「(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会の協会員に限る。)」を加へ、「その所属する」を、「その所属する」に改め、同条第一号中「又は他人」を削り、「店頭売買有価証券の売買」の下に「又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭売買有価証券の売買」を加へ、同条第三号中「他人の計算において行う」を削り、「を委託した」を「の委託等をして」に、「委託」を「委託等」に改め、同条に次の一号を加ふる。

大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

四 自己の計算において行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買が成立した場合、当該売買に係る上場株券等の種類及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他大蔵省令で定める事項

第七十八條の三 協会は、その登録する店頭売買有価証券について、店頭売買有価証券市場におけるその売買を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第七十九條の三 協会は、前条の報告に基づき、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上場株券等

の取引所有有価証券市場外での売買(協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条第一項において同じ。)について、大蔵省令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を、速やかに、その協会員に通知し、公表しなければならない。

第七十九條の四 第一項を次のように改める。
協会は、大蔵省令で定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買及び上場株券等の取引所有有価証券市場外での売買に関する毎日の相場その他の事項を、遅滞なく、大蔵大臣に報告しなければならない。

第七十九條の四 第二項中「店頭売買報告書の写しの提出を」規定により報告された事項の通知に改める。

第七十九條の六 第二項中「第四項を」第五項に改め、同条第四項中「若しくは外国市場証券先物取引等」を「外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同条第三項の次に次の一項を加ふる。

協会は、その定款において、協会員に、法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会員の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、投資者の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

第七十九條の八 第五項中「第三十二條第四号イからニまで」を「第二十八條の四第九号イからニまで」に改める。

第七十九條の十一 中「若しくは職員を」職員若しくは第七十九條の十六の二第二項に規定するあつせん委員に改める。
第七十九條の十二 中「及び外国市場証券先物取引等」を「外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」に改める。

第七十九條の十六の次に次の一条を加ふる。
第七十九條の十六の二 協会員の行う有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い(以下この条において「事件」という。)の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上あつせんを行うのに適當でないとき認めるとき、又は当事者が不當な目的のみだりにあつせんの申立てをしたとき認めるときは、あつせんを行わないものとする。

あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、適当と認めるときは、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、その受諾を勧告することができる。

協会員は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

協会は、あつせんに關し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴収することができる。

第七十九條の十八 第一項第三号中「五人」を「五」に改め、第四章第五節中同条の次に次の一条を加ふる。
第七十九條の十九 第六十七條から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令又は大蔵省令で定める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 投資者保護基金

第一節 総則

第七十九条の二十 この章において「一般顧客」とは、証券会社の本店その他の国内の営業所（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店）の顧客であつて当該証券会社と証券業又は証券業に付随する業務（証券会社が第三十四条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者）に関する法律第十四条において準用する第三十四条第一項）の規定により営む業務をいう。次項において同じ。）に係る取引をする者（適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。）をいう。

証券会社がその一般顧客の計算において他の証券会社と証券業又は証券業に付随する業務に係る取引をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該証券会社が当該他の証券会社の一般顧客とみなして、この章の規定を適用する。

この章において「顧客資産」とは、次に掲げるものをいう。

一 第八八条の三又は第六十一條の二の規定により証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭及び有価証券

二 証券業に係る取引（有価証券店頭デリバティブ取引その他の政令で定める取引を除く。次号において同じ。）に關し、一般顧客の計算に属する金銭又は証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭（前号に掲げる金銭を除く。）

三 証券業に係る取引に關し、一般顧客の計算に属する有価証券又は証券会社が一般顧客から預託を受けた有価証券（証券会社が保護預託をするために一般顧客から預託を受けた有価証券を含み、第一号に掲げる有価証券、契約により証券会社が消費できる有価証券その他の政令で定める有価証券を除く。）

く。

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

第七十九条の二十一 投資者保護基金（以下この章及び附則において「基金」という。）は、第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払その他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もつて証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。

第七十九条の二十二 基金は、法人とする。

第七十九条の二十三 基金は、その名称のうちに投資者保護基金という文字を用いなければならない。

第七十九条の二十四 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七十九条の二十五 民法第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 会員

第七十九条の二十六 基金の会員の資格を有する者は、証券会社に限る。

基金は、証券会社が当該基金に加入しようとするときは、業務の種類に關する特別の事由その他の正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

第七十九条の二十七 証券会社（政令で定める証券会社を除く。）は、いずれか一の基金にその会員として加入しなければならない。

第二十八條又は外国証券業者に関する法律第三條第一項の登録を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、その登録の申請と同時に、いずれか一の基金に加入する手続をとらなければならない。

前項の規定により基金に加入する手続をと

つた者は、同項の登録を受けた時に、当該基金の会員となる。

証券会社は、基金に加入した場合又は所属する基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七十九条の二十八 基金の会員である証券会社は、次に掲げる事由により、当然、その所属する基金を脱退する。

一 証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。）又は証券会社の解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）

二 第五十六條第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者）に関する法律第二十四条第一項、第五十六條の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六條の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八條の登録（外国証券会社にあつては、同法第三條第一項の登録）の取消し

前項の規定により基金を脱退した者は、第七十九条の五十二から第七十九条の六十一までの規定の適用については、なお当該基金の会員である証券会社とみなす。

証券会社は、第一項各号に掲げる事由による場合又は大蔵大臣の承認を受けて他の基金の会員となる場合を除き、その所属する基金を脱退することができない。

証券会社は、その所属する基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該基金を脱退するまでに当該基金が受けた第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る証券会社のために当該基金が行う業務に要する費用のうち、脱退した証券会社の負担すべき費用の額として業務規程の定めるところにより当該基金が算定した額を負担金と

して納付する義務を負う。

大蔵大臣は、第三項の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一 当該証券会社が、その承認の申請の時に、その脱退しようとする基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二 当該証券会社が、他の基金に会員として加入する手続をとつていないこと。

大蔵大臣は、第三項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第三節 設立

第七十九条の二十九 基金を設立するには、その会員にならうとする二十以上の証券会社が發起人とならなければならない。

發起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会では、定款及び業務規程を修正することができ、

第三項の創立総会の議事は、その開会までに發起人に対して会員となる旨を申し出た証券会社及び發起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第七十九条の四十二第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

第七十九条の四十三の規定は、前項の創立

総会の議事について準用する。この場合において、同条中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た証券会社及び発起人」と読み替へるものとする。

民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

第七十九条の三十 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所のある場所

三 役員の名及び会員の名称

前項の認可申請書には、定款、業務規程その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第七十九条の三十一 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。

二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者がいないこと。

四 当該申請に係る基金が、その業務を遂行するために必要な資産を備えていると認められること又は備へることが確実であると認められること。

五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

六 当該申請に係る基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

ない。

大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適当でないとき、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

大蔵大臣は、設立の認可をすることとし、又はしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

大蔵大臣は、設立の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の三十二 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七十九条の三十三 基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

基金は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四節 管理

第七十九条の三十四 基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項(業務の種類に関する特別の事由等により会員の加入を制限する場合、当該特別の事由等を含む。)

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 運営審議会に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 負担金に関する事項

十 財務及び会計に関する事項

十一 定款の変更に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 公告の方法

定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

基金は、第七十九条の三十二第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七十九条の三十五 基金に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

基金の業務は、法令又は定款に別段の定めのあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもつて決する。

第七十九条の三十六 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、基金の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

役員が第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつたときは、その職を失う。

第七十九条の三十七 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

前項の規定による基金の役員の選任(設立当時の役員の選任を除く。)及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

役員の任期は、二年以内において定款の定める期間とする。

役員は、再任されることができる。

た者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、基金に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第七十九条の三十八 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は基金の職員を兼ねてはならない。

第七十九条の三十九 基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

第七十九条の四十 大蔵大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第七十九条の四十一 理事長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

基金は、総会の議決を大蔵大臣に報告しなければならない。

大蔵大臣及び内閣総理大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第七十九条の四十二 この章で規定するもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算及び資金計画の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 解散

六 前各号に掲げるもののほか、定款の定める重要事項

総会は、監事に対し基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第七十九条の四十三 総会の議事は、総会員の

二分の一以上が出席してその出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第五号の議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第七十九条の四十四 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、基金の総会について準用する。第七十九条の四十五 基金の業務の適正な運営を図るため、基金に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
一 第七十九条の五十四の規定により行う認定を行う場合

二 第七十九条の五十五第一項の規定により定めるべき事項を定める場合
三 第七十九条の五十九の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合
四 その他基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合として定款の定める場合

審議会は、委員八人以上で組織する。
委員は、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第七十九条の四十一第四項の規定は、審議会について準用する。
第七十九条の四十六 基金の職員は、理事長が任命する。

第七十九条の四十七 基金の役員若しくは職員若しくは審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第七十九条の四十八 基金の役員及び職員並びに審議会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 業務

第七十九条の四十九 基金は、第七十九条の二十一に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第七十九条の五十六の規定による一般顧客に対する支払

二 第七十九条の五十九の規定による資金の貸付け

三 第七十九条の六十に規定する裁判上又は裁判外の行為

四 第七十九条の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務

五 負担金（第七十九条の二十八第四項及び第七十九条の六十四第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。）の徴収及び管理

六 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章及び第五章の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
第七十九条の五十 基金は、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けて、第六十七條第一項に規定する証券業協会又は証券会社に対し、その業務の一部を委託することができる。

前項に規定する認可があつたときは、第六十七條第一項に規定する証券業協会及び証券会社は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託し、当該業務を行うことができる。

大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の五十一 基金の業務規程には、第七十九条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払に関する事項、負担金の算定方法及び納付に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

基金は、業務規程を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第七十九条の五十二 基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である証券会社に対し、当該証券会社の業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた証券会社は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

内閣総理大臣は、基金から要請があつた場合において、基金が業務を行うため特に必要があるとき、基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第七十九条の五十三 基金の会員である証券会社は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する基金に通知しなければならない。

一 第五十六條第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六條の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六條の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により第二十八條の登録（外国証券会社にあつては、同法第三條第一項の登録）を取り消されたとき。

二 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国証券会社にあつては、国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）

三 証券業の廃止（外国証券会社にあつては、国内に設けられたすべての支店における証券業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店の清

算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十五條第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三條第三項）の規定による証券業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四 第五十六條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。）

基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社に対し次に掲げる処分をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

一 第五十六條第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）、第五十六條の二第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）又は第五十六條の三（同法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による第二十八條の登録（外国証券会社にあつては、同法第三條第一項の登録）の取消し

二 第五十六條第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（第五十六條第一項第四号（外国証券会社にあつては、同法第二十四條第一項第四号）に該当する場合に限る。）

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十八條第四項の規定による破産の申立て又は商法第四百三十一條第三項（同法第四百八十五條第三項において準用する同法第二項において準用す

る場合を含む。において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による特別清算の開始の通告をしたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、基金の会員である証券会社につき、裁判所から、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十九条、会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第三十五条第一項又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十五条の三十(同法第二百三十八条の十五(同法第二百三十八条の十六において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣及び当該証券会社が所属する基金に通知しなければならない。

第七十九条の五十四 基金は、前条第一項又は第三項から第五項までの規定による通知を受けた場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る証券会社以下「通知証券会社」という。につき、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を、遅滞なく、行わなければならない。

第七十九条の五十五 基金は、通知証券会社につき、前条の規定により、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に係る証券会社以下「認定証券会社」という。について破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由が生じたときは、同項の規定により公告した届出期間を変更す

ることができる。

基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合においては、直ちに、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の五十六 基金は、認定証券会社の一般顧客の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般顧客が当該認定証券会社に対して有する債権(当該一般顧客の顧客資産に係るものに限る。)であつて基金が政令で定めるところにより当該認定証券会社による円滑な弁済が困難であると認めるもの(以下「補償対象債権」という。)につき、大蔵省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

基金は、前項の規定にかかわらず、認定証券会社の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内で行なければ、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると基金が認めるときは、この限りでない。

第七十九条の五十七 前条第一項の請求をした認定証券会社の一般顧客が次の各号に該当する場合においては基金が同項の規定により支払すべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に定める額を控除した金額に相当する金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産の全部又は一部を担保権の目的として提供している場合、その担保権の目的として提供している顧客資産の全部又は一部を大蔵省令で定めるところにより評価した金額(当該金額が当該担保権に係る被担保債権の額を超える

場合には、当該担保権に係る被担保債権の額)。

二 当該認定証券会社に対して債務を負つている場合、その債務の額(当該債務に關して前号に該当する場合には、同号に定める額を控除した額)。

証券会社が、第七十九条の二十第二項の規定により一般顧客とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該一般顧客とみなされる起因となつている当該証券会社の一般顧客ごとに、一般顧客としての地位を有するものとする。

前条第一項及び第一項の規定により支払すべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

第七十九条の五十八 一般顧客である個人が、認定証券会社に対して有する補償対象債権(有価証券に係るものに限る。以下この項において同じ。)に係る第七十九条の五十六第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該個人から当該支払を受けた基金に対し当該支払に係る補償対象債権(当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該基金が取得した部分に限る。)に係る有価証券の譲渡があつたものとみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

前項の場合において、同項の規定により譲渡があつたものとみなされた有価証券が租税特別措置法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十七条の十一第一項に規定する株式等に該当する場合には、当該有価証券の譲渡に係る同条の規定の適用については、基金及びその

事務所は、それぞれ同項第二号に規定する証券業者及びその営業所とみなす。

第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条の五十九 基金は、通知証券会社(認定証券会社を除く。)又は通知証券会社の信託管理人(第四十七条第三項に規定する信託の信託管理人をいう。第三項及び第七十九条の六十一において同じ。)の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、これらの者に対し、顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要な資金の貸付け(以下「返還資金融資」という。)を行うことができる。

返還資金融資の申込みを行う者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に關し、次に掲げる要件のすべてに該當することについて、内閣総理大臣の認定(以下この条において「適格性の認定」という。)を受けなければならない。

一 返還資金融資が行われることが顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行に必要であると認められること。

二 返還資金融資による貸付金が顧客資産の返還に係る債務の迅速な履行のために使用されることが確実であると認められること。

内閣総理大臣は、適格性の認定を行つたときは、その旨を大蔵大臣及び当該適格性の認定を受けた証券会社(信託管理人が認定を受けた場合にあつては、当該信託管理人が管理する信託をした証券会社)が所属する基金に通知しなければならない。

基金は、返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。基金は、前項の決定をしたときは、直ち

に、その決定に係る事項を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十九条の六十 基金は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による行為を行うほか、一般顧客が通知証券会社に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産に係るものに限り、その実現を保全するために必要があるとき）は、その必要の限度において、当該一般顧客のため、当該債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

基金は、一般顧客のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならない。

基金は、一般顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて第一項の行為をしなければならない。

基金は、第一項の規定により裁判上の行為をする場合には、当該行為により代理する一般顧客に対し、あらかじめ当該行為の内容を通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けた一般顧客は、基金に対して基金の代理権を消滅させる旨を通知することにより当該代理権を消滅させて、自ら当該通知に係る裁判上の行為をすることが出来る。

第七十九条の六十一 基金は、会員である証券会社の委託を受けて、当該証券会社の信託管理人としての業務その他の顧客資産の迅速な返還に資するための業務を行うことができる。

第七十九条の六十二 この節の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令又は総理府令・大蔵省令で定める。

第六節 負担金

第七十九条の六十三 基金は、第七十九条の四十九各号に掲げる業務に要する費用に充てるための資金（以下「投資者保護資金」という。）を設けるものとする。

投資者保護資金は、第七十九条の四十九各号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

第七十九条の六十四 証券会社は、投資者保護資金に充てるため、業務規程の定めるところにより、その所屬する基金に対し、負担金を納付しなければならない。

基金は、前項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、通知証券会社の負担金を免除することができる。

第七十九条の六十五 前条第一項の負担金の額は、業務規程の定める算定方法により算定される額とする。

前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 第七十九条の五十六第一項の支払その他の投資者保護資金に係る業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に基金の財政が均衡するものであること。

二 特定の証券会社に対し差別的取扱いをしないものであること。

前項の規定は、同項第一号に掲げる基準に適合するように負担金の算定方法を定めることとした場合には、これによる負担金の納付によつて会員である証券会社の経営の健全性が維持されなくなるときにおいて、当該基準に適合しない負担金の算定方法を一時的に定めることを妨げるものと解してはならない。

第七十九条の六十六 証券会社は、負担金を業務規程の定める納期限までに納付しない場合には、その所屬する基金に対し、延滞金を納付しなければならない。

延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七十九条の六十七 この節の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令又は総理府令・大蔵省令で定める。

める。

第七節 財務及び会計

第七十九条の六十八 基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、基金の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

第七十九条の六十九 基金は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、大蔵大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七十九条の七十 基金は、事業年度基金の成立の日を含む事業年度を除く（の）開始の日から三月以内に、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、財産目録並びに事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

基金は、前項の規定により財務諸表等を大蔵大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

基金は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けた財務諸表等を当該基金の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十九条の七十一 基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のふ補に充て、又は投資者保護資金に繰り入れることができる。

第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

は、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、金融機関等（銀行、証券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることが出来る。

第七十九条の七十三 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金及び投資者保護資金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 大蔵大臣の指定する金融機関への預金

三 その他大蔵省令で定める方法

第七十九条の七十四 この法律で規定するものは、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第八節 監督

第七十九条の七十五 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十九条の七十六 大蔵大臣は、基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により設立の認可を取り消したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の七十七 大蔵大臣は、公益又は投

資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、基金に対し当該基金の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に基金の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第九節 解散

第七十九条の七十八 基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

前項第一号に掲げる理由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

大蔵大臣は、前項の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第七十九条の七十九 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には大蔵大臣が選任する。

第七十九条の八十 清算人は、基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の基金に帰属させなければならない。

前項に定めるもののほか、基金の解散に關する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第八十一条中「証券会社」の下に「又は政令で定める外国証券会社」を加え、同条に次の一項を加える。

証券取引所を設立するには、会員にならうとする証券会社又は政令で定める外国証券会社が發起人とならなければならない。

第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十一条の二 發起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会

議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

設立を予定する証券取引所の会員となる予定の者(以下この条において「加入予定者」という。)は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会では、定款を修正することができる。

第三項の創立総会の議事は、加入予定者であつてその開会までに全額の出資の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

加入予定者で、証券取引所の成立の時までに全額の出資の払込みをしない者は、証券取引所の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

第八十二条第一項中「前条第二項の免許を受けようとする者は、左にを」發起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次にを改め、同項第二号中「及びその開設する有価証券市場」を削り、同項第三号中「及び会員の氏名又はを」の氏名及び会員のに改め、同条第二項中「添付し」を「添付し」に改める。

第八十三条第一項第一号中「又はを」及び「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いづれかに」に改め、同項第一号中「終つた」を「終わつた」に、「あるときを」あるときを改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三十二条第四号イから二まで」を「第二十八条の四第九号イから二まで」に、「あるときを」があるときを改め、同条を同項第二号とし、同項

第四号中「添付書類」を「添付書類」に、「あるときを」あるときを改め、同条を同項第三号とする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二 第八十一条第二項の免許があつたときは、發起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八十五条の二第一項中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第八十六条第一項中「以てを」もつてに改め、同条第二項を削る。

第八十七条を次のように改める。

第八十七条 削除

第八十八条第三号中「及び有価証券市場を開設する地」を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三 取引所有有価証券市場に關する事項
第九十二条第二項中「定款の」を「定款」に、「経費負担の外を」経費及び当該会員が当該証券取引所に与えた損害の負担のほかを改める。
第九十七条第二項及び第三項を次のように改める。

会員信託金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

証券取引所は、その定款において、会員信託金の運用方法を定めなければならない。

第九十七条第四項及び第九十八条中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第九十九条第一項中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第一百条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「第三項」を「次項」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に改め、同条第四項中「第三十二条第四号イから二まで」を「第二十八条の

四第九号イから二まで」に改める。
第二百一条第一項中「第三十二条第四号イから二まで」を「第二十八条の四第九号イから二まで」に改める。
第二百五条を次のように改める。

第二百五条 削除

「第四節 有価証券市場における有価証券の売買取引等」を「第四節 取引所有有価証券市場における有価証券の売買等」に改める。

第六十六条の二中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」に改める。

第六十七条中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第六十七条の二第一項中「有価証券市場における当該取引を行うための」に改め、同項第二号中「第六十五条第二項第五号イ」を「第六十五条第二項第六号イ」に、「認可を受けた金融機関」を「登録金融機関」に改め、同条第二項中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場」に改め、「第二百一一条」の下に、「第二百一十二条」を加え、「第二百一十八条から第二百三十二条まで」を「第二百一十九条、第二百三十条に」、「第二百六十一、第二百七十二、第二百七十八、第二百七十九、第二百八十条の三」に改める。

第二百八条中「次にを」その開設する取引所有有価証券市場ごとに、当該取引所有有価証券市場における次にに改め、同条各号を次のように改める。

一 有価証券の売買(有価証券先物取引を除く。第二百十條第一項及び第二百一十二條第一項において同じ。)に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法

二 有価証券の売買等の種類及び期限

三 有価証券の売買等の開始及び終了並びに停止

四 有価証券の売買等の契約の締結の方法

四 有価証券の売買等の契約の締結の方法

四 有価証券の売買等の契約の締結の方法

四 有価証券の売買等の契約の締結の方法

五 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法

六 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等に関し必要な事項

第百八条の第三項を次のように改める。

証券取引所は、証券先物取引等(大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。)について、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員

二 会員がその受託した証券先物取引等(会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者(以下この条において「取次者」という。)から受託した当該証券先物取引等(以下この条において「取引証券先物取引等」という。)を除く。以下この号において同じ。)を行う場合(前号に掲げる場合を除く。)) 当該証券先物取引等の委託者(会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。)

三 会員が、次項の規定に基づき取引証拠金の預託を受けている取次者から受託した取引証券先物取引等を行う場合(第一号に掲げる場合を除く。)) 当該取次者

四 会員が取次証券先物取引等を行う場合(第一号及び前号に掲げる場合を除く。)) 当該取引証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者(以下この条において「申込者」という。)

第百八条の第三項中「前項」を「第一項」に改め、「取引証拠金」の下に、「第二項の取引証拠金及び第三項の委託証拠金」を加え、同条第三項中「取引証拠金」の下に、「(大蔵省令で定めるものに限る。)」を加え、「売買取引等」を「売買等」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取引証拠金を預託させることができる。

会員は、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定めるところにより、委託者又は取次者(当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取引証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取引証券先物取引等である場合にあつては、申込者)をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

第百九条第一項中「臨時に立会を開閉し」を「その開設する取引所有価証券市場ごとに、有価証券の売買等を臨時に開始し若しくは終了し、」に、「その旨を」、「その旨に改める。

第百十條第一項を次のように改める。

証券取引所は、有価証券をその売買のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第百十條第二項中「大蔵大臣は、」の下に、「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

証券取引所は、次条第一項の規定による命令に基づき上場する場合を除くほか、有価証券、有価証券指数又はオプション(以下「有価証券等」という。)を有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第百十一條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、証券取引所が上場する株券等の発行者が発行者である株券等当該証券取引所が上場していないものを、当該証券取引所が上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株券等を上場すべきことを命ずることができる。

第百十二條第一項を次のように改める。

証券取引所は、売買のため上場した有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第百十二條第二項中「大蔵大臣は、」の下に、「第一項の届出があつたとき、又は」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

証券取引所は、第百九條第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除くほか、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場した有価証券等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場の廃止について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第百十三條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、証券取引所が第百八條第一号に係る同条に規定する業務規程に違反して有価証券の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行つた場合には、当該証券取引所に對し、当該上場を行つた有価証券の上場の廃止又は当該上場の廃止を行つた有価証券の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。第百十三條第二項中「前項の承認」を「第一項の命令」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

加える。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五條第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該有価証券の発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第百十七條第一項中「証券取引所は」の下に、「その開設する取引所有価証券市場ごとに」を加え、「有価証券の売買取引等」を「当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等」に、「その旨を」、「その旨に改める。

第百十九條第一項中「上場されている」を「上場する」に、「又はこの法律を」、「この法律に改め、「命令」の下に「又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則を」、「必要」の下に「かつ適当」を、「対し、」の下に「取引所有価証券市場における」を加え、「売買取引」を「売買」に改める。

第百二十條を次のように改める。

第百二十條 訓除

第百二十一條第一項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に、「会員」を「会員又は証券取引所に」に、「会員は」を「会員又は証券取引所は」に改め、同条第二項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改める。

第百二十二條を次のように改める。

第百二十二條 証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値、対価の額その他の事項を、速やかに、その会員に通知し、公表しなければならない。

第百二十三條第一項中「及び毎月」を削り、「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「及び取引高報告書を作成し、これを」を「その他の事項を、遅滞なく、」に、「提出し」を「報告し」に改め、同条第二項中「相場及び取引高報告

書の写しの提出を規定により報告された事項の通知に改める。

第二百二十四条中「有価証券市場を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改める。

第五節の節名を削り、第二百二十五条から第二百七条まで及び第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十五条から第二百二十八条まで 削除
第二百二十九条の前に次の節名を付する。

第五節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託

第二百二十九条第一項中「有価証券市場を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買」に、「取次し」を「取次ぎし」に、「売付若しくは買付」を「売付け若しくは買付け」に、「媒介、取次を「媒介、取次ぎ」に改め、同条第二項中「売付若しくは買付」を「売付け若しくは買付け」に、「類似の取引」を「類似の有価証券店頭デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「有価証券市場を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改める。

第二百三十条第一項中「有価証券市場を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改め、同条第二項中「次」を「その開設する取引所有価証券市場」に改め、同条第一号中「売買取引等」を「売買等」に改め、同条第二号中「受渡し」を「有価証券の売買等の受渡し」に改め、同条第三号中「売買取引等」を「売買」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に、「売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引」を「売買等」に改め、同条を同項第四号とする。

第二百三十一条から第二百三十三条までを次のように改める。

第二百三十一条から第二百三十三条まで 削除
第二百三十四条第一項中「左」を「次の」に、「因り」を「より」に改め、同条第二号の次に次の

一号を加える。

二の二 合併

第二百三十四条第一項第三号中「五人以下となつたときを、五以下となつたこと」に改め、同項第五号中「取消し」を「取消し」に改める。

第二百三十五条の次に次の四号を加える。
第二百三十五条の二 証券取引所は、互いに合併することができる。

証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

第二項の総会(第二百三十五条の四第一項及び第二百五十条第一項において「合併総会」という)の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示ししなければならない。

合併は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の名氏及び会員の名称

前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約等その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第二百三十五条の三 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第七項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる

基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程及び受託契約等その他の法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があつたとき。

二 合併認可申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があると

第二百三十五条の四 合併を行う各証券取引所は、合併総会の日の五日前から合併の日まで合併契約書、当該各証券取引所の貸借対照表その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。前項の場合において、合併を行う証券取引

所の債権者及び会員は、事業時間内いつでも、当該証券取引所に対し、同項の書類の閲覧を求め、又は当該証券取引所の定める費用を支払いその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、当該閲覧又は交付を求められた証券取引所は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、第一項の書類及び第二百三十六条第一項において準用する商法第四百二十二条に規定する手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類を合併の日から六月間主たる事務所に備え置かなければならない。

第二項の規定は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所が前項の規定により備え置く書類について準用する。

第二百三十五条の五 合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、合併により消滅した証券取引所の権利義務当該証券取引所がその行う業務に關し、行政官庁の免許、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含むを承継する。

合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

第二百三十六条第一項中「第七十三条乃至第七十六条を、第七十三条、第七十五条、第七十六条」に、「乃至第八十三条を、から第八十三条まで」に改め、「商法の下に」「第九十八条第二項、第二百二条」を、「第二百三十一条」の下に、「第四百二十二条、第四百二十五条、第四百七条第一

項を加え、「第三百三十五条ノ二十五第二項第三項」を、「第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項」に、「の解散の場合に、これを」とに、「但し」を、「この場合において、」に改め、「及び第七十四条を削り、」
「理事長及び」を、「理事長及理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「証券取引法第四百三十六条第一項」に於て準用スル商法第四百七条第一項」と、商法第四百二条中「前条」とあるのは「証券取引法第四百三十三条」と、同法第四百三十二條中「第四百八条第一項」とあるのは「証券取引法第四百三十五條の二第二項」と、同法第四百三十五條及び第四百七条第一項中「取締役」とあるのは「理事長」に改める。

第四百四十一條第一項中「二週間」の下に「以内」を加え、同条第二項中「四週間」の下に「以内」を加える。

第四百四十二條中「破産の場合の外」を「合併及び破産の場合を除くはか」に改め、「二週間」の下に「以内」を加える。

第四百四十三條を次のように改める。

第四百四十三條 証券取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内、合併後存続する証券取引所については変更の登記、合併により消滅する証券取引所については解散の登記、合併により設立された証券取引所については第四百三十八條第二項に規定する登記をしなければならない。
第四百四十四條中「二週間」の下に「以内」を加える。

第四百五十條を次のように改める。

第四百五十條 合併による証券取引所の変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 合併契約書
- 二 合併を行う各証券取引所の合併總會の議事録
- 三 第四百三十六条第一項において準用する商

第五部

財政・金融委員会會議録第十五号(その二) 平成十年五月十九日【参議院】

法第四百三十二條第一項の規定による公告及び催告公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しては、これらにおける当該証券取引所にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に對し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したことが又は合併をしてその者を害するおそれがないことを証する書面

四 合併により消滅する証券取引所(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本

五 合併に際して第四百三十八條第二項第六号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面合併による証券取引所の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる書面
- 二 定款
- 三 第四百三十八條第二項第六号に規定する事項を証する書面

四 代表権を有する者の資格を証する書面

第四百五十三條中「商業登記法」の下に「(昭和十八年法律第五百二十五号)」を、「第十四号」の下に「第二十五号」を加え、「並びに」を、「第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條、」に改め、「第四百二十條まで」の下に「並びに非訟事件手続法第五百三十五條の七及び第四百十條」を加え、「これ」を「ついで」に、「同法」を「商業登記法」に改める。

第四百五十五條第一項第二号中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「売買取引等」を「売買等」に改める。

第四百五十六條第一項及び第二項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改め、同条を第四百五十五條の二とし、第五章第八節中同条の次に次の一条を加える。

第四百五十六條 第八十條から前条までの規定を

実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令又は大蔵省令で定める。

第四百五十六條の二中「五千万円」を「次条第一項に規定する業務を行うため必要かつ適当なものと政令で定める金額」に改める。

第四百五十六條の三第一項中「會員」の下に「又は第六十七條第一項に規定する証券業協會の協會員」を、「いう」の下に「その他政令で定める取引所を、当該証券取引所の下に」が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協會が開設する店頭売買有価証券市場を加え、同条第三項中「種類」を「内容」に改める。

第四百五十六條の四第一項中「並びに有価証券市場の状況等を削り、同条第二項第一号中「五千万円」を「第四百五十六條の二の政令で定める金額」に改め、同条第三号中「第四百五十六條の二第一項」を「第四百五十六條の十一第一項」に、「第二十五條第一項」を「第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項」に、「すべての種類の免許を登録」に、「取消し」を「その取消し」に改め、同条第四号中「第三十二條第四号イからニまで」を「第二十八條の四第九号イからニまで」に改め、同条第九号イからニ第一項を「第四百五十六條の十一第一項」に改め、同条第五号中「添付書類」を「添付書類」に改める。

第四百五十六條の六第一項を次のように改める。

証券金融会社は、第五百五十六條の三第一項に規定する業務の遂行を妨げない限度において、当該業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 有価証券の貸借(第五百五十六條の三第一項に規定する業務を除く)又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理
- 二 証券会社に対する金銭の貸付け(第五百五十六條の三第一項に規定する業務を除く)
- 三 証券会社の顧客に対する金銭の貸付け
- 四 その他総理府令・大蔵省令で定める業務

第四百五十六條の六第二項中「証券取引所の會員に對する金銭又は有価証券の貸付けに関する」を「第五百五十六條の三第一項に規定するに、」に、「同項」を「前項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

証券金融会社は、前項各号の業務を営もうとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。

証券金融会社は、第一項及び第五百五十六條の三第一項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

第四百五十六條の七を次のように改める。

第四百五十六條の七 証券金融会社は、第五百五十六條の三第一項に規定する業務の内容若しくは方法を變更しようとするときは、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け(第五百五十六條の三第一項に規定する業務に係るものに限る)の条件を決定若しくは變更しようとするときは、資本の額を増加しようとするときは、又は商号を變更しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、内閣総理大臣に届けなければならない。

証券金融会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。

- 一 第四百五十六條の三第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。
 - 二 前条第二項の届出に係る業務を廢止したとき。
 - 三 前条第三項の承認に係る業務を廢止したとき。
- 第四百五十六條の八第一項中「貸付け」の下に

「(第百五十六條の三第一項に規定する業務に係るものに限る。)」を加え、「有価証券市場」を「取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第百五十六條の九第二項を削る。

第百五十六條の十第三項中「この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の」に改める。

第百五十六條の十一を削る。

第百五十六條の十二第一項中「この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく法令又は法令に基づいてする行政官庁の」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条を第百五十六條の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五十六條の十二 内閣総理大臣は、第百五十六條の八第一項の規定による命令のほか、証券金融公社の業務の運営又は財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度に於いて、当該証券金融公社に対し、業務の内容若しくは方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條の十三第一項中「有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要が」を「公益又は投資者保護のため必要かつ適當が」に改め、同条第二項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場」に、「売買取引」を「売買」に改める。

第百五十六條の十四を次のように改める。
第百五十六條の十四 証券金融公社は、営業年

度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五章の二中第百五十六條の十四の次に次の二条を加える。

第百五十六條の十五 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券金融公社の業務(第百五十六條の三第一項に規定する業務に限る)の廃止又は解散の決議

二 証券金融公社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

第百五十六條の十六 第百五十六條の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第百五十七條及び第百五十八條中「若しくは外国市場証券先物取引等」を「外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」に改める。

第百五十九條を次のように改める。
第百五十九條 何人も、他人をして証券取引所が上場する有価証券(以下この条において「上場有価証券」という。)を、有価証券指数又はオプション(以下この条において「上場有価証券等」という。)について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数(以下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引が繁盛に行われていてと誤解させる等これらの取引の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的としない仮装の上場有価証券の売買をすること。

二 金銭の授受を目的としない仮装の有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引をすること。

三 オプションの付与又は取得を目的としな

い仮装の有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引をすること。

四 自己のする売付けと同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 有価証券指数等先物取引の申込みと同時に、当該取引の約定指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引の申込みと同時に、当該取引の店頭約定指数又は店頭約定数値と同一の店頭約定指数又は店頭約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八 有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引の申込みと同時に

に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

十 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をする。

何人も、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「上場有価証券売買等」という。)のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をする。

二 取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 上場有価証券売買等を行うにつき、重要な事項につき虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

何人も、政令で定めるところに違反して、取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をしてはならない。

第一項(第六号を除く。)、第二項及び前項の規定は、店頭売買有価証券の売買及び店頭売買有価証券又は店頭売買有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所が上場する有価証券(以下この条において「上場有価証券」という。))、有価証券指数又はオプション(以下この条において「上場有価証

券等」という。について、上場有価証券の売
買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプ
ション取引又は上場有価証券若しくは上場有
価証券の価格に基づき算出される有価証券店
頭指数(以下この条において「上場有価証券店
頭指数」という)に係る有価証券店頭デリバ
ティブ取引のうちいずれかの取引」とある
のは「店頭売買有価証券の売買又は店頭売買
有価証券若しくは店頭売買有価証券の価格に
基づき算出される有価証券店頭指数(以下こ
の条において「店頭売買有価証券店頭指数」と
いう)に係る有価証券店頭デリバティブ取
引のうちいずれかの取引」と、同項第一号中
「上場有価証券の売買」とあるのは「店頭売買
有価証券の売買」と、同項第二号中「有価証券
指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等
に係る有価証券店頭指数等先物取引若しくは
有価証券店頭指数等スワップ取引」とあるの
は「店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価
証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指
数等スワップ取引」と、同項第三号中「有価証
券オプション取引又は上場有価証券店頭指数
等に係る有価証券店頭オプション取引」とあ
るのは「店頭売買有価証券店頭指数等に係
る有価証券店頭オプション取引」と、同項第七
号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは
「店頭売買有価証券店頭指数等」と、同項第八
号中「有価証券オプション取引又は上場有価
証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション
取引」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指
数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、
同項第九号中「上場有価証券店頭指数等」と
あるのは「店頭売買有価証券店頭指数等」と、第
二項中「上場有価証券の売買、有価証券指数
等先物取引、有価証券オプション取引又は上
場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デ
リバティブ取引(以下この条において「上場有
価証券売買等」という)のうちいずれかの取
引」とあるのは「店頭売買有価証券の売買又は

店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券
店頭デリバティブ取引(以下この条において
「店頭売買有価証券売買等」という)のうちい
ずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証
券売買等」とあるのは「店頭売買有価証券売買
等」と、取引所有有価証券市場における上場有
価証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証
券市場における店頭売買有価証券の相場」と、
同項第二号中「取引所有有価証券市場におけ
る上場有価証券等の相場」とあるのは「店頭買
売有価証券市場における店頭売買有価証券の相
場」と、同項第三号中「上場有価証券売買等」
とあるのは「店頭売買有価証券売買等」と、前
項中「取引所有有価証券市場における上場有価
証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証券
市場における店頭売買有価証券の相場」と、
「上場有価証券売買等」とあるのは「店頭買
売有価証券売買等」と読み替えるものとする。
第百六十条第一項中、「有価証券市場」を、
取引所有有価証券市場に、「売買取引等」を「買
取等」に、「店頭売買有価証券の店頭売買取引」を
「店頭売買有価証券市場における有価証券の売
買」に、「有価証券市場等」を「取引所有有価証
券市場等」に改める。
第百六十一条第一項中「証券取引所の会員」を
「証券会社若しくは登録金融機関」に、「売買取
引」を「売買」に、「有価証券市場」を「取引所有
有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場」に改
め、同条第二項を次のように改める。
前項の規定は、有価証券指数等先物取引、
有価証券オプション取引及び有価証券店頭デ
リバティブ取引について準用する。
第百六十一条の二第一項中「(百分の三十以上
に限る。)」を削る。
第百六十二条第一項第一号中「その売付け」を
「若しくは有価証券を借り入れて(これらに準ず
る場合として政令で定める場合を含む)その売
付けをすること又は当該売付けの委託若しくは
受託に改める。

第百六十三条第一項中「掲げる有価証券の下
に(政令で定めるものを除く。)」を加え、「特定
有価証券の売買取引に係るオプションの買付け
又は売付け(オプションにあつては、取得又は
付与。以下この条及び次条において同じ。)」を
「当該上場会社等の特定有価証券に係るオプ
ションを表示する同項第十号の二に掲げる有価
証券その他の政令で定める有価証券(以下この
項において「関連有価証券」という)に係る買付
け等(特定有価証券又は関連有価証券(以下この
条から第百六十六条までにおいて「特定有価証
券等」という)の買付けその他の取引で政令で
定めるものをいう。以下この条及び次条におい
て同じ。又は売付け等(特定有価証券等の売付
けその他の取引で政令で定めるものをいう。以
下この条から第百六十五条までにおいて同じ。
じ。に、「特定有価証券又は特定有価証券の売
買取引に係るオプション(以下この条から第百
六十六条までにおいて「特定有価証券等」とい
う)の買付け又は売付けを「特定有価証券等」に
係る買付け等又は売付け等」に、「オプション
の付与又は取得を含む。以下この項及び次条に
おいて同じ。をその他の取引(以下この項及び
次条において「売買等」という)に、「売買が」を
「売買等が」に、「買付け又は売付け」を「買
付け等又は売付け等」に改め、同条第二項中「特
定有価証券等の買付け又は売付けを」特定有価
証券等に係る買付け等又は売付け等」に改め、
「証券会社の下に」又は「登録金融機関を加え、
「委託して」を「委託等をして」に、「当該買付け
又は売付け」を「当該買付け等又は売付け等」に
改める。
第百六十四条第一項中「その買付け」を「それ
に係る買付け等」に、「売付け」を「売付け等」に、
「に買付けを」に「買付け等」に改め、同条第五項
及び第六項中「売買」を「売買等」に改め、同条第
八項中「買付け」を「買付け等」に、「売付け」を
「売付け等」に改める。
第百六十五条各号を次のように改める。

一 当該上場会社等の特定有価証券等の売付
けその他の取引で政令で定めるもの(以下
この条において「特定取引」という)であつ
て、当該特定取引に係る特定有価証券の額
(特定有価証券の売付けについてはその売
付けに係る特定有価証券の額を、その他の
取引については大蔵省令で定める額をい
う)が、その者が有する当該上場会社等の
同種の特定有価証券の額として大蔵省令で
定める額を超えるもの
二 当該上場会社等の特定有価証券等に係
る売付け等(特定取引を除く。)であつて、そ
の売付け等において授受される金銭の額を
算出する基礎となる特定有価証券の数量と
して大蔵省令で定める数量が、その者が有
する当該上場会社等の同種の特定有価証券
の数量として大蔵省令で定める数量を超え
るもの
第百六十六条第一項中「の売買(オプションに
あつては、付与又は取得をいう)その他の有価
の譲渡又は譲受け」に係る売買その他の有価
の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物
取引、有価証券オプション取引、外国市場証券
先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取
引に改め、同項第一号中「上場会社等」の下に
「(当該上場会社等の親会社を含む。以下この項
において同じ。)」を加え、同項第二号中「商法」
を「当該上場会社等の商法」に改め、同項第四号
中「締結している者」の下に「又は締結の交渉を
している者」を、「契約の締結の下に」若しくは
その交渉を加え、同条第二項第一号中「若し
くは第百二十二条ノ二又はは」を、第百二十二
条第一項本文若しくは第百二十二条ノ二若しく
は「に改め、規定の下に」又はこれらに相当す
る外国の法令の規定当該上場会社等が外国会
社である場合に限り。以下この条において同
じ。を加え、同項第二号中「次に」を「当該上場
会社等に次に」に改め、同号イ中「又は業務」を
削り、「損害」の下に「又は業務遂行の過程で生

じた損害を加え、同号ハ中「特定有価証券等」を「特定有価証券又は特定有価証券に係るオプション」に改め、同項第三号中「又は純利益」を「若しくは純利益」に改め、「という」の下に「又は第一号ホに規定する配当若しくは分配」を加え、同条第三項中「除く」の下に「又は職務上当該伝達を受けた者が所屬する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該業務等に関する重要事実を知つたもの」を加え、「の売買等」に係る売買等」に改め、同条第四項中「売上高等」の下に「若しくは第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配」を加え、同条第五項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合

二の三 商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を有する者が当該権利を行使することにより株式の買付けをする場合

第六百六十六條第五項第四号中「の特定有価証券等」の下に「又は特定有価証券等の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る)」を加え、「(オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る)」をいう。次号において同じ」に改め、同項第四号の二を次のように改める。

四の二 商法第二百十條ノ二、第二百十二條第一項本文若しくは第二百十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三條の規定又はこれらに相當する外國の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十條ノ二第二項若しくは第二百十二條

ノ二第一項の規定による定時總會の決議若しくは同法第三百七十五條第一項の規定による株主總會の決議若しくは株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三條第一項に規定する取締役會の決議(同条第四項に規定する事項に係るものに限る)又はこれらに相當する外國の法令の規定に基づいて行ふ決議等(以下この号において「定時總會決議等」という)について第一項に規定する公表(当該定時總會決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機關の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時總會決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む)がされた後、当該定時總會決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株式に係る権利を表示する第二條第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この号において「株券等」という)又は株券等の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ)の買付けをする場合(当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機關の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合(当該自己の株式の取得以外の商法第二百十條ノ二、第二百十二條第一項本文若しくは第二百十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律第三條の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く)を除く)。

第六百六十六條第五項第六号中「又は当該有価証券の売買取引に係るオプション」を「に係る」に改め、同項第七号中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場又は店頭売買有価証券市場」に改め、「(当該売買等に係る特定有価証券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協會の協會員が自己又は他人の計算において行ふ売買等に「に係る」を削り、同項第八号中「の売買等」を「に係る売買等」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社(優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機關を含む。以下この項において同じ)を支配する会社として政令で定めるものをいう。

第六百六十七條第一項中「上場株券等」を「上場等株券等」に改め、「政令で定めるもの又は」の下に「上場株券等」を加え、「上場等株券」の同項に規定するを削り、「上場株券等又は上場等株券」を「上場等株券等又は上場株券等」に、「株券等」を「特定株券等」に、「当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付けその他有價の譲受け(以下この条において「買付け等」という)」を「当該特定株券等に係るオプションを表示する第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連株券等」という)に係る買付け等(特定株券等又は関連株券等)以下この条において「株券等」という)の買付け等その他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ」に、「上場株券等又は上場等株券」を「上場等株券等又は上場等株券」の発行者である会社の発行する株券等又は当該株券等の売買取引に係るオプションの売付けその他の有價の譲渡(以下この条において「売付け等」という)を「株券等に係る売付け等(株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ)に改め、同項第一号中「当該公開買付け者等の」を「当該公

開買付け者等(その者が法人であるときは、その親会社を含む。以下この項において同じ)の」に改め、同項第四号中「締結している者」の下に「又は締結の交渉をしている者」を、「契約の締結」の下に「若しくはその交渉」を加え、同条第四項中「除く」の下に「又は職務上当該伝達を受けた者が所屬する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該公開買付け等事実を知つたもの」を加え、「上場株券等又は上場等株券」の発行者である会社の発行するを削り、「株券等の売買取引に係るオプション」を含む。以下この条において同じ」の買付け等を「に係る買付け等」に、「の売付け等」に係る売付け等」に改め、同条第五項中「第二項及び前項の」を「から前項までにおける」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 一株券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

二の三 商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を有する者が当該権利を行使することにより株式の買付けをする場合

第六百六十七條第六項第三号中「の買付け等」を「に係る買付け等」に改め、同項第四号及び第五号中「上場株券等」を「上場等株券等」に、「売付け等」を「売」に改め、同項第六号中「の買付け等」を「に係る買付け等」に改め、同項第七号中「有価証券市場」を「取引所有有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場」に改め、「当該買付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協會の協會員が自己又は他人の計算において行ふ買付け等によらないで」及び「当該売付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協會の協會員が自己又は他人の計

第百八十六条第三項及び第百八十六条の二の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるときを「から非公開の申出があつたとき（非公開を相当とする理由があると認められる

同条第二号中「第三十四条」を「第二十九条第

第一項第六号又は第八号」に改め、同号を同項

第三項」を「第二十四条の六第四項」に改め、同

項に、「同条第四項を「同条第五項」に、「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同条第六号中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第十四条の五第三項若しくは第四項」を「第十四条の五第四項若しくは第五項」に、「第十四条の六第一項若しくは第二項」を「第十四条の六第二項若しくは第三項」に改め、同条第十一号中「第二十八條第一項」を「第二十八條」に、「免許を」を「登録を」に改め、「同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業務を営んだ者を含む」を削り、同条第十三号を削り、同条第十二号中「第十四条」を「第三十五條」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 不正の手段により第二十八條の登録を受けた者

第百九十八條第十五号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 第百六十七條の二第一項の規定に違反した者

第百九十八條の四中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十條」を「第二十八條の二(第六十五條の二第二項において準用する場合を含む)」に、「第百五十六條の三」を「第百五十六條の三第二項若しくは第三項」に改め、同条第二号中「第五十三條第一項」を「第四十九條第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)」に、「又は第百五十六條の十四」に改め、同条第六号を同条第十二号とし、同条第五号を同条第十一号とし、同条第四号中「第五十五條第一項」を「第五十九條第一項」に、「第六十五條の二第七項(同条第八項において読み替えて適用する場合を含む)」を「第六十五條の二第十項に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第六十四條の十第三項において準用する

第五十九條第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十 第六十四條の十第三項において準用する第五十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十八條の四第三号中「第五十五條第一項」を「第五十九條第一項」に、「第六十五條の二第七項(同条第八項において読み替えて適用する場合を含む)」を「第六十五條の二第十項に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加え、同条を第百九十八條の五とする。

三 第五十條若しくは第五十二條第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四 第五十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第五十五條第一項又は第四項(これらの規定を第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十五條第三項(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第百九十八條の三中「証券会社の下に」、金融機関を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第四十七條第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

第百九十八條の三第二号中「第三十五條第一項」を「第五十六條第一項又は第五十六條の二第二項に改め、処分」の下に「(第二十九條第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く)」を加え、同条第三号中「第百五十六條の十二第二項」を「第百五十六條の十一第一項」に改め、同条を第百九十八條の四とする。

第百九十八條の二中「第五十條の三第一項(第六十五條の二第四項)を「第四十二條の二第一項(第六十五條の二第六項)に改め、同条を第百九十八條の三とし、第百九十八條の次に次の一条を加える。

第百九十八條の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七條第一項第五号若しくは第二項又は前条第十五号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオブションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第百九十九條中「有価証券」の下に「若しくは店頭売買有価証券」を加える。

第二百条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十四條第六項」を「第二十四條第七項」に、「第二十四條の五第五項」を「第二十四條の五第六項」に、「第二十四條の六第三項」を「第二十四條の六第四項」に改め、同条第五号中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第二十四條の五第三項」を「第二十四條の五第四項」に、「第二十四條の五第四項」を「第二十四條の五第五項」に改め、「第二十四條の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第十三号中「第五十條の三第二項(第六十五條の二第四項)」を「第四十二條の二第二項(第六十五條の二第六項)」に改め、同条第十四号中「第五十條の三第三項(第六十五條の二第四項)」を「第四十二條の二第三項(第六十五條の二第六項)」に改め、同条第十五号中「第八十七條の二第二項」を「第百六十七條の二第二項」に改める。

第二百条の三第六号及び第七号を削り、同条第五号中「第六十五條の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第六十二條第二項(第六十五條の二第三項)」を「第六十四條第二項(第六十五條の二第五項)」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「第四十三條ただし書」を「第三十四條第四項」に、「証券業務」を「第一條第八項各号に掲げる業務並びに第三十四條第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十六條第三項(第二十九條第一項の認可に係るものに限る)又は第六十五條の二第五項において準用する第五十六條第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第二百条の三第一号中「第三十三條」を「第三十條第四項(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第二十九條第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二 第二十九條の二第一項(第六十五條の二第四項において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

第二百条の三第八号中「第八十六條第一項」を「第八十六條」に改め、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九 第百五十六條の六第三項の規定による承認を受けないで第百五十六條の三第一項及び第百五十六條の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十 第百五十六條の七第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百一条中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に改め、「相場」の下に「(取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む)」を加え、「又は次に掲げる取引と類似の取引」及び「明治四十年法律第四十五号」を削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、次に掲げる取引について、適用しない。

一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五條第一項に規定する銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五條第一項に規定する銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

第二百三条第一項中「証券業協会」を「証券会社の役員(外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第四條第一項に規定する国内における代表者及び同法第二條第八項に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。若しくは職員又は証券業協会に改め、「又は証券金融会社の役員若しくは職員」を削り、「職務」の下に「(証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九條の五十一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。)」を加える。

第二百四條中「第七十九條の十一」の下に、「第七十九條の四十七」を加え、「(第百五十六條の十一において準用する場合を含む。)」を削る。

第二百五條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第八号を削り、同条第七号中「第四十七條の二」を「第四十條」に、「第六十五條の二第三項」を「第六十五條の二第五項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十九條の三(第六十五條の二第四項

において準用する場合を含む。又は第六十四條第三項若しくは第四項(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第二百五條第九号中「第六十六條の五、第六十七條第三項、第八十條第四項又は第百二十八條第一項」を「第六十七條第四項又は第八十條第四項」に改める。

第二百五條の二中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十七條第一項」を「第三十條第一項若しくは第三項(これらの規定を第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條第三項若しくは第六項、第五十四條第一項(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十四條の四(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。又は第七十九條の二第七項第四項)に改め、同条第二号中「第四十一條第二項、第五十一條」を「第三十一條第二項、第四十七條の二(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第三号中「第四十二條」を「第三十二條第一項から第三項まで」に改め、同条第四号中「第四十八條(第六十五條の二第三項)を「第四十一條(第六十五條の二第五項)に改め、同条第五号中「第五十三條第二項」を「第四十九條第三項(第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第六十一條第三項又は第四項(これらの規定を第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

第二百五條の二に次の三号を加える。

七 第七十九條の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第七十九條の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九 第七十九條の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百六條中「証券業協会」の下に「投資者保護基金」を加え、同条各号を次のように改める。

一 第六十四條の七第三項、第七十四條第二項、第七十六條第一項又は第八十五條の二第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第七十四條第三項前段、第七十七條第一項、第八十五條の二第四項前段、第百十條第一項又は第百十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十八條第一項又は第百十一條第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第七十八條の二第一項、第七十九條第一項、第百十三條第一項又は第百十九條第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第七十九條の五十五第四項又は第七十九條の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第七十九條の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七 第七十九條の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七号まで」を「第二百三條の三第一号、第二号、第五号若しくは第七号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第百九十八條第十一号から第十四号まで若しくは第十六号、第百九十八條の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百三條第十五号、第二百三條の三(第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。)、第二百五條、第二百五條の二又は前条(第五号から第七号までを除く。各本条の罰金刑

第二百八條中「認可を受けた金融機関(第百七條の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。)」を「登録金融機関」に、「支店の」を「国内における」に、「あつた者又は」を「あつた者、投資者保護基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。若しくは清算人)に改め、「若しくは清算人」の下に「又は証券金融会社の代表者若しくは役員」を加え、同条第一号中「第六十一條」を「第四十六條、第七十九條の二十六第二項、第七十九條の七十三、第百八條の三第一項若しくは第四項」に、「第百三十二條第一項、第百六十一條の二第一項又は第百六十二條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を「又は第百六十一條の二第一項」に、「違反したとき」を「違反したとき。に改め、同条第二号中「第七十四條の七第四項、第七十四條第三項後段、第六十四條の七第四項、第七十四條第三項後段、第七十八條の三第一項」に、「怠つたとき」を「怠つたとき。に改め、同条第三号の二中「第五十七條、第五十八條又は第五十九條(第六十五條の二第五項を「第五十一條(第六十五條の二第七項)に、使用したとき」を「使用したとき。に改め、同条を同条第三号とし、同条第十七号中「怠つたとき」を「怠つたとき。に改め、同条を同条第二十一号とし、同条第十六号中「第百三十六條」を「第百三十六條第一項」に、「分配したとき」を「分配したとき。に改め、同条を同条第二十一号とし、同条第十五号中

「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に、「
「怠つたとき」を「怠つたとき」に改め、同条を
同条第二十号とし、同条第十四号中「第百二十
八条第三項、第百二十六条を「第百二十六条第
一項」に改め、「民法第七十九条第一項第二項又
は同法第八十一条第一項」を「民法第七十九条第
一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第
一項又はこの法律において準用する民法」に、
「したとき」を「したとき」に改め、同条を同条
第十九号とし、同条第十号から第十三号までを
削り、同条第九号中「証券取引所の」の下に「創
立總會若しくは」を加え、「申立をなし」を「申立
てをし」、「隠蔽したとき」を「隠したとき」に
改め、同条を同条第十七号とし、同条の次に次
の一号を加える。

十八 第百三十六条第一項において準用する
商法第四百十二條の規定に違反して証券取
引所の合併をしたとき。

第百八条第八号中「民法第五十一条」の下に
「又は第百三十五条の四第一項若しくは第三項」
を加え、「財産目録若しくは社員名簿」を「これ
らの規定に定める書類」に、「又は」を「又は」
に、「したとき」を「したとき」に改め、同条を
同条第十五号とし、同条の次に次の一号を加え
る。

十六 第百三十五条の四第二項 同条第四項
において準用する場合を含む。の規定に違
反して、正当な理由がないのに、書類の閲
覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだと
き。

第百八条第七号中「若しくは」を「第七十
九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二
項又は」に、「規定による報告書」を提出せず、又
は虚偽の記載をした報告書を出したときを
「規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告
をしたとき」に改め、同条を同条第八号とし、
同条の次に次の六号を加える。

九 第四章の二の規定により大蔵大臣の認可
を受けなければならない場合において、そ

の認可を受けなかつたとき。

十 第七十九条の三十四第三項の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第七十九条の四十九に規定する業務以
外の業務を行つたとき。

十二 第七十九条の七十第一項若しくは第二
項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の
書類を提出したとき。

十三 第七十九条の七十一の規定に違反して
経理をしたとき。

十四 第七十九条の八十第一項の規定に違反
して、投資者保護基金の残余財産を処分し
たとき。

第百八条第六号中「第七十九条の三」の下に
「又は第百二十二条」を加え、「怠つたとき」を
「怠つたとき」に改め、同条を同条第七号とし、
同条第五号中「怠つたとき」を「怠つたとき」に
改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を削
り、同条第三号の三中「違反したとき」を「違反
したとき」に改め、同条を同条第五号とし、同
条の次に次の一号を加える。

四 第五十六条第一項(第六十五条の二第五
項において準用する場合を含む。以下この
号において同じ。)、第五十六条の二第二
項、第七十九条の三十七第五項、第七十九
条の七十五又は第百五十六條の十二第一項
の規定による命令(第五十六條第一項の命
令においては、業務の停止の処分を除く。)
に違反したとき。

第百八条の次に次の一条を加える。
第百八条の二 次の各号のいずれかに該当す
る者は、三十万円以下の過料に処する。
一 第七十九条の二十三第二項の規定に違反
した者
二 第百六十二条第一項 同条第二項において
準用する場合を含む。の規定に違反した者
第九章を第八章とする。
第百二十条中「若しくは外国市場証券先物取
引等」を、「外国市場証券先物取引等若しくは有

価証券店頭デリバティブ取引等」に改める。
第十章を第九章とする。
附則第三条から第五条までを削る。
附則第六条中「第三十一条」を「第二十八条の
四」に、「証券業者」を「証券会社」に改め、同条
を附則第三条とし、同条の次に次の三条を加え
る。
第四条 平成十三年三月三十一日までに基金が
受けた第七十九条の五十三第一項又は第三項
から第五項までの規定による通知に係る証券
会社以下「特例適用会社」という。に關して、
基金が第七十九条の五十六第一項及び第七十
九条の五十七第一項の規定により支払をすべ
き金額については、同条第三項の規定は、適
用しない。
第五条 基金の成立の日を含む事業年度から附
則第七條第一項に規定する政令で定める日の
属する基金の事業年度までの各事業年度にお
いては、第七十九条の六十四第一項に規定す
る負担金の額は、会員である証券会社の納付
すべき負担金を算定する基礎として基金が業
務規程で定める額(以下「算定基礎額」とい
う。に、投資者保護基金に係る業務に要する
費用の予想額及び当該証券会社の財務の状況
を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定め
る負担金率を乗じて得た額を下回つてはなら
ないものとする。この場合において、基金が
定める算定基礎額は、特定の証券会社に対し
差別的なものであつてはならない。
第六条 基金が、特例適用会社に係る第七十九
条の四十九第一号から第四号まで及び第六号
に掲げる業務(金融システム改革のための関
係法律の整備等)に関する法律(平成十年法律
第 号 附則第四十二條第七項又は同法
附則第四十三條第五項の規定により第七十九
条の四十九第一号又は第二号に掲げる業務と
みなされるものを含む。次条において同じ。)
を行う場合における第七十九条の七十二の規
定の適用については、同条中「金融機関等(銀

行、証券会社その他大蔵省令で定めるものを
いう。とあるのは、「金融機関等(銀行、証
券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。)
又は日本銀行とする。
前項の規定の適用がある場合には、日本銀
行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
第四十三條第一項の規定にかかわらず、基金
に対し、資金の貸付けをすることができ、
政府は、基金が第一項の規定により読み替
えられた第七十九条の七十二の規定により借
入れをする場合において、必要があると認め
るときは、法人に対する政府の財政援助の制
限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四
号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決
を経た金額の範囲内において、当該借入れ
に係る基金の債務の保証をすることができ
る。
附則第七條から第九條までを次のように改め
る。

第七條 基金は、特例適用会社に係る第七十九
条の四十九第一号から第四号まで及び第六号
に掲げる業務を終了した日として政令で定め
る日の属する事業年度終了の日において、前
条第三項の規定による政府の保証に係る借入
金の残額があるときは、当該借入金に係る債
務の弁済に関する経理については、他の経理
と区分し、特別の勘定(以下「清算勘定」とい
う。を設けて整理しなければならない。
基金は、前項に規定する事業年度終了の日
において、同項の借入金に係る債務及び負担
金債権(第七十九条の二十八第四項又は第七
十九条の六十四第一項の規定による負担金に
ついて未納のものがある場合におけるその負
担金に係る債権をいう。以下この項において
同じ。並びに同日における準備金(第七十九
条の七十一第一項に規定する準備金をいう。
以下この項において同じ。))を清算勘定に帰属
させるとともに、投資者保護基金から同日に
おけるその残高に相当する金額を、当該借入

金、証券会社その他大蔵省令で定めるものを
いう。とあるのは、「金融機関等(銀行、証
券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。)
又は日本銀行とする。
前項の規定の適用がある場合には、日本銀
行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
第四十三條第一項の規定にかかわらず、基金
に対し、資金の貸付けをすることができ、
政府は、基金が第一項の規定により読み替
えられた第七十九条の七十二の規定により借
入れをする場合において、必要があると認め
るときは、法人に対する政府の財政援助の制
限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四
号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決
を経た金額の範囲内において、当該借入れ
に係る基金の債務の保証をすることができ
る。
附則第七條から第九條までを次のように改め
る。

金の残高から当該負担金債権の額及び当該準備金の額を控除した額に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

第八条 証券会社は、前条第一項に規定する事業年度の翌事業年度から附則第十条の規定によりその所属する基金の清算勘定が廃止される日の属する事業年度までの各事業年度においては、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の額が清算勘定に属する資産の額を上回るときは、第七十九条の六十四第一項の規定による負担金のほか、当該基金が当該債務の弁済に充てるための資金として、業務規程の定めるところにより、当該基金に対し、負担金を納付しなければならない。

第七十九条の六十四第二項、第七十九条の六十五第一項及び第七十九条の六十六の規定は、前項の負担金について準用する。

第一項の規定による負担金の額は、算定基礎額に、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済に要する額を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定める負担金率を乗じて得た額を下回つてはならないものとする。

第九条 基金は、基金の成立の日を含む事業年度から、清算勘定が設けられた場合にあつては次条の規定により清算勘定を廃止した日の属する事業年度まで、清算勘定が設けられなかつた場合にあつては附則第七條第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第七十九条の六十九の規定にかかわらず、当該事業年度の開始前に（基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、同条の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の規定は、基金の発起人が、基金のた

めに、基金の成立の日を含む事業年度の開始前に、第七十九条の二十九第六項の規定により創立総会の議決を経て決定された当該事業年度の予算及び資金計画について、前項の規定による大蔵大臣の認可を申請し、当該認可を受けることを妨げない。

附則に次の三條を加える。

第十条 基金は、附則第七條第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済が完了した日において、清算勘定を廃止するものとする。

第十一条 附則第七條第一項の規定により基金に清算勘定が設けられている場合における第七十九条の四十九第五号の規定の適用については、同号中「負担金（第七十九条の二十八第四項及び第七十九条の六十四第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。）」とあるのは、「負担金（第七十九条の二十八第四項、第七十九条の六十四第一項及び附則第八條第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。）」とする。

第十二条 附則第九條第一項の規定に違反して、大蔵大臣の認可を受けなかつた場合においては、その行為をした基金の役員（仮理事及び仮監事を含む）は、三十万円以下の過料に処する。

第二條 証券取引法の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中、「上場会社等の業務等に関する重要事実を」と、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）に、「当該上場会社等の業務等」とを、当該上場会社等に係る業務等」とに改め、同項第一号中「親会社」の下に「及び子会社」を加

え、同項第五号中「の業務等」とに係る業務等」に改め、同条第二項中「及び第二号」と、第二号、第五号及び第六号に改め、同項第三号中「又は第一号」とを「若しくは第一号」とに改め、「分配」の下に「又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等」を加え、同項に次の四号を加える。

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限り）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 合併
ロ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
ハ 解散（合併による解散を除く。）

ニ 新製品又は新技術の企業化
ホ 業務上の提携その他のイからニまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。
イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
ロ イに掲げる事実と準ずる事実として政令で定める事実

七 当該上場会社等の子会社（第二條第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の大蔵省令で定めるものに限る。）の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）と比較して当該子会社が新たに算出した予想値又

は当該事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

八 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

第六十六條第四項中「及び第三号」と、第三号、第五号及び第七号に、「第一項」とに係る第一項に、「又は上場会社等」とを、上場会社等」に改め、「分配」の下に、「上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等」を加え、当該上場会社等」の下に「又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。）」を、「又は当該上場会社等」の下に「若しくは当該上場会社等の子会社」とを加え、同条第五項中「いう」とを、「この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五條第一項の規定による届出書、第二十四條第一項の規定による有価証券報告書又は第二十五條第一項の規定による公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう」に改め、同条第六項第八号中「第一項」とを「第一項」に、「の同項」とに係る同項に改める。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）
第三條 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一條・第二條）」を「（第一條・第十三條）」に、
第一章 免許等（第三條・第十六條）
第三章 業務及び財務（第十七條・第二

「第二章 業務及び経理(第十四条 第二十一条 十六条)」を「第三章 監督(第二十一条 第三十一条)」に、「(第二十七条 第三十二条の五)」を「(第三十二条 第四十四条)」に、「(第三十三条 第四十条)」を「(第四十五条 第五十五条)」に改める。

第二条第一号中「認可」を「登録」に改め、同条第二号中「免許」を「登録」に改め、同条第三号中「有価証券の募集、有価証券の売出し」を削り、「第六十五条第二項第五号ハ」を「第六十五条第二項第六号ハ」に、「同法第二条第三項に規定する有価証券の募集、同条第四項に規定する有価証券の売出し、同条第九項を「同法第二条第九項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の二 証券取引行為 証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。

第二条第四号中「証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為(以下「証券取引行為」という。))」を「証券取引行為」に改め、同条第五号中「有価証券指数 証券取引法を「有価証券指数又は有価証券店頭指数」それぞれ証券取引法に改め、「係るもの」の下に「又は同条第十八項に規定する有価証券店頭指数」を加え、同条第六号中「第二条第十五項を「第二条第一項第十号の二」に改め、同条の次に次の一号を加える。

八 支店 外国証券業者が証券業を営むため国内に設ける支店をいう。

第二章の章名を削る。

第三条の見出し中「免許」を「登録」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項(証券業の免許)」を「第二十八条(証券業の登録)」に、「国内に設ける支店」とに「を」当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店(以下「主たる支店」という。))について、「免許」を「登録」に、「当該支店において当該免許に係る証券業」を「当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業(第七条第一項各号に掲げる業務を除く。))」に改め、同条第二項中「免許」を「登録」に、「行なつ

ては」を行つては」に、「その他の場合で」を「その他」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第四条の見出し中「免許」を「登録」に改め、同条第一項中「免許」を「登録」に改め、「とす者」の下に「(以下「登録申請者」という。))」を加え、「支店につきその」を「すべての支店の」に、「支店の」を「国内における」に、「免許申請書」を「登録申請書」に改め、同条第二号中「資本の額」の下に「及び持込資本金(資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。))の額」を加え、同条第四号中「当該支店」を「主たる支店その他の支店」に改め、同条第五号中「当該支店」を「国内における」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改め、同条第八号を削る。

六 いずれかの支店において他に事業を営んでいるときは、その事業の種類

七 その他総務府令・大蔵省令で定める事項

第四条第二項中「免許申請書」を「登録申請書」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第三号を同条第七号とし、同条第二号中「当該支店」を「主たる支店」に改め、「及び当該支店における業務の方法を記載した書類」を削り、同条を同条第四号とし、同条の次に次の二号を加える。

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

六 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等その他の関係会社の状況として総務府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

第四条第二項第一号を同条第三号とし、同条第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第六条第一項第一号から第八号まで及び

第十号に該当しないことを誓約する書面

二 すべての支店における損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総務府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

第四条に次の一号を加える。

3 第一項第二号に規定する資本の額及び持込資本金の額の計算については、政令で定める。

第五条を次のように改める。

(登録の実施)

第五条 内閣総務大臣は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を外国証券会社登録簿に登録しなければならぬ。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総務大臣は、外国証券会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならぬ。

第六条の見出し中「免許」を「登録」に改め、同条中「免許申請者」を「登録申請者」に、「場合」は「第三条第一項の免許をしては」とし、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければ」に改め、同条第二号中「免許申請に係る業務」と同種類の業務を三年を「証券取引行為のいづれかと同種類の行為に係る業務を政令で定める期間」に改め、同条第三号中「有価証券指数」の下に「有価証券店頭指数」を加え、「以下」を「第三十八条において」に改め、同条第四号中「第十二条第三項」を「第四条第一項第二号」に改め、「政令で定めるところにより計算した」、「免許の種類、業務の態様及び予定支店の所在地に及び」及び「証券取引法第三十二条第一号(免許の拒否要件)」に規定する政令で定めるところに準じて」を削り、「金額以上の法人でない」を「金額に満たない法人である」に改め、同条第五

号を次のように改める。

五 純財産額が前号に規定する金額に満たない法人であるとき。

第六条第七号中「第十二条及び第十三条」を「第十三条及び第二十四条」に、「予定支店」を「国内における」、「次の」を「証券取引法第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者の」に改め、同号イからニまでを削り、同条を同条第十号とし、同条の次に次の一号を加える。

十一 いずれかの支店の人的構成が証券業を適確に遂行するに足りるものと認められな

い者であるとき。

第六条第六号中「その受けているすべての種類の免許若しくは申請に係る免許」と同一種類の免許が第十二条第一項の規定により「を」第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項の規定により第三条第一項の登録を「に、すべての種類の証券業に係る免許(当該免許に類する許可、登録)を同法第二十八条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可)に、以下「免許等」という。若しくは申請に係る免許と同種類の免許等」を「第十三条において「登録等」という。))」に改め、「外国証券法令」の下に「(証券取引法又はこの法律に相当する外国の法令をいう。))」を加え、同条を同条第七号とし、同条の次に次の二号を加える。

八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは

号を次のように改める。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

九 いずれかの支店において他に営んでいる事業が第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる者又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者であるとき。

第六条第五号の次に次の一号を加える。
六 いずれかの支店において他の証券会社若しくは外国証券会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の証券会社若しくは外国証券会社と誤認されるおそれのある名称を用いようとする者であるとき。

第六条に次の一項を加える。
2 前項第五号に規定する純財産額の計算については、政令で定める。
第七条及び第八条を次のように改める。
(認可業務)
第七条 外国証券会社は、証券取引法第二十八條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 証券取引法第二條第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務
二 証券取引法第二條第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受け(同法第二十九條第三項(認可業務)に規定する有価証券の元引受けをいう)を行う業務

三 証券取引法第二條第八項第七号に掲げる行為を行う業務
2 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該外国証券会社の登録に付記しなければならない。
3 証券取引法第二十九條の二(認可の条件)の規定は、第一項の認可について準用する。
(認可の申請)
第八条 前条第一項の認可を受けようとする外国証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号
二 登録年月日及び登録番号
三 受けようとする認可の種類
2 前項の認可申請書には、受けようとする認可に係る業務について、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。
第十條及び第十二條を削る。
第十條の見出し中「認可」を「届出等」に改め、同条中「次に掲げる場合は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない」とを「第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」に改め、同条各号を削り、同条に次の三項を加え、同条を第十二條とする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を外国証券会社登録簿に登録しなければならない。
3 外国証券会社は、第四條第二項第二号に掲げる書類に記載した支店における業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
4 第七條第一項の認可を受けた外国証券会社

は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法(同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む)を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
第九條第一項中「支店の代表者」を「国内における代表者」に、「行なう」を「行う」に、「支店の所在地」を「主たる支店の所在地」に改め、同条を第十一條とし、第八條の次に次の二條を加える。
(認可の審査基準)
第九條 内閣総理大臣は、第七條第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 外国において認可を受けようとする業務と同種類の業務について政令で定める期間以上継続して業務を営んでいること。
二 認可を受けようとする業務に係る損失の危険の管理に關し、支店において適切な体制及び規則の整備を行っていること。
三 第四條第一項第二号に規定する資本の額が、認可を受けようとする業務の態様に應じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認め政令で定める金額以上の法人であること。
四 第六條第一項第五号に規定する純財産額が前号に規定する金額以上であること。
五 第十二條において準用する証券取引法第五十二條第二項の規定に違反していないこと。
六 第七條第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店において証券取引法第五十三條第一項(時価法)に規定する特定取引勘定と同種類の勘定を設けていること。

七 第七條第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店における認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。
(支店の名称の制限)
第十條 証券取引法第三十一條第一項(商号の制限)の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。
2 証券取引法第三十一條第二項の規定は、外国証券会社には、適用しない。
第十三條第一項中「第三條第三項第三号の免許」を「第七條第一項第二号に掲げる業務の認可」に、「同条第二項」を「第三條第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第三條第四項、第五條第一項第一号及び第二号並びに第六條第五号から第七号まで」を「第六條第一項第七号、第八号及び第十号、第七條第三項並びに第九條第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第一号中「第六條第五号又は第六號」を「第六條第一項第七号又は第八号」に改め、同条第二号中「行政庁」を「行政官庁」に、「免許等に附された」を「登録等に付された」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「その支店の」を「国内における」に、「第六條第七号イから二まで」を「証券取引法第二十八條の四第九号イからへまで」に、「行なわれ」を「行われ」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 業務及び経理
第十四條から第十六條まで及び第三章の章名を削る。
第十七條第一項を次のように改める。
証券取引法第三十二條第一項、第三項及び第四項(役員・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店

第五部 財政・金融委員会會議録第十五号(その二) 平成十年五月十九日【参議院】

に駐在する役員(同条第三項及び第四項にある者は、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)について、同法第三十三條から第四十二條まで(誠実公正の原則、業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為、第四十二條の第二項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三條から第四十七條の二まで(業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、親受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の所有価証券の担保提供等)についての書面の同意)の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「親銀行等の取締役若しくは監査役(理事、監事その他のこれらに準ずる者を含む。又は使用人」とあるのは「特定金融機関(特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)のうち銀行、信託会社その他の政令で定める金融機関に該当するものをいう。の取締役又は監査役(理事、監事その他のこれらに準ずる者を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第一項」と、同条第四項中「証券会社の取締役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十二條第一項中「第三十四條第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第三十四條第二項第一号」と、同法第四十四條中「第三十四條第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において

準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替へるものとする。

第十七条第二項中「第四十四条、第四十五条第一項、第五十条第一項及び第六十一条を」第三十五条、第三十六条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条に改め、同条第三項中「第五十条の第三第二項を」第四十二条の第二項に改め、同条を第十四条とする。

第十八条を削る。

第十九条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条第一項中「その支店」とに「を」を削り、「係る」を「おけるそのすべての支店において営む業務に関する」に、「定める様式により」を「定めるところにより」に、「二月以内に」を「三月以内に」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「新聞紙」を「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 外国証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該外国証券会社の支店の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 外国証券会社は、毎年四月から翌年三月までの期間におけるそのすべての支店の業務及

び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該期間経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第十九条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(その他の書類等の提出)

第十六条 外国証券会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、前項に規定する書類及び書面のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該外国証券会社の業務又は財産の状況に関する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十條から第二十二條までを削る。

第二十三條の見出し中「取引損失準備金及び」を削り、同条中「第五十七條(取引損失準備金)及び第五十九條」を「第五十一條」に改め、同条後段を次のように改め、同条を第十七條とする。

この場合において、同条第一項中「有価証券の売買」とあるのは「そのすべての支店における有価証券の売買」と、「積み立てなければ」とあるのは「主たる支店において積み立てなければ」と、同条第二項中「有価証券の売買」とあるのは「すべての支店における有価証券の売買」と読み替えるものとする。

第二十四條第一項中「その支店」を「すべての支店」に、「当該支店」を「主たる支店」に改め、同条第二項中「当該支店」を「すべての支店」に改め、同条を第十八條とする。

第二十五條中「当該支店」を「すべての支店」に

改め、同条に次の一項を加える。

2 証券取引法第六十条(資産の国内保有命令)の規定は、外国証券会社の支店の資産について準用する。

第二十五条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(目)資本規制比率

第二十条 証券取引法第五十二条(自己資本規制比率)の規定は、外国証券会社の支店について準用する。この場合において、同条第一項中「資本」とあるのは「外国証券業者に関する法律第四条第一項第一号に規定する持込資本金の額」と、「固定資産」とあるのは「すべての支店における固定資産」と、同条第三項中「すべての営業所」とあるのは「すべての支店」と読み替えるものとする。

第二十六条を第二十一条とし、同条の次に次の章名及び五条を加える。

第三章 監督

(届出事項)

第二十二條 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 本店又は主たる支店において営業を休止し、又は再開したとき(第七条第一項の認可を受けた外国証券会社にあつては、本店において当該認可と同種類の業務の営業を休止し若しくは再開したとき又はすべての支店における当該認可に係る業務の営業を休止し若しくは再開したときを含む)。

二 本店において第七条第一項の認可と同種類の業務の営業を廃止し、又はすべての支店における当該認可に係る業務を廃止したとき。

三 合併(当該外国証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く)したとき又は営業の重要な一部の譲渡(支店に係るものを除く)若しくは営業の全部若しくは

重要な一部の譲受けをしたとき。

四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総務府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式議決権のあるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。）以下この号において同じ。）の総額に百分の五十を乗じて得た数を超える出資をいう。以下この項において同じ。）を所有することとなつたとき。

五 その過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総務府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

六 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

七 証券業務の一部の廃止（支店に係るものを除く。）をしたとき。

八 国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

九 定款又は業務の方法（支店に係るものを除く。）を変更したとき。

十 その他総務府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

2 前項第四号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に關し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総務府令・大蔵省令で定める。

（証券業務の廃止等の手続）

第二十三条 外国証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総務大臣に届け出なければならない。

一 すべての支店における証券業務を廃止したとき（外国において証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべてを廃止したときを含む。）その外国証券業者又はその外国証券業者であつた者

二 合併により消滅したとき。その外国証券業者の役員であつた者

三 破産の宣告を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産と同種類の手続を開始したとき。その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき（支店の清算を開始したときを含む。）その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者

五 支店の営業の全部の譲渡（外国証券会社又は一部譲渡を含む。）その外国証券業者又は外国証券会社

2 外国証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては、支店の営業の一部の譲渡をしたときを除く。）は、当該外国証券会社の第三條第一項の登録は、その効力を失う。

3 外国証券会社は、すべての支店における証券業務の廃止（外国における証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべてを廃止を含む。）合併、合併当該外国証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）合併及び破産以外の理由による解散又は支店の営業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における営業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総務府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

4 外国証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちにその旨を内閣総務大臣に届け出なければならない。

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併及び支店の営業の全部又は一部の譲渡に係る公告をした場合を除く。）において、当該外国証券会社が行つた有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同法第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十條において「顧客取引」という。）を、速やかに、終了し、かつ、証券業務に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならぬ。

（監督上の処分）

第二十四条 内閣総務大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三條第一項の登録を取り消し、第七條第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができ

る。

一 第六條第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）又は第八号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三條第一項の登録を受けたとき。

づく行政官庁の処分に違反したとき（第二十條において準用する証券取引法第五十二條第二項の規定に違反したときを除く。）。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第七條第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六 第七條第一項の認可を受けた外国証券会社が第九條第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 内閣総務大臣は、外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が、証券取引法第二十八條の四第九号イからハまでのいずれかに該当する者となつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができ

3 第七條第一項の認可を受けた外国証券会社が第二十二條第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該外国証券会社の第三條第一項の登録が第二十三條第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第一項、次条において準用する証券取引法第五十六條の二第三項若しくは第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

（自己資本規制比率悪化の場合の処分）

第二十五条 証券取引法第五十六條の二（自己資本規制比率悪化の場合の処分）の規定は、外国証券会社がその支店において行う営業について準用する。この場合において、同法第一項及び第二項中「第五十二條第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十條」とあり、同法第三項中「第二十八條」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三條第一項」と読み替へるものとする。

(営業休止等の場合の登録の取消し)

第二十六條 証券取引法第五十六條の三(営業休止等の場合の登録の取消し)の規定は、外国証券会社がその支店において行う営業について準用する。この場合において、同条中「第二十八條」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三條第一項」と読み替へるものとする。

第四章の章名を削る。

第二十七條を次のように改める。

(処分公告)

第二十七條 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 第十三條第三項の規定により同条第一項の許可を取り消したとき。

二 第二十四條第一項の規定により第三條第一項の登録若しくは第七條第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

四 第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第三項又は前条において準用する同法第五十六條の三の規定により第三條第一項の登録を取り消したとき。

第四十條第一号中「第九條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同条第二号中「第十七條第二項」を「第十四條第二項」に、「第六十一條」を「第四十六條」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十九條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条第五号中「第三十一條第三項」を「第三十八條第三項」に改め、第五章中同条を第五十五條とする。

第三十九條第一項中「支店の」を「国内における」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第二十條」を「第十四條第一項」に、「第五十四條第一項又は第二項の規定による命令」を「第四

十六條の規定に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二十三條」を「第十七條」に、「第五十七條若しくは第五十九條」を「第五十一條」に、「第二十四條」を「第十八條」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二十五條の規定」を「第十九條第一項の規定又は同条第二項において準用する証券取引法第六十條の規定による命令」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 第二十四條第一項の規定又は第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第一項の規定による命令(第二十四條第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。)に違反したとき。

第三十九條第二項第一号を次のように改める。

一 第十四條第一項において準用する証券取引法第三十二條第四項の規定に違反して、届出を怠つた者

第三十九條第二項第二号中「第三十一條第一項」を「第三十八條第一項」に改め、同項第三号中「第三十一條第一項」を「第三十八條第二項」に改め、同条を第五十四條とする。

第三十八條の二中「第三十八條第一項」を「第二十八條第八項第三号の二」に規定する有価証券店頭アリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第九号に、「有価証券オプショント取引等若しくは若しくは有価証券オプショント取引等若しくは同条第二項に規定する」に、「第十章」を「第九章」に改め、同条を第五十三條とする。

第三十八條第一項第一号中「第三十三條第二号又は第三十三條の二」を「第四十五條第三号又は第四十六條」に改め、同項第二号中「第三十三條の二」を「第四十七條第一号から第六号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第三号中「第三十四條第四号又は第五号」を「第四十八條第一号、第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第四号中「第三十四條第四号及び第五号を除く。」「第三十六條又は前条」を「第四十五條第

一 号若しくは第二号、第四十七條(第一号から第六号まで、第九号及び第十号を除く。)、第四十八條第一号、第二号及び第五号から第七号までを除く。又は前二条に改め、同条を第五十二條とする。

第三十七條第一号中「第十五條第一項」を「第十二條第一項若しくは第三項の規定、第十四條第一項において準用する証券取引法第三十四條第三項若しくは第六項の規定又は第二十二條第一項に改め、同条第二号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第四十二條又は第五十一條」を「第三十二條第一項若しくは第三項又は第四十七條の二」に改め、同条第三号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第四十八條」を「第四十一條」に改め、同条第四号中「第十九條第二項」を「第十五條第四項」に改め、同条第五号中「第二十二條」において準用する証券取引法第六十四條の二を「第三十二條」において準用する証券取引法第六十四條の四に改め、同条を第五十一條とする。

第三十六條第二号を次のように改める。

二 第八條の規定又は第三十二條において準用する証券取引法第六十四條第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第三十六條第三号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第四十七條の二」を「第四十條」に改め、同条第四号中「第十七條第二項」を「第十四條第二項」に、「第四十四條」を「第三十五條」に改め、同条第五号を削り、同条を第五十條とする。

第三十五條中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同条を第四十九條とする。

第三十四條第一号を次のように改める。

一 第七條第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだ者

第三十四條第六号中「第二十二條」を「第三十二條」に、「第六十二條第二項」を「第六十四條第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第

五号中「第十七條第三項」を「第十四條第三項」に、「第五十條の三第二項」を「第四十二條の二第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十四條第一項の規定による業務の停止処分違反した者(第七條第一項の認可に係るものに限る。)

第三十四條第四号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第五十條の三第五項」を「第四十二條の二第五項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第四十三條ただし書」を「第三十四條第四項」に、「証券業」を「同法第二條第八項各号に掲げる業務並びに同法第三十四條第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十條」を「第二十一條第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第四十八條とする。

二 第七條第三項において準用する証券取引法第二十九條の二第一項の規定により付した条件に違反した者

第三十三條の三第二号中「第十九條第一項若しくは第三項」を「第十五條第一項」に、「書類若しくは書面を提出せず」を「同条第二項の規定による報告書、第十六條第一項若しくは第二項の規定による書類若しくは同条第一項の規定による書類を提出せず」に改め、「をした営業報告書」の下に、「報告書」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十五條第三項の規定による説明書類若しくは第二十條において準用する証券取引法第五十二條第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四 第二十條において準用する証券取引法第五十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十二條において準用する証券取引法第五十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三條の三五号及び第六号中「第二十六号」を「第二十一号」に改め、同条に次の六号を加え、同条を第四十七号とする。

七 第二十三條第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二十三條第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

九 第三十一條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十 第三十一條の規定又は第三十六條第一項において準用する証券取引法第八十七條第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第三十三條第三項において準用する第三十一條第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十二 第三十三條第三項において準用する第三十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十三條の二第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第三條第四項」を「第七條第三項」に、「第二十九條第一項」を「第二十九條の二第一項」に改め、同条を同条第一号とし、同条に次の二号を加え、同条を第四十六号とする。

二 第十四條第一項において準用する証券取引法第四十七條の規定に違反した者

三 第二十四條第一項の規定又は第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第二項の規定による業務の停止の処分（第七條第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反した者

第三十三條第三号中「第三十條」を「第三十七條」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第五十條の三第一項」を「第四十二條の二第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一

号中「第十七條第一項」を「第十四條第一項」に、「第四十四條」を「第三十五條」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第四十五号とする。

一 不正の手段により第三條第一項の登録を受けた者

第五章の章名を削る。

第三十二條の五を第四十三條とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（総理府令・大蔵省令への委任）

第四十四條 第三條から前条まで（第二十一條を除く。）の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第三十二條の四第一項中「次に掲げる」を「政令で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「委任された権限」の下に「のうち、第三十一條の規定による有価証券指数等先物取引等、第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは」を「第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは」同条第二項に規定する」に改め、同条を第四十二條とし、第三十二條の三を第四十一條とする。

第三十二條の二に次のただし書を加える。

ただし、証券取引法第七十九條の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

第三十二條の二第一号中「免許」を「登録」に改め、同条第二号中「第一條」を「第七條第一項」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第二十四條第一項の規定又は第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第二項若しくは第二項の規定による命令

準用する証券取引法第五十六條の二第三項又は第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定による第三條第一項の登録の取消し

第三十二條の二に次の一号を加える。

五 第二十四條第一項の規定による第七條第一項の認可の取消し

第三十二條の二に次の一号を加え、同条を第四十條とする。

2 内閣総理大臣は、第二十三條第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第三十二條第一号を削り、同条第二号中「第十二條第一項の規定又は第二十五條」を「第五十四條第一項の規定又は第二十五條」に、「第五十四條第一項若しくは第二項」を「第五十六條の二第二項」に改め、同条を同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 第二十四條第一項の規定又は第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第三項の規定による第三條第一項の登録の取消し

第三十二條を第三十九條とし、第三十一條を第三十八條とし、第三十條を第三十七條とする。

第二十九條第一項中「第二十七條において準用する同法第七十二條（仲介の申立て）の規定による仲介、前条各号」を「第三十四條各号」に改め、同条第二項中「第二十一條」を「第三十一條」に改め、同条を第三十六條とし、第二十八條の二を第三十五條とする。

第二十八條第一号を次のように改める。

一 第二十九條第一項

第二十八條第二号中「第二十二條」を「第三十二條」に、「第六十三條第二項」を「第六十四條の二第二項」に改め、同条を第三十四條とし、第二十七條の次に次の四條、章名及び二條を加える。

（登録等の抹消）

第二十八條 内閣総理大臣は、第二十三條第二項の規定により第三條第一項の登録がその効力を失つたとき、又は第二十四條第一項、第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第三項若しくは第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定により第三條第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第二十四條第一項の規定により第七條第一項の認可を取り消したとき、又は第二十四條第三項の規定により第七條第一項の認可がその効力を失つたときは、同条第一項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

（処分についての審問等及び通知）

第二十九條 内閣総理大臣は、第三條第一項の登録、第七條第一項の認可又は第十三條第一項の許可を拒否しようとするときは、登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者、当該外国証券会社又は当該許可申請者につき審問を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十九條第二項において準用する証券取引法第六十條、第二十四條第一項、第二十五條において準用する同法第五十六條の二第一項から第三項まで又は第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第三條第一項の登録、第七條第一項の認可、第十二條第四項の認可、第十三條第一項の許可若しくは第十四條第一項において準用する証券取引法第三十四條第四項の承認を若しくはしないこととしたとき、第七條第三項第十三條第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法

第二十九條の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第十三條第三項、第十九條第二項において準用する同法第六十條、第二十四條第一項若しくは第二項、第二十五條において準用する同法第五十六條の二第一項から第三項まで若しくは第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知しなければならない。(残務の結了)

第三十條 第二十三條第五項の規定は、外国証券会社が、証券業務の廃止(すべての支店における証券業務の廃止を含む。)をし、若しくは解散(支店の清算の開始を含む。)をした場合又は第二十四條第一項、第二十五條において準用する証券取引法第五十六條の二第三項若しくは第二十六條において準用する同法第五十六條の三の規定により第三條第一項の登録を取り消された場合における当該外国証券会社であつた者について準用する。この場合において、当該外国証券会社であつた者は、顧客取引を終了する目的の範囲内において、なお外国証券会社とみなす。

2 第二十三條第五項の規定は、前項の規定の適用がある場合を除き、第七條第一項の認可を受けた外国証券会社が、当該認可に係る業務を廃止した場合又は第二十四條第一項の規定により当該認可を取り消された場合における当該外国証券会社の当該業務に係る顧客取引について準用する。この場合において、当該外国証券会社は、当該業務に係る顧客取引を終了する目的の範囲内において、なお第七條第一項の認可を受けているものとみなす。

(報告の聴取及び検査)
第三十一條 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券会社、その支店と取引を行う者又は特定法人等(第十四條第一項において準

用する証券取引法第三十二條第一項に規定する特定法人等をいう。以下この項において同じ。)に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員をして当該支店若しくは当該特定法人等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による場合を除き、第十四條第一項において準用する証券取引法第三十二條第一項又は第四十五條の規定の遵守を確保するため必要かつ適當であると認めるときは、特定金融機関(第十四條第一項において準用する同法第三十二條第一項に規定する特定金融機関をいう。以下この項において同じ。)に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該特定金融機関の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第四章 雜則

(外務員登録等)

第三十二條 証券取引法第六十四條から第六十四條の六まで(外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消)、第六十四條の八(登録手数料の納付及び第六十四條の九審査請求)の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十四條第一項中「役員」とあるのは「国内における代表者若しくは支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「その代表者」とあるのは「国内における代表者」と、同項第二号中「営業

所」とあるのは「支店」と、同号八中「役員」とあるのは「国内における代表者、役員」と、同法第六十四條の二第一項第二号中「第六十四條の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する第六十四條の五第一項」と、同法第六十四條の四「第六十四條第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する第六十四條第一項」と、同条第一号中「第六十四條第三項第二号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する第六十四條第三項第二号イからハまで」と、同法第六十四條の五第一項第一号中「第六十四條の二第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する第六十四條の二第一項各号」と、同法第六十四條の六第一号中「前条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する前条第一項」と、同法第六十四條の九中「第六十四條第三項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二條において準用する第六十四條第三項」と、「第六十四條の二第一項」とあるのは「同法第三十二條において準用する第六十四條の二第一項」と、「第六十四條の五第一項」とあるのは「同法第三十二條において準用する第六十四條の五第一項」と読み替へるものとする。

3 第三十一條第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四條 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十九條第一項中「新証券取引法第四十二條の三」を「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第号)第一條の規定による改正後の証券取引法(以下この条及び附則第二十七條において「平成十年証券取引法」という。第三十二條第三項に「新証券取引法第三十七條第一項第七号」を「平成十年証券取引法第三十七條第五項」に、「新証券取引法第二十八條第二項第二号に掲げる免許を」として平成十年証券取引法第二十八條の登録に、「株券及び新証券取引法を、株券及び平成十年証券取引法に、株券等に係る新証券取引法を、株券等に係る平成十年証券取引法に改め、同項各号中「新証券取引法」を「平成十年証券取引法」に改め、同条第二項中「新証券取引法第二十八條第二項第二号」を「平成十年証券取引法第二十八條」に、「免許」を「登録」に、「係る新証券取引法」を「係る平成十年証券取引法」に改める。

附則第二十七條中「第十六條」を「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第三條」に、「新外国証券業者法」を「平成十年外国証券業者法」に、「第三條第三項第二号」を「第三條第一項」に、「免許」を「登録」に、「新外国証券業者法第十五條第一項第九号」を「平成十年外国証券業者法第二十二條第一項第六号」に、「新外国証券業者法第三條第三項第二号」を「平成十年証券取引法第二條第八項第二号及び第三号」に改める。
第五條 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。
附則第十九條を次のように改める。

查の依頼を受けた場合について準用する。
(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四條 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十九條第一項中「新証券取引法第四十二條の三」を「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第号)第一條の規定による改正後の証券取引法(以下この条及び附則第二十七條において「平成十年証券取引法」という。第三十二條第三項に「新証券取引法第三十七條第一項第七号」を「平成十年証券取引法第三十七條第五項」に、「新証券取引法第二十八條第二項第二号に掲げる免許を」として平成十年証券取引法第二十八條の登録に、「株券及び新証券取引法を、株券及び平成十年証券取引法に、株券等に係る新証券取引法を、株券等に係る平成十年証券取引法に改め、同項各号中「新証券取引法」を「平成十年証券取引法」に改め、同条第二項中「新証券取引法第二十八條第二項第二号」を「平成十年証券取引法第二十八條」に、「免許」を「登録」に、「係る新証券取引法」を「係る平成十年証券取引法」に改める。

第十九条 削除

附則第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

(金融機関の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)
第六条 金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律

目次中「第四章 金融機関の更生手続の特例」を「第四章 金融機関等の更生手続の特例」に、「第五章 金融機関の破産手続の特例」を「第五章 投資者保護基金の権限(第七十七条の二)―第七十七条の十四」に、「第五章の二 雑則(第九十四条の二)」を「第五章の二 雑則(第九十四

限(第九十四条の二)―第七十七条の十四」に改める。

第一条中「金融機関の」を「金融機関等の」に、「預金保険機構」を「預金保険機構等」に改める。

第二条第一項第三号を削り、同条第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項第一号中「及び信用金庫」を「信用金庫及び証券会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「顧客債権」とは、証券会社の一一般顧客(証券取引法第七十九条の二十第一項に規定する一般顧客をいう)が、証券業(証券取引法第二條第八項に規定する証券業をいう。以下この項において同じ。)又は証券業に付随する業務(証券会社が証券取引法第三十四条第一項(外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第三十四条第一項)により営む業務をいう)に係る取引に基づき、当該証券会社に対して有する債権(政令で定めるものを除く)をいう。

第二条第三項の次に次の一項を加える。

項及び第四百三十三条第四項中「第一条第六項」を「第一条第八項」に改める。

「第四章 金融機関の更生手続の特例」を「第四章 金融機関等の更生手続の特例」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第三節 投資者保護基金の権限

(届出期間を定める場合の特例)

第七十七条の二 裁判所は、証券会社について更生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、会社更生法第四十六条の規定により定める同条第一号の届出期間について、投資者保護基金(証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、当該証券会社が加入しているものをいう。以下「基金」という)の意見を聴かなければならない。

(送達の特例)

第七十七条の三 証券会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客(顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ)に対しては、会社更生法第四十七条第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十七条第一項各号に掲げる事項及び更生手続を開始することの可否についての調査委員の意見を記載した書面を送達しなければならない。

3 証券会社の更生手続において、第七十七条の五第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は更生手続開始決定取消しの決定が確定した場合においては、更生債権者である顧客であつて同法第二百二十五条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十七条第三項において準用する同条第二項又は同法第五十一条第二項において準用する同法第四十七条第二項の規定による送達

は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始決定取消しの決定の本文を記載した書面を送達しなければならない。

(顧客表の作成及び縦覧等)

第七十七条の四 基金は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である顧客債権(基金が債権者であるものを除く)について次に掲げる事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

一 顧客の氏名及び住所

二 顧客債権の内容及び原因

三 議決権(会社更生法第百三十三条第二項に規定する議決権をいう)の額

四 顧客債権が会社更生法第二百一十一条第一項第一号又は第二号に掲げる債権であるときは、その旨

2 基金は、顧客表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた届出期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による顧客表の縦覧の開始の日

は、裁判所の定めた届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権(基金が債権者であるものを除く)があることを知ったときは、遅滞なく、当該顧客表に、当該顧客債権に係る第一項各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。

当該顧客表に記載されている顧客債権について当該顧客債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

同法第四十七

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利益となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

(顧客表の提出)

第百七十七条の五 基金は、裁判所の定めた届出期間の末日に、前条の規定により作成した顧客表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、基金が、顧客表を裁判所に提出した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権(基金が債権者であるもの及び既に顧客が裁判所に届け出ているものを除く)があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、更生計画案審理のための関係人集會が終わった後は、することができない。

4 会社更生法第百二十五条第三項の規定は、第一項の規定による顧客表の提出及び第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

5 顧客表及び前項において準用する会社更生法第百二十五条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(顧客表の提出の効果)

第百七十七条の六 会社更生法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権(顧客が当該提出があるまでに同法第百二十五条第一

項の規定により届け出たものを除く)については裁判所の定めた届出期間内に届出があったものと、前条第二項において準用する第百七十七条の四第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については同法第百二十七条第一項の規定による届出の追完があったものとみなす。

(顧客の参加)

第百七十七条の七 前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる顧客債権(基金が会社更生法第百二十八条第一項の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ)に係る債権者は、自ら更生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、更生債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という)は、更生手続が終了するまでの間、することができ、

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを基金に通知しなければならない。

4 参加の届出をした顧客は、前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該顧客に係る顧客債権の全部をもつて自ら更生手続に参加するものとする。

(投資者保護基金の権限)

第百七十七条の八 基金は、第百七十七条の六の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる顧客債権に係る債権者(参加の届出をした顧客を除く。以下この節において「基金代理顧客」という)のために、当該基金代理顧客に係る顧客債権(以下この節において「基金代理債権」という)をもつて、更生手続に属する一切の行為(更生債権及び更生担保権調査の期日において、基金が異議を述べた基金代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く)をするものと

する。ただし、基金代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは基金代理債権に関する届出に係る事項について当該基金代理債権に係る基金代理顧客の不利益となる変更を加えようとするとき、又は基金代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該基金代理債権に係る基金代理顧客の授權がなければならない。

(投資者保護基金の義務)

第百七十七条の九 基金は、基金代理顧客のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 基金は、基金代理顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて前条の行為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第百七十七条の十 基金は、基金代理債権に関する届出に係る事項について当該基金代理債権に係る基金代理顧客の利益となる変更を加えるべきことを知つたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第百七十七条の五第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、会社更生法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第百二十七条第四項の規定による変更とみなす。

(特別期日の費用)

第百七十七条の十一 基金代理債権に係る会社更生法第百三十八条第二項(同法第百三十九条及び第百四十条において準用する場合を含む。)に規定する特別期日(以下この条において「特別期日」という)の費用は、基金の負担とする。ただし、基金は、同法第八十九条の規定により原状に復した顧客債権について調査するため特別期日が定められた場合その他

の相当の事由がある場合には、基金代理顧客に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第百七十七条の十二 更生債権及び更生担保権調査の期日において基金代理債権について異議があつたとき基金が当該基金代理債権について異議を述べたときを除くは、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2 更生債権及び更生担保権調査の期日において基金が基金代理債権について異議を述べたときは、裁判所は、これを当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第百七十七条の十三 基金は、会社更生法第二百条第一項(同法第二百七十一条第二項において準用する場合を含む。)の関係人集會において基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該関係人集會の第一期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画の内容を基金代理顧客に通知するとともに公告しなければならない。

(投資者保護基金がする通知等)

第百七十七条の十四 第百七十七条の十二第一項及び前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができ、この場合においては、会社更生法第十四条第四項の規定を準用する。

2 会社更生法第十二条の規定は、第百七十七条の四第二項及び前条の規定による公告について準用する。

「第五章 金融機関の破産手続の特例」を「第五章 金融機関等の破産手続の特例」に改める。第百七十八條第一項中「金融機関」の下に「及び証券会社以下この節において「金融機関等」という。」を加え、同条第二項中「よりする」の

下に「金融機関」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により証券会社の破産の申立てをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

第百七十九条及び第百八十条第一項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第百九十四条の二中「申立て」の下に「（金融機関に係るものに限る。）」を加え、第五章の二中同条を第百九十四条の十五とし、第五章に次の一節を加える。

第三節 投資者保護基金の権限（債権届出の期間を定める場合の特例）

第百九十四条の二 裁判所は、証券会社について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第百四十二条第一項（同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により定める同法第百四十二条第一項第一号の債権届出の期間について、基金の意見を聴かなければならない。

（送達の特例）

第百九十四条の三 証券会社について破産の宣告をしたときは、債権者である顧客に対しては、破産法第百四十三条第二項（同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による送達は、することを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第百四十三条第一項各号（同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 証券会社の破産手続において、第百九十四条の五第一項の規定による顧客表の提出があ

るまでに、破産法第百四十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの取消しの決定が確定した場合においては、債権者である顧客であつて同法第二百二十八条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第百四十三条第三項（同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第百五十六条第二項（同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百四十三条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、破産法第百四十三条第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第百三十七条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定若しくは強制和議取消しの取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

（顧客表の作成及び縦覧等）

第百九十四条の四 基金は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

一 顧客の氏名及び住所

二 顧客債権の額及び原因

三 顧客債権が破産法第四十六条第一号又は第二号に掲げる請求権を含むときは、その旨

2 基金は、顧客表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日までの間、顧客表を顧客の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による顧客表の縦覧の開始の日は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該顧客表に、当該顧客債権に係る第一項各号に掲げる事項の記載の追加をしなければならない。当該顧客表に記載されている顧客債権について当該顧客債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときも、同様とする。

5 基金は、顧客表を縦覧に供することを開始した後でも、当該顧客表に記載されている顧客の承諾を得て、当該顧客に係る顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利となる記載の変更を行うことができる。ただし、当該顧客表に記載されている顧客に係る顧客債権を、証券取引法第七十九条の五十七第四項の規定により取得した場合において、当該顧客債権について、その記載を削除し、又は当該顧客の不利となる記載の変更を行うときは、当該顧客の承諾を要しない。

（顧客表の提出）

第百九十四条の五 基金は、裁判所の定めた債権届出の期間の末日に、前条の規定により作成した顧客表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、基金が、顧客表を裁判所に提出した後、当該顧客表に記載されていない顧客債権（基金が債権者であるもの及び既に顧客が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。

3 破産法第二百二十八条第三項の規定は、第一項の規定による顧客表の提出及び前項にお

いて準用する前条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 顧客表及び前項において準用する破産法第二百二十八条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（顧客表の提出の効果）

第百九十四条の六 破産法の規定の適用については、前条第一項の規定により提出された顧客表に記載されている顧客債権（顧客が当該顧客表にあるまでに同法第二百二十八条第一項の規定により届け出たものを除く。）については裁判所の定めた債権届出の期間内に届出があつたものと、前条第二項において準用する第百九十四条の四第四項前段の規定による記載の追加に係る顧客債権については裁判所の定めた債権届出の期間後に届出があつたものとみなす。

（顧客の参加）

第百九十四条の七 前条の規定により届出があつたものとみなされる顧客債権（基金が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、破産手続が終了するまでの間、することができ、

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを基金に通知しなければならない。

4 参加の届出した顧客は、前条の規定により届出があつたものとみなされる当該顧客に係る顧客債権の全部をもって自ら破産手続に参加するものとする。

（投資者保護基金の権限）

第百九十四条の八 基金は、第百九十四条の六の規定により届出があつたものとみなされる

第二目 監督役員(第百零一條—第百四
 第三目 役員会(第百五條—第百八
 第四目 執行役員及び監督役員の責
 任等(第百九條—第百十條
 第五節 事務の委託(第百十一條—第百
 第六節 會計監査人(第百十四條—第百
 第七節 投資口の追加発行(第百二十條
 第八節 投資口の払戻し(第百二十四條
 第九節 計算(第百二十九條—第百三十
 第十節 規約の変更(第百四十條—第百
 四十二條)

第十四条
第十二節 合併(第四百五條—第四百五
十條)

第十三節 清算
第一款 通則(第一百五十一條—第一百六十三條)

第二款 特別清算(第一百六十四條)

第十四節 登記(第百六十五條—第百八十二條)

第十五節 雜則(第百八十三條—第百八十六條)

第二章 証券投資法人の業務

第一節 登録(第百八十七條—第百九十九條)

二条

第二節 業務の範圍(第九十三條) 第一百九十七條

第三節 運用会社及び資産保管会社

第一款 運用会社(第九十八條) 第一百七十七條

第二款 資産保管会社(第一百八條)

第二百十條

第四節 監督(第二百一十一條—第二百二十九條)

第三章 外國証券投資法人(第二百二十條—第二百二十三條)

第四編 雜則(第二百二十四條—第二百二十七條)

第五編 罰則(第二百二十八條—第二百五十三條)

附則
目次の次に次の編名を付する。

第一編 総則

第一章から第六章までの章名を削る。

第一条中「証券投資信託の制度を確立し、証券投資信託の受益者の保護を図ることにより、一般投資者を、投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する仕組みとしての証券投資信託及び証券投資法人の各制度を確立し、投資者の保護を図ることにより、投資者に改める。

第二条第一項中「指図に基づいて特定のものを指図(政令で定める者に当該指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む)に基づいて主として、当該運用に関連して有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。第十一項及び、その受益権を分割して不特定かつ多数を、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数を、同条第二項中「第六十五條第二項第五号ハ」を「第六十五條第二項第六号ハ」に改め、同条第三項中「有価証券指数等先物取引」とは「有価証券指数等先物取引」とは、「をいい、有価証券指数等先物取引」とは、「をいい、有価証券

証券オプション取引」とは同条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいい、「外国市場証券先物取引」とは同条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいうをいうに改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引法第二条第十五項に規定する有価証券オプション取引をいう。

5 この法律において「外国市場証券先物取引」とは、証券取引法第二条第十六項に規定する外国市場証券先物取引をいう。

6 この法律において「有価証券店頭指数等先物取引」とは、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先物取引をいう。

7 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、証券取引法第二条第十九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。

8 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

9 この法律において「証券投資信託委託業者」とは、業として証券投資信託の委託者となることをいう。

10 この法律において「証券投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて証券投資信託委託業を営む者をいう。

11 この法律において「証券投資法人」とは、資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

12 この法律において「登録証券投資法人」とは、第八十七條の登録を受けた証券投資法人をいう。

13 この法律において「投資口」とは、均等の割合の単位に細分化された証券投資法人の社員

の地位をいう。

14 この法律において「投資証券」とは、投資口を表示する証券をいう。

15 この法律において「投資主」とは、証券投資法人の社員をいう。

16 この法律において「運用会社」とは、登録証券投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う法人をいう。

17 この法律において「資産保管会社」とは、登録証券投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う法人をいう。

18 この法律において「一般事務受託者」とは、証券投資法人の委託を受けてその資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者をいう。

19 この法律において「外国証券投資信託」とは、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、証券投資信託に類するものをいう。

20 この法律において「外国証券投資法人」とは、外国の法令に準拠して設立された法人たる社団又は権利能力のない社団で、投資証券に類する証券を発行するものをいう。

第二章 証券投資信託の制度
第一編 証券投資信託
第三条中「(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を行うことにより運用することを含む)を削り、不特定かつ多数を、複数をに改める。

第四条第一項中「委託会社を「証券投資信託委託業者」に改め、同条第二項を削る。

第五条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「左」を「次に」に、「記名なつ印を「記名なつ印」に改め、同項第六号中「前各号に掲げるものほか、追加信託を「追加信託」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所

第五条第六項に次の二号を加える。
八 前号の場合における委託に係る費用
九 前各号に掲げるもののほか、総理府令、大蔵省令で定める事項

第六条の前に次の章名及び節名を付する。
第二章 証券投資信託委託業
第一節 認可等

第六条の見出し中「免許の申請」を「認可」に改め、同条第一項中「委託会社となろうとする会社」を「証券投資信託委託業を営もうとする者」に、「免許」を「認可」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条を次のように改める。
(認可の条件)
第七条 内閣総理大臣は、前条の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は受益者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

第三十八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条各号中「第二十七條を「第四十九條、第六十三條第三項、第二百十九條第三項又は第二百二十三條第三項」に改め、同条を第二百五十三條とする。

第三十七條中「法人の代表者」を「法人証券投資法人を除く。以下この条において同じ。」の代表者」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第二百四十條第二号、第四号若しくは第五号又は第二百四十一條第二号若しくは第三号 三億円以下の罰金刑

二 第二百四十二條、第二百四十三條第一号若しくは第二号又は第二百四十四條 二億円以下の罰金刑

三 第二百四十五條第二号又は第二百四十七

条第三号 一億円以下の罰金刑

四 第二百三十九条、第二百四十条第一号、第三号若しくは第六号、第二百四十一条第一号、第二百四十三条第三号若しくは第四号、第二百四十五条第一号、第二百四十七条第一号、第二号若しくは第四号から第七号まで又は前二条 各本条の罰金刑
第三十七条を第二百五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二百五十一条 第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員又は一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律(第三編第一章に限る。以下この条において同じ。)又は商法(この法律において準用する場合を含む。)の規定に違反して、規約、投資主名簿若しくはその複本、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第二項(第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の書類、第二百二十九条第一項の書類、監査報告書、第六百五十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百十四条ノ二第一項の書類、第六百五十五条第一項の書類、第六百五十九条第一項の決算報告書、第六百六十四条第四項において準用する同法第四百四十三条の書類又は同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
二 第七十一条第二項、第八十四条第一項、第八十八条第一項又は第二百二十二条第一項

の規定に違反して、投資口申込証を作らず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第七十一条第六項又は第二百二十三条第一項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める事項について、官庁、裁判所、創立総会、投資主総会又は債権者集会に対し不実の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十三条第三項の規定、同条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第一項の規定又は第九十四条第一項において準用する同法第二百三十七条ノ三第一項(第六百六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会又は投資主総会において、投資口の引受けをした者又は投資主の求めた事項について説明をしないとき。

七 第七十三条第四項において準用する第九十一条第二項又は同項の規定に違反して、創立総会又は投資主総会の招集の通知に書類又は書面を添付しなかつたとき。

八 この法律又はこの法律において準用する商法の規定に違反して、帳簿又は書類を備え置かないとき。

九 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、帳簿、書類又は書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは

は抄本の交付を拒んだとき。

十 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律に定める公告、公示若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告、公示若しくは通知をしたとき。

十一 第七十三条第四項若しくは第九十四条第一項において準用する商法第二百三十三条の規定若しくは第九十四条第一項において準用する同法第二百三十七条ノ二第三項(第六百二十九条第一項において準用する同法第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣の命令に違反して、投資主総会を招集し、若しくは招集せず、又は規約に定めた地以外の地においてこれを招集したとき。

十二 正当な理由がないのに、投資証券の名義書換をしないとき。

十三 第八十条第二項又は第八十一条第二項の規定に違反して、投資口を処分することゝしたとき。

十四 第八十一条第一項の規定に違反して、投資口を取得したとき。

十五 投資証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十六 第八十三条第三項の規定に違反して、投資証券を発行したとき。

二十 執行役員若しくは会計監査人を欠くこととなり、又はこの法律若しくは規約に定めた執行役員、監督役員若しくは会計監査人の員数を欠くこととなつた場合において、執行役員、監督役員若しくは会計監査人又は一時その職務を行うべき者の選任手続を怠つたとき。

二十一 第一百十一条、第九十八条第一項、第二百七条第二項若しくは第三項又は第二百八条第一項の規定に違反したとき。

二十二 第二百三十一条第三項又は第六百六十一条第二項の規定に違反して、投資主に対する通知に書類若しくは決算報告書又は監査報告書の謄本を添付しなかつたとき。

二十三 第四百四十二条第一項において準用する商法第百条の規定又は第五百五十条第一項において準用する同法第四百二十二条の規定に違反して、最低純資産額の減少又は合併をしたとき。

二十四 第五百五十一条第二項若しくは第三項若しくは第五百五十三条の規定により内閣総理大臣の選任した清算執行人又は第六百六十四条第四項において準用する商法第四百三十五条第二項の規定により裁判所の選任した清算執行人に事務の引渡しをしないとき。

二十五 清算の終了を遅延させる目的をもつて第五百五十八条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十六 第六百六十二条の規定による命令に違反したとき。

二十七 第六百六十三条第一項において準用する商法第二百四十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠り、又は特別清算開始の申立てを怠つたとき。
二十八 第六百六十三条第一項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して、証

券投資法人の財産を分配したとき。

二十九 第六百六十三条第一項において準用する商法第四百二十三条の規定又は第六百六十四条第四項において準用する同法第四百三十八条の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

三十 第六百六十四条第四項において準用する商法第四百三十二条、第四百三十七条又は第四百五十四条第一項の規定による裁判所の財産保全の処分違反したとき。

三十一 第六百六十四条第四項において準用する商法第四百五十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十二 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記を怠つたとき。

第二百五十二条 第六百六十四条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十二条から第三十六条までを削る。

第三十一条中「第五條第一項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五條第一項の規定に違反した者

二 第二十七條又は第九十七條において準用する証券取引法第四十二條の二第二項の規定に違反した者

第三十一条を第二百四十五條とし、同条の次に次の四條を加える。

第二百四十六條 前条第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百四十七條 次に掲げる違反があつた場合において、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券投資法人の設立企画人（法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。）若しくは執行役員、監督役員、清

算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

二 第二十三条の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本の額を減少したとき。

三 第二十七條又は第九十七條において準用する証券取引法第四十二條の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第二十八條の規定に違反して、顧客から受益証券若しくは投資証券又は金銭の預託を受けたとき。

五 第四十五條第四項の規定により付した条件に違反したとき。

六 第四十八條第一項の規定に違反して、信託契約を解約しなかつたとき。

七 第九十七條の規定に違反して、登録を受けないうで第九十三條に規定する行為を行つたとき。

第二百四十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八條第三項の規定に違反して、認可を受けないうで証券業を営んだ者

二 第十八條第四項の規定による認可申請書若しくは添付書類又は第九十九條第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十四條、第二十九條、第三十一条、第五十八條第一項、第五十九條において準用する第二十九條若しくは第三十一条、第九十九條第一項、第九十九條第二項第一項、第二百一十一條第一項又は第二百二十二條第二項の規定による

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十五条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

五 第二十六条第一項の規定による書面の届出をせず、又は書面に虚偽の記載をして届出した者

六 第二十六条第二項又は第五十九條において準用する第二十六条第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

七 第三十条第一項、第三十二条第一項又は第五十九條において準用する第三十条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

八 第三十三条又は第五十九條において準用する第三十三条の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

九 第四十八條第三項の規定による公告をしなかつた者

十 第五十八條第二項、第二百二十條第二項又は第二百二十一条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして添付した者

十一 第六十九條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第九十八條第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第二百三十三條第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

十四 第二百三十三條第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第三項の規定に違反して、人

を誤認させるような表示をした者

十五 第二百三十三條第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十四条第三号を除く、同法第十五条又は同法第十六條の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十六 第二百三十二條の規定による営業報告書を提出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出した者

十七 第二百三十五條第一項の規定による臨時報告書に虚偽の記載をして提出した者

第二百四十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第六項の規定に規定する事項を記載しない受益証券又は虚偽の記載をした受益証券を発行した者

二 第十一條第一項の規定に違反した者

三 第十一條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第十八條第二項の規定に違反して、届出を行わないうで同条第一項に規定する業務を営んだ者

五 第二十七條又は第九十七條において準用する証券取引法第四十一條の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

六 第五十一條第一項の規定に違反して、証券投資信託協会という名称を用いた者

七 第五十一條第二項の規定に違反して、証券投資信託協会会員という名称を用いた者

八 第五十四條後段の規定に違反した者

第三十条の五中「次の場合においては、その行為をした委託会社、受託会社又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第二百四十四條とす

る。

一 第三十九条第一項、第五十五条第一項若しくは第二十三条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十三条第五項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

第三十条の三 第六条の規定による免許申請書又はその添付書類を、第八條第一項の規定による認可申請書又は同条第二項の規定による添付書類に改め、同条を第二百四十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二百四十三條 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、証券投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者、運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は一般事務受託者若しくは一般事務受託者であつた者(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む)は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十六條第一項又は第二百一十一條第一項若しくは第二項の規定による帳簿書類を作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

二 第三十七條第一項の規定による営業報告書を出し、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

三 第三十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十八條第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

第三十条の二 委託会社又は委託会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十三條第一項第一号イ又はロの規定による処分に違反したときを、次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者又は証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者に改め、同条に次の各号を加え、同条を第二百四十一條とする。

一 第七條第一項の規定により付した条件に違反したとき。

二 第四十條第一項、第五十六條又は第二百四十四條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第四十二條第一項第一号イからハまでの規定による処分又は第四十三條の規定に基づく第四十二條第一項第一号イからハまでの規定による処分に違反したとき。

二十九條中「第三條又は第四條第一項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三條又は第四條の規定に違反した者

二 第三十四條第一項、第六十條第一項、第二百二十九條第一項又は第二百三十三條第一項の規定による命令に違反した者

二十九條を第二百三十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二百四十條 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の

従業者、証券投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者又は運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二條の規定に違反して、他人に証券投資信託委託業者を営ませたとき。

二 第十五條第一項第一号又は第三号の規定に違反したとき。

三 第十九條第一項の規定に違反して、承認を受けずに証券投資信託委託業者、運用会社の業務、投資顧問業務、投資一任契約に係る業務及び証券業務以外の業務を営んだとき。

四 第二十七條又は第九十七條において準用する証券取引法第四十二條の二第一項の規定に違反したとき。

五 第九十五條又は第二百一十一條第二項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反したとき。

六 第二百三十三條第一項において準用する有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律第十二條の規定に違反して、他人に証券投資法人の資産の運用に係る業務を営ませたとき。

第二十八條を第二百二十六條とし、同条の次に次の一條、編名及び十一條を加える。

(経過措置)

第二百二十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第五編 罰則

第二百二十八條 設立企画人、執行役員、監督

役員、第九十九條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項(第四百四條において準用する場合を含む)若しくは第六十六條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は証券投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該証券投資法人に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 清算執行人、清算監督人又は第六十三條第一項において準用する第九十九條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項若しくは第六十七條ノ二の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は証券投資法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該証券投資法人に財産上の損害を加えたときは、前項と同様とする。

3 前二項の未遂は、罰する。

第二百二十九條 前条第一項に規定する者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七條第一項第十七号又は第十八号の規定に違反して、規約に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二 証券投資法人の設立に際して発行する投資口の総口数の引受け又は払込みについて、創立総会に対して虚偽の申立てを行

い、又は事実を隠蔽したとき。

三 何人の名義をもつてするかを問わず、証券投資法人の計算において不正にその投資口を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四 法令又は規約の規定に違反して、設立企画人、執行役員、監督役員若しくは会計監査人の報酬若しくは資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用若しくは保管

に係る費用を支払い、又は投資口の払戻し若しくは金銭の分配をしたとき。

五 証券投資法人の目的の範囲外において、投機取引のために証券投資法人の財産を処分したとき。

第二百三十条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある投資口申込証、目論見書、投資口の募集の広告その他投資口の募集に関する文書を行使したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 投資口の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

第二百三十一条 第二百二十八条第一項に規定する者が、投資口の払込みを仮装するため預金を行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預金に応じた者も、同様とする。

第二百三十二条 設立企画人、執行役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は第六百六十六条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の執行役員の職務代行者が、規約に定める第六十七条第一項第四号の投資口の総口数を超えて投資口を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百三十三条 第二百二十八条に規定する者、検査役又は第六百六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十四条 会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 会計監査人が監査法人である場合において、会計監査人の職務を行う社員がその職務に関し不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。会計監査人が監査法人である場合において、その社員が会計監査人の職務に関し不正の請託を受け、会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 第一項又は第二項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十五条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 創立総会、投資主総会又は債権者集會における発言又は議決権の行使

二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める訴えの提起又は第二百四十一条、第二百四十二条第三項若しくは第二百四十三条第三項において準用する商法第二百六十八條第二項の規定若しくは第二百三十三条第一項において準用する同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十

八条第二項の規定に定める訴訟参加

三 発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資主の権利の行使

四 第二百十條において準用する商法第二百七十二條(第六百六十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定、第六百六十四條第一項の規定又は同条第四項において準用する同法第四百三十九條第二項若しくは第三項若しくは第四百五十二條第一項の規定による権利の行使

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百三十六條 執行役員、監督役員、第九十九条第一項において準用する商法第二百五十八條第二項(第四百六條において準用する場合を含む。)若しくは第六百六十六條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者又は一般事務受託者が、投資主の権利の行使に関し、証券投資法人の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者に供与させた者も、同項と同様とする。

3 投資主の権利の行使に関し、証券投資法人の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを、同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

4 前二項の罪を犯した者に、その実行について第一項に規定する者に対する威迫の行為があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二百三十七條 払込みの責任を免れる目的で、他人又は仮設人の名義を用いて投資口を引き受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百三十八條 第二百二十八條から第二百三十二條まで、第二百三十三條第一項、第二百三十五條第一項又は第二百三十六條に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百三十七條の三第一号中「第六條第一項」を「第六條」に、「免許を認可」に改め、同条第二号中「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」を「第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條」に、「第六條第一項の免許」を「第六條の認可」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二百二十五條とする。

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二百三十七條の二第一項中「証券投資信託」の下に「(外国証券投資信託を含む。次項において同じ。)」又は証券投資法人(外国証券投資法人を含む。次項において同じ。))を加え、同条第二項中「証券投資信託」の下に「又は証券投資法人」を加え、「委託会社、受託会社」を「証券投資信託委託業者、受託会社、運用会社、資産保管会社」に改め、同条を第二百二十四條とし、同条の前に次の編名を付する。

第四編 雜則

第二十五條から第二十七條までを削る。

第二十四條の八中「この法律等、この法律等に基づいてする行政官庁の処分」を「この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分」に改め、同条を第五十七條とし、同条の次に次の一章及び一編を加える。

第四章 外国証券投資信託
(外国証券投資信託の届出)

第五十八條 外国証券投資信託の受益証券の発行者は、当該受益証券の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該外国証券投資信託に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 委託者、受託者及び受益者に関する事項
- 二 受益証券に関する事項
- 三 信託の管理及び運用に関する事項
- 四 信託の計算及び収益の分配に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該外国証券投資信託の信託約款又はこれに類する書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国証券投資信託の信託約款の変更、解約等の届出等)

第五十九條 第二十六條第二項及び第二十九條から第三十三條までの規定は、外国証券投資信託の受益証券の発行者について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第六十條 裁判所は、外国証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等につき当該受益証券に係る外国証券投資信託の資産の運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に對し、その行為の禁止又は停止を命ずることができ

る。

2 第三十四條第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 証券取引法第八十七條及び第九十一條の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第三編 証券投資法人制度

第一章 証券投資法人

第一節 通則

(法人格)

第六十一條 証券投資法人は、法人とする。

(住所)

第六十二條 証券投資法人の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

(能力の制限)

第六十三條 証券投資法人は、資産の運用以外の行為を営業としてすることができない。

2 証券投資法人は、本店以外の営業所を設け、又は使用人を雇用することができない。

(商号)

第六十四條 証券投資法人は、その商号中に証券投資法人という文字を用いなければならない。

2 証券投資法人でない者は、その商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の適用等)

第六十五條 証券投資法人に対する商法第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條第二号の規定の適用については、これらの規定中「会社」とあるのは、「証券投資法人」とする。

2 商法第三十四條第一号及び第三号の規定は、証券投資法人については、適用しない。

3 商法第五十五條及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第二條の規定は、証券投資法人について準用する。この場合において、商法第五十五條中「会社ハ他ノ会社ノ」とあるのは、「証券投資法人ハ会社ノ」と読み替へるものとする。

第二節 設立

(設立企画人による規約の作成等)

第六十六條 証券投資法人を設立するには、設

立企画人が規約を作成しなければならない。

2 設立企画人(設立企画人が複数であるときは、そのうち少なくとも一人)は、次の各号のいずれかの者でなければならない。

- 一 証券投資信託委託業者
- 二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者
- 三 前二号に掲げる者のほか、他人の資産の運用に係る事務のうち政令で定めるものについて知識及び経験を有する者として政令で定めるもの

3 第九十六條各号に掲げる者は、設立企画人となることができない。

(規約の記載事項)

第六十七條 規約(前条第一項の規定により作成する規約をいう。以下同じ。)には、次に掲げる事項を記載し、設立企画人が署名し又は記名なつ印しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 投資主の請求により投資口の払戻しをする、又はしない旨
- 四 発行する投資口の総口数
- 五 設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数
- 六 証券投資法人が常時保持する最低限度の純資産額
- 七 資産運用の対象及び方針
- 八 資産評価の基準
- 九 金銭の分配の方針
- 十 決算期
- 十一 本店の所在する場所
- 十二 公告の方法
- 十三 執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準
- 十四 運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準
- 十五 成立時の一般事務受託者、運用会社及

び資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要

十六 設立企画人の氏名又は名称及び住所

十七 設立企画人が受ける報酬の有無及びあるときはその金額

十八 証券投資法人の負担に帰すべき設立費用の有無並びにあるときはその内容及び金額

2 前項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

3 第一項第五号の投資口の口数は、その上限及び下限を画する方法により定めることができる。

4 第一項第六号の最低限度の純資産額(以下「最低純資産額」という。)は、五千万円以上で政令で定める額を下回ることができない。

5 第一項第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

6 商法第六十六條第四項の規定は、証券投資法人の公告について準用する。

(成立時の出資総額)

第六十八條 証券投資法人の成立時の出資総額は、その設立の際に発行する投資口の発行価額の総額とする。

2 前項の出資総額は、一億円以上で政令で定める額を下回ることができない。

(設立に係る届出)

第六十九條 設立企画人は、証券投資法人を設立しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨並びに執行役員の候補者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、規約その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 設立企画人は、第一項の規定による届出をした後でなければ、第七十一条第二項の投資口申込証の作成、投資口の申込みの勧誘その他投資口を自ら引き受け、又は他人に引き受けさせるための行為をしてはならない。

4 規約は、第一項の規定による届出が受理された時に、その効力を生ずる。

(設立企画人の忠実義務)

第七十条 設立企画人は、法令及び規約を遵守し、その設立しようとする証券投資法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(設立の際の投資口の申込み等)

第七十一条 証券投資法人が設立の際に発行する投資口の申込みをしようとする者は、投資口申込証に、その引き受けようとする投資口の口数並びに住所及び申込みをする年月日を記載して、これに署名し又は記名なつ印しなければならない。

2 設立企画人は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。

一 第六十九条第一項の規定による届出をした年月日

二 第六十七条第一項各号に掲げる事項

三 証券投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その規定

四 設立の際に発行する投資口の割当方法及び払込期日

五 払込取扱機関の名称

六 執行役員、監督役員及び会計監査人の候補者の氏名又は名称及び住所並びに執行役員の候補者と設立企画人との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

七 第六十七条第一項第五号に規定する投資口の口数を満たす応募がないときは、設立を取りやめること。

八 一定の時期までに証券投資法人が成立しないとき、又は内閣総理大臣の登録を受けないときは、投資口の申込みを取り消すこと

とができること。

九 前各号に掲げる事項のほか、総理府令・大蔵省令で定める事項

3 前項第五号の払込取扱機関は、銀行、信託会社その他の政令で定める法人でなければならない。

4 第二項第六号に掲げる事項の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

5 投資口の引受けに係る払込みは、金銭でなければならない。

6 商法第七百七十五条第四項及び第七百七十九条の規定は設立企画人について、同法第七百七十五条第五項、第七百七十六条、第七百九十条、第七百九十一条及び第七百八十条ノ七の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口について、同法第七百七十七条第二項の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第七百七十八条及び第七百八十九条の規定は第二項第五号の払込取扱機関について、同法第七百九十二条の規定は設立企画人並びに証券投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七百七十五条第四項中「第二項第十号」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、銀行又は信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同法第七百七十八条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第七百七十九条第一項中「第七十七条ノ規定ニ依ル」とあるのは「払込期日ニ於テ」と、同法第七百九十二条第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、「払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス」とあるのは「払込ヲ為ス」と、同条第三項中「払込又ハ支払」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(執行役員等の選任)

第七十二条 投資口申込証に記載された執行役員、監督役員及び会計監査人の候補者は、投資口の割当てが終了したときに、それぞれ執行役員、監督役員及び会計監査人に、選任されたものとみなす。

(執行役員等による調査等)

第七十三条 執行役員及び監督役員は、証券投資法人の設立について、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 設立の際に発行する投資口の口数を満たす引受けがあつたこと。

二 前号の投資口についての払込みがあつたこと。

三 その他法令又は規約に違反する事項その他の総理府令・大蔵省令で定める事項がないこと。

2 執行役員は、前項の規定による調査により同項各号のいずれかの事項について欠けるところがあるものと認めるときは、創立総会を招集し、その旨を報告しなければならない。

3 創立総会が招集されたときは、設立企画人は、創立総会に出席し、投資口の引受けをした者の求めた事項について説明をしなければならない。この場合においては、商法第二百三十七条ノ三第一項ただし書の規定を準用する。

4 第九十一条第二項及び第三項の規定は創立総会の招集の通知について、第九十二条の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者であつて創立総会に出席しないものについて、第九十四条第二項並びに商法第八十条第二項、第八十七條第一項及び第二項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで、第二百三十九条第五項及び第六項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで並びに第二百五十一条の規定は証券投資法人の創立

総会について、同法第二百三十九条第二項及び第四項、第二百三十九条ノ二並びに第二百四十一条第一項の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について、それぞれ準用する。この場合において、第九十二条第二項中「前条第二項の書面」とあるのは「第七十三条第四項において準用する前条第二項に規定する書面」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員及び監督役員並ニ設立企画人」と、同条第三項中「本店二、其ノ隣本ヲ五年間支店二」とあるのは「本店二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(証券投資法人の成立の時期)

第七十四条 証券投資法人は、設立の登記をするることによつて成立する。

(商法の準用)

第七十五条 商法第九十三条から第九十六条までの規定は設立企画人について、同法第九十八条の規定は証券投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十五条中「取締役又ハ監督役員」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、「第七百七十三条ノ二又ハ第八百八十四条第一項及第二項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十三条第一項及第二項」と、「取締役、監督役員」とあるのは「執行役員、監督役員」と、同法第九十六条中「第二百六十六條第五項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十九条第四項ノ規定」と、同法第九十八条中「発起人」とあるのは「設立企画人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 投資口及び投資証券

(発行する投資口)

第七十六条 証券投資法人が発行する投資口は、無額面とする。

(投資主の責任等)

第七十七条 投資主の責任は、その有する投資口の引受価額を限度とする。

2 投資主は、払込みについて相殺をもつて証券投資法人に対抗することができない。

3 商法第二百一条及び第二百三条の規定は、投資口について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替へるものとする。

(投資口の譲渡等)

第七十八條 投資口は、譲渡することができ

2 証券投資法人は、投資口の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

3 証券投資法人の発行前にした投資口の譲渡は、証券投資法人に対して効力を生じない。

4 投資口を譲渡するには、投資証券を交付しなければならない。

5 投資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

6 民法第三百六十四條第二項の規定は投資口について、商法第二百七條から第二百九條までの規定は投資口の買入れについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の移転の對抗要件)

第七十九條 投資口の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿に記載しなければ、証券投資法人に対抗することができない。

2 第二百一条第二号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者(以下「名義書換事務受託者」という。)が、投資口の取得者の氏名又は名称及び住所並びに投資口の移転の口数を投資主名簿の複本(第九十九條第一項において準用する商法第二百六十三條第一項第六百

十三條第一項において準用する場合を含む。)に規定する投資主名簿の複本をいう。)に記載したときは、前項の規定による記載があつたものとみなす。

(自己投資口の取得及び買受けの制限)

第八十條 証券投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は買権の目的として受けることができない。ただし、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りでない。

一 合併によるとき。

二 証券投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

三 この法律の規定により投資口の買取りをするとき。

2 前項ただし書の場合においては、当該証券投資法人は、相当の時期にその投資口の処分をしなければならない。

3 前項の処分の方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(子法人による親法人投資口の取得制限)

第八十一條 他の証券投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する証券投資法人(以下「親法人」という。)の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該他の証券投資法人(以下「子法人」という。)は、取得することができない。

一 合併によるとき。

二 証券投資法人の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要であるとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当該子法人は、相当の時期に当該親法人の投資口の処分をしなければならない。証券投資法人が子法人となつたことを知つた際に親法人の投資口を有しているときも、同様とする。

3 他の証券投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、この法律の適用については、当該他の証券投資法人をその

親法人の子法人とみなす。

4 前条第三項の規定は、第二項の場合について準用する。

(投資主名簿)

第八十二條 投資主名簿には、次に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を記載しなければならない。

一 投資主の氏名又は名称及び住所

二 各投資主の所有する投資口の口数

三 各投資主の所有する投資口について投資証券を発行したときは、その投資証券の番号

四 各投資口の取得の年月日

2 商法第二百二十四條から第二百二十四條ノ三までの規定は、投資主名簿について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券)

第八十三條 投資証券には、その番号及びその発行の年月日並びに次に掲げる事項を記載し、執行役員が署名し又は記名なつ印しなければならない。

一 証券投資法人の商号

二 証券投資法人の成立の年月日

三 投資口の口数

四 投資主の氏名又は名称

2 証券投資法人は、その成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。

3 投資証券は、証券投資法人の成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後でなければ、発行することができない。

4 前項の規定に違反して発行した投資証券は、無効とする。ただし、当該投資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

5 商法第二百二十六條ノ二の規定は証券投資法人(規約をもつて次条第一項前段の規定に

よる定めをしたものを除く。)の投資証券について、同法第二百二十九條及び第二百三十條の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券の不発行)

第八十四條 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を規約に定めた証券投資法人は、前条第二項の規定にかかわらず、規約をもつて、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。この場合において、第七十一條第二項又は第二百二十二條第一項の投資口申込証にその旨を記載しなければならない。

2 前項前段の場合において、既に発行された投資証券を有する投資主は、当該投資証券を証券投資法人に提出して、その所持を欲しない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該証券投資法人に提出された当該投資証券は、無効とする。

3 第一項前段の規定による定めをした証券投資法人は、投資主の請求により投資証券を発行したときはその旨を、前項前段の規定による申出を受けたときは当該投資証券が返還された旨を、それぞれ投資主名簿に遅滞なく記載しなければならない。

4 前項の証券投資法人が規約を変更して投資口の払戻しに際しないこととするときは、規約を変更して同項の定めを廃止し、未発行の投資証券を遅滞なく発行しなければならない。

(投資口の併合)

第八十五條 証券投資法人は、投資主総会の決議により、投資口を併合することができる。

2 商法第二百十四條第二項、第二百十五條及び第二百十六條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(端数の処理)

第八十六条 証券投資法人は、投資口の併合により投資口一口に満たない端数が生ずるときは、その部分について新たに発行した投資口を、公正な価額による売却を実現するために適当な方法として総理府令・大蔵省令で定めるものにより売却し、その端数に応じてその代金を従前の投資主に交付しなければならぬ。

2 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、前項の規定にかかわらず、投資口の併合により生ずる投資口一口に満たない端数の部分について、当該証券投資法人の純資産の額に照らして公正な価額をもつて、払戻しをすることが出来る。

3 前項の場合においては、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、出資総額及び第三百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

4 商法第二百七十七条第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（投資口の分割）

第八十七条 証券投資法人は、投資口を分割することが出来る。

2 執行役員は、前項の場合においては、役員会の承認を受けなければならない。

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び証券投資法人が定める一定の日に於いて投資主名簿に記載のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前（その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条第三項第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前）に、公告しなければならない。

4 前項の場合においては、投資口の分割は、

執行役員が別段の定めをし、かつ、これについて役員会の承認を受けたときを除くほか、同項の一定の日において、その効力を生ずる。

5 証券投資法人は、第二項及び第三項の規定により投資口の分割をしたときは、遅滞なく、同項に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主の受ける投資口の口数を通知しなければならない。

6 前条第一項から第三項までの規定は、投資口の分割により投資口一口に満たない端数が生ずる場合について準用する。

第八十八条 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、その設立の際の最初の規約をもつて、前条第二項及び第三項の規定によらぬ投資口の分割をする旨を定めることができる。この場合においては、第七十一条第二項又は第二百二十二条第一項の投資口申込証に、その旨及び次項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項前段の場合においては、規約をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割の方法及び時期

二 前号の時期に投資主名簿に記載のある投資主が、投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨

三 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

3 第一項前段の場合においては、当該証券投資法人は、総理府令・大蔵省令で定める期間ごとに、前条第二号に規定する投資主及び当該投資主に係る投資主名簿に記載のある質権者に対して、その投資主が投資口の分割により受ける投資口の口数、分割に関する計算その他総理府令・大蔵省令で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項前段の場合においては、第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条

ノ三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する期間中であつても投資口の分割に基づく投資主名簿の記載の変更をすることが出来る。

第四節 機関

第一款 投資主総会

（投資主総会の権限）

第八十九条 投資主総会は、この法律又は規約において投資主総会の議決を要する事項として定めるものに限り決議をすることが出来る。

（招集権者）

第九十条 投資主総会は、この法律に別段の定めのある場合を除くほか、執行役員が招集する。

2 監督役員は、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を執行役員に提出して、投資主総会の招集を請求することが出来る。

（招集手続）

第九十一条 投資主総会を招集するには、会日から二月前に会日を公告し、会日から二週間前に各投資主に対して通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、会議の目的とする事項を記載し、議決権の行使について参考となるべき事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類及び次条の規定に基づき投資主が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。

3 前項の書面の様式は、総理府令・大蔵省令で定める。

（書面による議決権の行使）

第九十二条 投資主総会に出席しない投資主は、書面によつて議決権を行使することが出来る。

2 書面による議決権の行使は、前条第二項の書面に必要な事項を記載し、これを投資主総会の会日の前日までに証券投資法人に提出して行う。

3 書面によつて行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

4 商法第二百三十九条第五項及び第六項の規定は、第二項の規定により提出された書面について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（みなし賛成）

第九十三条 証券投資法人は、規約をもつて、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることが出来る。

2 前項の規定による定めをした証券投資法人は、第九十一条第一項の通知にその定めを記載しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

（商法の準用）

第九十四条 商法第二百三十二条ノ二、第二百三十三条、第二百三十七条から第二百三十九条ノ二まで、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで及び第二百五十一条の規定は、投資主総会について準用する。この場合において、同法第二百三十二条ノ二第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主（六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第二百三十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式

ノ総額ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主(六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル)」と、同条第二項及び同法第二百三十七条ノ二中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総額ノ百分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ一以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主(六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル)」と、同法第二百四十一条第三項中「株式会社」とあるのは「証券投資法人ノ発行済投資口ノ総口数ノ四分ノ一ヲ超ユル投資口、株式会社」と、他ノ有限会社」とあるのは「有限会社」と、其ノ株式会社」とあるのは「証券投資法人、株式会社」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員及監督役員」と、同条第三項中「本店」と、其ノ「本店」ヲ五年間支店」とあるのは「本店」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十五条 執行役員第七十二条の規定により設立の際選任されたものとみなされる執行役員を除く。は、投資主総会において選任する。

(欠格事由)
第九十六条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
二 営業に關し成年者と同じ能力を有しない未成年者
三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に扱われている者
四 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律昭和四十九年法律第二十二号、有限会社法、証券取引法、外国証券業者に関する法律若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十七条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第九十七条 執行役員は、証券投資法人の業務を執行し、証券投資法人を代表する。
第九十八条 執行役員は、この法律で別に定める場合のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務を執行しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。

一 第九十条の規定による投資主総会の招集

2 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四項、第九十九条並びに第二百四十九条の規定は、投資主総会の決議の不存在又は無効の確證を請求する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百五条第四項及び第九十九条第二項中「会社」とあるのは「証券投資法人」と、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と、「取締役又はハ監査役」とあるのは「執行役員又はハ監督役員」と読み替へるものとする。

第二章 執行役員、監督役員及び役員会
第一節 執行役員

第一節 執行役員

二 第二百一十一条の規定による事務の委託
三 第四百六十六条第一項の規定による投資口の払戻しの停止
四 合併契約の締結
五 その資産の運用又は保管に係る委託契約の締結又は契約内容の変更
六 資産運用報酬、資産保管手数料その他の資産の運用又は保管に係る費用の支払
七 第二百五条第一項の同意

3 執行役員は、三月に一回以上業務の執行の状況を役員会に報告しなければならない。
4 証券投資法人は、規約をもつて、数人の執行役員が共同して証券投資法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、商法第三十九条第二項の規定を準用する。

(報酬)
第九十八条 執行役員の報酬は、規約にその額を定めていないときは、第六十七条第一項第十三号の基準に従い、役員会がその額を決定する。

(商法の準用等)
第九十九条 商法第七十八条、第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ三、第二百五十六条第一項、第二百五十七条、第二百五十八条並びに第二百六十三条第一項及び第二項の規定は執行役員について、同法第七十条ノ二の規定は第二百六十六条第三項において準用する。同法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十七条第二項中「第三百四十二条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第四百四十二条」と、同条第三項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総額ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主(六月前ヨリ引続キ当該投資口ヲ有スルモノニ限ル)」と、同法第二百三十七条ノ二中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第二百六十三条第一項中「定款ヲ本店及支店

二、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「規約及投資主名簿」と、「名義書換代理人ヲ置キタルトキ」とあるのは「名義書換事務受託者(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十九条第二項二規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ)ノ営業所ガ証券投資法人ノ本店ト異ナルトキ」と、「名義書換代理人ノ営業所」とあるのは「其ノ営業所」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する商法第二百五十八条第二項の規定による一時執行役員職務を行ふべき者の選任の申請を受理したときは、当該申請に係る証券投資法人の執行役員及び監督役員の意見を聴かなければならない。

第二節 監督役員
(選任)
第一百条 監督役員(第七十二条の規定により設立の際選任されたものとみなされる監督役員を除く)は、投資主総会において選任する。

(欠格事由)
第一百一条 次に掲げる者は、監督役員となることができない。
一 第九十六条各号のいずれかに該当する者
二 当該証券投資法人の設立企圖人たる法人の役員、使用人若しくは子会社(当該法人が発行済株式の総額の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。第五号において同じ)の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一人又は二以上であつたもの

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

四 当該証券投資法人の執行役員

五 当該証券投資法人の発行する投資口の募集の委託を受けた証券会社の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一又は二以上であつたもの

六 その他当該証券投資法人の設立企画人又は執行役員と利害関係を有することその他の事情により監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として総務府令・大蔵省令で定めるもの

(員数)

第二百二条 監督役員の員数は、執行役員の員数に二を加えた数以上でなければならない。

(職務)

第二百三条 監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する。

2 監督役員は、いつでも執行役員、一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社に対して証券投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査をすることができ、

(商法の準用)

第二百四條 第九十八條及び第九十九條第二項、同条第一項において準用する商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ三、第二百五十六條第一項、第二百五十七條及び第二百五十八條並びに同法第二百七十四條ノ三から第二百七十五條ノ二までの規定は、監督役員について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三目 役員会

(役員会)

第二百五条 証券投資法人に、執行役員及び監督役員により構成する役員会を置く。

(役員会の招集)

第二百六条 役員会は、執行役員が一人の場合はその執行役員が、執行役員が二人以上の場合には各執行役員が招集する。ただし、執行役員が二人以上の場合において、役員会を招集す

る執行役員(次項及び第三項において「役員会招集権者」という。)を役員会において定めるときは、その者が招集する。

2 前項ただし書の場合においては、役員会招集権者以外の執行役員は、役員会招集権者に会議の目的とする事項を記載した書面を提出して、役員会の招集を請求することができる。

3 監督役員は、その職務を遂行するために必要があると認めるときは、執行役員(第一項ただし書の場合においては、役員会招集権者)に会議の目的とする事項を記載した書面を提出して、役員会の招集を請求することができる。

4 商法第二百五十九條第三項の規定は、前二項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「取締役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と読み替へるものとする。

(職務)

第二百七条 役員会は、この法律及び規約に定める権限を行うほか、執行役員の職務の執行を監督する。

2 役員会は、執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 執行役員たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 前項の規定により執行役員を解任したことその他の事由(執行役員の任期の満了及び辞任を除く。)により証券投資法人に執行役員が欠けることとなつたときは、直ちに、監督役員は、共同して、執行役員を選任するための投資主総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、監督役員は、その全

員の一致をもつてする決議によつて執行役員の選任に関する議案を作成し、これを同項の投資主総会に提出しなければならない。

5 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第六條の二第二項及び第三項の規定は、第二項の規定により執行役員を解任した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「監督役員がその過半数をもつて選任した監督役員」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「投資主総会」と読み替へるものとする。

(商法の準用等)

第二百八条 商法第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三、第二百六十條ノ二及び第二百六十條ノ四の規定は、役員会について準用する。この場合において、同法第二百六十條ノ二第一項中「取締役ノ過半数出席シ」とあるのは「構成員ノ過半数出席シ」と、「其ノ取締役ノ過半数」とあるのは「其ノ出席者ノ過半数」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「執行役員及び監督役員」と、同条第三項中「取締役ノ数ハ」とあるのは「執行役員及び監督役員ノ数ハ」と、同条第四項中「取締役ノ数ニ」とあるのは「構成員及出席者ノ数ニ」と、同法第二百六十條ノ四第四項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社」とあるのは「証券投資法人又ハ其ノ親法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一條第一項二規定スル子法人ヲ謂フ)又ハ子法人(同項二規定スル子法人ヲ謂フ)と」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する商法第二百六十條ノ四第四項の規定による許可の申請を受理したときは、当該申請に係る証券投資法人の執行役員及び当該申請をした投資主又は債権者の意見を聴かなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の許可をしたときは、書面によりその旨を当該許可に係る証券投資法人に通知しなければならない。

第四目 執行役員及び監督役員の責任等

(証券投資法人に対する責任)

第二百九条 次に掲げる場合においては、その行為をした執行役員又は監督役員は、証券投資法人に対し連帯して、第一号に掲げる場合に於ては違法に払い戻された額、第二号に掲げる場合に於ては違法に分配された金額の額、第三号に掲げる場合に於ては供与した利益の額、第四号に掲げる場合に於ては証券投資法人が被つた損害額について、弁済又は賠償の責めに任ずる。

一 第二百二十四條第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しをしたとき。

二 第二百三十六條第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

三 第二百三十九條第一項において準用する商法第二百九十四條ノ二第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したとき。

四 法令又は規約に違反する行為により証券投資法人に損害を与えたとき。

2 前項の行為が役員会の決議に基づいてされたときは、その決議に賛成した執行役員及び監督役員は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した執行役員又は監督役員であつて議事録に異議を留めない者は、その決議に賛成したものと推定する。

4 第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任は、総投資主の同意がなければ免除することができない。

(商法の準用)

第二百十條 商法第二百六十六條ノ二、第二百六十六條ノ三及び第二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は執行役員及び監督役

員について、同法第二百六十七条の規定は前条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について、同法第二百七十二条の規定は証券投資法人について、同法第二百七十五条の四の規定は監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百六十六条ノ二中「前条第一項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条第一項」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、「取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、「悪意ノ株主」とあるのは「投資口ノ私戻ヲ受ケタル者ノ内悪意ノモノ又ハ悪意ノ投資主」と、同法第二百六十六条ノ三第一項中「取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、「其ノ取締役」とあるのは「其ノ執行役員及監督役員」と、同法第二項中「取締役ガ株式申込証、新株引受権証書、社債申込証、目論見書若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」とあるのは「執行役員又ハ監督役員ガ投資口申込証、目論見書又ハ証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二十九条第一項ノ書類」と、「但シ取締役ガ」とあるのは「但シ其ノ執行役員又ハ監督役員ガ」と、同法第三項中「第二百六十六条第二項及第三項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条第二項及第三項」と、同法第二百六十八条第一項中「取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項ノ請求」とあるのは「執行役員ノ責任ノ追及ニ係ル証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十條ニ於テ準用スル第二百六十七條第一項ニ規定スル請求」と読み替へるものとすは、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第五節 事務の委託
(事務の委託)
第百十一條 証券投資法人は、その資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で

あつて次に掲げるものにつき、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、他の者に委託して行はせなければならない。

- 一 発行する投資口の募集に関する事務
- 二 発行する投資口の名義書換に関する事務
- 三 投資証券の発行に関する事務
- 四 その機関の運営に関する事務
- 五 計算に関する事務
- 六 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事務

(事務の委託を受けた者の義務)
第百十二條 証券投資法人から前条各号に掲げる事務の委託を受けた一般事務受託者は、当該証券投資法人のため忠実にその事務を行わなければならない。

(一般事務受託者の責任)
第百十三條 一般事務受託者がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その一般事務受託者は、当該証券投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

- 2 一般事務受託者が証券投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、清算執行人又は清算監督人もその責めに任ずべきときは、その一般事務受託者、執行役員、監督役員、清算執行人及び清算監督人は、連帯債務者とする。
- 3 第百九条第四項及び商法第二百六十七条の規定は前二項の規定による一般事務受託者の責任について、同法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は一般事務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的説替へは、政令で定める。

第六節 会計監査人
(選任)
第百十四條 会計監査人(第七十二條の規定により設立の際選任されたものとみなされる会計監査人を除く)は、投資主総会において選

任する。

(資格)
第百十五條 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ)又は監査法人でなければならぬ。

- 2 次に掲げる者は、会計監査人となることのできない。
 - 一 公認会計士法第二十四條又は第三十四條の十一の規定により、証券投資法人の第百二十九條第二項、第百五十五條第一項又は第百五十九條第一項に規定する書類について監査をすることができない者
 - 二 当該証券投資法人の子法人若しくはその執行役員若しくは監督役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 - 三 当該証券投資法人の一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社若しくはこれらの取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 - 四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - 五 監査法人でその社員のうち前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号若しくは第三号に掲げる者であるもの

(任期)
第百十六條 会計監査人の任期は、就任後二年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がされなかつたときは、その投資主総会において再任されたものとみなす。(権限等)

第百十七條 会計監査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、一般事務受託者、運用会社及び資産保管会社に対して、証券投資法人の会計に関する報告を求めることができる。

- 2 会計監査人は、その職務を行うに当たつて第百十五條第二項第一号から第四号までに該当する公認会計士、証券投資法人又はその子法人の執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者である者、証券投資法人又はその子法人の一般事務受託者、運用会社又は資産保管会社の取締役、監査役その他の役員又は使用人である者及び証券投資法人若しくはその子法人又はその一般事務受託者、運用会社若しくは資産保管会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(監督役員等に対する会計監査人の報告)
第百十八條 会計監査人がその職務を行うに際して執行役員又は清算執行人の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監督役員又は清算監督人に報告しなければならない。

- 2 監督役員及び清算監督人は、その職務を行うために必要があると認めるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の準用)
第百十九條 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五條、第六條第一項及び第二項、第六條の二から第六條の四まで、第七條第一項から第四項まで、第九條から第十一條まで並びに第十七條第二項の規定は、証券投資法人の会計監査人について準用する。この場合において、同法第五條中「前条第二項第二号」とあるのは「証券投資信託及び証券

投資法人に関する法律第十五条第二項第二号又は第三号」と、同法第六條の二第一項中「監査役会」とあるのは「役員会又は清算人」と、同条第二項中「監査役会が選任した監査役」とあるのは「役員会が選任した監査役又は清算人会が選任した清算監督人」と、同法第六條の四第一項中「監査役会」とあるのは「役員会又は清算人」と、同条第二項中「第四條、第五條及び第六條の二の規定」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十九條において準用する第五條及び第六條の二の規定並びに同法第十五條の規定」と、同法第七條第一項中「取締役及び支配人その他の使用人」とあるのは「執行役員及び清算執行人」と、同法第十條中「第十三條第一項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三十條第一項又は第五十六條第一項（同法第五十九條第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第十一條中「取締役又は監査役」とあるのは「執行役員、監査役員、清算執行人、清算監督人又は一般事務受託者」と、「取締役及び監査役」とあるのは「執行役員、監査役員、清算執行人、清算監督人及び一般事務受託者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七節 投資口の追加発行
(発行の方法)
第二百二十條 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項について決定し、一の発行日ごとに、役員会の承認を受けなければならない。
一 その発行日に発行する投資口の発行価額及び口数
二 払込期日
三 第八十四條第一項に規定する証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、前項の規定にかかわらず、発行期間を定め、その発行期間内における発行について、役員会の承認を一括して求めることができる。

第二百二十條 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。
一 第六十七條第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項
二 第七十一條第二項第三号及び第五号に掲げる事項
三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容
四 運用会社の名称及びその運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称
六 第六十二條第一項各号に掲げる事項（同条第二項の場合においては、同条第三項各号に掲げる事項）
七 前項第四号に掲げる事項の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

第二百二十條 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、投資口の発行価額その他の発行の条件は、発行日ごとに均等に定めなければならない。
二 前項の場合において、投資口の発行価額は、当該証券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額としなければならない。
三 証券投資法人がその成立後に投資口を発行したときは、投資口の発行価額の総額を出資総額に組み入れなければならない。
(投資口申込証の作成)
第二百二十二條 証券投資法人がその成立後に投資口を発行するときは、執行役員は、次に掲げる事項を記載した投資口申込証を作成しなければならない。
一 第六十七條第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項
二 第七十一條第二項第三号及び第五号に掲げる事項
三 一般事務受託者の氏名又は名称及び住所並びにその者に委託する事務の内容
四 運用会社の名称及びその運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要

五 資産保管会社の名称
六 第六十二條第一項各号に掲げる事項（同条第二項の場合においては、同条第三項各号に掲げる事項）
七 前項第四号に掲げる事項の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

第二百二十三條 第七十一條第一項並びに商法第七十五條第五項、第七十六條、第九十條、第二百八十八條ノ十七及び第二百八十九條ノ十八の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五條第四項の規定は執行役員について、同法第七十七條第二項の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十八條ノ十七、第二百八十九條ノ九、第二百九十條ノ十一及び第二百九十一條ノ十二の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百九十五條の規定は証券投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五條第四項中「第一項第十号」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第七十一條第二項第五号」と、「銀行又は信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同法第二百八十八條ノ七中「発行価額又は第八十二條ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」と、同法第二百八十九條ノ九第一項及び第二項中「払込又は現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百九十一條ノ十二中「新株発行ニ因リ変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証若ハ新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八節 投資口の払戻し
(払戻請求)
第二百二十四條 第八十四條第一項に規定する証券投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。
一 第八十二條第二項において準用する商法第二百二十四條ノ三第一項に規定する期間又は同項に規定する日から投資主若しくは質権者として権利行使すべき日までの間に請求があつたとき。
二 解散したとき。
三 純資産の額が基準純資産額最低純資産額に五千万円以上で政令で定める額を加えた額をいう。第二百三十六條第一項及び第二百九十五條第一項において同じ。を下回つたとき。

四 規約に定めた事由に該当するとき。
五 その他法令又は法令に基づいてする処分により、払戻しを停止しなければならないときは停止することができる。
二 前項の請求をする投資主は、請求書に、その請求に係る投資口について投資証券が発行されているときは当該投資証券を添付して証券投資法人に提出しなければならない。
三 前項の請求書には、払戻しを請求しようとする投資口の口数及び請求の年月日を記載し、これに署名し又は記名なつ印しなければならない。
(払戻し)
第二百二十五條 証券投資法人が投資口の払戻しをするときは、当該証券投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額によらなければならない。
二 投資口の払戻しは、払戻価額の支払の時、その効力を生ずる。
三 証券投資法人は、投資口の払戻しをしたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、投資主名簿に払戻しの記載をし、か

つ、出資総額等から出資総額等のうち払戻しをした投資口に相当する額を控除しなければならぬ。

(払戻額の公示)

第二百二十六条 証券投資法人は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その投資口の払戻額をあらかじめ公示することができ、この場合においては、当該公示した額をもつて投資口の払戻しをしなければならぬ。

(違法に払戻しを受けた者の責任)

第二百二十七条 不正な価額で投資口の払戻しを受けた者のうち悪意のものは、証券投資法人に對して公正な価額との差額に相当する金額の支払をする義務を負う。

2 商法第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は、前項の支払を求める訴えに對して準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

第二百二十八条 証券投資法人の債権者は、第二百四十八條第一項第三号に掲げる場合において投資口の払戻しを受けた者に対して、当該払戻しを受けた価額を証券投資法人に返還させることができる。

2 前項の規定により払戻しを受けた価額を証券投資法人に返還した者については、投資口の払戻しを受けた時点にさかのぼつてなお投資主であるものとみなす。

第九節 計算

(計算書類等の作成等)

第二百二十九条 執行役員は、決算期ごとに次に掲げる書類及びその附属明細書を作らなければならない。

- 一 貸借対照表
 - 二 損益計算書
 - 三 資産運用報告書
 - 四 金銭の分配に係る計算書
- 2 執行役員は、前項の書類(同項第三号に掲げる書類及びその附属明細書については、会

計に関する部分に限る。)について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

3 第一項の書類の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(会計監査人の監査報告書)

第二百三十条 会計監査人は、前条第二項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を執行役員に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令・大蔵省令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載すべき事項の記載がないとき若しくは不実の記載があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載が会計帳簿の記載と合致しないときは、その旨

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び規約に従い、証券投資法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は規約に違反し、証券投資法人の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針の変更が相当であるかどうか及びその理由

六 資産運用報告書(会計に関する部分に限る。)が法令及び規約に従い、証券投資法人の状況を正しく示しているものであるかどうか。

七 金銭の分配に係る計算書が法令及び規約に適合するかどうか。

八 前条第一項の附属明細書に記載すべき事項(会計に関する部分に限る。)の記載がないとき、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは資産運用報告書(会計に関する部分に限る。)の

記載と合致しない記載があるときは、その旨

九 監査のために必要な調査を行うことができなかったときは、その旨及びその理由

(計算書類の承認等)

第二百三十一条 執行役員は、第二百二十九条第一項の書類及び前条第一項の監査報告書を役員会に提出して、第二百二十九条第一項の書類の承認を求めなければならない。

2 執行役員は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を投資主に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知には、第二百二十九条第一項各号に掲げる書類及び前条第一項の監査報告書の謄本を添付しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第二百三十二条 執行役員は、第二百二十九条第一項の書類及び第二百三十条第一項の監査報告書を前条第一項の承認を受けた後五年間、本店に備え置かなければならない。

2 商法第二百八十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替へるものとする。

(資産の評価)

第二百三十三条 証券投資法人は、証券取引所(証券取引法第二十一条第一項に規定する証券取引所をいう。)に上場されている有価証券その他の総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第三十四條第二号並びに第二百三十九條第一項において準用する同法第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四の規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

2 証券投資法人は、特定取引のうち決算期において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業期間(当該決算期の直前の決算期の翌日(これに当たる日がない

ときは、証券投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百三十二条において同じ)終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業期間の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業期間の利益又は損失とすることを相当とする額は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

3 前項の特定取引とは、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他の総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。

(創業費の繰延べ)
第二百三十四条 証券投資法人は、第六十七條第一項第十七号の規定により支出した報酬、第六十六條第一項の設立の登記のために支出した税額その他の費用であつて総理府令・大蔵省令で定めるものを、貸借対照表上の資産の部に計上することができる。

2 前項の場合において、当該証券投資法人は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該計上した金額を償却しなければならない。

(出資剰余金)

第二百三十五条 証券投資法人は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める額を出資剰余金として積み立てなければならない。

一 投資口の払戻しによつて減少した出資総額等の合計額が、投資口の払戻しに要した金額を超えるとき。その超過額

二 合併により消滅した証券投資法人から承継した資産の価額が、その証券投資法人から承継した債務の額及びその証券投資法人の投資主に第二百四十七條第四号又は第二百四十八條第四号に掲げる規定により支払つた金額の合計額に存続する証券投資法人の増加した出資総額又は合併により設立した証

券投資法人の出資総額を加えた額を超えるとき。その超過額

(金銭の分配)

第百三十六条 証券投資法人は、投資主に対し、第百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した額をいう。第三項及び次条において同じ。を超えて金銭の分配をすることができない。ただし、当該純資産額から基準純資産額を控除した額を超えることはできない。

2 金銭の分配に係る計算書は、規約で定められた金銭の分配の方針に従つて作成されなければならない。

3 第一項本文の場合においては、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該利益を超えて投資主に分配された金額を、出資総額又は前条の出資剰余金の額から控除しなければならない。

4 第一項ただし書の規定に違反して金銭の分配をしたときは、証券投資法人の債権者は、当該証券投資法人の投資主から、その分配を受けた金額を当該証券投資法人に対し返還させることができる。

(利益の出資総額への組入れ)

第百三十七条 証券投資法人は、第百三十一条第一項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

(投資主の帳簿閲覧権等)

第百三十八条 投資主は、執行役員に対し、会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理由を付した書面をもつてしなければならない。

3 商法第二百九十三条ノ七(第二号を除く。)の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「取締役」とあるのは「執行役員」と、「株主」とあるのは「投資主」とである。

と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

(商法等の準用)

第百三十九条 商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四、第二百九十三条本文、第二百九十四条及び第二百九十四条ノ二の規定は、証券投資法人について準用する。この場合において、同法第二百九十四条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「第二百三十七条ノ二第二項及び第三項」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十四条第一項ニ於テ準用スル第二百三十七条ノ二第二項及び第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十節 規約の変更

(規約の変更)

第百四十条 規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。

2 商法第三百四十二条第二項の規定は前項の投資主総会について、同法第三百四十三条の規定は同項の決議について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十二条第二項中「定款」とあるのは「規約」と、「第二百三十二条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一条第一項」と、同法第三百四十三条中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主」とあるのは「投資主」と読み替えるものとする。

(投資口の払戻しに係る規約の変更)

第百四十一条 商法第三百四十九条の規定は、規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更)

第百四十二条 商法第百条の規定は規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて、同法第三百八十条第一項及び第二項の規定は最低純資産額の減少の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百条第一項及び第三項中「会社」とあるのは「証券投資法人」と、同法第三百八十条第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替えるものとする。

2 第百一十三条第二項及び商法第百六条の規定は、前項において準用する同法第三百八十条第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第百六条中「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

第十一節 解散

(解散事由)

第百四十三条 証券投資法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 規約で定めた存立時期の満了又は解散事由の発生

二 投資主総会の決議

三 合併

四 破産

五 解散を命ずる裁判

六 第百八十七条の登録の取消し

七 第百九十条第一項の規定による第百八十七条の登録の拒否

(商法の準用)

第百四十四条 商法第五十八条、第五十九条、第四百五条及び第四百六条ノ二の規定は証券投資法人について、同法第四百七条の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条第一項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「会社

ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは「執行役員又ハ監督役員」と、同条第二項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第四百五条中「第三百四十三条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第百四十条第二項ニ於テ準用スル第三百四十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十二節 合併

(合併)

第百四十五条 証券投資法人は、他の証券投資法人と合併することができる。

2 解散後の証券投資法人は、合併することができない。

(合併のための払戻しの停止)

第百四十六条 第八十四条第一項に規定する証券投資法人は、合併協議及び合併を行うために、払戻しの停止期間を公告し又は各投資主に通知して投資口の払戻しを停止することができる。

2 前項の払戻しの停止期間は、三月を超えることができない。

3 第一項の規定による公告又は通知は、同項の払戻しの停止期間の始期から一月以上前に行わなければならない。

(合併契約書の記載事項)

第百四十七条 合併する証券投資法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併後存続する証券投資法人(以下「存続法人」という。)が合併によつて規約の変更をするときは、その規定

二 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数及び合併によつて消滅する証券投資法人(以下「消滅法人」という。)の投資主に対する投資口の割当てに関する事項

三 存続法人の出資総額に関する事項

四 消滅法人の投資主に支払うべき金額を定めたときは、その規定

五 各証券投資法人において第五十條第一項において準用する商法第四百八條第一項の承認の決議をする投資主総会の期日 六 合併をする時期 七 各証券投資法人が合併の日までに金銭の分配をするときは、その限度額 八 存続法人について合併に際して就任する執行役員若しくは監督役員又は会計監査人を定めたときは、その規定 九 存続法人が合併に際して一般事務受託者を変更するときは、新たな一般事務受託者の氏名又は名称及び当該一般事務受託者に委託する事務に関する事項 十 存続法人が合併に際して運用会社を変更するときは、新たな運用会社の名称及び当該運用会社と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項 十一 存続法人が合併に際して資産保管会社を変更するときは、新たな資産保管会社の名称	九 新設法人の資産保管会社の名称 (簡易合併) 第四百四十九條 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数が、当該存続法人が発行する投資口の総口数から発行済投資口の総口数を控除した数を超えないときは、当該存続法人は、次条第一項において準用する商法第四百八條第一項に規定する承認(以下この条において「総会承認」という。)を受けないで合併をすることができ、 2 前項の場合においては、合併契約書に存続法人については総会承認を受けずに合併をする旨の記載をしなければならず、第四百四十七條第一号、第八号及び第十号に掲げる事項を記載することができない。 3 第一項の場合においては、存続法人は、合併契約書を作成した日から二週間以内に、消滅法人の商号、その本店の所在する場所、合併の時期及び総会承認を受けずに合併をする旨を公告し、又は各投資主に通知しなければならない。 (商法等の準用) 第五百五十條 商法第五十六條第三項、第二百二條、第二百三條、第四百八條第一項から第三項まで、第四百八條ノ二、第四百八條ノ三、第四百八條ノ四並びに第四百八條第一項及び第二百二條の規定は証券投資法人について、同法第二百八條及び第二百九條第三項の規定は投資口を併合しない場合において合併によつて消滅する証券投資法人の投資口を目的とする質権について、同法第四百四十四條ノ二の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二條中「前条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百七十一條」と、同法第四百八條第二項中「第二百三十二條」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一條第一項」と、同法第三項中「第三百四十三	条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第四百四十四條第二項に於て準用スル第三百四十三條」と、同法第四百八條ノ二第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ會日ノ二週間前」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十條第一項に於て準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ會日ノ二週間前(同法第四百四十九條第一項ノ場合ニ於テハ同条第三項又ハ同法第五百十條第一項ニ於テ準用スル第四百四十二條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日)」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主總會ノ會日」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十條第一項に於て準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ會日(同法第四百四十九條第一項ノ場合ニ於テハ同条第三項又ハ同法第五百十條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日)」と、同法第四百四十二條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日」と、同法第四百四十二條第一項中「第四百八條第一項ノ承認ノ決議ノ日」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十條第一項に於て準用スル第四百八條第一項ノ承認ノ決議ノ日(同法第四百四十九條第一項ノ場合ニ於テハ合併契約書ヲ作リタル日)」と、同法第四百四十五條第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 2 第九十四條第二項並びに商法第五百五條第一項及び第二項、第六條、第一百十條並びに第一百十一條の規定は、前項において準用する同法第四百四十五條第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第六條、第一百十條及び第一百十一條中「会社」とあるのは、「証券投資法人」と読み替へるものとする。 第十三節 清算 第一款 通則	(清算執行人等の決定等) 第五百十一條 証券投資法人が解散したときは、次に掲げる事由による場合を除くほか、執行役員が清算執行人と、監督役員が清算監督人となる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、又は投資主総会において他人を選任したときは、この限りでない。 一 合併又は破産 二 解散を命ずる裁判 三 第八十七條の登録の取消し 四 第九十條第一項の規定による第八十七條の登録の拒否 2 前項の規定によつて清算執行人又は清算監督人となる者がいないときは、特別清算が開始した場合を除くほか、内閣総理大臣が、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任する。 3 内閣総理大臣は、特別清算が開始した場合を除くほか、証券投資法人が第一項第二号に掲げる事由により解散した場合又は第六十三條第二項において準用する商法第三百三十八條前段の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散した場合においては職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。 4 証券投資法人が解散したときは、第一項第一号に掲げる事由による場合を除くほか、証券投資法人に、清算執行人及び清算監督人により構成する清算人会を置く。 (清算執行人等の届出) 第五百十二條 清算執行人及び清算監督人(内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算の場合の清算執行人及び清算監督人を除く)は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない。 一 解散の事由及びその年月日	五 各証券投資法人において第五十條第一項において準用する商法第四百八條第一項の承認の決議をする投資主総会の期日 六 合併をする時期 七 各証券投資法人が合併の日までに金銭の分配をするときは、その限度額 八 存続法人について合併に際して就任する執行役員若しくは監督役員又は会計監査人を定めたときは、その規定 九 存続法人が合併に際して一般事務受託者を変更するときは、新たな一般事務受託者の氏名又は名称及び当該一般事務受託者に委託する事務に関する事項 十 存続法人が合併に際して運用会社を変更するときは、新たな運用会社の名称及び当該運用会社と締結する資産の運用に係る委託契約に関する事項 十一 存続法人が合併に際して資産保管会社を変更するときは、新たな資産保管会社の名称	九 新設法人の資産保管会社の名称 (簡易合併) 第四百四十九條 存続法人が合併に際して発行する投資口の総口数が、当該存続法人が発行する投資口の総口数から発行済投資口の総口数を控除した数を超えないときは、当該存続法人は、次条第一項において準用する商法第四百八條第一項に規定する承認(以下この条において「総会承認」という。)を受けないで合併をすることができ、 2 前項の場合においては、合併契約書に存続法人については総会承認を受けずに合併をする旨の記載をしなければならず、第四百四十七條第一号、第八号及び第十号に掲げる事項を記載することができない。 3 第一項の場合においては、存続法人は、合併契約書を作成した日から二週間以内に、消滅法人の商号、その本店の所在する場所、合併の時期及び総会承認を受けずに合併をする旨を公告し、又は各投資主に通知しなければならない。 (商法等の準用) 第五百五十條 商法第五十六條第三項、第二百二條、第二百三條、第四百八條第一項から第三項まで、第四百八條ノ二、第四百八條ノ三、第四百八條ノ四並びに第四百八條第一項及び第二百二條の規定は証券投資法人について、同法第二百八條及び第二百九條第三項の規定は投資口を併合しない場合において合併によつて消滅する証券投資法人の投資口を目的とする質権について、同法第四百四十四條ノ二の規定は執行役員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二條中「前条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百七十一條」と、同法第四百八條第二項中「第二百三十二條」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九十一條第一項」と、同法第三項中「第三百四十三	条」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第四百四十四條第二項に於て準用スル第三百四十三條」と、同法第四百八條ノ二第一項中「前条第一項ノ株主總會ノ會日ノ二週間前」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十條第一項に於て準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ會日ノ二週間前(同法第四百四十九條第一項ノ場合ニ於テハ同条第三項又ハ同法第五百十條第一項ニ於テ準用スル第四百四十二條第一項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日)」と、同項第三号中「前条第一項ノ株主總會ノ會日」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第五百十條第一項に於て準用スル前条第一項ノ投資主總會ノ會日(同法第四百四十九條第一項ノ場合ニ於テハ合併契約書ヲ作リタル日)」と、同法第四百四十五條第二項中「株主、取締役、監査役、清算人」とあるのは「投資主、執行役員、監督役員、清算執行人、清算監督人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 2 第九十四條第二項並びに商法第五百五條第一項及び第二項、第六條、第一百十條並びに第一百十一條の規定は、前項において準用する同法第四百四十五條第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第六條、第一百十條及び第一百十一條中「会社」とあるのは、「証券投資法人」と読み替へるものとする。 第十三節 清算 第一款 通則	(清算執行人等の決定等) 第五百十一條 証券投資法人が解散したときは、次に掲げる事由による場合を除くほか、執行役員が清算執行人と、監督役員が清算監督人となる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、又は投資主総会において他人を選任したときは、この限りでない。 一 合併又は破産 二 解散を命ずる裁判 三 第八十七條の登録の取消し 四 第九十條第一項の規定による第八十七條の登録の拒否 2 前項の規定によつて清算執行人又は清算監督人となる者がいないときは、特別清算が開始した場合を除くほか、内閣総理大臣が、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を選任する。 3 内閣総理大臣は、特別清算が開始した場合を除くほか、証券投資法人が第一項第二号に掲げる事由により解散した場合又は第六十三條第二項において準用する商法第三百三十八條前段の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、第一項第三号又は第四号に掲げる事由により解散した場合においては職権で、清算執行人及び清算監督人を選任する。 4 証券投資法人が解散したときは、第一項第一号に掲げる事由による場合を除くほか、証券投資法人に、清算執行人及び清算監督人により構成する清算人会を置く。 (清算執行人等の届出) 第五百十二條 清算執行人及び清算監督人(内閣総理大臣が選任した者並びに特別清算の場合の清算執行人及び清算監督人を除く)は、その就任の日から二週間以内に次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない。 一 解散の事由及びその年月日
--	--	--	---	--	--	--	---

二 清算執行人及び清算監督人の氏名及び住所

(清算執行人等の解任)

第百五十三条 内閣総理大臣は、証券投資法人の清算(特別清算を除く)の場合において、重要な事由があると認めるときは、利害関係人の請求により又は職権で、清算執行人又は清算監督人を解任することができる。この場合において、内閣総理大臣は、清算執行人又は清算監督人を選任することができる。

(清算執行人等の報酬)

第百五十四条 第百五十一条第一項の規定により就任し、又は選任された清算執行人又は清算監督人が受けるべき報酬は、規約にその額を定めていない場合において規約にその支払に関する基準を定めていないときは、これに従い清算人会の決議において規約に当該基準を定めていないときは、投資主総会の決議をもつて、その額を決定する。

2 第百五十一条第二項若しくは第三項又は前条の規定により選任された清算執行人又は清算監督人は、清算に係る証券投資法人から報酬を受けることができる。この場合において、報酬の額は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、内閣総理大臣が定める。

(財産の調査)

第百五十五条 清算執行人は、就任したときは、遅滞なく、証券投資法人の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 清算執行人は、前項の書類について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

3 第一項の書類の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(会計監査人の監査報告書)

第百五十六条 会計監査人は、前条第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告

書を清算執行人に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令・大蔵省令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載すべき事項の記載がないとき若しくは不実の記載があるとき、又は財産目録若しくは貸借対照表の記載が会計帳簿の記載と合致しないときは、その旨帳簿の記載と合致しないときは、その旨三 財産目録及び貸借対照表が法令及び規約に従い、証券投資法人の財産の状況を正しく示しているものであるときは、その旨四 財産目録又は貸借対照表が法令又は規約に違反し、証券投資法人の財産の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由五 監査のため必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由六 その他総理府令・大蔵省令で定める事項(財産目録等の承認等)

第百五十七条 清算執行人は、第百五十五条第一項の書類及び前条第一項の監査報告書を清算人会に提出して、第百五十五条第一項の書類の承認を求めなければならない。

2 清算執行人は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の書類の謄本を内閣総理大臣(特別清算が開始した場合は、裁判所)に提出しなければならない。

3 清算執行人は、第一項の承認を受けた後清算の終了まで、同項の書類を本店に備え置かなければならない。

4 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「投資主」と、「会社」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

(債権者に対する催告)
第百五十八条 清算執行人は、その就任の日から一月以内に少なくとも三回債権者に対し

て、一定の期間内にその債権を申し出るよう公告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下回ることができない。

3 第一項の規定による公告には、債権者が期限内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

(決算報告書の作成及び承認)

第百五十九条 清算執行人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。この場合においては、第百五十五条第三項の規定を準用する。

2 清算執行人(特別清算の場合の清算執行人を除く)は、前項の決算報告書について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。この場合においては、第百五十六条第一項の規定を準用する。

3 前項において準用する第百五十六条第一項に規定する監査報告書には、次に掲げる事項を総理府令・大蔵省令で定める方法により記載しなければならない。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載すべき事項の記載がないとき若しくは不実の記載があるとき、又は決算報告書の記載が会計帳簿の記載と合致しないときは、その旨

三 決算報告書が法令及び規約に従い、決算の状況を正しく示しているものであるときは、その旨

四 決算報告書が法令又は規約に違反し、決算の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその事由

五 監査のため必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由

六 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

第百六十条 清算執行人は、前条第一項の決算報告書を清算人会に提出して、その承認を求めなければならない。

を除く。以下この条及び次条において同じ。

は、前項の承認を求めるときは、同項の決算報告書のほか、当該決算報告書に係る前条第二項において準用する第百五十六条第一項に規定する監査報告書を、清算人会に提出しなければならない。

3 清算執行人は、第一項の承認を受けた場合において、当該承認に係る前項に規定する監査報告書に前条第三項第四号に掲げる事項の記載があるときは、前項に規定する決算報告書及び監査報告書を投資主総会に提出して、当該決算報告書について承認を求めなければならない。

4 商法第四百二十七条第二項の規定は、清算執行人が第一項の承認(前項の場合)は、同項に規定する投資主総会の承認を受けた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「会社」とあるのは「証券投資法人」と、「清算人」とあるのは「清算執行人」と読み替えるものとする。

(清算事務終了の通知等)
第百六十一条 清算執行人は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、投資主に清算事務が終了した旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項の場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定による通知には、前条第二項に規定する決算報告書及び監査報告書の謄本を添付しなければならない。

3 清算執行人は、前条第一項の承認(同条第三項の場合)は、同項に規定する投資主総会の承認を受けたときは、遅滞なく、当該承認に係る決算報告書及び監査報告書の謄本を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(清算の監督命令)
第百六十二条 内閣総理大臣は、証券投資法人の清算(特別清算を除く)の場合において、必要があると認めるときは、当該証券投資法人又はその一般事務受託者、運用会社若しく

5 商法第三百八十七條第二項の規定は、証券投資法人の特別清算終結の決定又は証券投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

6 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百六十五條の規定は特別清算の場合の清算執行人について、同法第百六十六條の規定は特別清

算の場合の清算執行人及び清算監督人について、それぞれ準用する。

第十四節 登記

(証券投資法人に係る登記)

第百六十五条 この法律及びこの法律において準用する商法の規定により証券投資法人について登記すべき事項は、当事者の請求により、証券投資法人の本店の所在地において登記しなければならない。

2 商法第十一條、第十二條、第十四條及び第十五條の規定は、証券投資法人について準用する。

(設立の登記)

第百六十六條 証券投資法人の設立の登記は、第七十三條第一項の調査の手續が終了した日(同条第二項の場合においては、創立總會が終結した日)から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第六十七條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第十二号に掲げる事項

二 本店

三 第七十一條第二項第三号に掲げる事項

四 名義書換事務受託者の氏名又は名称及び住所並びに營業所

五 執行役員の氏名及び住所

六 監督役員の氏名

七 数人の執行役員が共同して証券投資法人を代表することを定めたときは、その規定

3 商法第六十一條及び第六十六條の規定は証券投資法人について、同法第六十七條ノ二の規定は執行役員及び監督役員について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(変更の登記)

第百六十七條 前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

(決議取消し等の登記)

第百六十八條 投資主總會(創立總會を含む。次項において同じ。)が決議した事項の登記がある場合において、当該決議取消しの判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

2 前項の規定は、投資主總會の決議が存しないことを確認する判決が確定した場合及び投資主總會の決議の内容が法令に違反することを理由として決議の無効を確認する判決が確定した場合について準用する。

(解散の登記)

第百六十九條 証券投資法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第百七十條 証券投資法人が合併したときは二週間以内に、存続法人については変更の登記、消滅法人については解散の登記、新設法人については第百六十六條第一項に規定する登記をしなければならない。

(設立無効の登記)

第百七十一條 証券投資法人の設立が無効とする判決が確定したときは、その登記をしなければならない。

(合併無効の登記)

第百七十二條 証券投資法人の合併が無効とする判決が確定したときは、存続法人については変更の登記、新設法人については解散の登記、消滅法人については回復の登記をしなければならない。

(清算執行人等の登記)

第百七十三條 執行役員が清算執行人となつたときは証券投資法人の解散の日から二週間以内に、清算執行人の選任があつたときは二週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算執行人の氏名及び住所

二 数人の清算執行人が共同して証券投資法

人を代表すべき定めがあるときは、その定め

2 監督役員が清算監督人となつたときは証券投資法人の解散の日から二週間以内に、清算監督人の選任があつたときは二週間以内に、清算監督人の氏名を登記しなければならない。

3 第百六十七條の規定は前二項の登記について、商法第六十七條ノ二の規定は清算執行人及び清算監督人について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特別清算開始等の登記)

第百七十四條 証券投資法人に対する特別清算開始の命令があつたときは、直ちにその登記をしなければならない。

2 前項及び商法第三百八十七條第一項の規定は、証券投資法人の特別清算開始の決定又は証券投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について準用する。

(清算終了の登記)

第百七十五條 証券投資法人の清算が終了したときは、第百六十條第一項に規定する清算人會の承認(同条第三項の場合には、同項に規定する投資主總會の承認があつた後二週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(登記簿)

第百七十六條 登記所に、証券投資法人登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第百七十七條 第百六十六條第一項の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 規約

二 第六十九條第一項の規定による内閣總理大臣への届出が受理されたことを証する書面

三 投資口の申込み及び引受けを証する書面

四 執行役員及び監督役員の調査報告書及びその附属書類

五 執行役員及び監督役員が就任を承諾したことを証する書面

六 創立總會を招集したときは、その議事録七 名義書換事務受託者との契約を証する書面

八 払込取扱機關の払込金の保管に関する証明書

(最低純資産額の減少による変更の登記の申請)

第百七十八條 最低純資産額の減少による変更の登記の申請書には、第百四十二條第一項において準用する商法第百零一條の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は最低純資産額を減少してもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(合併の登記の申請)

第百七十九條 証券投資法人の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅法人の投資主總會の議事録

三 第百五十條第一項において準用する商法第百四十二條第一項の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該証券投資法人にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 消滅法人の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅法人の本店がある場合を除く。

五 合併により最低純資産額を増加するとき
は、増加後の最低純資産額を超える純資産
が存在することを証する書面

六 合併に際して就任する執行役員又は監督
役員があるときは、就任を承諾したことを
証する書面

第百八十条 証券投資法人の合併による設立の
登記の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならぬ。

一 前条第一号から第四号までに掲げる書面
二 第百七十七条第一号、第五号及び第七号
に掲げる書面

三 最低純資産額を超える純資産が存在する
ことを証する書面

(清算執行人等に係る登記の申請)
第百八十一条 次の各号に掲げる登記の申請書
には、当該各号に定める書類を添付しなけれ
ばならぬ。

一 執行役員が清算執行人となり、又は監督
役員が清算監督人となつた場合の清算執行
人又は清算監督人の登記の申請書 規約

二 規約に定めた者が清算執行人又は清算監
督人となつた場合の清算執行人又は清算監
督人の登記の申請書 規約及びその者が就
任を承諾したことを証する書面

三 投資主総会において選任された清算執行
人の選任の登記の申請書 その者が就任を
承諾したこと及び第百七十三条第一項第二
号に掲げる事項を証する書面

四 投資主総会において選任された清算監督
人の選任の登記の申請書 その者が就任を
承諾したことを証する書面

五 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算
執行人の選任の登記の申請書 その選任及
び第百七十三条第一項第二号に掲げる事項
を証する書面

六 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算
監督人の選任の登記の申請書 その選任を
証する書面

七 清算執行人又は清算監督人の退任による
変更の登記の申請書 退任を証する書面
八 内閣総理大臣又は裁判所が選任した清算
執行人に関する第百七十三条第一項第二号
に掲げる事項の変更の登記の申請書 変更
の事由を証する書面

(商業登記法の準用)

第百八十二条 商業登記法(昭和三十八年法律
第百二十五号)第一条から第五条まで、第七
条から第十六条まで、第十七条第一項及び第
二項、第十八条、第十九条、第二十条第一項
及び第二項、第二十一条から第二十六条ま
で、第三十四条から第四十二条まで、第五十
五条第一項、第五十七条から第五十九条ま
で、第六十一条、第六十四条第二項、第六十
六条、第六十八條第二項、第六十九條、第七
十條、第七十九條、第八十一条、第八十八
條、第百七十七條から第百八十二条まで、第百十三
條の二から第百十三條の五まで並びに第百十三
條の四から第百二十條までの規定は、証券投資
法人に関する登記について準用する。この場
合において、同法第三十五条の二第一項中
「発起人又は社員(以下この節において「発起
人等」という。）」とあるのは、「設立企画人」と
同条第二項、同法第三十六条第一項及び第三
項並びに同法第三十七条中「発起人等」とある
のは、「設立企画人」と、同法第三十八條第二項
中「定款」とあるのは、「規約」と、同法第五項中
「発起人等」とあるのは、「設立企画人」と、「定
款」とあるのは、「規約」と、同法第四十一条第
一項中「発起人等」とあるのは、「設立企画人」
と、同法第六十一条第二項中「定款」とあるの
は、「規約」と、同条第三項中「会社を代表すべ
き清算人」とあるのは、「清算執行人の」と、
「商法第百二十九條第二項の規定により会社
を代表する清算人」とあるのは、「証券投資信託
及び証券投資法人に関する法律第百五十一条
第一項本文の規定により就任した清算執行
人」と、同法第六十四条第二項中「商法第百三

十四條とあるのは、「証券投資信託及び証券投
資法人に関する法律第百七十五條」と、「清算
人がその計算の承認を得た」とあるのは、「清算
執行人が同法第百六十條第一項に規定する清
算人会の承認(同条第三項の場合には、同項に
規定する投資主総会の承認を得た」と、同法
第七十九條第一項中「株主総会、取締役会」と
あるのは、「投資主総会、役員会」と、同法第八
十一条中「取締役、代表取締役又は監査役」と
あるのは、「執行役員又は監督役員」と、同法第
八十八條中「名義書換代理人又は登録機関」と
あるのは、「新たに証券投資信託及び証券投資
法人に関する法律第七十九條第二項に規定す
る名義書換事務受託者」と、「定款及びこれら
の者」とあるのは、「その者」と読み替えるもの
とする。

第十五節 雑則

(内閣総理大臣が選任した検査役等の報酬)
第百八十三条 第百五十四條第二項の規定は、
内閣総理大臣がこの法律において準用する商
法の規定により選任した証券投資法人の検査
役、仮執行役員等(執行役員、監督役員、清
算執行人又は清算監督人の職務を一時行うべ
き者をいう。次条第一項において同じ。)及び
鑑定人について準用する。

(内閣総理大臣の嘱託登記)
第百八十四条 内閣総理大臣は、次の各号のい
ずれの場合においては、当該証券投資法人
の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱
託しなければならない。

一 第百五十三條の規定により清算執行人又
は清算監督人を解任するとき。

二 仮執行役員等を選任したとき。

三 第百四十三條第六号又は第七号に掲げる
事由により証券投資法人が解散したとき。
前項の規定により内閣総理大臣が登記を嘱
託するときは、嘱託書に、当該登記の原因と
なる事由に係る処分を行ったことを証する書
面を添付しなければならない。

(非訟事件手続法等の準用)

第百八十五条 非訟事件手続法第百二十六條第
一項及び第二項、第百三十二條ノ五、第百三
十二條ノ六、第百三十三條ノ二から第百三十
五條ノ八まで、第百三十九條(第二号、第三
号及び第八号を除く。)並びに第百四十條の規
定は証券投資法人について、同法第百三十五
條ノ三十の規定は証券投資法人の解散を命ず
る判決が確定した場合について、同法第百三
十六條前段、第百三十六條ノ二、第百三十七
條前段、第百三十七條ノ二、第百三十八條及
び第百三十八條ノ三から第百三十八條ノ十五
までの規定は証券投資法人の特別清算につい
て、それぞれ準用する。この場合において、
同法第百三十四條第二項から第四項まで、第
百三十四條ノ二、第百三十四條ノ四及び第百
三十五條ノ三第三項中「法務大臣」とあるのは
「内閣総理大臣」と、同法第百三十九條第七号
中「株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効」
とあるのは「最低純資産額ノ減少ノ無効」と読
み替えるものとするほか、必要な技術的読替
えは、政令で定める。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五條
第八号ハの規定は、証券投資法人について準
用する。この場合において、同号ハ中「発起
人」とあるのは、「設立企画人」と読み替える
ものとする。

3 商法中署名すべき場合に関する法律(明治
三十三年法律第十七号)の規定は、この法律
において準用する商法の規定において署名す
べき場合について準用する。

(国税徴収法等の適用)
第百八十六条 証券投資法人が解散した場合に
おける国税徴収法(昭和三十四年法律第百四
十七号)第三十四條及び地方税法(昭和二十五
年法律第百二十六号)第十一條の三の規定
の適用については、これらの規定中「清算人」
とあるのは、「清算執行人」とする。

第二章 証券投資法人の業務

第一節 登録

(登録)

第百八十七条 証券投資法人は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。

(登録の申請)

第百八十八条 前条の登録を受けようとする証券投資法人は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 第六十七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 二 執行役員、監督役員及び会計監査人の氏名又は名称及び住所
- 三 運用会社の名称及び住所
- 四 運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約の概要
- 五 資産保管会社の名称及び住所
- 六 規約において証券投資法人の存立の時期又は解散の事由を定めているときは、その規定
- 七 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

- 一 前項第一号に掲げる事項が当該証券投資法人の設立に当たり第六十九条第二項の規定により提出された規約の記載と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面
 - 二 前項第二号に掲げる執行役員が第六十九条第一項の規定により届け出た執行役員の候補者と異なるときは、その旨及びその理由を記載した書面
 - 三 運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約書の写し
 - 四 その他総理府令・大蔵省令で定める書類
- (登録の実施)
- 第百八十九条 内閣総理大臣は、前条の登録の

申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を証券投資法人登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請をした証券投資法人に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、証券投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第百九十条 内閣総理大臣は、登録の申請をした証券投資法人が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 不法の目的に基づいて第百九十三条に規定する行為を行おうとするとき
- 二 申請の日前五年以上以内に第百九十七条の規定に違反する行為を行つた者を設立企画人(設立企画人が法人である場合においては、その役員及び政令で定める使用人を含む)としているとき
- 三 第九十六条各号に該当する者を執行役員とし、又は第九十一条各号に該当する者を監督役員としているとき
- 四 公認会計士及び監査法人以外の者又は第百十五条第二項各号に該当する者を会計監査人としているとき
- 五 第百九十九条各号に該当する法人以外の者又は第二百条各号に該当する法人を運用会社としているとき
- 六 第二百八条第二項各号に該当する法人以外の者を資産保管会社としているとき

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請をした証券投資法人に通知しなければならない。

に通知しなければならない。

(変更の届出)

第百九十一条 登録証券投資法人は、第百八十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券投資法人登録簿に登録しなければならない。

(解散の届出等)

第百九十二条 登録証券投資法人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき。その執行役員であつた者
- 二 破産により解散したとき。その破産管財人
- 三 第百四十三条第一号又は第二号に掲げる事由により解散したとき。その清算執行人

2 登録証券投資法人が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、第百八十七条の登録は、その効力を失う。

第二節 業務の範囲

第百九十三条 (資産の運用の範囲) 登録証券投資法人は、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、その資産の運用として次に掲げる取引その他有価証券に関連する取引を行うことができる。

- 一 有価証券の取得又は譲渡
 - 二 有価証券指数等先物取引
 - 三 有価証券オプション取引
 - 四 外国市場証券先物取引
 - 五 有価証券店頭指数等先物取引
 - 六 有価証券店頭オプション取引
 - 七 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 2 登録証券投資法人は、前項の規定によるほ

か、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、その資産の運用として有価証券以外の資産についてその取得又は譲渡その他の取引を行うことができる。

(資産の運用の制限)

第百九十四条 登録証券投資法人は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、取得してはならない。

一 保有する当該株式の総数

二 当該株式の発行済総数に総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た数

第百九十五条 登録証券投資法人は、次に掲げる者との間において第百九十三条に規定する行為を行つてはならない。ただし、登録証券投資法人の投資主の保護に欠けるおそれのない行為として内閣総理大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

- 一 その執行役員又は監督役員
- 二 その運用会社
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める者

(証券投資法人の発行する投資証券の募集等) 第百九十六条 証券投資法人の執行役員は、当該証券投資法人の発行する投資証券の募集に係る業務を行つてはならない。

2 証券投資法人の運用会社たる証券投資信託委託業者が当該証券投資法人の発行する投資口の募集に関する事務を受託した一般事務受託者である場合における証券取引法の適用については、当該証券投資信託委託業者が行う当該証券投資法人の発行する投資証券の募集の取扱い等は、同法第二十八条各号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

3 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条第二項から第三項までの規定又は第八十四条第一項の規定に基づく規約の定めにより証券投資法人が投資証券を発行しない場合における前二項、次条及び第二百

十九条の規定の適用については、当該投資証券に表示されるべき投資口は、投資証券とみなす。

(投資証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第九十七条 証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条第二項、第三項及び第五項、第四十三条並びに第四十五条の規定は設立企画人が設立中の証券投資法人の発行する投資証券の募集等を行う場合におけるその設立企画人(法人である場合においては、その役員及び使用人を含む。以下この条において「特定設立企画人等」という。及び前条第二項に規定する場合に該当する証券投資信託委託業者(その役員及び使用人を含む。以下この条において「証券投資信託委託業者等」という。が同項に規定する募集の取扱い等を行う場合におけるその証券投資信託委託業者等(以下この条において「特定証券投資信託委託業者等」という。))について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は特定設立企画人等又は特定証券投資信託委託業者等の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 運用会社及び資産保管会社

第一款 運用会社

(運用会社への資産の運用に係る業務の委託)
第九十八条 登録証券投資法人は、運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければならない。

2 前項の委託に係る契約(第六十七条第一項第十五号に規定する運用会社となるべき者と締結するものを除く)は、投資主総会の承認を得なければ、その効力を生じない。

(運用会社の制限等)

第九十九条 運用会社は、次の各号のいずれかに該当する法人でなければならない。

- 一 証券投資信託委託業者
- 二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者
- 三 前二号に掲げるもののほか、登録証券投資法人の資産の運用に係る業務の委託先として適当なものとして総理府令・大蔵省令で定める法人

(運用会社の欠格事由)
第二百条 次の各号のいずれかに該当する法人は、運用会社となることができない。

- 一 当該証券投資法人の監督役員を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人(以下この号において「役員等」という。)としていた法人又はその役員等としたことのある法人
- 二 当該証券投資法人の監督役員に対して継続的な報酬を与えている法人
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該証券投資法人の監督役員と利害関係を有する法人として総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された法人又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された法人であつて、その取消しの日から五年を経過しないもの

(運用会社の行為準則等)

第二百一条 運用会社は、法令及び資産の運用に係る委託契約の定めるところに従い、証券投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 運用会社は、証券投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は

- は暴行若しくは脅迫をすること。
- 二 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約を締結するに際し、当該証券投資法人に對して、損失の全部又は一部を負担することとを約すること。
- 三 証券投資法人の資産の運用に係る委託契約を締結するに際し、当該証券投資法人に對して、特別の利益を提供することを約すること。

四 証券投資法人の資産の運用としての取引により生じた当該証券投資法人の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその資産の運用としての取引により生じた証券投資法人の利益に追加するため、当該証券投資法人又は第三者に對し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること

(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く)。

五 投資顧問業に係る顧客若しくは投資一任契約に係る顧客、信託財産に係る受益者又は他の証券投資法人の利益を図るため、特定の証券投資法人の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うこと。

六 特定の有価証券等(第十五条第一項第三号に規定する有価証券等をいう)に関し、当該証券投資法人の資産の運用としての取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該証券投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該証券投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うこと(第五号に掲げる行為に該当するものを除く)。

八 前各号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは証券投資法人の資産の

運用の適正を害し、又は証券投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

3 運用会社は、証券投資法人の資産の運用に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 運用会社の利害関係人等(当該運用会社の過半数の株式を所有していることその他の当該運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ)に係る受益者又は顧客の利益を図るため、証券投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

二 運用会社の利害関係人等である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、証券投資法人の資産の運用の方針、証券投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

三 運用会社の利害関係人等である証券会社又は登録証券の引受けに係る主幹事会社(第十五条第二項第三号に規定する主幹事会社をいう)である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資主の保護に欠け、若しくは証券投資法人の資産の運用の適正を害し、又は証券投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

4 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が運用会社となる場合においては、同法第三十条の二及び第三十条の三の規定は、適用しない。

(証券投資法人から委託された権限の再委託等)

第二百二条 証券投資信託委託業者は、証券投

資

資法人の委託を受けてその運用会社となる場合において、当該委託に係る契約の定めるところにより、当該証券投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部を政令で定める者に対し、再委託することができ。

2 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が運用会社となる場合における同法第二十四条第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二十四条第二号」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百一十二条第二項の規定により読み替えられた第二十四条第二号」とする。この場合において、同法第三十条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「運用会社」とあるのは、「運用会社(当該運用会社から次条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。)」とする。

4 第二項の場合における前条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「運用会社」とあるのは、「運用会社(当該運用会社から次条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第二号に掲げる契約により再委託を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。)」とする。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の準用)

第二百三条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条(第三号を除く。)、第十五条及び第十六条の規定は、運用会社となる証券投資信託委託業者について準用する。

2 前項の場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十二条中「他人に投資顧問業」とあるのは「他人に証券投資法人の資産の運用に係る業務」と、同法第十三条第二項中「その行う投資顧問業」とあるのは「その行う証券投資法人の資産の運用に係る業務」と、「自ら行った有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「自ら行った資産の運用」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六条の認可」と、「助言」とあるのは「証券投資法人の資産の運用」と、同法第十四条中「投資顧問契約」とあるのは「証券投資法人の資産の運用に係る委託契約」と、「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、同条第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同法第十五条中「投資顧問契約」とあるのは「証券投資法人の資産の運用に係る委託契約」と、「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、同条第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「名称及び住所」と、同条第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「資産の運用の範囲及びその実行に関する事項(資産の運用に係る権限の一部を証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百一十二条第一項の規定により同項に規定する政令で定める者に対して再委託する場合におけるその者の名称及び当該再委託の範囲を含む。)」と、同条第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)」とあるのは「事項」と、同法第十六条中「投資顧問契約」とあるのは「証券投資法人の資産の運用に係る委託契約」と、「顧客」とあるのは「証券投資法人」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行ったもの」とあるのは「当該証券投資法人の資産の運用を行ったもの」と読み替えるものとする。

(運用会社の責任)

第二百四條 運用会社(当該運用会社から第二百一十二条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者及び当該運用会社から同条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第二号に掲げる契約により再委託を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。以下この条において同じ。)がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その運用会社は、当該証券投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 運用会社が証券投資法人又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者又は会計監査人、執行役員、監督役員、一般事務受託者及び会計監査人は、連帯債務者とする。

3 商法第二百六十六條ノ三第一項の規定は運用会社について、同法第二百六十六條第五項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は運用会社の責任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的諸替は、政令で定める。

(資産の運用に係る委託契約の解約)

第二百五條 運用会社は、登録証券投資法人の同意を得なければ、当該登録証券投資法人と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 執行役員は、前項の同意を与えるためには、投資主総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として内閣総理大臣の許可を得たときは、この限りでない。

第二百六條 登録証券投資法人は、投資主総会の決議を経なければ、運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができない。

2 登録証券投資法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、役員会の決議により運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約することができる。

一 運用会社が職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき。

第二百七條 証券投資法人は、運用会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該運用会社と締結した資産の運用に係る委託契約を解約しなければならない。

一 第一百九十九條各号に該当する法人以外の者となつたとき。

二 第二百一十條各号に該当する法人となつたとき。

三 解散したとき。

2 証券投資法人の資産の運用に係る業務の全部又は一部を行う運用会社が欠けることとなるときは、執行役員は、当該全部又は一部の業務を承継すべき運用会社を定めて、当該業務の委託をしなければならない。

3 前項の委託をした場合においては、執行役員は、運用会社と締結した委託契約について、遅滞なく、投資主総会の承認を求めなければならない。この場合において、当該承認を受けられないときは、当該契約は将来に向かってその効力を失う。

第二款 資産保管会社

(資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等)

第二百八條 登録証券投資法人は、資産保管会社(その資産の保管に係る業務を委託しなければならない。以下この条において同じ。)

2 資産保管会社は、次の各号のいずれかに該当する法人でなければならない。

一 信託会社又は信託業務を営む銀行

二 証券会社

三 前二号に掲げるもののほか、登録証券投資法人の資産の保管に係る業務の委託先として適当なものとして総理府令・大蔵省令で定める法人

(資産保管会社の義務)

第二百九条 資産保管会社は、法令及び資産の保管に係る委託契約の定めるところに従い、証券投資法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(資産保管会社の責任)

第二百十条 資産保管会社がその任務を怠つたことにより証券投資法人に損害を生じさせたときは、その資産保管会社は、当該証券投資法人に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 資産保管会社が証券投資法人に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人又は運用会社もその責めに任ずべきときは、その資産保管会社、執行役員、監督役員、一般事務受託者、会計監査人及び運用会社は、連帯債務者とする。

第四節 監督
(業務に関する帳簿書類)
第二百十一条 証券投資法人は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その業務(証券投資法人に係る業務に限る。次項において同じ)に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 運用会社及び資産保管会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、それぞれの業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(営業報告書の提出)
第二百十二条 登録証券投資法人は、営業期間(当該営業期間が六月より短い期間である場合においては、六月。以下この条において同じ。)ごとに、総理府令・大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)
第二百十三条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の証券投資法人の設立企画人に対し、当該設立中の証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の証券投資法人の設立企画人の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

式により、営業報告書を作成し、毎営業期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二百十三条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、設立中の証券投資法人の設立企画人に対し、当該設立中の証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該設立中の証券投資法人の設立企画人の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該設立中の証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の本店に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人の運用会社、資産保管会社若しくは一般事務受託者又はこれらの者であつた者(以下この項及び第五項において「運用会社等」という。)に対し、当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の運用会社等の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人の執行役員若しくは執行役員であつた者又は監督役員若しくは監督役員であつた者(以下この項において「執行役員等」という。)に対し、当該証券投資

法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資法人の執行役員等の事務所に立ち入り、当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

5 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資法人又は当該証券投資法人の運用会社等と当該証券投資法人に係る業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該証券投資法人に係る業務若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 第三十九条第二項及び第三項の規定は、第一項から第四項までの規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第二百十四条 内閣総理大臣は、設立中の証券投資法人の設立企画人若しくは証券投資法人又は当該証券投資法人の運用会社、当該運用会社から第二百二条第一項の規定により再委託を受けた同項に規定する政令で定める者、当該運用会社から同条第二項の規定により読み替へられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者、資産保管会社若しくは一般事務受託者の業務(証券投資法人に係る業務に限る。以下この項において同じ)の状況に照らして、証券投資法人の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資主の保護を図るため必要があると認めるときは、当該設立企画人又は当該証券投資法人に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更、運用会社の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける証券投資法人に通知しなければならない。

(通告等)

第二百十五条 登録証券投資法人は、その純資産の額が基準純資産額を下回るときは、速やかに、総理府令・大蔵省令で定める様式により、臨時報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、登録証券投資法人の純資産の額が最低純資産額を下回つたときは、当該登録証券投資法人に対して、一定の期間内にその純資産の額が当該最低純資産額以上に回復しない場合には登録を取り消す旨の通告を発しなければならない。

3 前項の期間は、三月を下回ることができない。

(登録の取消)

第二百十六条 内閣総理大臣は、登録証券投資法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第百八十七条の登録を取り消すことができる。

一 第百九十条第一項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第百八十七条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の通告を発したにもかかわらず、同項の期間内に当該通告が発せられた登録証券投資法人の純資産の額が最低純資産額以上に回復しない場合には、当該登録証券投資法人の第百八十七条の登録を取り消さなければならない。

(登録の抹消)

第二百十七条 内閣総理大臣は、第百九十二条

第二項の規定により第百八十七条の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により第百八十七条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分等の公告)

第二百八十八条 内閣総理大臣は、第二百八十五条第二項の通告を發し、又は第二百八十六条の規定による第百八十七条の登録の取消し等の処分をしたときは、総理府令・大藏省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二百九十条 裁判所は、投資証券の募集の取扱い等につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者(以下この条において「行為者」という。)に對し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反に反している場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該投資証券を発行する証券投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

第二百九十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 証券取引法第百八十七条及び第百九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第三章 外国証券投資法人

(外国証券投資法人の届出)

第二百二十条 外国証券投資法人又はその設立

企画人に相当する者は、当該外国証券投資法人の發行する投資証券に類する証券(以下この条及び第二百二十三条において「外国投資証券」という。)の募集の取扱い等が行われる場合においては、あらかじめ、総理府令・大藏省令で定めるところにより、当該外国証券投資法人に係る次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 目的、商号及び住所

二 組織及び役員に関する事項

三 資産の管理及び運用に関する事項

四 計算及び利益の分配に関する事項

五 外国投資証券が表示する権利に関する事項

六 外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大藏省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該外国証券投資法人の規約又はこれに相当する書類その他総理府令・大藏省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国証券投資法人の変更の届出)

第二百二十一条 外国証券投資法人は、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(外国証券投資法人の解散の届出)

第二百二十二条 外国証券投資法人が破産その他総理府令・大藏省令で定める事由により解散したときは、破産管財人若しくは清算人又はこれらの者に相当する義務を負う者は速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 外国証券投資法人は、前項に定める場合を除くほか、解散しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

ばならない。
(外国投資証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第二百二十三条 裁判所は、外国投資証券の募集の取扱い等につき当該外国投資証券を発行する外国証券投資法人の資産の運用が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者に對し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2 第三十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による裁判について準用する。

3 証券取引法第百八十七条及び第百九十一条の規定は、第一項の規定による申立てについて準用する。

第二十四条の七を第五十六条とする。

第二十四条の六を削る。

第二十四条の五中「以下」を「第五十六条において」に改め、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査等)

第五十五条 内閣総理大臣及び大藏大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に對し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による権限は、内閣総理大臣及び大藏大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 第三十九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

る。
第二十四条の四中「行なう」を「行う」に改め、同条各号を次のように改める。

一 証券投資信託委託業を営み、又は証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行うに当たり、この法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に對する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む証券投資信託委託業に關し、信託財産の運用の適正化その他受益者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

四 会員の営む証券投資信託委託業又は会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引に對する受益者等からの苦情の解決

五 受益者等に對する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

第二十四条の四を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(苦情の解決)

第五十三条 協会は、受益者等から会員の営む証券投資信託委託業又は会員の行う証券投資信託の受益証券の売買その他の取引に關する苦情に對して解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に對しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これ

を拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならぬ。

第二十四条の三に次の一項を加える。

2 協会に加入していない者は、その名称中に証券投資信託協会会員という文字を用いてはならない。

第二十四条の三を第五十一条とし、同条の前に次の章名及び一条を加える。

第三章 証券投資信託協会

(目的等)

第五十条 証券投資信託委託業者並びに証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、証券投資信託委託業者並びに証券投資信託の受益証券の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、証券投資信託協会と称する民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 証券投資信託協会(以下この章において「協会」という。)は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十四条及び第二十四条の二を削る。

第二十三条の二第一項中「委託会社又は」を「証券投資信託委託業者又は」に、「且つ」を「かつ」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「委託会社及び」を「証券投資信託委託業者及び」に改め、同項第一号中「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「第二十二條第一項又は前条第一項第一号ハ」を「第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條に」、「免許」を「免許を取り消した日」を「第六条の認可を取り消した日」に、「附して」を「付して」に、「第六条第一項の規定による免許」を「第六条の認可」に改め、同条第五項中「第八條第二項」を「第十條第二項」に、「免許申請者」を「認可申請者」に改め、同条を第四十五條とし、同条の次に次の一節を加える。

又は前条第一項第一号ハを「第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條に」、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「免許を取り消した日」を「第六条の認可を取り消した日」に、「附して」を「付して」に、「第六条第一項の規定による免許」を「第六条の認可」に改め、同条第五項中「第八條第二項」を「第十條第二項」に、「免許申請者」を「認可申請者」に改め、同条を第四十五條とし、同条の次に次の一節を加える。

第四節 雑則

(外国法人に対する特例等)

第四十六条 外国の法令に準拠して設立された法人である証券投資信託委託業者については、第三十五條の規定は、適用しない。

2 外国の法令に準拠して設立された法人である証券投資信託委託業者が証券投資信託委託業者を営む場合において、当該法人に対する第三十七條第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的調整その他当該法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(認可の失効)

第四十七条 証券投資信託委託業者が、第六条の認可を受けた日から六月以内に証券投資信託の委託者とならないときは、その認可は、効力を失う。

2 証券投資信託委託業者が、この法律の規定による認可(第六条の認可を除く。)を受けた日から六月以内にその認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、前二項の規定は、適用しない。

(信託契約の解約及び解約等の場合の公告)
第四十八条 証券投資信託委託業者又は受託会社は、当該証券投資信託委託業者であつた

法人(当該証券投資信託委託業者が合併により解散した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人)又は当該受託会社と信託契約を締結している証券投資信託委託業者は、遅滞なく、信託契約を解約しななければならない。

一 証券投資信託委託業者が第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條の規定により第六条の認可を取り消されたとき。

二 証券投資信託委託業者が解散したとき。

三 証券投資信託委託業者が証券投資信託委託業者を廃止したとき。

四 受託会社が営業免許の取消しその他の事由により信託会社又は信託業務を営む銀行でなくなつたとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 証券投資信託委託業者が前項第一号に該当する場合において、第四十五條第一項の規定による内閣総理大臣の命令に従つて信託契約に関する業務の引継ぎをしたとき、又は同条第四項の規定により信託契約の存続の承認を受けたとき。

二 証券投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併後存続する法人が証券投資信託委託業者であるとき。

三 証券投資信託委託業者が合併により解散した場合において、当該合併により設立した法人が設立後遅滞なく、第六条の認可を受けたとき。

四 証券投資信託委託業者が前項第二号若しくは第三号に該当する場合又は受託会社が同項第四号に該当する場合において、当該証券投資信託委託業者又は当該受託会社から他の証券投資信託委託業者又は他の受託会社に当該信託契約に関する業務の引継ぎがされたとき。

託業者であつた法人は、前二項の規定により信託契約が解約された場合又は信託契約に関する業務の引継ぎを受けた場合においては、その日から二週間以内に、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

(審問及び聴聞についての証券取引法の準用)
第四十九条 証券取引法第八十六条の規定はこの法律の規定による審問について、同法第八十六条の二の規定はこの法律の規定による処分に係る聴聞について、同法第八十七条及び第九十一条の規定はこの法律の規定による審問、この法律の規定による申立てについて、それぞれ準用する。

第二十三条第一項中「委託会社又はその取締役」を「証券投資信託委託業者又はその取締役若しくは監査役」に、「委託会社又は当該取締役若しくは監査役」を「証券投資信託委託業者又は当該取締役若しくは監査役」に、「委託会社に対し」を「証券投資信託委託業者に対し」に改め、同項第一号中「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「証券取引法若しくはこれらの法律に基づく命令(以下この法律等」と総称する。)、この法律等に基づいてする行政官庁の処分若しくは「この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第六条の認可に付した条件に違反した場合、公益を害する行為をした場合、」に改め、「信託契約に違反した場合」の下に、「第八十八條第一項第四号に規定する委託契約(以下この号において「資産運用契約」という。)に違反した場合」を加え、「不良となつた場合又は」を「不良となつた場合、」に改め、「生ぜしめた場合」の下に「又は運用会社の業務の運営が適正を欠いたため登録証券投資法人に重大な損失を生ぜしめた場合」を加え、「左に」を「次に」に改め、同号イ中「新たな信託契約の下に」若しくは「資産運用契約」を加え、同号ロ中「若しくは」を「若しくは」に、「信託契約若しくは業務の方法の変更」を「信託契約

の変更」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 当該証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等に係る業務につき、六月以内の期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命ずること。

第二十三条第一項第一号に次のように加える。

二 取締役又は監査役の解任を命ずること。

ホ 当該証券投資信託委託業者に対する第六条の認可を取り消すこと。

第二十三条第二項第二号を次のように改める。

二 取締役若しくは監査役が第九條第二項第六号イからホまで若しくはトからヌまでのいずれかに該当することとなつた場合又は取締役若しくは監査役が第六條の認可當時同号イからホまで、トからヌまで若しくはヲのいずれかに該当していたことが判明した場合において、その取締役又は監査役の解任を命ずること。

第二十三條第二項中「前項第一号イ又はロを」に、「前項第一号イからハまで」に、「命令を」を「処分」に改め、「平成五年法律第八十八号」を削り、同条第三項中「遅滞なく」を「遅滞なく」に、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「取締役」を「取締役若しくは監査役」に改め、同条第四項中「遅滞なくその旨を」を「遅滞なく、その旨を、書面により」に、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に改め、同条を第四十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

第四十三條 第十七條第一項の規定により証券投資信託委託業者から特定の信託財産につきその運用の指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた第二條第一項に規定する政令で定める者が前條第一項第一号に該当する場合

においては、内閣総理大臣は当該証券投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 証券投資信託委託業者が運用会社の業務を営む場合において第二百二條第一項の規定により当該運用会社の業務に係る権限の一部の再委託を受けた同項に規定する政令で定める者が前條第一項第一号に該当するときは、内閣総理大臣は当該証券投資信託委託業者に対し、同号イからホまでに掲げる処分をすることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十四條 内閣総理大臣は、第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号（二を除く。）又は前條の規定による処分（同号二に掲げる処分を除く。）をしたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第二十二條の前の見出しを削り、同条第一項中「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「その免許を」第六條の認可」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第九條第二項第一号から第三号まで又は第四号（この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第六條の認可當時、第九條第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第五号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 不正の手段により第六條の認可を受けたとき。

第二十二條第二項中「免許を取り消した」を「第六條の認可を取り消した」に、「遅滞なく」を

「遅滞なく」に、「書面をもつて委託会社」を、「書面によりその処分を受ける証券投資信託委託業者」に改め、同条を第四十一條とし、同条の前に見出しとして「監督上の処分」を付する。

第十八條の三から第二十一條までを削る。

第十八條の二中「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に改め、同条を第三十五條とし、同条の次に次の節名及び五條を加える。

第三節 監督

（信託財産等に関する帳簿書類）

第三十六條 証券投資信託委託業者は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、信託財産の状況その他業務（証券投資法人に係る業務を除く。）に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 証券投資信託の受益者は、証券投資信託委託業者に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

（営業報告書の提出及び縦覧）

第三十七條 証券投資信託委託業者は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定める様式により営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十八條 証券投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき。その法人を

代表する役員であつた者

二 破産したとき。その破産管財人

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

四 証券投資信託委託業者を廃止したとき。

証券投資信託委託業者であつた法人

五 営業の全部又は一部を譲渡したとき。その法人

2 証券投資信託委託業者は、合併しようとするとき（合併により消滅するときに限る。）、合併及び破産以外の理由により解散しようとするとき、証券投資信託委託業者を廃止しようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 証券投資信託委託業者は、前項の公告をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 証券投資信託委託業者が第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号に掲げる場合にあつては、営業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該証券投資信託委託業者に対する第六條の認可は、その効力を失う。

5 第三十條第三項の規定は、第二項の規定による公告について準用する。

（立入検査等）

第三十九條 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、証券投資信託委託業者若しくは証券投資信託委託業者であつた者（以下この項において「証券投資信託委託業者等」という。）を、当該証券投資信託委託業者等の設定した信託財産に係る受託会社若しくは受託会社等であつた者（以下この項において「受託会社等」という。）又は当該受託会社等と当該受託会社等に係る証券投資信託に係る業務

に關して取引する者に対し、当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産(当該証券投資信託委託業者等の証券投資信託委託業務に係るものに限る。以下この項において同じ。)に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の営業所に立ち入り、当該証券投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第四十条 内閣総理大臣は、証券投資信託委託業者の業務(第十七条第一項の規定により信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を第二條第一項に規定する政令で定める者)に対して委託するときにおけるその者の当該委託に係る業務及び証券投資信託委託業者が運用会社の業務を営む場合において第二條第一項の規定により当該運用会社の業務に係る権限の一部を同項に規定する政令で定める者に対して再委託するときにおけるその者の当該再委託に係る業務を含む。以下この項において同じ。)の状況に照らして、証券投資信託委託業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該証券投資信託委託業者に対し、その必要な限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による処分を

しようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による処分をした場合においては、遅滞なく、その旨及びその理由を書面によりその処分を受ける証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

い。

第九條から第十八條までを削る。

第八條の見出し中「免許を与えない」を「認可をしない」に改め、同條第一項中「第六條第二項を「第八條第一項」に、「免許の申請を「認可の申請」に、「免許を与えること」を「認可をすること」に、「免許申請者」を「認可申請者」に改め、同條第二項中「第六條第一項」を「第六條」に、「免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく」を「認可をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく」に、「免許申請者」を「認可申請者」に改め、同條を第十條とし、同條の次に次の三條、節名及び二十一條を加える。

(標識の掲示)

第十一條 証券投資信託委託業者は、本店、支店その他の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、総理府令・大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 証券投資信託委託業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二條 証券投資信託委託業者は、自己の名義をもつて、他人に証券投資信託委託業務を営ませてはならない。

(取締役の兼職制限)

第十三條 証券投資信託委託業者の常務に従事する取締役は、他の会社の常務に従事し、又は事業を営もうとする場合には、内閣総理大

臣の承認を受けなければならない。

第二節 業務

(受益者に対する忠実義務)

第十四條 証券投資信託委託業者は、証券投資信託の受益者のため忠実に当該証券投資信託の信託財産(以下「信託財産」という。)の運用の指図その他の業務を遂行しなければならない。

(証券投資信託委託業者の行為準則)

第十五條 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号に掲げる行為にあつては、受益者の保護に欠けるおそれのないものとして内閣総理大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

一 自己又はその取締役が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの者に対して売却し若しくは貸し付けることを当該信託財産の受託者である会社(以下「受託会社」という。)に指図すること。

二 その運用の指図を行う信託財産相互間において、他の信託財産に係る受益者の利益を図るため特定の信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 特定の有価証券等(有価証券、有価証券指数(証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。)、同法第二條第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプション(同條第一項第十号の二に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。))をいう。に關し、運用の指図をした取

引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該運用の指図を行う信託財産に係る受益者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が信託財産に係る受益者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを受託会社に指図すること(第二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業者の利害関係人等(当該証券投資信託委託業者の過半数の株式を所有していることその他の当該証券投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 証券投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社(証券取引法第二條第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に關する法律第二條第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。))又は登録金融機関(証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以

て、前項の規定による処分を

下同じ。又は登録金融機関(証券取引法第六十五條の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ)の利益を図るため、信託財産の運用の方針、信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 証券投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受け(証券取引法第二條第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下この号、第二十一條及び第二十二條において同じ)に係る主幹事会社(元引受け(同法第二十九條第三項に規定する有価証券の元引受けをいう)に係る契約(以下この号において「元引受け契約」という)を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者(同法第二條第五項に規定する発行者をいう。以下同じ)又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社(以下この号において「引受幹事会社」という)であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という)が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくない会社をいう)である場合において、当該有価証券の募集(同法第二條第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ)又は売出し(同法第二條第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ)の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業者の信用を

失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第十六條 証券投資信託委託業者は、同一の法人の発行する株式を、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数を超えることとなる場合においては、信託財産をもつて取得することを受託会社に指図してはならない。

一 その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該株式の総数

二 当該株式の発行済総数に総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た数

(運用の指図に係る権限の委託)

第十七條 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う特定の信託財産について、当該指図に係る権限の全部又は一部を、第二條第一項に規定する政令で定める者に對し、委託することができる。

2 証券投資信託委託業者は、前項の規定にかかわらず、その運用の指図を行うすべての証券投資信託につき、当該指図に係る権限の全部を、第二條第一項に規定する政令で定める者に對し、委託してはならない。

3 証券投資信託委託業者が第一項の規定により委託した場合における前三條の規定の適用については、これらの規定中「証券投資信託委託業者」とあるのは、「証券投資信託委託業者が当該証券投資信託委託業者から第二條第一項の規定により委託を受けた第二條第一項に規定する政令で定める者を含む。」とする。

(業務の範囲)

第十八條 証券投資信託委託業者は、証券投資信託委託業務のほか、第百九十八條第一項に規定する業務(以下「運用会社の業務」という)又は有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律の定めるところにより投資顧問業務若しくは投資一任契約に係る業務を営むことができる。

2 証券投資信託委託業者は、運用会社の業務又は投資顧問業務若しくは投資一任契約に係る業務を営もうとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 証券投資信託委託業者は、内閣総理大臣の認可を受けて証券取引法又は外国証券業者に関する法律の定めるところにより証券業(証券取引法第二條第八項に規定する証券業をいう。以下同じ)を営むことができる。

4 証券投資信託委託業者は、前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に定款、証券業に係る業務の方法を記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第十條の規定は、前項の規定による証券業の認可の申請について準用する。

(兼業の制限)

第十九條 証券投資信託委託業者は、前條の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、証券投資信託委託業務に関連する業務で、当該証券投資信託委託業務を営むにつき公益又は受益者の保護に欠けるおそれがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 証券投資信託委託業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書にその旨もつとする業務の内容及びその業務を営もうとする理由を記載した書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、証券投資信託委託業者が前項の規定による承認申請書に係る業務を営むことが公益又は受益者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、当該証券投資信託委託業者に通知して当該職員をして審問を行わせなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項ただし書の承認をすることとし、又はこれをしないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により当該証券投資信託委託業者に通知しなければならない。

(証券投資信託委託業務以外の業務を営む場合の行為準則)

第二十條 証券投資信託委託業者は、第十八條第一項及び第二項の規定に基づき運用会社の業務を営む場合においては、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該運用会社の業務に係る登録証券投資法人の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 前号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、第十八條第一項及び第二項の規定に基づき投資顧問業務又は投資一任契約に係る業務を営む場合においては、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該投資顧問業務に係る顧客又は当該投資一任契約に係る顧客の利益を図るため、当該証券投資信託委託業者が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 前号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

条第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、その運用の指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報(当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に關して取得した重要な情報であつて信託財産の運用の指図に影響を及ぼすと認められるもの又は証券投資信託委託業を営んでいる証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。)に基づいて、特定の信託財産に係る受益者の利益となる取引を行うことを受託会社に指図すること。

二 証券業による利益を図るため、信託財産の運用の方針、信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うことを受託会社に指図すること。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社(第十五条第二項第三号に規定する主幹事会社をいう。)である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の運用の適正を害し、又は証券投資信託委託業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

2 証券投資信託委託業者は、第十八条第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、第十五条第一項第一号の規定にかかわらず、自己が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券を自己に対して売却し若しくは貸し付ける

ことを受託会社に指図することができる。

(議決権等の指図行使)

第二十二條 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二、第二百八十条ノ四第一項及び第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で総理府令・大蔵省令で定めるもの(投資主協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。)に基づく優先出資者その他政令で定める者の権利でこれらに類する権利として政令で定めるものを含む。)の行使については、証券投資信託委託業者がその指図を行うものとする。

2 信託財産として有する株式(投資口、優先出資法に規定する優先出資その他政令で定める権利を含む。)に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第四項第九十四条第一項、優先出資法第三十五条その他政令で定める規定において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(業務の方法等の変更の認可)

第二十三條 証券投資信託委託業者は、業務の方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(資本の額の増加等の届出)

第二十四條 証券投資信託委託業者は、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 証券投資信託委託業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第十八条第一項の届出に係る業務を廃止したとき。

三 第十八条第三項の認可に係る業務を廃止したとき。

四 第十九条第一項ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

(証券投資信託約款の記載事項)

第二十五條 証券投資信託約款(以下「信託約款」という。)においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 委託者及び受託者
 - 二 受益者に関する事項
 - 三 委託者及び受託者としての業務に関する事項
 - 四 信託の元本の額に関する事項
 - 五 受益証券に関する事項
 - 六 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項
 - 七 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
 - 八 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
 - 九 信託の計算期間に関する事項
 - 十 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
 - 十一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
 - 十二 前号の場合における委託に係る費用
 - 十三 信託約款の変更に関する事項
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、総理府令・大蔵省令で定める事項
- (信託約款の内容の届出及び交付)
- 第二十六條 証券投資信託委託業者は、信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該信託契約に係る信託約款の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 証券投資信託委託業者は、信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対して、当該信託契約に係る信託約款の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、証券取引法第十三条第一項に規定する目論見書に当該信託約款の内容が記載されている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(受益証券の募集等に当たつての証券取引法の準用等)

第二十七條 証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等(募集、私募(同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)その他政令で定める行為をいう。以下同じ。)を行う場合における当該証券投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について、同法第四十一条、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該証券投資信託委託業者について、同法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券投資信託委託業者が自ら設定する証券投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該証券投資信託委託業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(受益証券等の預託の受入れの禁止)

第二十八條 証券投資信託委託業者は、いかなる名目によるかを問わず、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて顧客から受益証券若しくは投資証券又は金銭の預託を受けてはならない。ただし、証券投資信託委託業者が第十八条第三項の認可を受けて証券業を営む場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(信託約款の変更内容等の届出)

第二十九条 証券投資信託委託業者は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等)

第三十条 証券投資信託委託業者は、信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして総理府令・大蔵省令で定めるものに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2 証券投資信託委託業者は、前項に規定する場合において、同項に規定する書面を当該信託約款に係るすべての受益者に対して交付したときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事項を公告することを要しない。

3 第一項の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

(信託契約の解約の届出)

第三十一条 証券投資信託委託業者は、信託契約を解約しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(信託契約の解約を記載した書面の交付等)

第三十二条 証券投資信託委託業者は、信託契約を解約しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2 第三十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(運用報告書の作成及び交付)

第三十三条 証券投資信託委託業者は、その運用の指図を行う信託財産について、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該信託財産の計算期間の末日(総理府令・大蔵省令で定める信託財産にあつては、総理府令・大蔵省令で定める期日)ごとに、運用報告書を作成し、かつ、当該運用報告書を当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

(受益証券の募集の取扱い等の禁止又は停止命令)

第三十四条 裁判所は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等(募集の取扱い(証券取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。)、私募の取扱い(同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。))その他政令で定める行為をいう。以下同じ。につき次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣の申立てにより、その行為を現に行い、又は行おうとする者(以下この条において「行為者」という。)に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一 当該行為者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反して行つた場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

二 当該受益証券を発行する証券投資信託委託業者又は当該証券投資信託委託業者から第二十七条第一項の規定により委託を受けた運用の指図が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。

2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の事件は、当該行為者の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

4 第一項及び第二項の規定による裁判は、理由を付した決定をもつてする。

5 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び当該行為者の陳述を求めなければならない。

6 前三項に規定するものを除くほか、第一項及び第二項の裁判に関する手続については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

第七條の次に次の二條を加える。

(認可の申請)

第八條 第六條の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び資本の額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人の氏名及び住所

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類、信託契約締結に関する計画書その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第九條 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 認可申請者が、その人的構成に照らし、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六條の認可をしなければならない。

一 株式会社(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。以下この条において「株式会社等」という。)でない者

二 資本の額が、公益又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社等

三 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六條の認可若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四條の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律若しくは有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の認可若しくは登録(当該認可又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。第六号において「認可等」という。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五 申請の日前五年以内に証券投資信託委託業、登録証券投資法人の資産の運用に係る業務、投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。)又は投資一任契約(同条第四項に規定する投資一任契約をいう。以下同じ。)に係る業務に關し著しく不適当な行為をした者

六 取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第三号に規定する法律又はこれらに相當する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相當する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の認可を取り消された場合又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該証券投資信託委託業者であつた者又は当該投資顧問業者(同法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。

以下同じ。)若しくは当該投資顧問業者であつた者の取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録を取り消された個人たる投資顧問業者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録を取り消された者が個人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資顧問業者であつた者の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

チ この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の認可等を取り消された者が法人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該法人の取締役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

リ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の認可等を取り消された個人で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相當する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の認可等を取り消された者が個人である場合における当該取消しの日前三十日以内に当該個人の政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ル 第四十二条第一項第一号二又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役で当該処分があつた日から五年を経過しないもの

ヲ 前号に該当する行為をした者

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三号」を「第二十三号の三」に改める。

第二条第一項中「及び有価証券オプシオン取引等」を「有価証券オプシオン取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプシオン取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約

二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を政令で定める者に再委任することを含む契約

第二十五条第五項中「第六十五号第二項第五号ハ」を「第六十五号第二項第六号ハ」に改め、同条第六項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第十六項を「同法第二十六項」に改め、同条第十七項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第十項中「第三号」

を「第三号の二」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「若しくは現実数値」を「現実数値に、第十六条第二号において同じ」を「店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数若しくは店頭現実数値(同条第十八項に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう)に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「又はオプシオン(同条第十五項を、同条第十八項に規定する有価証券店頭指数又はオプシオン(同条第一項第十号の二)に改め、及び第十六条第二号」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。

9 この法律において「有価証券店頭オプシオン取引」とは、証券取引法第二条第十九項に規定する有価証券店頭オプシオン取引をいう。

10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。

第三條中「(以下この条において「投資判断の一任による投資」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資判断の一任による投資を行う業務を営む法人が、投資判断の一任による投資を行うことを営業(認可投資顧問業者(第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者をいう。以下同じ。)その他政令で定める者のみを相手方として行うものに限る。)とする場合は、この限りでない。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国にお

いて投資顧問業を営む者が、認可投資顧問業者その他政令で定める者のみを相手方として投資顧問業を営もうとする場合は、この限りでない。

第七條第一項中「重要な事項について」を削り、同項第四号中「第四条の登録」の下に「若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により同法第六条の認可」を加え、「三年」を「五年」に、「当該登録を取り消された者」を「当該登録又は認可を取り消された者」に改め、「この法律の下に」若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律を加え、「同種類の登録（当該登録又は認可）」に改め、同項第五号中「三年」を「五年」に改め、同項第六号中「証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）」を「若しくは証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「三年」を「五年」に改め、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 申請の日前五年以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務又は証券投資信託委託業（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条第九項に規定する証券投資信託委託業をいう。以下同じ。）に關し著しく不適当な行為をした者

第九條第四項中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第十六條第一号中「又は有価証券オプショ取引等」を「有価証券オプショ取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭指数オプショ取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別（有価証券指数等先物取引等、有価証券オプショ取引

等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプショ取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項）

第二十一条中の「規定」を削る。

第二十二條第二号中「価格」の下に「指数」を加え、同条同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。

三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。

四 その助言を受けた取引により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対して、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）

五 投資顧問契約を締結した顧客（当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客）相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

第二十二條に次の二号を加える。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした助言を行うこと（第五号に掲げる行為に該当するものを除く。）

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定め

る行為

第二十二條に次の一項を加える。

2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う信託財産（同法第十四條に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第三十条の三において同じ。）の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受け（証券取引法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。以下同じ。）に係る主幹事会社（元引受け（同法第二十九条第三項に規定する有価証券の元引受けをいう。）に係る契約（以下この号において「元引受け契約」とい

う。）を締結するに際し、当該元引受け契約に係る有価証券の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。第二十三条の三及び第三十一条の三において同じ。）又は所有者と当該元引受け契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社（以下この号において「引受け幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受け額」という。）が他の引受け幹事会社の引受け額より少なくない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受け幹事会社が受領するものより少なくない会社をいう。以下同じ。）である場合において、当該有価証券の募集（同法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）又は売出し（同法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第二十三條を次のように改める。

（業務の範囲等）

第二十三條 投資顧問業者は、証券投資信託委託業又は証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営もうとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 投資顧問業者が証券業を営む場合における第十六條の規定の適用については、同条第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無（政令で定めるものに限る。）とする。

3 投資顧問業者が証券業を営む場合において

は、その行う投資顧問業に關して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

4 投資顧問業者が証券業務を営む場合における第二十條の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第百五十六條の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に關する事項は、政令で定める。

第三章中第二十三條の次に次の二條を加える。

(投資顧問業者が証券投資信託業務等を営む場合の禁止行為)

第二十三條の二 投資顧問業者は、証券投資信託委託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業務として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大藏省令で定める行為

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に關する非公開情報(当該発行者の運営、業務若しくは財産に關する公表されてい

ない証券業に關して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している証券会社の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一條の三において同じ)に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 有価証券の引受けに係る主幹会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大藏省令で定める行為

第二十八條中「第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者」に改める。

第二十九條第一項中「第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「第三十一條ただし書」を「第三十一條第一項ただし書」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

止し、休止し、又は再開したとき。

第二十九條第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十三條第一項の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

第二十九條第二項中「第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者」に改める。

第三十條中「第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(忠実義務)

第三十條の二 認可投資顧問業者(第二條第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。次条において同じ)は、法令及び投資一任契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資一任契約に係る業務を行わなければならない。

(禁止行為)

第三十條の三 認可投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

五 投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

六 特定の有価証券等に関し、認可投資顧問業者が行つた投資に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない投資判断に基づく投資を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと(第五号に掲げる行為に該當するものを除く)。

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大藏省令で定める行為

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害關係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な關係を有する者として政令で定める者)をいう。以下この項において同じ)である証券投資信託委託業務が運用の指図を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 認可投資顧問業者の利害關係人である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の

額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。

三 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

(顧客から一任された投資判断等の再委任)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、その締結する投資一任契約のすべてを第二十四条第四項第二号に規定する契約とし、かつ、当該契約のすべてにつき、同号に規定する顧客から一任された投資判断及び委任された権限の全部を同号に規定する政令で定める者に對し再委任するものとして行はならない。

第三十一条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務」を「認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、証券投資信託委託業及び証券業のほか、他の業務」に、「当該投資顧問業者」を「当該認可投資顧問業者」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合においては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第十六条の規定の適用については、同条第一号中「事実の有無」とあるのは、「事実の有無(政令で定

めるものに限る。とする。

4 認可投資顧問業者が証券業を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

6 前三項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項(その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る)は、政令で定める。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(認可投資顧問業者が証券投資信託委託業を営む場合の禁止行為)

第三十一条の二 認可投資顧問業者は、証券投資信託委託業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券投資信託委託業として運用の指図を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第三十一条の三 認可投資顧問業者は、第三十

一条第二項の認可を受けて証券業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

三 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令・大蔵省令で定める行為

第三十二条中「第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者」に、「三月」を「六月」に改める。

第三十三条中「第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十三条まで」を「第十二条、第十三条(第一項を除く)、第十四条(第三号を除く)、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条まで」に、「第二十四条第一項の認可を受けて」を「認可投資顧問業者として」に、「第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項を「第十三条第二項」に、「第十四条第三号中「第十八条から第二十条まで」とあるのは「第十九条及び第二十

中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同条第三号に改め、「投資の実行に関する事項」の下に「投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二十四条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。」を、「第十六条の下に「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、を、「顧客を相手方として」の下に「と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」を加え、と、第二十二條第二号中「助言を受けた顧客の取引」とあるのは「投資顧問業者が顧客から一任されて行つた投資」と、「助言を行う」とあるのは「投資判断に基づく投資を行う」を削る。

第三十六条第一項中、「投資顧問業者」の下に「又はこれと取引する者」を加える。

第三十七條中、「投資顧問業者」の下に「又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二十四条第四項第二号(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者」を加える。

第三十八條第一項第一号中「第七條第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。を「第七條第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。を、第五号、第六号、第八号(同項第七号に係る部分を除く。又は第九号(同項第七号に係る部分を除く。に改める。

第三十九條第一項中「第二十四條第一項の認可を受けた投資顧問業者」を「認可投資顧問業者

る株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

10 この法律において「持株会社」とは、私的独

占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第三項
(持株会社)に規定する持株会社をいう。

11 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二條の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同條第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

第四條第五項を次のように改める。

5 第三項の「銀行等」とは、銀行及び長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二條(定義)に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。)をいう。

第十條第二項第二号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加へ、同項に次の四号を加へる。

十四 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十三号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第十條第三項を次のように改める。

3 前項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

第十條第七項中「第二條第八項第六号を」第二條第三項に、「私票を」を「有価証券の私票を」に改め、同條第八項中「第二條第七項又は第八項を」第二條第八項又は第九項に改める。

第十二條の次に次の一条を加へる。
(預金者等に対する情報の提供等)
第十二條の二 銀行は、預金又は定期積金等(以下この項において「預金等」という。)(の受入れに關し、預金者等の保護に資するため、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容及その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 銀行は、前項に規定する業務以外の業務に關しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。
第十三條の見出しを「(同一人に対する信用の供与等)」に改め、同條第一項中「に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の關係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。)」を「(当該同一人と政令で定める特殊の關係のある者を含む。以下この条において同じ。)」に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。の額に、資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)(の合計額を「自己資本の額」に、「信用供与限度額」を「信用供与等限度額」に、「超えてはならない」を「超えてはならない」に、「信用の供与」を「信用の供与等」に、「又は」を「又は」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 銀行が子会社(総理府令・大蔵省令で定める会社を除く。)(その他の当該銀行と総理府令・大蔵省令で定める特殊の關係のある者(以下この条において「子会社等」という。))を有する場合においては、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。))を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十三條第三項中「信用の供与」を「信用の供与等」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

第十三條第五項中「第一項及び第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらを」を「信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項に改める。

第十三條の二 中「当該銀行が第十六條の二第一項の認可を受けて株式を所有する会社、当該銀行を子会社(第五十二條の二第二項に規定する子会社(同條第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この条において同じ。とする銀行持株会社(第五十二條の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。)」を「当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社」に、「公益上必要を」を「総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由」に改め、同條第一号中「と認められるもの」を「として総理府令・大蔵省令で定める取引」に改める。

第十四條の二を次のように改める。
(経営の健全性の確保)
第十四條の二 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と総理府令・大蔵省令で定める特殊の關係のある会社(以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。)(の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

第十六條第一項中「代理店」を「その代理店の営業所に、代理店の」を「当該代理店の営業所に」に改め、同條第二項中「無人の営業所又は代理店」を「銀行又はその代理店の無人の営業所に」、「営業所又は代理店」を「営業所に」に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 子会社等

(銀行の子会社の範囲等)

第十六條の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

銀行を子会社(第五十二條の二第二項に規定する子会社(同條第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この条において同じ。とする銀行持株会社(第五十二條の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。))を「当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社」に、「公益上必要を」を「総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由」に改め、同條第一号中「と認められるもの」を「として総理府令・大蔵省令で定める取引」に改める。

第十四條の二を次のように改める。
(経営の健全性の確保)
第十四條の二 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と総理府令・大蔵省令で定める特殊の關係のある会社(以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。)(の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

第十六條第一項中「代理店」を「その代理店の営業所に、代理店の」を「当該代理店の営業所に」に改め、同條第二項中「無人の営業所又は代理店」を「銀行又はその代理店の無人の営業所に」、「営業所又は代理店」を「営業所に」に改める。

第二章の二を次のように改める。

第二章の二 子会社等

(銀行の子会社の範囲等)

第十六條の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

銀行を子会社(第五十二條の二第二項に規定する子会社(同條第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この条において同じ。とする銀行持株会社(第五十二條の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。))を「当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社」に、「公益上必要を」を「総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由」に改め、同條第一号中「と認められるもの」を「として総理府令・大蔵省令で定める取引」に改める。

第十四條の二を次のように改める。
(経営の健全性の確保)
第十四條の二 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と総理府令・大蔵省令で定める特殊の關係のある会社(以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。)(の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかの基準

第十六條第一項中「代理店」を「その代理店の営業所に、代理店の」を「当該代理店の営業所に」に改め、同條第二項中「無人の営業所又は代理店」を「銀行又はその代理店の無人の営業所に」、「営業所又は代理店」を「営業所に」に改める。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいづれかを営む業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他、の総務府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)
- 四 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)
- 五 銀行業を営む外国の会社
- 六 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 七 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該銀行又はその子会社(当該一の子会社(同条第七項第二号において「従属先子会社」という。))を除く。が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等(第十号において同じ。))を超えて所有していないものに限る。)
- 九 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限る。
- 十 新たな事業分野を開拓する会社として総務府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総務府令・大蔵省令で定めるもの(次条第七項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)
- 十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総務府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)
- 十二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総務府令・大蔵省令で定めるもの
- 十三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総務府令・大蔵省令で定めるもの
- 十四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総務府令・大蔵省令で定めるもの
- 十五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社
- イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社
- ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社
- ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち総務府令・大蔵省令で定めるもの
- ニ 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社
- イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社
- ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社
- ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち総務府令・大蔵省令で定めるもの
- 三 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総務府令・大蔵省令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。
- 四 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(主として当該銀行の営む業務のために従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項において同じ。))を営んでいる会社を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 五 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総務府令・大蔵省令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 六 第四項の規定は、銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。))に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 七 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社、銀行の一の子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。(銀行等による株式の取得等の制限)
- 第十八条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第二項第一号から第四号までに掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第九号及び第十一号に掲げる会社を除く。以下この条において「同じ」の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。))を

超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができ。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 前条第四項の認可を受けて当該銀行が子

会社対象銀行等を子会社としたとき(総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。)
その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行が存続する場合に限る。)。その合併をした日

四 当該銀行が第三十条第二項又は第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたとき(総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。)。その営業又は事業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該銀行が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

8 第二条第九項の規定は、前各項の場合にお

いて銀行又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第十九条第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「前二項の報告書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十條に次の一項を加える。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前項の貸借対照表及び損益計算書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二十一条を次のように改める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十一条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該銀行(代理店を含む。)の営業所(無人の営業所その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所を除く。次項において同じ。)に備へ置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載し

た説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行(代理店を含む。)の営業所に備へ置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

4 銀行は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第二十四條第四項及び第五項を削る。

第二十五條第二項中「(前条第四項に規定する子会社をいう。第五項において同じ。)」を削る。

第二十六條第一項中「又は財産を」若しくは「財産又は銀行及びその子会社等の財産に」、「銀行の業務の健全性」を「当該銀行の業務の健全性」に、「業務の健全性」を「当該銀行の業務の健全性」に、「業務の全部を」を「当該銀行の業務の全部」に、「財産の供託」を「当該銀行の財産の供託」に改め、同条第二項中「銀行の下に」又は銀行及びその子会社等を加え、「定める自己資本」を「定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本」に改め、「応じ」の下に「それぞれ」を加える。

第三十条第一項中「(昭和四十三年法律第八十六号)を削り、同条第四項中「(昭和二十二年法律第五十四号)」を削る。

第三十八條中「及び代理店を」(代理店の営業所を含む。に改める。

第四十七條第二項中「第十六條の二、第十六條の三を」第二章の二に、「第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項から第五項まで」を「第十九條第二項、第二十條第二項、第二十一条第二項、第二十二條、第二十三條、第二十四

条第二項及び第三項に、「第五十三條第一項第二号、第四号及び第五号」を「第五十三條第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号」に改める。

第七章の二第一節中第五十二條の二を削り、第五十二條の三を第五十二條の二とする。

第五十二條の四に次の一項を加える。

2 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く)は、株式会社でなければならぬ。

第五十二條の四を第五十二條の三とし、第五十二條の五を第五十二條の四とする。

第五十二條の六第一項中「次条第一項各号」を「第五十二條の七第一項各号」に改め、第七章の二第二節中同条を第五十二條の五とし、同条の次に次の一項を加える。

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第五十二條の六 銀行持株会社又はその子会社(等)(当該銀行持株会社の子会社(総理府令・大蔵省令で定める会社を除く)その他の当該銀行持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ)の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ)の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある

場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

3 第一項の場合において、銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行持株会社の信用の供与等の額とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第五十二條の七第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 長期信用銀行

二 証券専門会社

三 保険会社

第五十二條の七第一項第六号を次のように改める。

六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く)。

第五十二條の七第一項第八号中「持株会社」を「持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一項を加える。

七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る)。

イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵

省令で定めるもの(以下この条において「従属業務」という)。

口 第十六條の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする)。

第五十二條の七第三項中「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第九号」に、「銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行を子会社とする場合にあつては、これらの債券の発行に係る業務を含む)に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として総理府令・大蔵省令で定めるものを除く」(次項を「従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る)を」を除く)。(以下この条)に改め、同条第五項中「第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である」を「第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る)に該当する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

第五十二條の八第一項中「第六号及び第八号」を「第七号及び第九号」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「第五十二條の三第一項」を「第

五十二條の二第一項に改め、同項第三号中「第五十二條の三第三項ただし書」を「第五十二條の二第三項ただし書」に改め、同条第八項中「第五十二條の二第二項後段」を「第二条第九項」に改める。

第五十二條の九中「子会社」の下に「その他の当該銀行持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社(以下この章において「子会社等」という)を加え、それらの自己資本を、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本に、それらの経営を、銀行持株会社及びその子会社等の経営に改める。

第五十二條の十一第一項中「子会社」を「子会社等」に改め、「これらの会社の全部につき」を削る。

第五十二條の十二中「子会社の全部」を「子会社等」に改める。

第五十二條の十三を次のように改める。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十二條の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行(当該銀行の代理店を含む)の営業所(無人の営業所その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所を除く)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

3 銀行持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及

びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第五十二条の十七第一項中「その子会社を『その子会社等』に改め、同条第二項中『子会社』を『子会社等』に改める。

第五十二条の十八第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項第三号中「第五十二条の三第三項ただし書」を「第五十二条の二第三項ただし書」に改め、同項第四号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十二条の十九第三項中「第五十二条の四」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第五十三条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「(第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第十六条の二第一項第八号又は第十号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされ、ものを除く。)を子会社とし、同項第三号第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は営業若しくは事業の譲受をしようとする場合を除く。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第三十条第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合を除く。)、又は第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき、第五十三条第二項中「第五十二条の二第二項

後段」を「第二項第九項に、「前項第五号」を「前項第七号」に改め、同条第三項第一号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項第三号中「第五十二条の七第一項第六号又は第七号」を「第五十二条の七第一項第七号又は第八号」に改め、同項第四号中「除く。」の下に、「又は第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき」を加える。

第五十五条第一項中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、「(第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、銀行が当該認可を受け、た日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき)」を削り、同条第二項中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十六条第五号及び第八号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第五十七条の三三「同項第六号」を「同項第八号」に改め、同条第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第四項」に、「銀行の株式の取得又は所有に係る」を「銀行を子会社とする」に、「(第五十二条の三第一項を「第五十二条の二第一項」に改め、同条第五号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。同条第五号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。同条第五号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第六十一条の二第一号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同条第二号中「第五十二条の三第三項」を「第五十二条の二第三項」に改める。

第六十三条第一号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二 第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

第六十三条第八号中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の二第一項」に改める。

第六十五条第一号を次のように改める。

一 第五十三条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けないうでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

第六十五条第二号中「第五十二条の五第一項」を「第五十二条の四第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条の六第一項」を「第五十二条の五第一項」に改め、同条第十四号及び第十五号を削り、同条第十三号中「同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である」を「同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を削り、同条第十一号中「第五十二条の三第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第七号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき又は第五十二条の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

六 第十六条の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないうで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないうで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

七 第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

第六十五条第十六号中「第十六条の二第一項、第十六条の三第一項、同条第二項」を「第十六条の二第四項(同条第六項)に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)
第十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項第一号中「又は」の下に「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項に次の二号を加える。

十一 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるもの

のを除く。)

第六条第四項を次のように改める。

4 前項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二十条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

第六条第五項中「第二項第七項又は第八項」を「第二項第八項又は第九項」に改める。

第十三条の二を次のように改める。

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 銀行(銀行法第二十条第一項(定義)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

三 証券取引法第二十条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

五 銀行業(銀行法第二十条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社

六 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

七 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に

規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)

八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該長期信用銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号において「特定従属会社」という。)にあつては、当該特定従属会社の株式議決権のあるものに限る。又は持分(以下「株式等」という。)を、当該長期信用銀行又はその子会社(当該一の子会社を除く。)が、合算して、基準株式数等(第十三条において準用する銀行法第十六条の第三項に規定する基準株式数等をいう。第十号において同じ。)を超えて所有していないものに限る。)

九 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等

の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)

十 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項に規定する子会社とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。))を含むものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社(第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるものの

六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるものの

5 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しな

い。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(主として当該長期信用銀行の営む業務のために従属業務(第四項第一号に掲げる従属業務をいう。第九項において同じ)を営んでいる会社を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社として、同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。第十六条の三、第五項ただし書を「第三項ただし書」に改める。

7 前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることに、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 第六項の規定は、長期信用銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9 第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行若しくはその子会社、長期信用銀行の一の子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

第十五条中「銀行法第二項第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。第十六条の四第一項において同じ。」を削る。

第十六条の二第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、「同項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第十六条の三、第五項ただし書を「第三項ただし書」に改める。

第十六条の四第一項中「同条第五項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 銀行
二 証券専門会社
三 保険会社
第十六条の四第一項第五号中「(証券取引法第二項第八項各号(定義に掲げる行為のいづれかを行う営業をいう。次号において同じ。))を削り、同項第六号を次のように改める。

六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く)。
第十六条の四第一項第八号中「持株会社」を「持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下この条

において「従属業務」という。)

口 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。)

第十六条の四第三項中「第六号」を「第七号」に、「第八号」を「第九号」に、「銀行業に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。」「(次項)を「従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。))を「(以下この条)に改め、同条第五項中「第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である」を「第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(長期信用銀行等に限る。)に該当する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

第十七条中「証券会社等の株式の所有」を「銀行の子会社の範囲等」に、「第五十二條の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二條の三、第五十二條の四を「第五十二條の二、第五十二條の三第一項」に改める。

第二十條第一項中「第十七條において準用する銀行法第十六條の三第二項(海外現地法人の株式等の所有)において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、長期信用銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつたとき」を削り、同条第二項中「第五項ただし書」を「第三項ただし書」に改める。

第二十三條の二第二号中「第十六條の二第五項」を「第十六條の二第三項」に改める。

第二十五條第二号中「第五項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同条第三号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同条の次に次の二号を加える。

三の二 銀行法第二十條若しくは第五十二條の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者
三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二十二條又は第五十二條の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者
第二十七條第一号中「第五十二條の六第一項」を「第五十二條の五第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十三條の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第十六條の三第三項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき又は第十六條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

第二十七條第五号を削り、同条第四号中「第十六條の二第四項若しくは第六項」を「第十六條の二第二項若しくは第四項」に改め、同号を同

る銀行法第十六條の三第二項(海外現地法人の株式等の所有)において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、長期信用銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつたとき」を削り、同条第二項中「第五項ただし書」を「第三項ただし書」に改める。

第二十三條の二第二号中「第十六條の二第五項」を「第十六條の二第三項」に改める。

第二十五條第二号中「第五項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同条第三号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同条の次に次の二号を加える。

三の二 銀行法第二十條若しくは第五十二條の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者
三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二十二條又は第五十二條の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者
第二十七條第一号中「第五十二條の六第一項」を「第五十二條の五第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十三條の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第十六條の三第三項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき又は第十六條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の二第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずして同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずして同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

第二十七号第六号中「同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である」とを「同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する長期信用銀行等に限る。)に該当する」とに改め、同条第七号中「第十三条の二第一項を第十三条の二第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、第十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第十三号及び第十四号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を削り、第九号を第十二号とし、同条第八号中「第五十二号の五第一項」を「第五十二号の四第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 銀行法第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二号の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十一 銀行法第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二号の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

第二十七号第七号の次に次の一号を加える。
八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けずしてこれらの規定に規定する行為を

したとき。

(外国為替銀行法の廃止)
第十二条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)は、廃止する。

(信用金庫法の一部改正)
第十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「信用金庫連合会の子会社(第五十四条の十五・第五十四条の十六)」を「子会社等(第五十四条の十五・第五十四条の十八)」に改める。

第三十二条第五項中「金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。」を削り、同条第六項を次のように改める。

6 前項に規定する子会社とは、金庫がその発行済株式の議決権のあるものに限り、その総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限り)又は持分(以下「株式等」という。)を所有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

第三十二条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の場合において、金庫又はその子会社が所有する株式等には、金庫又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又はその子会社に指図を行うことができるものに限り)その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権

の行使について指図を行うことができるもの(総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く)を含むものとする。

第三十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第三十七条の二第十項中「(同条第六項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。)」を削る。

第三十九条中「同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム」を削る。

第五十三条第三項第二号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項に次の四号を加える。

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)

(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第五十三条第五項第一号中「有価証券指数等先物取引を、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引に、又は外国市場証券先物取引を、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引に、(第二号第十四項から第十六項までを、第二号第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで)に改め、同項第三号中「(第二号第八項第六号を、第二号第三項(定義)に、私を、有価証券の私をに改め、同項第四号中「第二号第七項を、第二号第八項に改め、同項第五号中「第二号第八項を、第二号第九項に改め、同条第十六項を第十七項とし、第十項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五十四条第四項第二号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項に次の四号を加える。

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)

(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第五十三条第五項第一号中「有価証券指数等先物取引を、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引に、又は外国市場証券先物取引を、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引に、(第二号第十四項から第十六項までを、第二号第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで)に改め、同項第三号中「(第二号第八項第六号を、第二号第三項(定義)に、私を、有価証券の私をに改め、同項第四号中「第二号第七項を、第二号第八項に改め、同項第五号中「第二号第八項を、第二号第九項に改め、同条第十六項を第十七項とし、第十項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五十四条第四項第二号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項に次の四号を加える。

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)

(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第五十三条第五項第一号中「有価証券指数等先物取引を、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引に、又は外国市場証券先物取引を、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引に、(第二号第十四項から第十六項までを、第二号第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで)に改め、同項第三号中「(第二号第八項第六号を、第二号第三項(定義)に、私を、有価証券の私をに改め、同項第四号中「第二号第七項を、第二号第八項に改め、同項第五号中「第二号第八項を、第二号第九項に改め、同条第十六項を第十七項とし、第十項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 信用金庫は、第三項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五十四条第四項第二号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項に次の四号を加える。

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)

有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。(第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第五十四条第十二項中「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 信用金庫連合会は、第四項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第五章の三を次のように改める。

第五章の三 子会社等

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社(第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としてはならない。

一 信用金庫の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社

二 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

三 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としてしようとするときは、第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受の認可を受けなければならない。以下同じ。ただし、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用金庫の子会社と

なる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としてしようとするときについて準用する。

6 信用金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としてしようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としてしようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用金庫が認可対象会社を子会社としてい場合においては、当該信用金庫の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(信用金庫等による株式の取得等の制限)

第五十四条の十六 信用金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式数等)を超えてはならない。以下この条において同じ。を超えてはならない。

2 前項の規定は、信用金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該信用金庫があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、信用金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十八条第三項又は金融機関の合併及

び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて当該信用金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該信用金庫が第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該信用金庫が存続する場合に限る)。その合併をした日

三 当該信用金庫が第五十八条第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき(総理府令・大蔵省令で定める場合に限る)。その事業又は営業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 信用金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該信用金庫が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)
第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいづれかを営む業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

四 銀行業(銀行法第一条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。)を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)

七 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該信用金庫連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社(当該一の子会社(同条第二項第一号において「従属先子会社」という。)を除く。))が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定

する基準株式数等をいう。第九号において同じ。)を超えて所有していないものに限る。)

八 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいづれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)

九 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第二項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数

等を超えて所有していないものに限る。)

十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第六号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社

六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社の子会社

イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
ハ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社

のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの

3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社(主として当該信用金庫連合会の行う業務のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。)を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会社としうとするときは、第五十八条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、信用金庫連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としうとするときについて準用する。

5 第五十四条の十五第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の十七第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十四条の十七第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十四条の十七第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務、信用金庫連合会の一の子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいる

かどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(信用金庫連合会等による株式の取得等の制限)

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第七号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)を超える数又は額の株式等を取持し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の十六第二項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社
二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

3 第五十四条の十六第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十四条の十八第一項」と、「国内の会社の株式等」をその基準株式数等」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。))の株式等をその基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。)」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十四条の十八第一項の規定」と、「第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項

(認可)」とあるのは「第五十八条第三項」と、「第五十八条第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は第五十八条第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、同条第八項中「前各号」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第五十四条の十八第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第五十五条の二中「(同条第六項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有有限会社ヲ含ム)」を削る。

第六十四条中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第八十五条中「抹消」を「抹消」に、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

第八十七条第三号を同条第六号とし、同条第二号中「(第五十四条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき)」を削り、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第三号に掲げる会社を子会社としうとするとき(第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしうとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第七号又は第九号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としうとするとき(第五十八条第三

項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしうとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

四 信用金庫の第五十四条の十五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社になつたとき、又は信用金庫連合会の第五十四条の十七第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になつたとき。

第八十七条の三中「(第五十四条の十六第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、信用金庫連合会が当該認可を受けたる日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき)」を削る。

第八十七条の四中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

第八十九条第一項中「第十四条から第十六条まで」を「第十二条の二から第十六条まで」(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等)に改め、「第二十一条の下に」(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。))を加え、「縦覧を縦覧等」に改め、「同法第十三条第一項、第三項及び第五項(同一人に対する信用の供与)の規定は信用金庫について、同条及び同法第十三条の二(特定関係者との間の取引等)の規定は信用金庫連合会についてそれぞれ」を削り、同条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第九十条の三第一号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第九十一条第一項第七号中「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改め、同項第八号中「第三十三条」を「第三十三条第一項又は第三項」に改め、同項第十九号を次のように改める。

十九 第五十四条の十五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき、又は第五十四条の十七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社を除く)を子会社としたとき。

第九十一条第一項第十九号の次に次の四号を加える。

十九の二 第五十四条の十五第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき。

十九の三 第五十四条の十六第一項若しくは第二項ただし書(第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む)又は第五十四条の十八第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の十六第三項又は第五

項(これらの規定を第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五 第五十四条の十七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき。

第九十一条第一項第二十四号中「第五十四条の十五第一項 第五十四条の十六第一項(同条第二項)を」第五十四条の十五第三項(同条第五項において準用する場合を含む)、第五十四条の十七第三項(同条第四項)に改める。

第十四条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「労働金庫連合会の子会社(第五十八条の三)」を「子会社等(第五十八條の三—第五十八條の六)」に改める。

第三十四条第四項中「(金庫が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社会又は有限会社をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 前項に規定する子会社とは、金庫がその発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る)又は持分(以下「株式等」という)を所有する会社をいう。この場合において、金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は当該金庫の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の

百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該金庫の子会社とみなす。

第三十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の場合において、金庫又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又はその子会社に指図を行うことができるものに限る)その他総理府令・大蔵省令・労働省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(総理府令・大蔵省令・労働省令で定める株式等を除く)を含むものとする。

第三十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣及び労働大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第三十九条の二第二十項中「(同条第五項の規定により子会社とみなされる株式会社会又は有限会社を含む。)」を削る。

第四十二条中「(同条第五項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)」を削る。

第五十八条第二項第八号中「売買」の下に、「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く)」を加え、同項に次の四号を加える。

十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で

約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第十一号に掲げる業務に該当するものを除く)。

十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十七号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものを除く)。

二十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第八号に掲げる業務に該当するものを除く)。

二十一 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第五十八条第六項第一号中「有価証券指数等先物取引」を「有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引に、又は外国市場証券先物取引を、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引に、(第二條第十四項から第十六項まで)を、(第二條第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで)に改め、同項第三号中「(第一條第八項第六号)を、(第二條第三項(定義)に、(私募)を、有価証券の私募)に改め、同項第四号中「(第一條第八項)を、(第二條第九項に改め、同条第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 労働金庫は、第二項第二十号又は第二十一号に掲げる業務を行うおとすときは、内閣総理大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

第五十八条の二第一項第六号中「売買」の下に「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く）」を加え、同項に次の四号を加える。

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
第五十八条の二第十一項中「第十二項の」を「第十三項の」、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 労働金庫連合会は、第一項第十八号又は第十九号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

第五章の二を次のように改める。

第五章の二 子会社等

（労働金庫の子会社の範囲等）

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としてはならない。

一 労働金庫の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社

二 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるものを専ら営む会社

三 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令・労働省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該労働金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社（労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令・労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた

日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 労働金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社として認めるときは、第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六十一条（認可）の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令・労働省令で定める事由により当該労働金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び労働大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、労働金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社として認めることについて準用する。

6 労働金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社として認めるときは、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社として認めるときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 労働金庫が認可対象会社を子会社として認める場合には、当該労働金庫の理事は、当

該認可対象会社の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項第一号の場合において、会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣が定める。（労働金庫等による株式の取得等の制限）

第五十八条の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取出し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、労働金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令・労働省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該労働金庫があらかじめ内閣総理大臣及び労働大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣及び労働大臣がする同項の承認の対象は、労働金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、内閣総理大臣及び労働大臣が当該承認をする

ときは、労働金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならぬ。

4 労働金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣及び労働大臣は、労働金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて当該労働金庫が合併により設立されたとき。その設立された日

二 当該労働金庫が第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該労働金庫が存続する場合に限る)。その合併をした日

三 当該労働金庫が第六十二条第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき(総理府令・大蔵省令・労働省令で定める場合に限る)。その事業又は営業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣及び労働大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に労働金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経

過する日までに内閣総理大臣及び労働大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 労働金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該労働金庫が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令・労働省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、労働金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 第三十四条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)
第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二章第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいづれかを営む業務をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十四条第一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令・労働省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

四 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該労働金庫連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該労働金庫連合会又はその子会社(当該一の子会社(同条第二項第一号において「従属先子会社」という。を除く。))が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第六号において同じ。)を超えて所有してはならないものに限る。

五 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれに限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいづれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子

会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。

六 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令・労働省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの(次条第二項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有してはならないものに限る。

七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業又は保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

六 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である労働金庫の子会社のうち総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの

3 労働金庫連合会

ち、第一項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(主として当該労働金庫連合会の行う業務のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。)を営んでゐる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会社とし、かつ、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、労働金庫連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社とし、かつ、第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第二項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中

「前項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

6 第一項第四号又は第三項の場合において、

会社(主として労働金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務、労働金庫連合会の一の子会社の営む業務又は労働金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでゐるか)どうかの基準は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び労働大臣が定める。

(労働金庫連合会等による株式の取得等の制限)

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社(特定従属会社を除く。並びに同項第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。))の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令・労働省令で定める会社 特定子会社

第五十八条の四第二項から第六項まで及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の六第一項」と、「国内の会社の株式等」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。))の株式等」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の六第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

3 第五十八条の四第二項から第六項まで及び第八項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の六第一項」と、「国内の会社の株式等」とあるのは「国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。))の株式等」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の六第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

四 労働金庫の第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社に該当しない子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき。

第九十四条第一項中「第十四条から第十六条まで(を「第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等」に改め、「第二十一条の下に(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。))を加え、縦覧を縦覧等に改め、同法第十三条第一項、第三項及び第五項(同一人に対する信用の供与の規定は労働金庫について、同条及び同法第十三条の二(特定関係者との間の取引等)の規定は労働金庫連合会についてそれぞれを削り、同条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第九十六条の三中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第二項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中

「前項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

第六十二条第三項又は金

融機関の合併及び転換に関する法律第六

第一項(認可)の規定による認可を受けて合

併又は事業若しくは営業の譲受けをしよう

とする場合を除く。又は労働金庫連合会

が第五十八条の五第一項第四号又は第六

第九十四条第一項中「第十四条から第十六条まで(を「第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等」に改め、「第二十一条の下に(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。))を加え、縦覧を縦覧等に改め、同法第十三条第一項、第三項及び第五項(同一人に対する信用の供与の規定は労働金庫について、同条及び同法第十三条の二(特定関係者との間の取引等)の規定は労働金庫連合会についてそれぞれを削り、同条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第九十六条の三中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

第五十八条の三第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十八条の五第二項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中

「前項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第五十八条の五第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替へるものとする。

第六十二条第三項又は金

融機関の合併及び転換に関する法律第六第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第四号又は第六号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社とし、かつ、第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第六十二条第三項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)

四 労働金庫の第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき、又は労働金庫連合会の第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になったとき。

第九十四条第一項中「第十四条から第十六条まで(を「第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等」に改め、「第二十一条の下に(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。))を加え、縦覧を縦覧等に改め、同法第十三条第一項、第三項及び第五項(同一人に対する信用の供与の規定は労働金庫について、同条及び同法第十三条の二(特定関係者との間の取引等)の規定は労働金庫連合会についてそれぞれを削り、同条第二項中「第十九条」を「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第九十六条の三中「同条第三号」を「同条第六号」に改める。

第百条の三第二号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第百一条第一項第七号中「第三十四条第七項」を「第三十四条第八項」に改め、同項第八号中「第三十六条」を「第三十六条第一項又は第三項」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八 第五十八条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の子会社を「第五十八条の四第一項に規定する国内の子会社を除く。」を「子会社としたとき、又は第五十八条の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の子会社を第五十八条の六第一項に規定する国内の子会社を除く。」を「子会社としたとき、

第百一条第一項第十八号の次に次の四号を加える。

十八の二 第五十八条の三第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

十八の三 第五十八条の四第一項若しくは第二項ただし書(第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)又は第五十八条の六第一項の規定に違反したとき。

十八の四 第五十八条の四第三項又は第五十八条の五第一項の規定を第五十八条の六第三項に

おいて準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

十八の五 第五十八条の五第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

第百一条第一項第二十三号中「第五十八条の三第一項」を「第五十八条の三第三項」同条第五項において準用する場合を含む。)、第五十八条の五第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「同法第三百条」の下に「(第八号を除く。)」を加え、「第八号」を「第九号」に改める。

第九条の八第二項第七号中「売買」の下に「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)」を加え、同項第十七号を同項第二十一号とし、同項第十六号の次に次の四号を加える。

十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第十号に掲げる事業に該当するものを除く。)

十八 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十六号に掲げる事業に該当するものを除く。)

するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)

十九 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第七号に掲げる事業に該当するものを除く。)

二十 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

第九条の八第六項第一号中「有価証券指数等先物取引」を「有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引」に、又は外国市場証券先物取引を、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引に、「第二条第十四項から第十六項まで」を「第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで」に改め、同項第三号中「第二条第八項第六号」を「第二条第三項(定義)」に、「私事を」を「有価証券の私事を」に改め、同項第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第九条の九第五項第一号中「第十七号」を「第二十一号」に改める。

第二百三条中「抹消」を「抹消に」、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

第二百六条の三「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項(改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部分を除く。)」に、「行政庁」を「行政庁と、同法第二百三十二条第一項中「業務若しくは財産又は保険会社及び子会社等の財産」とあるのは「業務又は財産」に改める。

第二百三十四条の三第九号中「第二百三十一条から第二百三十三条まで」を「第二百三十一条、第二百三十二条第一項(改善計画の提出の要求及びその変更の命令に係る部分を除く。))」に改める。

更の命令に係る部分を除く。若しくは第二百三十三条に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業(同法第九條の九第五項の規定により行ひ同法第九條の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。)を行おうとするとき。

第三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第四条を次のように改める。

(信用協同組合等の子会社の定義)

第四条 次条から第四条の五まで、第五條の三及び第十二條第一項において「子会社」とは、信用協同組合等がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又はは額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下「株式等」という。)を所有する会社をいう。この場合において、信用協同組合等及びその一若しくは二以上の子会社又は当該信用協同組合等の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又はは額の株式等を所有する他の会社は、当該信用協同組合等の子会社とみなす。

2 前項の場合において、信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決

権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く）を含むものとする。

第四条の次に次の四条を加える。
(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 信用協同組合の行う事業に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

三 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該信用協同組合又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定す

る持株会社をいう。以下同じ。）で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用協同組合が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 信用協同組合は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用協同組合が認可対象会社を子会社としている場合には、当該信用協同組合の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(信用協同組合等による株式の取得等の制限)
第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取付し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、信用協同組合又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等とその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該信用協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、信用協同組合又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、信用協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 信用協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、行政庁は、信用協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は営業の譲受けをしたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）その事業又は営業の譲受けをした日

二 中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて当該信用協同組合が合併により設立されたとき。その設立された日

三 当該信用協同組合が中小企業等協同組合法第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該信用協同組合が存続する場合に限る。）その合

併をした日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 信用協同組合又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該信用協同組合が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなす。

8 第四条第二項の規定は、前各項の場合において信用協同組合又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第

二条第一項(定義等)に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項(定義)に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十四条第

一項各号(業務)に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)

四 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいゝる会社(主として当該信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいゝる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社(当該一の子会社(同条第二項第一号において「従属先子会社」という。)を除く。))が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第六号において同じ。)を超えて所有してはならないものに限る。

五 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該信

用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。

六 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第二項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有してはならないものに限る。

七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用協同組合連合会が行う事業又は前項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、証券業又は保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 証券専門会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの

六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
イ 保険会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの

3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(主として当該信用協同組合連合会が行う事業のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。))を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会社としうとするときは、中小企業等協同組合法第五十七條の三第三項又は第六十三條第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、信用協同組合連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))に該当する子会社としうとするときについて準用する。

5 第四条の二第二項、第四項、第六項及び第

七項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の四第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「認可対象会社」とあるのは「認可対象会社（同項に規定する認可対象会社をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「第四条の四第三項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会が行う事業若しくはその子会社の営む業務、信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務又は信用協同組合連合会が行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（信用協同組合連合会等による株式の取得等の制限）

第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第四条の第三項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社
二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社 特定子会社

3 第四条の第三項から第六項まで及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の五第一項」と、「国内の会社の株式等」をその基準株式数等とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。）の株式等をその基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第四条の五第一項の規定」と、「中小企業等協同組合第五十七条の三第三項の認可を受けて事業又は」とあるのは「次条第三項又は中小企業等協同組合第五十七条の三第三項の認可を受けて次条第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業若しくは」と、「その事業又は」とあるのは「その子会社とした日又はその事業若しくは」と、「中小企業等協同組合第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）」とあるのは「中小企業等協同組合第六十三条第三項」と、同条第八項中「前各号」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第四条の五第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

2 行政庁は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第五条の三第一項中（信用協同組合等が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会

社又は有限会社をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第二項を削る。

第五条の五第十項中「第五条の三第一項を」と「第五条の三」に改め、「同条第二項の規定により子会社とみなされる株式会社又は有限会社を含む。」を削る。

第六条第一項中「第十四条から第十六条まで（を）」を「第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等）」に改め、「第二十一条の下に（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）」を加え、「縦覧」を「縦覧等」に改め、「同法第十三条第一項、第三項及び第五項（同一人に対する信用の供与）」の規定は信用協同組合について、同条及び同法第十三条の二（特定関係者との間の取引等）の規定は信用協同組合連合会についてそれぞれを削り、同条第二項中「第十九条を」と「第十九条第一項及び第二項」に改める。

第六条の二第一項及び第三項中「第五条の三第一項を」と「第五条の三」に改め、「（同条第二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」を削る。

第十条第一号中「のうち重要な事項」及び「重要な事項につき」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公表の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公表の縦覧に供した者

第十二条第一項第一号中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第四条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第

四条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四条の五第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

第十二条第一項第二号の次に次の四号を加える。

一の二 第四条の二第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

一の三 第四条の三第一項若しくは第二項ただし書（第四条の五第三項において準用する場合を含む。）又は第四条の五第一項の規定に違反したとき。

一の四 第四条の三第三項又は第五項（これらの規定を第四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

一の五 第四条の四第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

第十二条第一項第三号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改め、同項第四号中「第五条の三第一項」を「第五条の三」に改め、同項第十五号中「第三項第一項第七号から第九号まで若しくは第四条第一項」を「第三項第一項第八号から第十号まで、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条

子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の關係のある者をいう。以下この条において同じ。又はその特定關係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定關係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常の条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定關係者との間又は当該特定關係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

第二章第二節の二を次のように改める。

第二節の二 子会社等

第十一条の十六 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限定)。以下この条において「子会社対象会社」という。以外の信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社(第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この節、第十二条、第三十条及び第百一条において同じ。)としてはならない。

一 農業協同組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの(第九項及び次条第一項において「従属業務」という。)を専ら営む会社であつて、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 第十条第一項第一号又は第二号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社

前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第一項の農業協同組合は、子会社対象会社のうち、同項第二号に掲げる会社を子会社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

前項の規定は、第一項第二号に掲げる会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた同号に掲げる会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三項の規定は、第一項の農業協同組合が、その子会社として同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときについて準用する。

第一項の農業協同組合は、第三項の規定により第一項第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

第一項の農業協同組合が同項第二号に掲

る会社を子会社として同項第一号に掲げる農業協同組合の理事は、当該会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第一項の農業協同組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第一号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。)

二 第一項第一号又は第二号に掲げる会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき。

三 第一項第一号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社(同項第二号に掲げる会社に該当する子会社を除く。)となつたとき。

四 第一項第二号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社となつたとき。

第一項第一号の場合において、会社が主として農業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第十一条の十七 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又はその子会社は、信用事業会社(信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。)である国内の会社(従属業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該信用事業会社である国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額は

株式等を取扱し、又は所有してはならない。前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、第一項の農業協同組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該農業協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社は、当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併した場合には、第一項の規定にかかわらず、その合併をした日に所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百

分の五十を超えて所有することとなるときは、当該認可をしてはならない。

行政庁は、第六十五条第二項の合併の認可をするときは、その合併をした日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第一項の農業協同組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該農業協同組合が取得し、又は所有するものとみなす。

第十一条の二第三項の規定は、前各項の場合において第一項の農業協同組合又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第十一条の十八 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの

二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十四条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 従属業務を専ら営む会社であつて、主と

して当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該農業協同組合連合会の一の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。))にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該農業協同組合連合会又はその子会社(当該一の子会社(同条第三項第一号において「従属先子会社」という。)を除く。))が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五号において同じ。)を超えて所有してはならないものに限る。

四 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超える場合に限る。

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該農業協同組合連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第三項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、基準株式数等を超えて所有してはならないものに限る。

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。))

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第二号の事業を

行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第十条第一項第一号若しくは第二号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 証券子会社等 第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社であるに次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社(主として当該農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項及び次条第一項において同じ。)を営んでいる会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、第六十五条第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

前項の規定は、第一項の農業協同組合連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

第十一条の十六第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、

同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」が、同項とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。))が、同条第一項と、同号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項第一号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と読み替へるものとする。

第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第五号に掲げる会社(認可対象会社を除く。)を子会社としようとするとき(第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。)

二 その子会社が子会社でなくなつたとき。

三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第一項第三号又は第三項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、農業協同組合連合会の一の子会社の営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が

同条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第十一条の十八第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」が、同項とあるのは「認可対象会社(同項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。))が、同条第一項と、同号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、「第一項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「第一項第一号」とあるのは「同条第一項各号」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。))」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第十一条の十八第一項」と、「同項第二号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と読み替へるものとする。

定める。

第十一條の十九 第十條第一項第二号の事業を行つ農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務を専ら営む会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第四号及び第六号に掲げる会社を除く。）以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取引し、又は所有してはならない。

第十一條の十七 第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十一條の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社の株式等とその基準株式数等」とあるのは「国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の株式等とその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）」と、同条第三項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第十一條の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第十一條の十九第一項及び同条第二項において読み替へて準用する第十一條の十七第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一條の十九第一項」と読み替へるものとする。

第一項の場合及び前項において準用する第十一條の十七第二項から第七項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

- 一 特定従属会社 従属先子会社
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社 特定子会社

第十二條第二項第三号中「第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う」を「第十條第一項第二号の事業を行う」に、「証券子会社等」を「子会社である第十一條の十八第一項第一号に掲げる銀行及び証券専門会社」に改める。

第三十條第十一項中「組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数をもつる場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。」を削り、同条第十二項を削る。

第三十一條の二第一項の次に次の一項を加える。

行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第三十七條の二第十項中「第三十條第十一項ニ規定スル子会社（同条第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」を「第十一條の二第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ」に改める。

第三十九條第二項及び第五十條の四中「第三十條第十一項ニ規定スル子会社（同条第十二項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム）」を「第九十三條第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ」に改める。

第五十四條の二中「関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所を」関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。」に、「供するものとする」を「供しなければならぬ」に改め、ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書

類のほか、当該組合及び当該子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第二章第四節第五十四條の二を第五十四條の三とし、第五十四條の次に次の一項を加える。

第五十四條の二 第十條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

前項の組合が子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七十二條の二の二中「第三十一條の二第三項及び第四項を」第三十一條の二第四項及び第五項に改める。

第七十三條の二中「第三十一條の二第四項を」第三十一條の二第五項に改める。

第九十三條第二項中「（当該組合が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち農林水産省令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百條において同じ。）を削り、同条第三項を次のように改める。

前項に規定する「子会社」とは、組合がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社が又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

第九十三條第四項中「子会社」の下に「第三項に規定する子会社をいう。次条及び第百條において同じ。」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

第十一條の二第三項の規定は、前項の場合において組合又はその子会社が所有する株式等について準用する。この場合において、同項中「主務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替へるものとする。

第九十四條第六項中「前条第四項を」前条第五項に改める。

第九十四條の二第一項中「又は財産」を「若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産」に改め、同条第二項中「又は第八号」を削り、「業務若しくは財産」の下に「若しくは組合及びその子会社等の財産」を加え、同条第三項中「前二項を」第一項又は第二項に改め、「組合」の下に「又は組合及びその子会社等」を、「主務省令で定める」の下に「組合又は組合及びその子会社等」を、「必し」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

行政庁は、第十條第一項第八号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保

し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に關し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることが出来る。

第九十八条第二項及び第四項中「及び第十一条の二」を、「第十一条の二第二項、第十一条の十六第九項及び第十一條の十八第七項」に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条の二第二項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者

二 第五十四条の三第二項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

第十條第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第一百一条第一項第二号の六及び第二号の七を次のように改める。

二の六 第十一條の十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社に子会社としたとき又は第十一條の十

八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社に子会社としたとき。

二の七 第十一條の十六第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第二号に掲げる会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としたとき。

第一百一条第一項第二号の七の次に次の四号を加える。

二の八 第十一條の十六第八項又は第十一條の十八第六項の規定に違反したとき。

二の九 第十一條の十七第一項若しくは第二項ただし書(第十一條の十九第二項において準用する場合を含む)又は第十一條の十九第一項の規定に違反したとき。

二の十 第十一條の十七第三項又は第五項(これらの規定を第十一條の十九第二項において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

二の十一 第十一條の十八第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第四項において準用する同条第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき。

第一百一条第一項第五号の三中「第三十條第三項」を「第三十條第十二項」に改め、同項第五号の四中「第三十一條の二第一項、第二項、第三項」を「第三十一條の二第一項、第三項、第四項」に、「若しくは第四項」を「若しくは第五項」に改め、同項第十八号中「同項若しくは同条第三項」を「同条第一項から第三項まで」に改め、

同項第十九号中「第十一條の十六第一項」を「第十一條の十六第三項(同条第五項において準用する場合を含む)又は第十一條の十八第三項(同条第四項において準用する場合を含む)」に改める。

目次中「第一節 事業(第十一條第十七條)」を「第一節の二 子会社等(第十七條の二・第十七條の三)」に、「第五十八條の二」を「第五十八條の三」に改める。

第十一條第三項第二号を次のように改める。

二 為替取引

第十一條第三項第三号中「保証」の下に「又は手形の引受け」を加え、同項第九号中「第二條第八項」を「第二條第九項」に改める。

第十一條の三第二項中「第十一條の五」を「第十一條の五第一項、第十一條の六第二項、第十七條の二第一項、第十七條の三第一項に、「第五十八條の二」を「第五十八條の三」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十一條の五を次のように改める。

(経営の健全性の確保)

第十一條の五 主務大臣は、第十一條第一項第二号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 当該組合及びその子会社(第十七條の二第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。第十一條の七、第十一條の八及び第五十八條の二において同じ)その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第十八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一節 事業(第十一條第十七條)
第一節の二 子会社等(第十七條の二・第十七條

三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

2 前項に規定する「子会社」とは、組合がその発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額以下「発行済株式の総数等」という)の百分の五十を超える数又は額の株式議決権のあるものに限る。又は持分(以下「株式等」という)を所有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

3 前項の場合において、組合又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該組合又はその子会社に指図を行うことができるものに限る。)その他主務省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める株式等を除く)を含むものとする。
第十一條の六の見出しを(同一人に対する信用の供与等)に改め、同条第一項中「第十一條

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条及び第八十七条の三において同じ。)を「第十一條第一項第二号の事業を行う組合の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額に、出資金及び準備金(出資金及び準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額を「自己資本の額に、及び第八十七条の三において「信用供与限度額」を「信用供与等限度額」に、超えてはならない」とし、信用の供与等を受けている者が合併をし、信用の供与の額が信用供与限度額を「信用の供与等限度額」に改め、同条第三項中「前二項を、前各項に、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項を「信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を「前二項に、信用の供与に」を「信用の供与等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該組合の信用の供与等の額とみなす。

第十一條の六第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の組合が子会社(主務省令で定める会社を除く)その他の当該組合と主務省令で定

める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合に、当該組合及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第十一條の六を第十一條の七とし、同条の次に次の一項を加える。

(特定関係者との間の取引等)

第十一條の八 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、その特定関係者(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者に係る利用者との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常の場合に照らして当該組合に不利な結果を生ずるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者に係る利用者との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該組合の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

第十一條の五の次に次の一項を加える。

(貯金者等に対する情報の提供等)

第十一條の六 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、貯金又は定期積金の受入れに関し、貯金者及び定期積金の積金者(以下この項において「貯金者等」という。)の保護に資す

るため、主務省令で定めるところにより、貯金又は定期積金に係る契約の内容その他貯金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に關しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第二章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 子会社等

(子会社の範囲等)

第十七條の二 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の信用事業に相当する事業を行ない、又は信用事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む子会社(第十一條の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四條第十項において同じ。)としてはならない。

一 組合の行う信用事業に従属する業務として主務省令で定めるもの(第九項及び次条第一項において「従属業務」という。)を専ら営む会社であつて、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社

二 第十一條第一項第一号又は第二号の事業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない

い。

3 第一項の組合は、子会社対象会社のうち、同項第二号に掲げる会社を子会社としようとするときは、第六十九條第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項第二号に掲げる会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合は、その子会社となつた同号に掲げる会社を引き続き子会社とすることに行政庁の認可を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、第一項の組合が、その子会社として掲げる同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項の組合は、第三項の規定により第一項第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として掲げる同項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

7 第一項の組合が同項第二号に掲げる会社を子会社として掲げる場合には、当該組合の理事は、当該会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

8 第一項の組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第一号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第六十九條第二項の規定

による認可を受けて合併しようとする場合を除く。)

二 第一項第一号又は第二号に掲げる会社に該当する子会社が子会社でなくなつたと

三 第一項第一号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社(同項第二号に掲げる会社に該当する子会社を除く。)となつたとき。

四 第一項第二号に掲げる会社に該当する子会社が同号に該当しない子会社となつたと

9 第一項第一号の場合において、会社が主として組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(株式の取得等の制限)

第十七条の三 第十一條第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社は、信用事業会社(信用事業に相当する事業を行い、又は信用事業に相当する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。)である国内の会社(従属業務を専ら営む会社及び前条第一項第二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該信用事業会社である国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、同項の組合又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等

については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、第一項の組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならぬ。

4 第一項の組合又はその子会社は、当該組合が第六十九條第二項の認可を受けて合併した場合又は、第一項の規定にかかわらず、その合併をした日に所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができない。ただし、行政庁は、当該組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該認可をしてはならない。

5 行政庁は、第六十九條第二項の合併の認可をするときは、その合併をした日に第一項の組合又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる信用事業会社である国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならぬ。

6 第一項の組合又はその子会社が、信用事業会社である国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該組合が取得し、又は所有するものとみなす。

7 第十一條の五第三項の規定は、前各項の場合において第一項の組合又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第三十四條第十項中(組合が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。

第三十五條の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 行政庁は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第四十一條の三第十項、第四十四條及び第五十四條の四、第三十四條第十項二規定スル子会社(同条第十一項ノ規定ニ依リ子会社ト看做サレタル株式会社又ハ有限会社ヲ含ム)を「第十一條の五第二項二規定スル子会社ヲ謂フ」に改める。

第五十八條の二中「関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な事務所を、関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として信用事業以外の事業の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)」に、「供するものとするを、供しなければならぬ」に改め、ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2 前項の組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

4 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合及びその子会社等の信用事業及び信用事業に係る財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第二章第三節中第五十八條の二を第五十八條の三とし、第五十八條の次に次の一項を加える。

(業務報告書)

第五十八條の二 第十一條第一項第二号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 前項の組合が子会社等(子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この章及び第百二十三條の二において同じ。)を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、同項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七十七條及び第八十六條第二項中「第三十五條の二第二項」を「第三十五條の二第三項」に

改める。

第八十七条第四項第二号を次のように改める。

二 為替取引

第八十七条第四項第三号中「保証」の下に「又は手形の引受け」を加える。

第八十七条の三及び第八十七条の四を次のように改める。

(子会社の範囲等)

第八十七条の三 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限り。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社(第九十二条第一項において準用する第十一條の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第九十二条第三項において準用する第三十四條第十項において同じ。)としてならぬ。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営むもの

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号に掲げる行為のいづれかを営むことをいう。以下この条において同じ。)のほか、同法第三十四條第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項において「証券専門会社」という。)

三 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該連合会の一の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。)にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該連合会又はその子会社(当該一の子会社(同条第三項第一号にお

いて「従属先子会社」という。)を除く。)が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第五号において同じ。)を超えて所有していないものに限る。)

四 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超える場合に限る。)

五 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第三項第二号において「特定子会社」という。)以外の子会社又は当該連合会が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九條第三項に規定する持株会社で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第一号若しくは第二号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 証券子会社等 第八十七条第一項第二号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社(主として当該連合会の行う事業のために従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項及び次条第一項において「認可対象会社」という。)を営んでいる会社を除く。以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、第九十二条第五項において準用する第六十九條第二項の規定により合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、第一項の連合会が、その子会社として同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限り。に該当する子会社としようとするとき)について準用する。

5 第十七條の二第二項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第三項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第三項」と、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第三項」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第三項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第八十七條の三第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第八十七條の三第一項」と、同条第三項とあるのは「同条第三項」と、

「第一項第一号に掲げる会社」とあるのは「認可対象会社」と、前項とあるのは「同条第四項」と、第一項第一号とあるのは「同条第一項各号」と、同項第二号に掲げる会社とあるのは「当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限り。)」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第八十七條の三第一項」と、同項第二号に掲げる会社とあるのは「認可対象会社」と読み替へるものとする。

6 第一項の連合会は、次の各号のいづれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 第一項第三号又は第五号に掲げる会社(認可対象会社を除く。)を子会社としようとするとき(第九十二条第五項において準用する第六十九條第二項の規定による認可を受けて合併しようとする場合を除く。)

二 その子会社が子会社でなくなつたとき。

三 認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

7 第一項第三号又は第三項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、連合会の一の子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

(株式の取得等の制限)

第八十七條の四 第八十七條第一項第二号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社を除く。)並びに同項第四号及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)を超える数又は額の株式等を取扱し、又は所有してはならない。

十一條の五第一項に、「第八十七條第四項第五号を「第十七條の二第九項第九十六條第一項において準用する場合を含む」、第八十七條第四項第五号、第八十七條の三第七項(第百條第一項において準用する場合を含む)」に改める。
第百二十八條の次に次の一條を加える。
第百二十八條の二 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三百萬圓以下の罰金に処する。

一 第五十八條の二第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む)の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者
二 第五十八條の三第一項又は第二項(これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

2 第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億圓以下の罰金刑を科する。
第百三十條第一項第三号の次に次の五号を加える。

三の二 第十七條の二第二項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定に違反して第十七條の二第二項に規定する子会社対象会社以外の第二十七條の三第一項(第九十六條第一項において準用する場合を含む)に規定

する信用事業会社を子会社としたとき。

三の三 第十七條の二第三項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定による行政庁の認可を受けないで第十七條の二第二項第二号に掲げる会社を子会社としたとき又は同条第五項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項第一号に掲げる会社を同項第二号に掲げる会社に該当する子会社としたとき。

三の四 第十七條の二第八項(第九十六條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

三の五 第十七條の三第一項又は第二項ただし書(これらの規定を第九十六條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

三の六 第十七條の三第三項又は第五項(これらの規定を第九十六條第一項において準用する場合を含む)の規定により付した条件に違反したとき。

第百三十條第一項第五号の四中「第三十四條第十二項」を「第三十四條第十一項」に改め、同項第五号の五中「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同項第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九 第八十七條の三第三項(第百條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定に違反して第八十七條の三第三項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十 第八十七條の三第三項(第百條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七條の三第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は

同条第四項(第百條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)において準用する第八十七條の三第三項の規定による行政庁の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る)に該当する子会社としたとき。

第百三十條第一項第二十号の次に次の三号を加える。

二十の二 第八十七條の三第六項(第百條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

二十の三 第八十七條の四第一項(第百條第一項において準用する場合を含む)の規定又は第八十七條の四第二項(第百條第一項において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

二十の四 第八十七條の四第二項において準用する第十七條の三第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

第百三十條第一項第二十二号中「第八十七條の四第一項(第百條第一項において準用する場合を含む)」を「第十七條の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む)」又は「第八十七條の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む)」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第十九條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條ただし書中「子会社(農林中央金庫法第九條第二項に規定する子会社(同条第三項に規定する子会社)と看做される株式会社又は有限会社(以下「子会社」という。))」を「農林中央金庫法第九條第三項に規定する子会社(以下「子会社」という。))」に改める。

第九條第二項中「(農林中央金庫株式会社ノ発行済株式ノ総數ノ百分ノ五十ヲ超ユル數ノ株式又ハ有限会社ノ資本ノ百分ノ五十ヲ超ユル出資口數ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式會社又ハ有限会社ヲ謂フ次項ニ於テ同ジ)」を削り、同条第三項を次のように改める。

前項に規定する「子会社」トハ農林中央金庫ガ其ノ発行済株式(議決権アルモノニ限ル)ノ總數又ハ出資ノ總數(以下「発行済株式ノ總數等」ト謂フ)ノ百分ノ五十ヲ超ユル數又ハ額ノ株式(議決権アルモノニ限ル)又ハ持分(以下「株式等」ト謂フ)ヲ所有スル会社ヲ謂フ此ノ場合ニ於テ農林中央金庫及其ノ一若ハ二以上ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ一若ハ二以上ノ子会社ガ其ノ発行済株式ノ總數等ノ百分ノ五十ヲ超ユル數又ハ額ノ株式等ヲ所有スル他ノ会社ハ農林中央金庫ノ子会社ト看做ス

第九條に次の一項を加える。
前項ノ場合ニ於テ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ所有スル株式等ニハ金銭又ハ有価証券ノ信託ニ係ル信託財産トシテ所有スル株式等(委託者又ハ受益者ガ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指圖ヲ為スコトヲ得ルモノニ限ル)其ノ他命令ヲ以テ定ムル株式等ヲ含マザルモノトシ信託財産タル株式等ニシテ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ委託者又ハ受益者トシテ議決権ヲ行使シ又ハ議決権ノ行使ニ付指圖ヲ為スコトヲ得ルモノ(命令ヲ以テ定ムル株式等ヲ除ク)ヲ含ムモノトス

第十一條ノ二に次の一項を加える。
主務大臣ハ前項但書ノ承認ノ申請アリタルトキハ当該申請ニ係ル事項ガ農林中央金庫ノ業務ノ健全且適切ナル運営ヲ妨グル虞ナキモノト認ムル場合ニ非ザレバ承認ヲ為スコトヲ得

第十三條第一項第七号中「第九号ノ二」の下に「第九号ノ七、第九号ノ八」を加え、同項第九号ノ四の次に次の四号を加える。
九ノ五 金利、通貨ノ價格、商品ノ價格其ノ他ノ指標ノ數値トシテ予メ当事者間約定セラレタル數値ト將來ノ一定ノ時期ニ於ケ

ル現案ノ当該指標ノ数値ノ差ニ基キ算出セラルル金銭ノ授受ヲ約スル取引又ハ之ニ類スル取引ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(次号ニ於テ「金融等デリバティブ取引」ト謂フ)ヲ為スコト(第九号及第九号ノ三に掲グル業務ニ該當スルモノヲ除ク)

九ノ六 金融等デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト(第九号ノ四に掲グル業務ニ該當スルモノ及命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)

九ノ七 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第九号ニ定ムル証券ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該當スルモノ以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ因リ決済セラルモノノ二限ル次号ニ於テ同ジヲ為スコト

九ノ八 有価証券店頭デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

第十三条第三項中「第二条第八項第六号ニ掲グル私算」を「第二条第三項ニ掲グル有価証券の私算」に改め、同条第四項中「第二条第七項を「第二条第八項」に、同条第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等」を「同条第九項ニ掲グル金融先物取引等の受託等」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項第九号ノ七及第九号ノ八ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」トハ証券取引法第二

条第八項第三号ノ二ニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引ヲ謂フ

第十四条ノ三第一項中「第九号ノ二」の下に「第九号ノ五、第九号ノ七、第九号ノ八」を加える。

第十六条ノ二及び第十六条ノ三を次のように改める。

第十六条ノ二 主務大臣ハ農林中央金庫ノ業務ノ健全ナル運営ニ資スル為農林中央金庫ガ其ノ経営ノ健全性ヲ判断スル為ノ基準トシテ左ニ掲グル基準其ノ他ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

一 農林中央金庫ノ保有スル資産等ニ照シ農

林中央金庫ノ自己資本ノ充実ノ状況が適当ナルヤ否ヤノ基準

二 農林中央金庫及其ノ子会社(第九条第三項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下同ジ)其ノ他ノ農林中央金庫ト命令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル会社(以下本号、第五章及第六章ニ於テ「子会社等」ト謂フ)ノ保有スル資産等ニ照シ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ自己資本ノ充実ノ状況が適当ナルヤ否ヤノ基準

第十六条ノ三 農林中央金庫ハ預リ金ヲ為スコトニ関シ預金者ノ保護ニ資スル為命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ニ係ル契約ノ内容其ノ他預金者ニ參考トナルベキ情報ノ提供ヲ行フベシ

農林中央金庫ハ前項ニ規定スル業務以外ノ業務ニ関シテモ他ノ法律ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ係ル重要ナル事項ノ顧客ヘノ説明其ノ他ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スル為必要ナル措置ヲ講ズベシ

第三章中第十六条ノ三の次に次の二条を加える。

第十六条ノ四 農林中央金庫ノ同一人(当該同一人ト政令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ)ニ対スル信用ノ供与等(信用ノ供与又ハ出資トシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス子会社其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ有スル場合ニ於ケル農林中央金庫及当該特殊ノ関係ヲ有スル者ノ同一人ニ対スル信用ノ供与等ニ付亦同ジ

第十六条ノ五 農林中央金庫ハ其ノ特定関係者(農林中央金庫ノ子会社其ノ他ノ農林中央金庫ト政令ヲ以テ定ムル特殊ノ関係ヲ有スル者ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)又ハ其ノ特定関係者ノ顧客トノ間ニ於テ左ニ掲グル取引又ハ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ当該取引又ハ行為

ヲ為スコトニ付命令ヲ以テ定ムル已ムヲ得ザル理由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 当該特定関係者トノ間ニ於テ行フ取引ニシテ其ノ条件ガ農林中央金庫ノ取引ノ通常ノ条件ニ照シ農林中央金庫ニ利益ヲ与フモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引

二 当該特定関係者トノ間又ハ当該特定関係者ノ顧客トノ間ニ於テ行フ取引又ハ行為ノ内前号ニ掲グルモノニ準ズル取引又ハ行為ニシテ農林中央金庫ノ業務ノ健全且適切ナル遂行ニ支障ヲ及ボス虞アルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル取引又ハ行為

第四章ノ二を次のように改める。

第二章ノ二 子会社等

第二十二條ノ二 農林中央金庫ハ左ニ掲グル会社(以下「子会社対象会社」ト謂フ)以外ノ子会社ト為スコトヲ得ズ

一 信託業務ヲ営ム銀行(銀行法第二条第一項ニ規定スル銀行ニシテ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律ニ依リ同法第一条第一項ノ信託業務ヲ営ムモノヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)

二 証券会社(証券取引法第二条第九項ニ規定スル証券会社ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ノ内証券業(同法第二条第八項各号ニ掲グル行為ノ一ヲ為ス営業ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ノ外同法第三十四條第一項各号ニ掲グル業務其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル業務ヲ専ラ営ムモノ(以下「証券専門会社」ト謂フ)

三 銀行業(銀行法第二条第二項ニ規定スル銀行業ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ営ム外国ノ会社

四 証券業ヲ営ム外国ノ会社(前号ニ掲グル会社ニ該當スルモノヲ除ク)

五 従属業務ヲ専ラ営ム会社(主トシテ農林中央金庫ノ一ノ子会社ノ営ム業務ノ為ニ其ノ業務ヲ営ム会社(以下本号及次条ニ於テ

「特定従属会社」ト謂フ)ニ在リテハ当該特定従属会社ノ株式等ヲ農林中央金庫又ハ其ノ子会社(当該一ノ子会社(同条第七項第一号ニ於テ「従属先子会社」ト謂フ)ヲ除ク)ガ合算シテ基準株式数等(同条第一項ニ規定スル基準株式数等ヲ謂フ第七号ニ於テ同ジ)ヲ超エテ所有セザルモノ(二限ル)

六 金融関連業務ヲ専ラ営ム会社(証券専門関連業務ヲ営ム会社ニ在リテハ農林中央金庫ノ証券子会社等ガ合算シテ所有スル当該会社ノ株式等ノ数又ハ額ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社(証券子会社等ヲ除ク)ガ合算シテ所有スル当該会社ノ株式等ノ数又ハ額ヲ超ユル場合ニ限ル)

七 新ナル事業分野ヲ開拓スル会社トシテ命令ヲ以テ定ムル会社(当該会社ノ株式等ヲ農林中央金庫ノ子会社ノ内前号ニ掲グル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(次条第七項第二号ニ於テ「特定子会社」ト謂フ)以外ノ子会社又ハ農林中央金庫ガ合算シテ基準株式数等ヲ超エテ所有セザルモノ(二限ル)

八 前各号ニ掲グル会社ノミナリ子会社トスル持株会社(私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保に關する法律第九条第三項ニ規定スル持株会社ヲ謂フ以下同ジ)ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(当該持株会社トナルコトヲ予定スル会社ヲ含ム)

前項ニ於テ左ノ各号ニ掲グル用語ノ意義ハ当該各号ニ定ムル所ニ依ル

一 従属業務 農林中央金庫又ハ前項第一号乃至第四号ニ掲グル会社ノ営ム業務ニ從属スル業務トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

二 金融関連業務 第十三条第一項第一号、第三号若ハ第四号ノ業務若ハ第十四条ニ規定スル業務ヲ営ム事業又ハ証券業ニ附随シ若ハ関連スル業務トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 証券専門関連業務 専ラ証券業ニ附随シ又ハ関連スル業務トシテ命令ヲ以テ定ムル

モノ

四 証券子会社等 農林中央金庫ノ子会社タル左ニ掲グル会社

イ 証券専門会社又ハ証券業ヲ営ム外国ノ会社

ロ イニ掲グル会社ヲ子会社ト為ス前項第八号ニ掲グル持株会社

ハ 其ノ他ノ子会社ニシテ農林中央金庫ノ子会社タル証券専門会社ノ子会社ノ内命令ヲ以テ定ムルモノ

第一項ノ規定ハ子会社対象会社以外ノ会社ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ノ担保権ノ実行ニ因ル株式等ノ取得其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ農林中央金庫ノ子会社トナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫ハ其ノ子会社トナリタル会社ガ当該事由ノ生ジタル日ヨリ一年ヲ経過スル日迄ニ子会社タルザルモノト為ス為所要ノ措置ヲ講ズベシ

農林中央金庫ハ子会社対象会社ノ内第一項第一号乃至第六号又ハ第八号ニ掲グル会社(主トシテ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ從属業務(第二項第一号ニ掲グル從属業務ヲ謂フ第九項第一号及第十項ニ於テ同ジ)ヲ営ム会社ヲ除ク以下「認可対象会社」ト謂フ)ヲ子会社ト為サントスルトキハ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十條第一項同法第二十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外予メ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ規定ハ認可対象会社ガ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ノ担保権ノ実行ニ因ル株式等ノ取得其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ農林中央金庫ノ子会社トナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫ハ其ノ子会社トナリタル認可対象会社ヲ引続キ子会社ト為スコトニ付主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外当該認可対象会社が当該事由ノ生ジタル日ヨリ一年ヲ経過スル日迄ニ子会社タルザルモノト為ス為所要ノ措置ヲ講ズベシ

第四項ノ規定ハ農林中央金庫ガ其ノ子会社ト為シタル第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社(認可対象会社ニ限ル)ニ該當スル子会社ト為サントスルトキニ付之ヲ準用ス

農林中央金庫ハ第四項ノ規定ニ依リ認可対象会社ヲ子会社ト為サントスルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ其ノ子会社ト為シタル第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社(認可対象会社ニ限ル)ニ該當スル子会社ト為サントスルトキハ其ノ旨ヲ定款ニ記載スベシ

農林中央金庫ガ認可対象会社ヲ子会社トシテ所有スル場合ニ於テハ理事長ハ当該認可対象会社ノ業務及財産ノ状況ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ報告スベシ

農林中央金庫ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ツベシ

一 第一項第五号又ハ第七号ニ掲グル会社(同項第五号ノ会社ニ在リテハ主トシテ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ從属業務ヲ営ム会社ニ限ル)ヲ子会社ト為サントスルトキ(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十條第一項(同法第二十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク)

二 其ノ子会社ガ子会社タルモノトナリタルトキ又ハ認可対象会社ニ該當スル子会社ガ認可対象会社ニ該當セザル子会社トナリタルトキ

第一項第五号又ハ第四項ノ場合ニ於テ会社ガ主トシテ農林中央金庫ノ一ノ子会社又ハ農林中央金庫ノ営ム業務ノ為ニ從属業務ヲ営ムヤ否ヤノ基準ハ主務大臣之ヲ定ム

第二十二條ノ三 農林中央金庫又ハ其ノ子会社ハ国内ノ会社(前条第一項第一号及第二号ニ掲グル会社、同項第五号ニ掲グル会社(特定從属会社ヲ除ク)並ニ同項第六号及第八号ニ

掲グル会社ヲ除ク以下本条ニ於テ同ジ)ノ株式等ニ付テハ合算シテ其ノ基準株式数等當該国内ノ会社ノ発行済株式ノ総数等二百分ノ十ヲ乗ジテ得タル株式数等ノ數又ハ額ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ超ユル數又ハ額ノ株式等ヲ取得シ又ハ所有スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ担保権ノ実行其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ国内ノ会社ノ株式等ヲ其ノ基準株式数等ヲ超エテ取得シ又ハ所有スルコトナル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ但シ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ハ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ取得シ又ハ所有スルコトナリタル部分ノ株式等ニ付テハ農林中央金庫ガ予メ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ取得シ又ハ所有スルコトナリタル日ヨリ一年ヲ超エテ之ヲ所有スルコトヲ得ズ

前項但書ノ場合ニ於テ主務大臣ガ為ス同項ノ承認ノ対象ニハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ発行済株式ノ總数等ノ百分ノ五十ヲ超エテ取得シ又ハ所有スルコトナリタル株式等ノ内當該百分ノ五十ヲ超ユル部分ノ株式等ハ含マレザルモノトシ主務大臣ガ当該承認ヲ為スコトハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ取得シ又ハ所有スルコトナリタル株式等ノ内其ノ基準株式数等ヲ超ユル部分ノ株式等ヲ速ニ処分スルコトヲ条件トスベシ

農林中央金庫又ハ其ノ子会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ當該各号ニ定ムル日ニ所有スルコトナル国内ノ会社ノ株式等ガ其ノ基準株式数等ヲ超ユル場合ト雖モ同日以後當該株式等ヲ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトヲ得但シ主務大臣ハ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ左ノ各号ニ掲グル場合ニ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ発行済株式ノ總数等ノ百分ノ五十ヲ超エテ所有スルコトナルトキハ當該各号ニ規定

スル認可ヲ為スコトヲ得ズ

一 農林中央金庫ガ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十條第一項ノ認可ヲ受ケ合併ヲ為シタルトキ 其ノ合併ヲ為シタル日

二 農林中央金庫ガ農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十條ニ於テ準用スル同法第十條第一項ノ認可ヲ受ケ事業ヲ譲リ受ケタルトキ 其ノ事業ヲ譲リ受ケタル日

主務大臣ハ前項各号ニ規定スル認可ヲ為スコトハ當該各号ニ定ムル日ニ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトナル国内ノ会社ノ株式等ノ内其ノ基準株式数等ヲ超ユル部分ノ株式等ヲ同日ヨリ五年ヲ経過スル日迄ニ主務大臣ガ定ムル基準ニ從ヒ処分スルコトヲ条件トスベシ

農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ国内ノ会社ノ株式等ヲ合算シテ其ノ基準株式数等ヲ超エテ所有スルコトナリタル場合ニ於テハ其ノ超ユル部分ノ數又ハ額ノ株式等ハ農林中央金庫ガ取得シ又ハ所有スルモノト看做ス

前各項ノ場合ニ於テ左ノ各号ニ掲グル会社ノ株式等ノ取得又ハ所有ニ付テハ當該各号ニ定ムル会社ハ農林中央金庫ノ子会社ニ該當セザルモノト看做ス

一 特定從属会社 從属先子会社
二 新ナル事業分野ヲ開拓スル会社トシテ命令ヲ以テ定ムル会社 特定子会社
第九條第四項ノ規定ハ前各項ノ場合ニ於テ農林中央金庫又ハ其ノ子会社ガ取得シ又ハ所有スル株式等ニ付之ヲ準用ス

第二十四條ノ二 第十五項ただし書中「(同条第三項の規定により子会社とみなされる株式会社会社は有限会社を含む。)」を削る。
第二十四條ノ三 第一項の次に次の一項を加える。
農林中央金庫ガ子会社等ヲ有スル場合ニ於テ

ハ農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ前項ノ業務報告書ノ外農林中央金庫及当該子会社等ノ業務及財産ノ状況ヲ連結シテ記載シタル業務報告書ヲ作成シ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四条ノ四を次のように改める。

第二十四条ノ四 農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ業務及財産ノ状況ニ関スル事項トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ農林中央金庫ノ主たる事務所及従タル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

農林中央金庫ガ子会社等ヲ有スル場合ニ於テハ農林中央金庫ハ毎事業年度ニ於テ前項ノ説明書類ノ外農林中央金庫及当該子会社等ノ業務及財産ノ状況ニ関スル事項トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ農林中央金庫及当該子会社等ニ付連結シテ記載シタル説明書類ヲ作成シ之ヲ農林中央金庫ノ主たる事務所及従タル事務所ニ備置キ公衆ノ縦覧ニ供スベシ

前二項ニ定ムルモノノ外前二項ノ説明書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供スル期間其ノ他此等ノ規定ノ適用ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

農林中央金庫ハ第一項又ハ第二項ニ規定スル事項ノ外預金者其ノ他ノ顧客ガ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ業務及財産ノ状況ヲ知ル為ニ参考トナルベキ事項ノ開示ニ努ムベシ

第二十五条第二項ただし書中「第十六条ノ二の下に」及「第二十二条ノ十項」を加える。

第二十八条第二項中「農林中央金庫ガ其ノ発行済株式ノ総数又ハ出資ノ総額ノ百分ノ五十ヲ超ユル数又ハ額ノ株式等ヲ所有スル会社ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ」を削り、同条第四項を削る。

第三十一条第一項中「又ハ財産ノ状況ニ照シ其ノ」を「若ハ財産又ハ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ財産ノ状況ニ照シ農林中央金庫ノ」に改め、「示シテ」の下に「農林中央金庫ノ」を加え、同条第二項中「農林中央金庫」の下に「又ハ農林中央金庫及其ノ子会社等」を加え、「命令ヲ以テ

定ムル自己資本」を「命令ヲ以テ定ムル農林中央金庫又ハ農林中央金庫及其ノ子会社等ノ自己資本」に改め、「区分ニ応ジ」の下に「夫々」を加える。

第三十四条ノ二第一項第一号中「ニシテ重要ナル事項」及び「重要ナル事項ニ付」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一ノ二 第二十四条ノ四第一項若ハ第二項ノ規定ニ反シ此等ニ規定スル説明書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供セズ又ハ之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不実ノ記載ヲ為シテ公衆ノ縦覧ニ供シタル者

第三十五条第一項第七号中「第十一条ノ二」を「第十一条ノ二」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 第二十二条ノ二第一項ノ規定ニ反シ子会社ト対象会社以外ノ会社ヲ子会社ト為シタルトキ

第三十五条第一項第十一号の次に次の四号を加える。

十一ノ二 第二十二条ノ二第四項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ認可対象会社ヲ子会社ト為シタルトキ又ハ同条第六項ニ於テ準用スル同条第四項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ同条第一項各号ニ掲グル会社ヲ当該各号ノ内他ノ号ニ掲グル会社ト認可対象会社ニ限ルニ該当スル子会社ト為シタルトキ

十一ノ三 第二十二条ノ二第九項ノ規定ニ反シ届出ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

十一ノ四 第二十二条ノ三第一項又ハ第二項但書ノ規定ニ反シタルトキ

十一ノ五 第二十二条ノ三第三項又ハ第五項ノ規定ニ依リ附シタル条件ニ反シタルトキ

第十二号、第十九号及第二十号に改め、同項に次の四号を加える。

十七 金利、通貨ノ価格、商品ノ価格其ノ他ノ指標ノ数値トシテ予メ当事者間テ約定セラレタル数値ト将来ノ一定ノ時期ニ於ケル現実ノ当該指標ノ数値ノ差ニ基キ算出セララル金銭ノ授受ヲ約スル取引又ハ之ニ類スル取引ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(次号ニ於テ「金融等デリバティブ取引」ト謂フ)ヲ為スコト(第十一号、第十五号及第二十九条第一項第四号ニ掲グル業務ニ該当スルモノヲ除ク)

十八 金融等デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト(第十六号ニ掲グル業務ニ該当スルモノ及命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)

十九 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証券ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セララルモノノ限ル次号ニ於テ同ジヲ為スコト

二十 有価証券店頭デリバティブ取引ノ媒介、取次又ハ代理ヲ為スコト

第二十八条第三項中「第二条第八項第六号ニ掲グル」を「第二条第三項ニ掲グル有価証券の」に改め、同条第四項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「同条第八項ニ掲グル金融先物取引等ノ受託等」を「同条第九項ニ掲グル金融先物取引等の受託等」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」トハ証券取引法第二条第八項第三号のニ掲グル有価証券店頭デリバティブ取引ヲ謂フ

第二十八条ノ六第一項中「及第十二号」を「第十二号、第十七号、第十九号及第二十号」に改める。

第三章中第三十条ノ二を第三十条ノ三とし、

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条ノ二 商工組合中央金庫ハ預金ノ受入ヲ為スコトキハ預金者ノ保護ニ資スル為メ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ預金ニ係ル契約ノ内容其ノ他預金者ニ参考トナルベキ情報ノ提供ヲ行フベシ

商工組合中央金庫ハ前項ニ規定スル業務以外ノ業務ニ関シ他ノ法律ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ係ル重要ナル事項ノ顧客ヘノ説明其ノ他ノ健全且適切ナル運営ヲ確保スル為ニ必要ナル措置ヲ講ズベシ

第四十条ノ三ニ「関スル事項」の下に「トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を加え、「主要ナル事務所」を「各事務所」に、「供スルモノ」を「供スベシ」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

前項ニ定ムルモノノ外前項ニ掲グル書類ヲ公衆ノ縦覧ニ供スル期間其ノ他前項ノ規定ノ適用ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

商工組合中央金庫ハ第一項ニ規定スル事項ノ外預金者其ノ他ノ商工組合中央金庫ノ業務ノ相手方タル者ガ商工組合中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ知ル為ニ参考トナルベキ事項ノ開示ニ努ムベシ

(保険業法の一部改正)

第二十一条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二百一十一條第一項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、「特定分野保険事業(同条第四項第二号)を「特定分野保険事業(新法第三条第四項第二号)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が新法第百六条第一項の認可を受けて他の保険会社の株式を取得し、又は所有する場合(生命保険会社が損害保険会社の株式を取得し、若

しくは所有する場合又は損害保険会社が生命保険会社の株式を取得し、若しくは所有する場合に限る。においては、当該他の保険会社が受けている新法第三條第一項の免許(当該他の保険会社が旧法の免許を受けた保険会社である場合には、その者が附則第三條第一項の規定により受けたものとみなされる新法第

三條第一項の免許を含む。)に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、必要な条件を付することができ。第二十二條 保険業法の一部を次のように改正す

目次中「子会社」を「子会社等」に、

第二節 保険契約者保護基金の行の資金援助等

第一節 保険契約者保護基金(第二百五十九條 第二百六

第一條 通則(第二百五十九條 第二百六十五條)

第二條 通則(第二百五十九條 第二百六十五條)

第三條 設立(第二百六十五條の六 第二百六十五條の十一)

第四條 管理(第二百六十五條の十二 第二百六十五條の二十二)

第五條 總會(第二百六十五條の二十三 第二百六十五條の二十七)

第六條 業務(第二百六十五條の二十八 第二百六十五條の三十一)

第七條 負擔金(第二百六十五條の三十二 第二百六十五條の三十五)

第八條 財務及び會計(第二百六十五條の三十六 第二百六十五條の四十四)

第九條 監督(第二百六十五條の四十五 第二百六十五條の四十七)

第十條 雜則(第二百六十五條の四十八 第二百六十五條の四十九)

に、

「第二百七十一條」を「第二百七十一條の九」に、「第二百七十一條」を「第二百七十一條 第二百七十一條の二」に、「第二百七十一條の二」を「第二百七十一條の三」に改める。

第二條中第十六項を第二十二項とし、第十一項から第十五項までを六項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の六項を加える。

11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額をいう。

12 この法律において「株式等」とは、株式(議決権のあるものに限る)又は持分をいう。

13 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をい

う。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

14 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る)その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使

について指図を行うことができるもの(総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く)を含むものとする。

15 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社であつて、第二百七十一條の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同條第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

第八條の見出しを「(取締役の兼職制限等)」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「保険会社」を「前項の規定の適用がある場合を除くほか、保険会社」に、「除くほか」を除き、に改め、同項を同條第二項とし、同條第一項として次の一項を加える。

保険会社の取締役及び監査役は、特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く)その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう)に該当する銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう)その他の政令で定める金融機関又は証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項(定義)に規定する証券会社をいう)の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む)又は使用人を兼ねてはならない。

第五十五條第一項に次の一号を加える。
三 第三百十二條の二第一項の認可を受けた相互会社にあつては、評価利益額(同條第二項の評価換えによる利益の額と同條第三項の合計額が、同條第二項の評価換えによる損失の額と同條第三項の合計額による同項に規定する損失相当額との合計額を超える場

合のその超過額をいう。次項第六号において同じ)。

第五十五條第二項に次の一号を加える。
六 第三百十二條の二第一項の認可を受けた相互会社にあつては、評価利益額

第九十七條の前の見出しを「(業務の範囲等)」に改め、同條第三項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九十七條の二 保険会社は、総理府令・大蔵省令で定める資産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

2 前項に定めるところによるほか、保険会社の同一人(当該同一人と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ)に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

3 保険会社が子会社その他の総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という)を有する場合においては、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する総理府令・大蔵省令で定める資産の運用の額は、合算して総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

第九十八條第一項中「前條」を「第九十七條」に改め、同項第四号中「運用として」を「運用のために」に改め、同項に次の六号を加える。

六 金融先物取引等(資産の運用のために行うものを除く)。

七 金融先物取引等の受託等

八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省

証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大

一項の次に次の一項を加える。

2 保険会社が子会社その他の当該保険会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社(以下この章及び次章において「子会社等」という。)を有する場合においては、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百十一條の見出しを「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」に改め、同条中「事項を」と「事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを」に改め、「従たる事務所」の下に「その他これらに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所」を加え、「供するものとする」を「供しなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として総理府令・大蔵省令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

4 保険会社は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、保険契約者その他の顧客が当該保険会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第百十二條の次に次の一条を加える。

(特定取引勘定)

第百十二條の二 保険会社は、特定取引(保険会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第九十八條第七項に規定する金融先物取引等その他総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五條ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五條ノ四(金銭債権の評価)及び第二百八十五條ノ五(債権の評価)(これらの規定を第五十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるところの事業年度終了の時に置いて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時に置いて決済したものとし、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)は、総理府令・大蔵省令で定め

るところにより算定するものとする。

4 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険業を営む株式会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該保険業を営む株式会社に対する商法第二百四條ノ三ノ二(完済請求時の自己株式の取得(同法第二百四條ノ五(譲渡制限株式取得者からの承認の請求)において準用する場合を含む。)、第二百十條ノ二(使用人に譲渡するための自己株式の取得)、第二百十條ノ四(取締役の買受けの制限)、第二百十二條ノ二(自己株式の消却)、第二百九十九條(利益の配当)、第二百九十三條ノ五(中間配当)及び株式の消却の手續に関する商法の特例)に関する法律平成九年法律第五十五號)第三條(株式の消却)に関する商法の特例)の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額(評価利益額(保険業法(平成七年法律第百五號)第百十二條の二第二項ノ評価換二因ノ利益ノ額及同条第三項ノ算定二因ノ利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換二因ノ損失ノ額及同条第三項ノ算定二因ノ損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ)ガアルトキハ之ヲ控除シタル額)」と、商法第二百十條ノ四第二項、第二百十二條ノ二第六項及び第二百九十三條ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十九條第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

第百二十七條中第五號を第七號とし、第二號から第四號までを二號ずつ繰り下げ、第一號の次に次の二號を加える。

二 第百六條第一項第九號又は第十一號に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないこととされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第百四十二條又は第百六

十七條第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第百四十二條の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。)、又は第百六條第四項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社等になつたとき。

第百二十八條第四項及び第五項を削る。

第百二十九條第二項中「前条第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。」を削る。

第百三十條を次のように改める。

(健全性の基準)

第百三十條 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、保険会社に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

一 資本、基金、準備金その他の総理府令・大蔵省令で定めるものの額の合計額

二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

第百三十二條中「又は財産の状況に照らし、」を「若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らし、当該に改め、「対し、」の下に「措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はを、「付しての下に」当該保険会社の」を加え、「又はを、若しくは当該保険会社の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要

契約条件の変更を定めることができる。

一 第二百四十一条の規定により合併の協議を命ぜられた場合において、合併をしようとするとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む)を受けた同条第一項の計画に従つて合併するとき。

三 第二百六十八条第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社である場合において、同条第三項に規定する救済保険会社が存続することとなる合併をするとき(前二号に掲げる場合を除く)。

第二編第十章第二節の節名中「保険契約者保護基金」を「保険契約者保護機構」に改める。

第二編第十章第二節第一款を次のように改める。

第一款 保険契約者保護機構

第一目 通則

(目的)

第二百五十九条 保険契約者保護機構(以下この節、第四編及び第五編において「機構」という)は、保険契約の移転等の円滑な実施のため救済保険会社に対する資金援助を行うほか、救済保険会社が見込まない場合において、自ら破綻保険会社に係る保険契約の移転を受け、当該移転を受けた保険契約の管理及び処分を行う等により、保険契約者等の保護を図り、もつて保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。

(定義)

第二百六十条 この節において「保険契約の移転等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 破綻保険会社と他の保険会社との間で、破綻保険会社に係る保険契約の全部に係る保険契約の移転をすること。
- 二 破綻保険会社(外国保険会社等を除く)と他の保険会社との合併で、当該他の保険

会社が存続することとなるもの

三 破綻保険会社の株式の他の保険会社による取得で、当該破綻保険会社の業務(外国保険会社等にあつては、日本における業務、次項及び次款において同じ)の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

2 この節において「破綻保険会社」とは、業務若しくは財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産)の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者又は保険金の支払を停止した者をいう。

3 この節において「救済保険会社」とは、保険契約の移転等を行う者のうち破綻保険会社でない者をいう。

4 この節において「資金援助」とは、金銭の贈与その他大蔵省令で定めるものをいう。

5 この節において「保険契約の引受け」とは、機構が破綻保険会社との契約により当該破綻保険会社からその保険契約の全部に係る保険契約の移転を受けることをいう。

6 この節において「保険契約の管理及び処分」とは、保険契約に基づく保険料の収受及び保険金、返戻金その他の給付金の支払、保険契約に基づき保険料として収受した金銭その他の資産の運用、保険契約に係る再保険契約の締結、保険契約の保険会社への移転その他保険契約に関する行為として大蔵省令で定めるものをいう。

(法人格)

第二百六十一条 機構は、法人とする。

(機構の種類)

第二百六十二条 機構は、保険業に係る免許の種類ごとに、その免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする。

2 前項の免許の種類は、次に掲げる二種類とする。

一 生命保険業免許、外国生命保険業免許及

び特定生命保険業免許

二 損害保険業免許、外国損害保険業免許及び特定損害保険業免許

(名称)

第二百六十三条 機構は、その名称中に保険契約者保護機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に保険契約者保護機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第二百六十四条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二百六十五条 民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二目 会員

(会員の資格等)

第二百六十五条の二 機構の会員の資格を有する者は、保険会社(政令で定める保険会社を除く。次条において同じ)に限る。

2 機構は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第二百六十五条の三 保険会社は、その免許と同一第二百六十二条第二項に規定する免許の種類(次項において「免許の種類」という)に属する免許を受ける保険会社を会員とする機構の一にその会員として加入しなければならない。

2 第三条第一項、第百八十五条第一項又は第二百九条第一項の免許を受けようとする者(政令で定める者を除く)は、その免許の申請と同時に、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その免許と同一免許の種類に属

する免許を受ける保険会社を会員とする機構の一に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により機構に加入する手続をとつた者は、同項の免許を受けたときに、当該機構の会員となる。

4 機構は、前項の規定により保険会社が当該機構の会員となつたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(脱退等)

第二百六十五条の四 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 免許の取消し

二 免許の失効

2 会員は、前項各号に掲げる事由による場合又は大蔵大臣の承認を受けて他の機構の会員となる場合を除き、機構を脱退することができない。

3 会員は、機構を脱退した場合においても、次に掲げる資金の借入れに係る債務の履行のために当該機構が負担することとなる費用があるときは、当該会員の負担すべき費用の額として大蔵省令で定めるところにより当該機構が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

一 その脱退の日までに当該機構が行うことを決定した第二百六十五条の二十八第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる業務を実施するために第二百六十五条の四十二の規定によりした資金の借入れ

二 その脱退の日までに当該機構が行うことを決定した第二百六十五条の二十八第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる業務を実施するために第二百六十五条の四十二の規定によりした

こととなる資金の借入れ

大蔵大臣は、第二項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会員が次に掲げる要

件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一 当該会員が、その脱退しようとする機構に対し会員として負担する債務を完済していること。

二 当該会員が、前項の規定により同項に規定する算定した額を負担金として納付する義務を履行することが確実と見込まれること。

三 当該会員が、他の機構に会員として加入する手続をとっていること。

(会員に対する過怠金)

第二百六十五条の五 機構は、定款で定めるところにより、この節の規定又は機構の定款その他の規則に違反した会員に対し、過怠金を課することができる。

第三目 設立

(発起人)

第二百六十五条の六 機構を設立するには、その会員にならうとする十以上の保険会社が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第二百六十五条の七 発起人は、定款及び事業計画書を作成した後、会員にならうとする者を募り、会議開催日の二週間前までにこれらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 前項の創立総会の議事は、会員の資格を有する者であつてその創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を書面により申し出たもの及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

4 次に掲げる事項その他機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項は、第二百六十五条の二十五及び第二百六十五条の

三十四第三項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

一 業務規程の作成

二 機構の成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画の決定

三 第二百六十五条の三十四第一項各号に規定する負担金率の決定

5 第二百六十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する事項を創立総会の議事とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一号、第三号及び第五号」とあるのは、「第二百六十五条の七第四項第一号」と読み替えるものとする。

6 民法第六十五条及び第六十六条(表決権の規定は、創立総会の議決について準用する。)(設立の認可申請)

第二百六十五条の八 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 役員及び会員の氏名又は名称
四 前項の認可申請書には、定款、事業計画書その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(設立の認可)

第二百六十五条の九 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款及び事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二百六十五条の十六各号のいずれかに該当する者がいないこと。

四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
2 大蔵大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二百六十五条の十 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

(設立の時期等)

第二百六十五条の十一 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第四目 管理

(定款)

第二百六十五条の十二 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 会員に関する事項
五 役員に関する事項
六 運営委員会及び評価審査会に関する事項
七 総会に関する事項
八 業務及びその執行に関する事項
九 負担金に関する事項
十 財務及び会計に関する事項
十一 解散に関する事項
十二 定款の変更に関する事項
十三 公告の方法

2 機構の定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(役員及び業務の決定)

第二百六十五条の十三 機構に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2 機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。

(役員の職務及び権限)

第二百六十五条の十四 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、機構の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

(役員の任免及び任期)

第二百六十五条の十五 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員の選任及び解任は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事由)

第二百六十五条の十六 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 機構が第二百六十五条の四十七の規定により設立の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者で、その取消しの日から起算

して五年を経過していないもの

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者

(監事の兼職禁止)

第二百六十五条の十七 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員、評価審査会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二百六十五条の十八 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。

(運営委員会)

第二百六十五条の十九 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項(次条第二項に規定する破綻保険会社の財産の評価に関する事項を除く。)を審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることが出来る。

4 委員会の委員は、機構の業務の適切な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(評価審査会)

第二百六十五条の二十 機構に、評価審査会

(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第二百七十条の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の会員である破綻保険会社の財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産)の評価に関し必要な事項を審議する。

3 審査会の委員は、保険又は財産の評価に関して学識経験又は専門的知識を有する者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(役員等の秘密保持義務等)

第二百六十五条の二十一 機構の役員若しくは職員、委員会の委員、審査会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(会員名簿の縦覧等)

第二百六十五条の二十二 機構は、大蔵省令で定めるところにより、会員の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しななければならない。

第五目 総会

(総会の招集)

第二百六十五条の二十三 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(指名職員の会議への出席)

第二百六十五条の二十四 大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の議決事項)

第二百六十五条の二十五 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議

決を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算及び資金計画の決定又は変更

三 業務規程の作成又は変更

四 決算

五 解散

六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第二百六十五条の二十六 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 議長は、定款で定めるところによる。

(総会に関する民法の準用)

第二百六十五条の二十七 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会招集の手続及び第六十四条から第六十六条まで(総会の決議事項及び表決権)の規定は、機構の総会について準用する。

第六目 業務

(業務)

第二百六十五条の二十八 機構は、第二百五十九条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次款の規定に基づき、救済保険会社に対する資金援助(当該資金援助に係る破綻保険会社が会員であるものに限り)を行うこと。

二 次款の規定に基づき、その会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受け並びに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分を行うこと。

三 第二百六十五条の三十三第一項に規定する負担金を収納し、及び管理すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、前項各号に掲げる業務のほか、同項第一号及び第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 その会員に対する資金の貸付けを行うこと。

二 その会員である破綻保険会社の保険契約者等(第二百七十条の八第一項に規定する有資格者に限り)に対する資金の貸付けを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第二百六十五条の二十九 機構は、次に掲げる場合を除き、その業務を他の者に委託してはならない。

一 保険契約の管理及び処分に係る業務のうち保険料の收受その他の大蔵省令で定める業務(以下この条において「保険料收受等業務」という。)を保険会社その他の者に委託する場合

二 保険料收受等業務以外の業務を、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けて、保険会社に委託する場合

2 保険会社は、第百条(第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構から保険料收受等業務又は前項第二号の認可を受けた業務の委託を受け、これらの業務を行うことができる。

(業務規程)

第二百六十五条の三十 機構は、第二百六十五条の二十八第一項各号及び第二項各号に掲げる業務(以下「資金援助等業務」という。)について、当該資金援助等業務の開始前に、資金援助等業務の実施に関する業務規程を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程には、救済保険会社に対する資金援助に関する事項、保険契約の引受け

る資金援助に関する事項、破綻保険会社の引受け

に關する事項、負担金の收納に關する事項その他大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が資金援助等業務の適正かつ確実な運営をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることが出来る。

(資料の提出の請求等)

第二百六十五條の三十一 機構は、第二百六十六條第二項の規定により資料の提出を求める場合を除くほか、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があるとき、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第七目 負担金

(保険契約者保護資金)

第二百六十五條の三十二 機構は、資金援助等業務の実施に要する費用に充てるためのものとして、保険契約者保護資金を設けるものとする。

2 保険契約者保護資金は、機構の資金援助等業務の実施に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

(負担金の納付)

第二百六十五條の三十三 会員は、機構の事業年度ごとに、保険契約者保護資金に充てるため、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の当該事業年度末における保険契約者保護資金の残高が、機構の資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達

している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

2 機構は、会員が破綻保険会社として次に掲げる場合に該当することとなつたときは、前項本文の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該会員の負担金を免除することが出来る。

一 第二百六十八條第一項の内閣総理大臣による認定を受けたとき。

二 第二百六十九條第一項の内閣総理大臣による付記をされたとき。

三 第二百七十條第一項の内閣総理大臣による認定を受けたとき。

(負担金の額)

第二百六十五條の三十四 機構の各事業年度に

会員が納付すべき負担金の額は、各会員につき、次に掲げる額の合計額(定款に負担金の最低額が定められた場合において当該合計額が当該最低額を下回るときは、当該最低額に相当する額。以下この項において「年間負担額」という。)とする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度に会員が納付すべき負担金の額は、年間負担額を十二で除し、これに機構の成立の日を含む事業年度の月数を乗じて得た額とする。

一 各会員が年間に収受した保険料の額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額に、負担金率を乗じて得た額

二 各会員の事業年度末における責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債の額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定した額に、負担金率を乗じて得た額

2 前項ただし書の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項各号の負担金率は、總會の議決を経て、機構が定める。

4 機構は、第一項各号の負担金率を定め、又

はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項各号の負担金率は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するものであること。

二 特定の会員に対し差別的取扱いをしないものであること。

6 前項の規定は、同項第一号に掲げる基準に適合するように負担金率を定めることとした場合には、これによる負担金の納付によつて会員の経営の健全性が維持されなくなるときにおいて、当該基準に適合しない負担金率を一時的に定めることを妨げるものと解してはならない。

(延滞金)

第二百六十五條の三十五 会員は、負担金を定款で定められた納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第八目 財務及び会計

(事業年度)

第二百六十五條の三十六 機構の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、機構の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(予算等)

第二百六十五條の三十七 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、大蔵大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等の承認等)

第二百六十五條の三十八 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従う決算報告書(次項及び次条において「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度の終了後最初に招集する通常總會の開催日の四週間前までに、監事に提出しなければならない。

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務諸表等を同項の通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

第二百六十五條の三十九 機構は、毎事業年度、前条第二項の通常總會の承認を受けた財務諸表等を、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を大蔵大臣に提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けた財務諸表等を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第二百六十五條の四十 機構は、保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分に係る業務(これに附帯する業務を含む。)に關する経理については、他の経理と区分し、保険契約の引受けに係る破綻保険会社ごとに、特別の勘定(以下「保険特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(保険特別勘定の廃止)

第二百六十五條の四十一 機構は、その会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、当該保険契約の引受けに係るすべての保険契約につき、その終了、移転その他の事由により管理する必要がなくなつたときは、当該破綻保険会社について設

けた保険特別勘定を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により保険特別勘定を廃止したときは、当該保険特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定(機構の保険特別勘定(第二百七十条の六第二項の規定により機構を保険会社とみなして適用する第百十八条第一項に規定する特別勘定を含む)以外の勘定をいう。第二百七十条の五第二項において同じ。)に帰属させるものとする。

(借入金)

第二百六十五条の四十二 機構は、資金援助等業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、保険会社又は大蔵省令で定める金融機関から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

(余裕金の運用)

第二百六十五条の四十三 機構の業務上の余裕金は、保険特別勘定に属するものを除き、次の方法により運用しなければならない。

一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有

二 大蔵大臣の指定する金融機関への預金

三 その他大蔵省令で定める方法

(大蔵省令への委任)

第二百六十五条の四十四 第二百六十五条の三十六から前条までに規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九目 監督

(監督)

第二百六十五条の四十五 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 大蔵大臣は、機構の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は定款若しくは業務規程に違反する行

為をしたときは、当該機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。この場合において、機構が総会の議決を経て当該役員を解任したときは、その解任は、第二百六十五条の十五第二項の規定にかかわらず、総会の議決があつたときにその効力を生ずるものとする。

(報告及び立入検査)

第二百六十五条の四十六 大蔵大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務若しくは財産に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、機構の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(設立の認可の取消し)

第二百六十五条の四十七 大蔵大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十五条の九第二項の設立の認可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又は当該機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。

二 第二百六十五条の第三十三項又は第二百六十五条の四十五第二項若しくは第三項前段の規定による処分違反したとき。

三 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。

四 公益を害する行為をしたとき。

(解散)

第二百六十五条の四十八 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 前条の規定による設立の認可の取消し
2 前項第一号に掲げる事由による解散は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大蔵省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の機構に帰属せよなければならない。

4 前項に定めるもののほか、機構の解散に關する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(内閣総理大臣への通知)

第二百六十五条の四十九 大蔵大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一 第二百六十五条の四第二項の規定による脱退の承認

二 第二百六十五条の九第二項及び前条第二項の規定による認可

三 第二百六十五条の四十七の規定による設立の認可の取消し

第二百六十六条を次のように改める。

(資金援助の申込み)

第二百六十六条 救済保険会社は、破綻保険会社が会員として加入している機構(以下この款において「加入機構」という。)が、保険契約の移転等について当該救済保険会社に対し資金援助を行うことを、当該破綻保険会社と連名で当該加入機構に申し込むことができる。

2 加入機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の申込みをした救済保険会社及び破綻保険会社その他の関係者に對し、資料の提出を求めることができる。

第二百六十九條を削る。

第二百六十八條の見出しを「(保険契約の移転等における適格性の認定の特例)」に改め、同条第一項第二号中「保険契約者保護基金」を「加入機構」に改め、同条第二項中「前条第四項の下に『及び第五項』を加え、同条を第二百六十九條とする。

第二百六十七條の見出しを「(保険契約の移転

等における適格性の認定)」に改め、同条第一項中「前条第一項を『第二百六十六條第一項に改め、同条第三項第二号、第四項及び第五項中「保険契約者保護基金」を「加入機構」に改め、同条を第二百六十八條とし、第二百六十六條の次に次の一条を加える。

(保険契約の引受けの申込み)

第二百六十七條 破綻保険会社は、救済保険会社が現れる見込みがなく保険契約の移転等を行うことが困難な場合には、加入機構に對して、保険契約の引受けを申し込むことができる。

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社との交渉の内容を示す資料を加入機構に提出しなければならない。

第二百七十條を次のように改める。

(保険契約の引受けにおける適格性の認定)

第二百七十條 第二百六十七條第一項の場合においては、破綻保険会社は、同項の申込みが行われる時までに、同項の保険契約の引受けについて、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の認定を行うことができる。

一 加入機構による保険契約の引受けが行われることが、保険契約者等の保護に資すること。

二 加入機構に對して保険契約の引受けの申込みを行う破綻保険会社について、当該保険契約の引受けが行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に對する信頼性が損なわれるおそれがあること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認定を行ったときは、その旨を加入機構に通知しなければならない。

4 加入機構は、前項の規定による通知を受け

たときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第二編第十章第二節第二款第二百七十条の次に次の八条を加える。

(破綻保険会社の財産の評価)

第二百七十条の二 第二百六十六条第一項又は第二百六十七条第一項の申込みを行う破綻保険会社は、その申込みと同時に、又はその申込み後遅滞なく、自ら行ったその財産(外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。以下この款において同じ)の評価(次項及び第四項において「財産自己評価」という)が適切であることについて加入機構の確認を求めなければならない。

2 加入機構は、審査会の議を経て、前項の確認を求められた財産自己評価が適切であると判定したときは、当該財産自己評価が適切であることを確認した旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

3 加入機構は、前項の判定をするため必要があると認めるときは、当該申請をした破綻保険会社の財産を評価するための調査をすることが出来る。

4 加入機構は、審査会の議を経て、第一項の確認を求められた財産自己評価が適切でないと判定したときは、その旨を当該申請をした破綻保険会社に通知するとともに、当該破綻保険会社の財産を評価するための調査をするものとする。

5 加入機構は、審査会の議を経て、前項の規定による調査に基づく評価が適切であることを確認した後、その評価の内容を当該申請をした破綻保険会社に通知するものとする。

6 加入機構は、第二項又は前項の通知をしたときは、直ちに、その通知に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

(資金援助)

第二百七十条の三 加入機構は、第二百六十六

条第一項の申込みをした破綻保険会社に対して前条第二項又は第五項の通知をした後、遅滞なく、委員会の議を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 前項の規定による資金援助の額は、当該資金援助に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するもの(次号及び第二百七十条の五第二項において「補償対象契約」という)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として総理府令・大蔵省令で定めるもの(同号及び同項において「特定責任準備金等」という)の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の前条第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(第二百七十条の五第二項において「確認財産評価」という)に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等に要すると見込まれる費用として総理府令・大蔵省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であると加入機構が認めた額

3 加入機構は、第一項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

4 加入機構は、第一項の規定により資金援助を行うことを決定したときは、当該資金援助の申込みを行った破綻保険会社と当該資金援助

助に関する契約を締結するものとする。

(保険契約の引受け)

第二百七十条の四 加入機構は、第二百六十七条第一項の申込みを受けた場合において、必要があるとき、当該申込みに係る保険契約の引受けを行う前に、内閣総理大臣に対して第二百五十六条の規定による措置をとることを求めることができる。この場合において、当該申込みに係る破綻保険会社(第二百四十一条の規定により保険契約の移転又は合併の協議を命ぜられたものを除く)については、第二百七十条第一項の内閣総理大臣の認定により、保険契約の移転及び合併の協議についての第二百四十一条の規定による命令があつたものとみなす。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により第二百五十六条の規定による措置をとることを求められたときは、遅滞なく、当該措置をとることが出来るかどうか、及び当該措置をとることとする場合には、そのとるべき措置の内容を加入機構に通知するものとする。

3 加入機構は、前項の規定による内閣総理大臣の通知の内容が第二百五十六条の規定による措置をとるものであつたときは、保険契約の引受けに係る手続の実施を停止するものとする。ただし、第二百七十条の二の規定による確認の手続については、この限りでない。

4 内閣総理大臣が第一項の規定により第二百五十六条の規定による措置をとつた場合において、第二百六十七条第一項の申込みを行った破綻保険会社が、第二百四十一条の規定による命令に係る協議(第一項の規定によりその命令があつたものとみなされる協議を含む。次項において同じ)を調えたときは、当該破綻保険会社は、遅滞なく、当該申込みを取り下げなければならない。

5 前項に規定する場合において、第二百四十一条の規定による命令に係る協議が調わないこととなつたときは、同項の破綻保険会社

は、遅滞なく、その旨を加入機構に通知しなければならない。

6 加入機構は、内閣総理大臣に対して第一項の規定による求めをする必要がないと認めたとき、第二項の規定による内閣総理大臣の通知の内容が第二百五十六条の規定による措置をとることができないとするものであつたときは、又は前項の規定による通知があつたときは、速やかに、委員会の議を経て、第一項の申込みに係る保険契約の引受けに関する契約を締結する日を決定しなければならない。

7 前条第三項の規定は、加入機構が前項の決定をした場合について準用する。

8 第一項の申込みに係る破綻保険会社は、加入機構が第六項の規定による決定をしたときは、加入機構との保険契約の引受けに関する契約により、当該加入機構に対し、保険契約の全部に係る保険契約の移転をすることが出来る。

9 第三百三十五条第二項から第四項まで、第三百三十六条から第三百四十条まで、第二百十條及び第二百五十條から第二百五十三條までの規定は、保険契約の引受けに係る破綻保険会社からの加入機構への保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第三百三十六條第一項中「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。以下この章、次章及び第十章において「移転会社」と、「以下この章、次章及び第十章において「移転会社」と、第二百五十條第四項」とあるのは「第二百五十條第四項」と、同条第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転会社」と、「前条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百三十七條第一項中「第三百三十五條第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「当該破綻保険会社が会員として加入している保険契約者保護機構(第四百四十條及び

第二百五十二条において「加入機構」といふ。」と、第二百三十九条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、第四百零二条第二項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項において準用する第二百三十五条第四項」と、同条第三項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、第二百零一条第一項中「第二百三十五条第一項の契約」とあるのは「第二百七十条の四第八項の契約」と、第二百五十条第一項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百六十条第一項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百六十八条第一項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百七十条第一項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、同条第四項中「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百五十二条中「第二百三十五条第一項」と、第二百五十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、「第二百三十五条第一項に規定する移転先会社」とあるのは「加入機構」と読み替へるものとする。

(保険契約の引受けに係る保険特別勘定への繰入れ等)
第二百七十条の五 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る保険契約の移転とともに譲り受けた当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社の財産を、当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定において受け入れるものとする。
2 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受け

に係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に相当する金額を、一般勘定から当該破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れるものとする。

一 当該破綻保険会社に係る補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の確認財産評価に基づく資産の価額のうち、補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

3 加入機構は、前条の規定により保険契約の引受けをしたときは、当該保険契約の引受けに係る破綻保険会社の第四号第二項第二号から第四号までに掲げる書類を引き継ぐものとする。

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)
第二百七十条の六 機構は、第三条第一項の規定にかかわらず、第二百七十条の四第八項の規定に基づき締結した保険契約の引受けに関する契約により移転を受けた保険契約の管理及び処分に必要範囲内において、保険業を行うことができる。

2 機構が前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。
一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九百九条、第九百十二条の二、第九百三十三条及び第九百四十四条を除く)、第九百三十三条から第九百四十四条まで、第九百三十一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第二百九十九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九百七条第一項中「第三条第二項」とあるのは

「第二百六十条第五項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻保険会社」と、第九百八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百三十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百三十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。))とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会又は保険契約者保護機構の総会(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。))とする。

「第二百六十条第五項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻保険会社」と、第九百八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第二百二十条第一項並びに第二百三十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第二百三十六条第一項中「又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。))とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会又は保険契約者保護機構の総会(第四百四十四条第二項及び第四百四十九条第一項において「株主総会等」という。))とする。

二 第二百一条から第二百五条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、その会員であつた保険契約の引受けに係る破綻保険会社が受けていた免許が第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属するものである場合における機構を損害保険会社とみなす。

三 第二百四十四条の規定の適用については、機構を保険業を営む株式会社とみなす。

3 機構が、第一項の規定により保険業を行う場合には、自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、当該機構を保険会社又は会員の免許の種類に応じ生命保険会社若しくは損害保険会社とみなす。

(会員に対する貸付け)
第二百七十条の七 第二百六十五条の二十八第二項第一号の資金の貸付けは、機構の会員が、一時的な資金事情により、保険金(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約に係る保険金)の支払を遅延し、又は遅延するおそれがある場合において、当該会員に

よる当該保険金の円滑な支払のために必要かつ適当であると認められるときに限り、その申請に基づいて、その必要と認められる金額の範囲内において行うことができる。

2 前項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けに係る貸付金債権の回収が確実であると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものでなければならない。

3 機構は、第一項の規定による資金の貸付けの申請があつたときは、委員会の議を経て、当該資金の貸付けをするかどうかを決定しなければならぬ。

4 機構は、前項の規定により第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

(保険契約者等に対する貸付け)
第二百七十条の八 第二百六十五条の二十八第二項第二号の資金の貸付けは、機構の会員が、第二百四十一条の規定によりその業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことにより、又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止したことにより、保険契約に係る支払のすべてを停止している保険会社であつて、第二百六十八条第一項の規定により内閣総理大臣が認定を行つた保険契約の移転等に係る破綻保険会社、第二百六十九条第一項の規定により内閣総理大臣が付記した勧告に係る破綻保険会社又は第二百七十条第一項の規定により内閣総理大臣が認定を行つた保険契約の引受けに係る破綻保険会社

のいずれかに該当するもの(第三項において「特定保険会社」という。)であるときに限り、当該会員の破綻省令で定める保険契約に係る保険契約者等であつて保険金請求権その他の大蔵省令で定める権利を有する者(以下この条において「有資格者」という。)に対し

て、当該有資格者の申請に基づいて、当該有資格者が当該権利に基づき支払を受け得ると見込まれる金額として大蔵省令で定める金額の範囲内において行うことができる。

2 前項の資金の貸付けは、有資格者が同項の権利に基づき支払を受ける保険金その他の給付金により当該資金の貸付けに係る債務が確実に弁済されると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものでなければならない。

3 機構は、その会員が特定保険会社となつたときは、委員会の議を経て、当該会員について、当該会員の有資格者に対する資金の貸付けをすることが決定しなければならぬ。

4 機構は、前項の規定により第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び大蔵大臣に報告するとともに、速やかに、委員会の議を経て、当該資金の貸付けに係る受付場所、貸付方法その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

(課税の特例)

第二百七十条の九 機構が、第二百七十条の四の規定により会員である破綻保険会社に係る保険契約の引受けをした場合において、同条第八項の規定により締結した当該保険契約の引受けに伴う当該破綻保険会社の財産の移転により不動産又は動産に関する権利の取得をしたときは、当該不動産又は動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

2 機構及び機構の第二百六十五条の二十八第一項第二号に掲げる業務は、法人税法昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、それぞれ同

法第二条第六号に掲げる公益法人等及び同条第十三号に掲げる収益事業以外の事業に係る業務とみなす。この場合において、同法第四条第一項中「人格のない社団等」とあるのは、「人格のない社団等の各事業年度の所得に対する法人税」とする。

3 機構は、地価税法平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に掲げる公益法人等とみなす。

第二編第十章の二の章名及び同章第一節の節名を削る。

第二百七十一条の二を次のように改める。

第二百七十一条の二 削除

第二百七十一条の三の前の章名及び節名を付する。

第十章の二 保険持株会社

第一節 通則

第二百七十一条の四に次の一項を加える。

2 保険持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く)は、株式会社でなければならない。

第二百七十一条の五第一項中「第八号」を「第十一号」に改める。

第二百七十一条の六第一項第三号を次のように改める。

三 銀行

第二百七十一条の六第一項第八号中「持株会社」を「持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるところの(に)改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第五号及び第六号を削り、第四号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 銀行業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く)。

八 証券業を営む外国の会社(前二号に掲げる会社に該当するものを除く)。

九 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として

当該保険持株会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 保険会社又は第三号から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(第五項において「従属業務」という。)

ロ 第六号第二項第二号に掲げる金融関連業務

第二百七十一条の六第一項第三号の次に次の二号を加える。

四 長期信用銀行

五 証券専門会社

第二百七十一条の六に次の二項を加える。

5 第一項第九号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社(銀行法第二条第十一項(定義等)に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ)若しくは長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項(子会社の範囲等)に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ)になろうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

第二百七十一条の八第一項中「子会社」の下に「その他の当該保険持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社(以下この節及び次節において「子会社等」という。)」を加え、「これらの会社の全部につき」を削る。

第二百七十一条の九の見出しを、「(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)」に改め、同条中「及びその子会社」を「及びその子会社等」に、「事項をこれらの会社

の全部につき連結して記載した説明書類を作成して」を「事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し」に改め、「支店」の下に「その他これに準ずる場所」として総理府令・大蔵省令で定める場所を加え、「供するものとする」を「供しなければならぬ」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

3 保険持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該保険持株会社の子会社である保険会社の保険契約者その他の顧客が当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第二百七十一条の十三の見出し中「求め」を「要求」に改め、同条第一項中「子会社の財産の状況等」を「子会社等の財産の状況」に改める。

第二百七十一条の十五第三項中「第二百七十一条の四」を「第二百七十一条の四第一項」に改める。

第二百七十三条第一号中「第二百三十二条」を「第二百三十一条」に、「第二百四十二条」を「第二百四十一条」に改める。

第二百七十一条の八第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社の特定関係者(第六号の三に規定する特定関係者及び第九十四号に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社(保険会社を除く)及び保険業を行う者以外の者をいう)が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、

当該保険契約の申込みをさせる行為

第三百十一条第一項中「第二百六十三條」を「第二百六十五條の四十六」に改める。

第三百十一條の二第一項第一号中「第三百三十條」を「第三百三十二條第一項」に、「第三百四十二條」を「第三百四條第一項」に、「第二百三十條」を「第二百三十條第一項」に改め、同條第二項中「第二百六十七條第一項の認定又は第二百六十八條第一項の付記に係る保險契約の移転等（第二百六十條第五項第一号に規定する保險契約の移転等をいう。）のために保險契約者保護基金による第二百六十條第一項第一号の資金援助」を「次の各号に掲げる処分により当該各号に定める機構の業務」に、「利用可能」を「機構の利用可能」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二百六十八條第一項の認定又は第二百六十九條第一項の付記 保険契約の移転等（第二百六十條第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）のための第二百六十五條の二十八第一項第一号に規定する資金援助

二 第二百七十條第一項の認定 第二百六十五條の二十八第一項第二号に規定する保険契約の引受け

第三百十一條の第三項第二号、「第百六条第一項(第百六十条第五項第二号)を、第百六条第四項(第百六十条第二項)に、「の株式の取得又は所有に係る」を、を子会社としようとする」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項」に、「第百二十四条」を「第百二十四条第一項」に、「第百三十条」を「第百三十条第一項」に、「第二百七十一條の十三第一項(改善計畫の提出の求め及びその変更の命令に係る部分を除く)若しくは第二項」を「第二百七十一條の十三」に改め、「よる命令」の下に「(改善計畫の提出を求めることを含む)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百一十二条中「保険契約者保護基金」を「機

構」に改める

第三百十三条第一項第六号中第五号及び第六号」を「第四号及び第五号」に改める。

第三百十六條第二号中「第百三十二條」を、「第百三十二條第一項」に、「第百四條」を、「第百四條第一項」に、「第百三十條」を、「第百三十條第一項」に改め、同条第六号中「第二百五十條第五項」の下に、「(第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百十七条第一号中「重要な事項を」を「事項を」に改め、「重要な事項につき」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二百十一條第一項(第百九十九條において準用する場合を含む)若しくは第二項又は第二百七十一條の九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

第三百十八条中「第二百六十二条」を「第二百六十五条の二十一」に改める。

第三百十九條の次に次の一條を加える。

第三百十九條の二 次の各号のいずれかに該當

する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第二百六十五条の四十六の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第二百六十五条の四十六の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答

弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二百七十条の三第三項(第二百七十条の四第七項において準用する場合を含む)、第二百七十条の七第四項又は第二百七十条の八第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三百二十条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中「重要な事項を」を「事項を」に改め、

とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第三百五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第三百五條の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十一条第一項第三号中「前二条」を「前三条」に改める。

第二百三十一条第五項中「併料」を「併科」に改める。

第三百三十三條第一項中「第二百二十三條第三項の契約を締結した者」の下に、「機構の役員」を加え、同項第一号中「第八条(第百九十二条第三項において準用する場合を含む。)」を、「第八条第二項又は第百九十二条第三項」に改め、同号を同項第一号の二とし、同項第一号として次の一号を加える。

第八条第一項の規定に違反して、同項に規定する特定関係者に該当する同項に規定する金融機関又は証券会社の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む)又は使用人を兼ねたとき。

第三百三十三條第一項第二十六號の次に次の四号を加える。

二十六の二 第六百六条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第一百七十七条第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

二十六の三 第百六条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象保険会社等を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象保険会社等

に限る。）に該当する子会社としたとき、
二十六の四 第百七条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

二十六の五 第一百七条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

第三百三十三條第一項第三十号中「第三百三十二條、第三百四條、第二百三十條」を「第三百三十二條第一項、第二百四條第一項、第二百三十條第一項」に、「除く」を「除くもの」とし、改善計画

の提出を求めることを含む」に改め、同項第三号を次のように改める。

三十五 第二百七十一條の十三の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含

む。に違反したとき。

第三百三十三條第一項第三十七号中「第二百一十條第一項の下に」(第二百七十條の四第九項)において準用する場合を含む。次号において同(じ)及び第二百七十條の四第九項を加え、同項第三十八号中「第二百十條第一項の下に」及び第二百七十條の四第九項を加える。

第三百三十六条中「保険契約者保護基金」を「機構」に改め、同条第一号中「第二百六十条第三項」を「第二百六十五条の二十二」に、「同項」

を同条に改め、同条第二号中、第二百六十四
案を「第二百六十五条の四十五第二項又は第三
項に改め、同条第三号を削る。」
第三百三十七条の次に次の二条を加える。

のいづれかに該当する場合には、二十万円以

下の過料に処する。

一 第二編第十章第二節の規定により大蔵太

臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第二百六十四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二百六十五条の二第二項の規定に違反したとき。

四 第二百六十五条の二十八に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二百六十五条の三十七又は第二百六十五条の三十九第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

六 第二百六十五条の四十三の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第二百六十八条第五項(第二百六十九条第二項において準用する場合を含む)、第二百七十条第四項又は第二百七十条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百三十七条の三 第二百六十三条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第一条の次に次の十条を加える。

(特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例)

第一条の二 内閣総理大臣は、当分の間、第三条第一項の免許(同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。次項において同じ。)の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社(保険会社又は外国保険会社等)の経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。)の特定分野保険事業(第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。)に係る経営環境に急激な変化をもたらしたとき、特定保険会社の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。

2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が第六百六条第四項又は第四百二十二条若しくは第六百六十七条第一項の認可を受けて他の保険会社をその子会社とする場合(生命保険会社が損害保険会社をその子会社とする場合又は損害

保険会社が生命保険会社をその子会社とする場合に限る。)においては、当該他の保険会社が受けている第三条第一項の免許に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらしたとき、特定保険会社の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、必要な条件を付することができる。

3 内閣総理大臣は、当分の間、特定分野保険事業に係る第二百三十三条第一項に規定する書類に定められた事項に係る同項又は同条第二項の規定による変更の認可の申請又は変更の届出があつた場合においては、第二百二十四条各号に定める基準及び第二百二十五条第四項に規定する基準のほか、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらしたとき、特定保険会社の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることがないかどうかについても考慮して、当該申請又は当該届出に係る事項を審査するものとする。

(資金援助等の特例)

第一条の三 保険契約者保護機構(以下「機構」という。)が平成十三年三月三十一日までに受けた第二百六十六条第一項の規定による申込みについて行つた同項に規定する資金援助(以下「特例期間資金援助」という。)の額は、第二百七十条の三第二項の規定にかかわらず、当該特例期間資金援助に係る破綻保険会社(第二百六十六条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この条において同じ。)につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号及び第四号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するもの(次号及び次項において「特例期間補償対象契約」という。)に係る責任準備金その他の保険金等の支払に充てるために留保されるべき負債として総理府令・大蔵

省令で定めるもの(同号及び同項において「特定責任準備金等」という。)の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の第二百七十条の二第二項又は第五項の規定による確認がされた財産の評価(次項において「確認財産評価」という。)に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するものであつて、第二百五十条又は第二百五十四条の規定による契約条件の変更(第二百五十条第一項に規定する契約条件の変更をいう。次項において同じ。)があるものについて、平成十三年三月三十一日までに保険事故(総理府令・大蔵省令で定める保険事故を除く。)が発生したときは当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

四 当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等(第二百六十条第二項に規定する保険契約の移転等をいう。以下この号において同じ。)に要するものと見込まれる費用として総理府令・大蔵省令で定めるものに該当する費用の額のうち、当該特例期間資金援助に係る保険契約の移転等の円滑な実施のために必要であるとして機構が認めた額

2 機構が平成十三年三月三十一日までに受けた第二百六十七条第一項の規定による申込みについて行つた同項に規定する保険契約の引受け(以下「特例期間引受け」という。)については、機構が一般勘定(第二百六十五条の四十一第二項に規定する一般勘定をいう。)から当

該特例期間引受けに係る破綻保険会社について設けた保険特別勘定に繰り入れられる額は、第二百七十条の五第二項の規定にかかわらず、当該特例期間引受けに係る破綻保険会社につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額に第三号に掲げる額を加算して得られた額に相当する金額とする。

一 当該破綻保険会社に係る特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等の額に、総理府令・大蔵省令で定める率を乗じて得た額

二 当該破綻保険会社の確認財産評価に基づく資産の価額のうち、特例期間補償対象契約に係る特定責任準備金等に見合うものとして総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

三 当該破綻保険会社に係る保険契約のうち総理府令・大蔵省令で定める保険契約に該当するものであつて、第二百七十条の四第九項において準用する第二百五十条の規定による契約条件の変更があるものについて、平成十三年三月三十一日までに保険事故(総理府令・大蔵省令で定める保険事故を除く。)が発生したときは当該契約条件の変更前の契約条件で保険金額又は給付金額を支払うものとした場合において、その変更後の契約条件とその変更前の契約条件との相違により追加的に必要となる額として総理府令・大蔵省令で定めるところにより計算した額

(負担金の特例)

第一条の四 機構の成立の日を含む事業年度から附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十四第三項の規定により機構が定める負担金率は、第二百六十二条第二項に規定する免許の種類ごとに、その免許の種類を同じくする保険会社に係る資金援助等業務に機構が要する費用の予

想額及び当該保険会社の財務の状況を勘案して政令で定める率を下回つてはならないものとする。

(借入金の特例、政府による保証等)

第一条の五 機構が特例期間資金援助又は特例期間引受けを行う場合における第二百六十五条の四十二の規定の適用については、同条中「保険会社」とあるのは、「保険会社、日本銀行」とする。

2 前項の規定の適用がある場合には、日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、資金の貸付けをすることができ、

3 政府は、機構が第一項の規定により読み替えて適用する第二百六十五条の四十二の規定により借入れをする場合において、必要があると認めるときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れに係る機構の債務の保証をすることができ、

(区分経理)

第一条の六 機構は、特例期間資金援助及び特例期間引受けに係る業務を終了した日として政令で定める日の属する事業年度終了の日に於いて、前条第三項の規定による政府の保証に係る借入金の残額があるときは、当該借入金に係る債務の弁済に関する経理については、他の経理と区分し、特別の勘定(以下「清算勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項に規定する事業年度終了の日において、同項の借入金に係る債務及び負担金債権(第二百六十五条の三十三第一項の規定による負担金について未納のものがある場合におけるその負担金に係る債権をいう。以下この項において同じ。)を清算勘定に帰属せるとともに、第二百六十五条の三十二第一

項に規定する保険契約者保護資金から、同日におけるその残高に相当する金額を、当該借入金の額から当該負担金債権の額を控除した額に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

(特別の負担金)

第一条の七 会員は、前条第一項に規定する事業年度の翌事業年度から附則第一条の九の規定により機構が清算勘定を廃止する日の属する事業年度までの各事業年度において、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の額が清算勘定に属する資産の額を上回るときは、第二百六十五条の三十三第一項の規定による負担金のほか、機構が当該債務の弁済に充てるための資金として、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

2 第二百六十五条の三十三第二項、第二百六十五条の三十四第一項本文、第三項及び第四項並びに第二百六十五条の三十五の規定は、前項の規定による負担金について準用する。

3 前項において準用する第二百六十五条の三十四第三項の規定により機構が定める負担金率は、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の弁済に要する額及び清算勘定に属する資産の額を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定める率を下回つてはならない。

(予算等の認可の特例)

第一条の八 機構は、機構の成立の日を含む事業年度から、清算勘定が設けられた場合にあっては次条の規定により清算勘定を廃止した日の属する事業年度まで、清算勘定が設けられなかった場合にあっては附則第一条の六第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度においては、第二百六十五条の三十七の規定にかかわらず、当該事業年度の開始前に(機構の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、同

条の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、機構の発起人が、機構のために、機構の成立の日を含む事業年度の開始前に、第二百六十五条の七第四項の規定により創立総会の議決を経て決定された当該事業年度の予算及び資金計画について、前項の規定による大蔵大臣の認可を申請し、当該認可を受けることを妨げない。

(清算勘定の廃止)

第一条の九 機構は、附則第一条の六第二項の規定により清算勘定に帰属することとなった借入金に係る債務の弁済が完了した日において、清算勘定を廃止するものとする。

(法律の適用)

第一条の十 附則第一条の六第一項の規定により機構に清算勘定が設けられている場合におけるこの法律の規定の適用は、次に定めるところによる。

一 第二百六十五条の二十八第一項第三号の規定の適用については、同号中「負担金を収納し、及び」とあるのは、「負担金及び附則第一条の七第一項に規定する負担金を収納し、並びに」とする。

二 第二百六十五条の四十一第二項の規定の適用については、同項中「以外の勘定」とあるのは、「及び附則第一条の六第一項に規定する清算勘定以外の勘定」とする。

(罰則)

第一条の十一 機構の役員が、附則第一条の八第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、二十万円以下の過料に処する。

附則第二百五条及び第二百六条を次のように改める。

第二百五条及び第二百六条 削除

附則第二百一十一条を次のように改める。
第二百一十一条 削除
(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)
正

第二十三条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 設立等(第三条・第七条)

第三章 業務(第七条の二・第七条の三)

第四章 参考純率及び基準料率

第一節 通則(第八条)

第二節 参考純率(第九条・第九条の二)

第三節 基準料率(第九条の三・第十二条)

第五章 特定法人に対する特則(第十二条)

第六章 監督(第十三条・第十四条)

第七章 登記等(第十五条・第二十五条)

第八章 雑則(第二十五条の二・第二十五条の四)

第九章 罰則(第二十六条・第二十八条)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎として得る参考純率等を算出するために設立される損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保することにより、損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することを目的とする。

第二条 第一項第二号を次のように改める。

二 純保険料率 保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分の保険料の保険金額に対する割合をいう。

第二条 第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 損害保険料率算出団体 第七条の二に規定する業務を行うことを目的として次条第一項の認可を受けて設立された団体をいう。

第二条第一項に次の二号を加える。

五 参考純率 損害保険料率算出団体が算出する純保険料率(次号に掲げる基準料率に係るものを除く)であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員による保険料率の算出の基礎とし得るものとして算出するものをいう。

六 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。

第二条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に、「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第三条の前に次の章名を付する。

第二章 設立等

第三条第三項中「保険料率」を「参考純率又は基準料率」に改め、同条第四項中「保険料率」を「参考純率」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険の種類は、次に掲げるものとする。

一 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険

二 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の規定に基づく地震保険

第六条中「保険料率」を「参考純率又は基準料率」に改める。

第七条の次に次の一章並びに章名及び節名を加える。

第三章 業務

(業務の範囲)

第七条の二 料率団体は、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 参考純率を算出し、会員の利用に供すること。

二 基準料率を算出し、会員の利用に供すること。

2 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること。

二 保険料率に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

三 前項各号及び前二号に掲げる業務に付随する業務

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七条の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、料率団体が前条第一項(第二号に係る部分に限る)の規定に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

第四章 参考純率及び基準料率

第一節 通則

第八条を削る。

第九条(見出しを含む)中「保険料率」を「参考純率及び基準料率」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 参考純率

(参考純率の届出)

第九条 料率団体は、参考純率を算出したときは、その算出方法その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付して、当該参考純率を内閣総理大臣に届け出なければならない。その届出をした参考純率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率団体は、前項の規定により参考純率の届出をしたときは、遅滞なく、その会員に対し、当該参考純率及び当該参考純率に係る同項に規定する事項並びにその届出を内閣総理大臣が受理した日を通知しなければならない。

(参考純率の取扱い)

第九条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による届出のあつた参考純率について、当該参考純率が第八条の規定に適合するかどうかについての審査(次項において「参考純率の適合性審査」という。)を行い、当該届出を受理した日の翌日から起算して三十日以内に、その結果を当該届出をした料率団体に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による届出のあつた参考純率についての参考純率の適合性審査が前項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができ、この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした料率団体に對し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

3 料率団体は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その会員に對し、その旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、料率団体の会員から保険業法第二百三十三条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七条監督に関する規定の準用)において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)の規定による認可の申請又は同法第二百三十三条第二

項(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)の規定による届出があつた場合において、当該認可の申請又は届出に係る保険料率が第一項の規定により当該料率団体に対し第八条の規定に適合するとの通知をした参考純率を基礎として算出されたものであり、かつ、その算出方法が明らかにされたものであるときは、当該参考純率が同条の規定に適合するものであることを勘案して、同法第二百三十四条(事業方法書等に定めた事項の変更の認可)(同法第二百二十五条(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)の規定に基づく当該認可の申請に係る審査又は同法第二百二十五条(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)の規定に基づく当該届出に係る審査を行うものとする。

第三節 基準料率

第十条の見出しを「(基準料率の届出)」に改め、同条第一項中「保険料率を算出し」を「第三条第五項各号に掲げる保険の種類に係る基準料率を算出し」に、「当該保険料率」を「当該基準料率」に、「保険料率を変更し」を「基準料率を変更し」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 基準料率に係る純保険料率

二 基準料率に係る付加保険料率(保険料率のうち純保険料率以外のものをいう。)

第十条第一項第三号中「保険料率」を「基準料率」に改め、同条第二項中「規定による」を「規定により基準料率の」に、「保険料率」を「基準料率」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に對し、その旨を通知しなければならない。第十条を第九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(利害関係人の資料閲覧等)

第十条 損害保険会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人(以下「利害関係人」という。)は、料率団体に対し、その算出した基準料率に関する資料の閲覧を求めることができる。

2 料率団体は、その基準料率の算出につき利害関係人の意見を聴くための施設を設けなければならない。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第十条の二 第一項及び第二項中「前条第一項」を「第九条の三第一項」に、「保険料率」を「基準料率」に改める。

第十条の三 第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について、当該基準料率が第八条の規定に適合するかどうかについての審査(以下「適合性審査」という。)を行う場合において、当該基準料率について前条第一項の規定による異議の申出があつたときは、その申出人及び当該基準料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、意見を聴取しなければならない。

第十条の三 第二項中「保険料率」を「第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率」について適合性審査を行う場合において、当該基準料率に、「当該保険料率」を「当該基準料率」に、「行い、適合性審査をしなければ」を「行わなければならない」に改め、同条第三項中「保険料率」を「基準料率」に、「第十条第一項中「保険料率」を「基準料率」に改め、同条第四項中「保険料率」を「基準料率」に改める。

第十条の五を削る。

第十条の四の見出しを「(適合性審査の期間の短縮・延長等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十条第一項」を「第九条の三第一項」に、「保険料率」を「基準料率」に、「第九条」

を「第八条」に、「前項に規定する期間」を「前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第十条の三第一項」に、「第一項に規定する期間」を「前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十条第一項」を「第九条の三第一項」に、「第一項に規定する期間」を「前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「前条第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項中「第二項若しくは第三項」を「第一項若しくは第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十条第一項」を「第九条の三第一項」に、「あつた保険料率」を「あつた基準料率」に、「第二項に規定する短縮後の期間が経過したとき、又は第四項を「第三項」に、「第一項に規定する期間」を「前条第一項に規定する適合性審査の期間」に、「保険料率」を「第十条の六第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険料率及び当該保険料率のうち純保険料率」を「基準料率」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条を第十条の五とし、第十条の三の次に次の一条を加える。

(範囲料率の使用に係るみなし認可等)

第十条の四 第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について、適合性審査の期間として内閣総理大臣がその届出を受理した日から同日後九十日を経過する日までの期間(当該期間が次条第一項又は第二項の規定により短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間)が経過し

た後、当該届出に係る料率団体に所属する会員は、当該届出に係る基準料率を中心とした一定の範囲内の保険料率(以下この条において「範囲料率」という。)を使用しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出ることができる。

2 範囲料率の範囲は、保険の種類ごとに総理府令・大蔵省令で定める。

3 第一項の会員が同項の規定による届出を行つたときは、当該会員は、当該届出を行つた日において、当該届出に係る範囲料率について、保険業法第二百三十三条第一項の規定による認可を受け、又は同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。この場合において、同法第二百二十五条の規定は、適用しない。

第十条の六を削る。

第十条の七 第一項中「第十条の四第七項」を「前条第六項」に、「保険料率」を「基準料率」に改め、同条第二項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同条第三項中「保険料率」を「基準料率」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条第五項中「第十条第一項」を「第九条の三第一項」に、「保険料率」を「基準料率」に、「第十条の四第七項」を「前条第六項」に、「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十条の六とする。

第十条の八を削る。

第十一条を次のように改める。

(不服申立ての制限)

第十一条 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第十条の五第三項(第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。)の規定による命令

二 前条第三項の規定による命令

第十二条の前に次の章名を付する。

第五章 特定法人に対する特則

第十二条の見出しを削り、同条第一号を次のように改める。

一 第二号第一項第五号及び第六号、第九条第二項、第九条の三第三項及び第四項、第九条の三第二項、第十条の四第一項及び第三項、第十条の五第五項及び第七項並びに第二十五条の二第二項の規定の適用については、特定法人を会員とみなす。この場合において、第二号第一項第六号中「によるその使用」とあるのは「の引受社員(第十二条第二号に規定する引受社員をいう。第十二条の四第一項において同じ。)によるその使用」と、第九号の二第四項中「保険業法第二百三十三条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七条(監督に関する規定の準用)において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)」とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)」と、「同法第二百三十三条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)」とあるのは「同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。」「と、「届出等(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)」とあるのは「届出等(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。」「と、第十号の四第一項中「会員は」とあるのは「特定法人は、その引受社員が」と、同条第三項中「保険業法第二百三十三条第一項」とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項」と、同法第二百二十五条」とあるのは「同条第三項において準用する同法第二百二十五条」と、第十号の五第七項中「その本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規

定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第百八十五条第一項（免許）に規定する支店等」とあるのは「保険業法第二百九条第六項に規定する総代理店の事務所」とする。

第十二条第二号中「第十条の二第一項及び第二項」を「第七条の二第一項及び第二号並びに第二項第一号」に改め、「特定法人及び」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員を会員とみなす。

第十三条の前に次の章名を付する。

第六章 監督

第十三条第一項中「保険料率」を「参考純率若しくは基準料率」に改める。

第十五条の前に次の章名を付する。

第七章 登記等

第二十五条の二の前に次の章名を付する。

第八章 雑則

第二十五条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（総理府令・大蔵省令への委任）

第二十五条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第二十六条の前に次の章名を付する。

第九章 罰則

第二十六条の前に次の見出しを削る。

第二十七条の二を削る。

第二十八条第五号を削り、同条第四号中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条の三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不

正の公告若しくは虚偽の通知をした者

第二十八条第六号中「第十条の四第四項、第十条の七第三項」を「第十条の五第三項、第十条の六第三項」に改め、同条第七号中「第十条の四第六項又は第十条の五第七項（第十条の六第十二項において準用する場合を含む。）」を「第十条の五第五項」に改め、同条第八号中「第十条の四第八項」を「第十条の五第七項」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第二十四条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物市場によらないで、金融先物市場の相場により、差金の授受を目的とする行為及び次に掲げる取引と類似の取引をいう。

一 前項第二号に掲げる取引

二 前項第三号に掲げる取引に係る同号に掲げる取引

第五条第二項を削る。

第六条の見出しを「（金融先物市場類似市場の開設の禁止）」に改め、同条中「施設」を「市場」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 何人も、銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）が一方の当事者となる場合を除き、店頭金融先物取引をしてはならない。

2 第四十四条第一号、第三号及び第五号、第六十九号、第七十四号第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第九十一条の規定は、店頭金融先物取引について準用する。この場合において、第四十四条第三号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の金融先物取引又は当該金融先物取引

の相場を変動させるべき一連の金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該店頭金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の店頭金融先物取引又は金融先物取引の相場を変動させるべき一連の店頭金融先物取引」と、同条第五号中「金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該金融先物取引」とあるのは「店頭金融先物取引を誘引する目的をもつて、金融先物取引」と、第六十九号中「金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等」を「金融先物取引（以下この節及び第八十条において「受託契約」という。）とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）は、店頭金融先物取引に係る契約（以下「店頭金融先物取引契約」という。）と、受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、第七十四号中「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者（金融先物取引所の会員に限る。）と、同条第一号から第三号までの規定中「受託契約」とあるのは「店頭金融先物取引契約」と、同条第六号中「受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金」とあるのは「店頭金融先物取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭」と、同条第七号中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引」と、「委託者」とあるのは「顧客」と、第九十一条の二中「金融先物取引等の受託等」とあるのは「店頭金融先物取引契約の締結と読み替えるものとする。

第十三条第一項第二号中「及び開設する金融先物市場」を削る。

第二十七条第二項中「有価証券（国債証券その他の総理府令・大蔵省令で定める有価証券をい

う。）を「定款の定めるところにより、有価証券に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十六号第三号及び第四号を次のように改める。

三 金融先物取引の開始及び終了

四 金融先物取引の停止

第三十七号を次のように改める。

（取引証拠金等の預託）

第三十七条 金融先物取引所は、金融先物取引（大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 会員が自己の計算において金融先物取引を行う場合又は会員がその受託した金融先物取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員

二 会員がその受託した金融先物取引（会員に対する金融先物取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該金融先物取引（以下この条において「取次金融先物取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該金融先物取引の委託者（会員に対して金融先物取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三 会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次金融先物取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員が取次金融先物取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取次金融先物取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」と

- いう。)
- 2 取次者は、金融先物取引の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。
- 3 会員は、金融先物取引の受託について、大蔵省令で定めるところにより、委託者又は取次者(当該金融先物取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次金融先物取引である場合にあつては、申込者)をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。
- 4 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取次証拠金を管理しなければならない。
- 5 第一項の取次証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券その他大蔵省令で定めるものをもつて充てることができる。
- 第三十八条第一項中「立会を行つた」を「取引を開始した」に改める。
- 第三十九条の見出し中「立会開閉等」を「金融先物取引の開閉等」に改め、同条第一項中「立会」を「金融先物取引」に、「開閉」を「開始し、若しくは終了し」に改める。
- 第四十一条第二項中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改める。
- 第四十二条を次のように改める。
- 第四十二条 金融先物取引所は、大蔵省令で定めるところにより、金融先物取引について、その取引対象通貨等の期限別に、毎日の総取引高、毎日の最高、最低及び最終の成立した対価の額、約定数値その他の事項を速やかにその会員に通知し、公表しなければならない。
- 第四十三条の見出しを「相場等の報告等」に改め、同条第一項中「及び毎月」を削り、「及び取引高報告書」を「その他の事項を遅滞なく」に、「提出し」を「報告し」に改め、同条第二項中「相場及び取引高報告書の写しの提出を規定により報告された事項の通知」に改める。
- 第四十七條第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
- 第四十八条を次のように改める。
- 第四十八条 削除
- 第五十八条第一項第三号中「住所並びに」を削り、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改める。
- 第七十条の見出しを「締結した受託契約の内容の確認」に改め、同条中「前条に規定する銀行その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。」及び「直ちに」を削り、「書面を交付し」を「ために必要な措置を講じ」に改める。
- 第八十一条中「金銭、有価証券等及び通貨等並びに委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産」を「委託証拠金その他の保証金」に改め、「定めるところにより」の下に「自己の固有財産と区分して」を加え、同条に次の一項を加える。
- 2 金融先物取引業者は、金融先物取引等につき、委託者の計算に属する金銭及び通貨等の価額に相当する財産については、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、管理しなければならない。
- 第九十四条第一号中「第四十四条」の下に「(第七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第九十一条」の下に「(第七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
- 第九十四条の三中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。
- 一 第八十一条第一項の規定に違反した者
- 第九十五条第一号中「第五條第一項」を「第五條」に改める。
- 第九十六条中「第七條」を「第七條第一項」に改める。
- 第九十七條第二号中「第七十条」を「(第七條第二項において準用する場合を含む。)」に改める。
- 第一百一条第三号中「第二十七條第六項」を「第二十七條第五項」に改める。
- 第一百四條第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「報告書」を提出せずを「報告をせず」に、「記載をした報告書」を提出しを「報告をし」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「揭示し」を「通知し」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
- 四 第三十七條第一項又は第四項の規定に違反した者
- (信託業法の一部改正)
- 第二十五条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
- 第十条に第一項として次の一項を加える。
- 信託会社が信託財産トシテ所有する有価証券ニ付テハ信託ハ信託法第三條第二項ノ規定ニ拘ラス固有財産トシテ所有する有価証券ト分別シテ之ヲ管理シタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得
- (租税特別措置法の一部改正)
- 第二十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第八条の二第一項中「証券投資信託」の下に「その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二條第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるものにより行われたものに限るものとし、」を加え、「同法」を「所得税法」に改める。
- 第八条の三第一項中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「証券投資信託(その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二條第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるものにより行われたものに限るものとし、」を加え、「同法」を「所得税法」に改める。
- 規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当する勧誘として政令で定めるものにより行われたものに限る。に、」に、「国外証券投資信託」を「公衆国外証券投資信託」に改め、同条第二項中「国外証券投資信託の配当等につきを」を「国外において発行された証券投資信託の受益証券の収益の分配に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外証券投資信託の配当等」という。に)につき」に、「百分の十五」を「次の各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 公衆国外証券投資信託の配当等 百分の十五
- 二 公衆国外証券投資信託の配当等以外の国外証券投資信託の配当等 百分の二十
- 第八条の三第三項中「金額」の下に「当該国外証券投資信託の配当等が公衆国外証券投資信託の配当等である場合において、」を加え、「百分の十五」を「前項各号に掲げる国外証券投資信託の配当等の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条第四項を次のように改める。
- 4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税政令で定めるものを含む。の額があるときは、次に定めるところによる。
- 一 当該国外証券投資信託の配当等が公衆国外証券投資信託の配当等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該公衆国外証券投資信託の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。
- 二 当該国外証券投資信託の配当等が第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等

である場合には、同項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外証券投資信託の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

第八条の三第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第二号に掲げる国外証券投資信託の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外証券投資信託の配当等を有する居住者については、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外証券投資信託の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは次の各号に定めるところにより、第八条の六の規定を適用する。

一 当該国外証券投資信託の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の六第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二 当該国外証券投資信託の配当等については、これを第八条の六第一項第一号に規定する内国法人から支払を受ける配当等とみなす。

第八条の五第一項第一号中「証券投資信託の収益の分配に係るもの」を「第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等、特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等、その他の政令で定める証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等」に改め、同条を第八条の六とする。

第八条の四第一項中「係るもの」の下に「及び前条第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等」を加え、同項第一号中「発行済株式」の下に「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条に規定する証券投資

法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）を、「の株式」の下に「投資口を含む。以下この章において同じ。」を加え、同条を第八条の五とし、第八条の三の次に次の一条を加える。

（特定証券投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等）

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条に規定する証券投資法人その規約に同条第十五項に規定する投資主の請求により同条第十三項に規定する投資口（以下この条において「投資口」という。）の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二十三条に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたものに限る。以下この条において「特定証券投資法人」という。から支払を受けるもの（以下この条において「特定証券投資法人の投資口の配当等」という。）については、所得税法第二十二條及び第八十九条並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、所得税法第六十四條第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける特定証券投資法人の投資口の配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が支払を受けるべき特定証券投資法人の投資口の配当等（所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除

き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第七十條、第七十五條又は第七十九條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 特定証券投資法人の投資口の配当等に対する所得税法第八十二條又は第二百十三條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 特定証券投資法人の投資口の配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第一項のうち当該特定証券投資法人の投資口の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

第九条第一項中「係る配当所得」の下に「（第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）を加え、同条第三項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律平成十年法律第 号（第二十一条に規定する特定目的会社）を「次に掲げる法人」に、「第九条第三項（配当控除の特例）に規定する特定目的会社」を「第九条第四項各号（配当控除の特例）に掲げる法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二十一条に規定する特定目的会社

二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条に規定する証券投資法人

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二條第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るもの及び租税特別措置法第九條第三項（配当控除の特例）に規定する外貨建証券投資信託（以下この項において「外貨建証券投資信託」という。）のうち特に同条第三項に規定する外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（以下この項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係るものと、同項第一号中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち、特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託（以下この項において「一般外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益のうち、当該配当所得の金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額」と、同項第二号中「合計額」とあるのは「合計額（当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち、一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下であるときは、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該証

券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とし、その年分の課税総所得金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千円を越えるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額については百分の一・二五を、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額から当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額のうち、当該課税総所得金額から千円と当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額との合計額を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額とする」と、同項第三号ロ中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得があるときは、当該証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、当該一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額について百分の一・二五を、その他の金額については百分の二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額)」とする。

第九條の二第五項中「おける第八條の五の規定の適用については、次に定めるところによるる」とは、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八條の六の規定を適用するに改め、同項各号中「第八條の五第一項第一号」を「第八條の六第一項第一号」に改める。

第九條の三及び第九條の四を次のように改める。

(証券投資法人の運用財産に係る利子等の課税の特例)

第九條の三 所得税法第七條第一項第四号、第百七十四條、第百七十五條及び第二百一十二條第三項の規定は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一條に規定する証券投資法人(以下この条において「証券投資法人」という。)がその資産として運用している公社債、合同運用信託、証券投資信託、株式又は出資(以下この条において「公社債等」という。)につき国内において所得税法第二十三條第一項に規定する利子等又は同法第二十四條第一項に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該証券投資法人の運用に係る資産である旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第九條の四 削除

第九條の六第一項中「第八條の四第一項並びに第八條の五第二項」を「第八條の五第一項並びに第八條の六第一項」に改める。

第三十七條の十第一項中「第四項の下に、第五項を加え、第六項第五号」を「第七項第五号」に改め、同条第二項中「いる株式」の下に「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十三條第三項に規定する投資口を除く。」を加え、「同法」を「証券取引法」に改め、同条第三項中「特定株式投資信託」を「公社債投資信託以外の証券投資信託(その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二十三條第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるもの)により行われたものを除く。第五項において「私募証券投資信託」という。)の受益証券及び特定株式投資信託(に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項

から前項までに改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 私募証券投資信託の受益証券を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に於いて当該私募証券投資信託の終了又は当該私募証券投資信託の一部の解約によりその私募証券投資信託の受益証券を有する者に対し支払われる金額がある場合には、当該金額については、その私募証券投資信託について信託された金額(所得税法第二十一條第一項第四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九條第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額)のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

第三十七條の十二第一項中「第三十七條の十六第六項第五号」を「第三十七條の十七第七項第五号」に改め、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「同条第六項第三号」を「同条第七項第三号」に改める。

第三十七條の十三第七項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十七條の十五第一項第一号中「証券投資信託」の下に「公社債投資信託以外の証券投資信託にあつては、その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二十三條第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるもの)により行われたものに限るものとし、」を加え、同項に次の二号を加える。

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一條に規定する証券投資法人(その規約に同条第十五項に規定する投資口の請求により同条第十三項に規定する投資口(以下この項及び次項において「投資口」という。)の払戻しをする旨が定められ

ており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二十三條第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるもの)により行われたものに限る。次号及び次項において「特定証券投資法人」という。)の投資口の譲渡による所得

四 第三十七條の十四第四号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額(所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。次項第四号において同じ。)が当該投資口の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

第三十七條の十五第二項に次の二号を加える。

三 特定証券投資法人の投資口の譲渡による収入金額が当該投資口の所得税法第三十三條第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額

四 第三十七條の十四第四号に規定する事由により特定証券投資法人の投資口を有する者に対して交付される当該投資口に係る当該各号に掲げる金額が当該投資口の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

第六十七條の九第一項の表の第一号中「及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第十一條」及び「及び外国為替銀行法第十一條」を削り、同表の第五号中「第五十六條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条第二項の表の第一号中「及び外国為替銀行法第十一條」を削り、同表の第五号中「第五十六條第三項」を「第五十三條第三項」に改める。

第六十七條の十四の次に次の一条を加える。

(証券投資法人に係る課税の特例)
第六十七条の十五 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(以下この条において「証券投資法」という。第二十一条に規定する証券投資法人(第一号に掲げる要件を満たすものに限る。)が支払う証券投資法第百三十六

条第一項の規定による金銭の分配のうち利益の配当から成る部分の金額(法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において「配当等の額」という。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件
イ 証券投資法第百八十七条の登録を行つて
ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その設立に際して発行(当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした投資口(証券投資法第二条第十三項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) 当該事業年度終了の時に、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(政令で定める法人を含む。)のみによつて所有されているもの
その他政令で定める要件

二 次に掲げるすべての要件

イ 証券投資法第六十三条の規定に違反している事実がないこと。

ロ その資産の運用に係る業務を証券投資法第百九十九条各号のいずれかに該当する法人に委託していること。

ハ その資産の保管に係る業務を証券投資法第百八条第二項各号のいずれかに該当する法人に委託していること。

ニ 当該事業年度終了の時に、法人税法第二十一条第十号に規定する同族会社に該当していないこと。

ホ 当該事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額

として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ヘ その他政令で定める要件

2 証券投資法第二十一条に規定する証券投資法人(以下この条において「証券投資法人」という。)に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、証券投資法第二十三条に規定する投資口は株式とみなす。

3 証券投資法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第二十条第十号		その会社
第二十三条第二項	内国法人が受ける	証券投資法人をいう
第六十六条第二項	若しくはは資本	内国法人(証券投資法人を除く。)が受ける
第六十七条第六項	会社が	証券投資法人をいう
第六十九条第一項	所得の金額	所得の金額(租税特別措置法第六十七条の十五第一項(証券投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受ける証券投資法人にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額)

4 証券投資法人に対する第五十七条の九第一項及び第六十一条の四第一項の規定の適用については、第五十七条の九第一項中「ものを除く」とあるのは「ものを並びに証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十一条に規定する証券投資法人を

いう。第六十一条の四第一項において同じ。)を除く」と、第六十一条の四第一項中「当該法人」とあるのは「当該法人(証券投資法人を除く。）」とする。

5 証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が証券投資法第百三十三条第一項

に規定する財産(法人税法第二十一条に規定する棚卸資産又は同条第二十二号に規定する有価証券に該当するものに限る。以下この項において「財産」という。)につき法人税法第二十二條第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に

において有する財産の価額は、同法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定にかかわらず、証券投資法第百三十三条第一項の規定により付される時価とする。

6 証券投資法第八十四条第一項に規定する証券投資法人が各事業年度終了の時に、証券投資法第百三十三条第二項に規定する特定取引で決済されていないものを有する場合においては、当該特定取引がその時に、決済されたものとした場合に算定される利益の額又は損失の額に相当する金額として大蔵省令で定めるところにより計算した金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

7 法人が証券投資法人から支払を受ける配当等の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

9 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合において、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない

事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

10 前二項に定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用その他証券投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十三条第一項中「第十一号まで」を「第十号まで、第十号の三及び第十一号」に、「有価証券で同条第二項」を「証券又は証券のうち同条第二項第一号に掲げる証券又は証券で同項」に、「において、同法」を「における同法第二十一条及び」に、「同条中」を「同法第二十一条第三号の二中」又は「第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券若しくは証券」とあるのは「若しくは第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券若しくは証券又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第一項各号に掲げる証券若しくは証券」と、同項第八号中「又は前号に掲げる証券又は証券」とあるのは「若しくは前号に掲げる証券若しくは証券又は租税特別措置法第九十三条第一項各号に掲げる証券若しくは証券」と、同法第八号中に、「左に」を「左に」に改め、「昭和三十三年法律第二十六号」を削り、同項第一号中「証券」の下に「同項第十号の三に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券又は証券に表示される権利に係る証券又は証券が同項第八号に掲げる証券又は証券であるものを含む。」を加え、同項第二号中「前号」を「同項第八号」に改め、「もの」の下に「(同項第十号の三に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券に表示される権利に係る証券又は証券が同項第九号に掲げる証券又は証券であるものを含む。)」を加え、同項第三号中「証券」の下に「(同項第十号の三に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券に表示される権利に係る証券又は証券が同項第十号に掲げる証券又は証券であるものを含む。)」を加え、同条第二項中「前項第一号、第二号及び第四号」を「証券取引法第二十一条第一項第八号に掲げる証券又は証券、同項第九号に掲げる証券又は証券で同項第八号に掲げる証券又は証券の性質を有するもの及び前項第四号」に改める。

第九十三条の二第一項第一号及び第四号中「第六号」を「第六号の三」に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号ハ中「証券投資信託」の下に「(その設定に係る受益証券の募集が証券取引法(昭和三十三年法律第二十五号)第二十一条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの(当該勧誘に相当するもの)として政令で定めるものにより行われたものに限る。)」を加え、同法第十号第一項を「所得税法第十号第一項」に改め、同号二中「国外証券投資信託」を「公募国外証券投資信託」に改め、同号へを同号トとし、同号ホを同号ハとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 租税特別措置法第八号の四第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等

第二十四条第五項中「団地管理組合法人」の下に「保険契約者保護機構」を加える。

第二十四条の三第一項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二十一条」に規定する信託を含む。及びこれらに類する外国の信託を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改め、「以下」を削る。

第二十五条の二第三項中「国外証券投資信託」を「公募国外証券投資信託」に、「及び同法第八号第二項」を「同法第八号第二項」に、「について」及び「同法第九号の三に規定する証券投資法人が支払を受ける利子等で、同条の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは公募国外証券投資信託の配当等で政令で定めるものについて」に改める。

第五十二条第二項第三号中「団地管理組合法人」の下に「保険契約者保護機構」を加える。

第七十一条の八中「国外証券投資信託」を「公募国外証券投資信託」に、「第八号の三第四項」を「第八号の三第四項第一号」に改める。

第七十二条の三第一項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二十一条」に規定する信託を含む。及びこれらに類する外国の信託を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「農水産業協同組合貯金保険機構」の下に「保険契約者保護機構、投資者保護基金」を加える。

第七十二条の四十八第三項中「昭和三十三年法律第二十五号」を削り、「免許を受けた者」を「登録を受けた者」に改める。

第七十二条の八十八第二項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二十一条」に規定する信託を含む。及びこれらに類する外国の信託を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改める。

第七十三条の七第二号の二中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

第二百九十四条第七項中「団地管理組合法人」の下に「保険契約者保護機構」を加える。

第二百九十四条の三第一項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二十一条」に規定する信託を含む。及びこれらに類する外国の信託を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改め、「以下」を削る。

第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に「保険契約者保護機構」を加える。

附則第四条第一項中「第八号の四」を「第八号の五」に改める。

附則第五条第一項中「うちに」の下に「所得税法第二十四条に規定する配当所得」を加え、「第九号第三項に規定する特定目的会社」を「第九号第四項各号に掲げる法人」に、「所得税法第二十四条に規定する配当所得(利息の配当を除く)」を「ものに限るものとし、利息の配当及び租税特別措置法第九号第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十二条第一項に規定する特定外貨建証券投資信託(次項において「特定外貨建証券投資信託」という。)の収益の分配に係るものを除く。以下本項において「配当所得」というに改め、同項第二号中「係る配当所得」の下に「(租税特別措置法第九号第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十二条第一項第一号に規定する一般外貨建証券投資信託(以下本項及び次項において「一般外貨建証券投資信託」という。)の収益の分配に係るものを除く。以下本号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)」を加え、「当該配当所得」を「当該証券投資信託に係る配当所得」に改め、「課税総所得金額の下に」から「一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額」を加え、同項に次の一号を加える。

三 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・二(課税総所得金額が十万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・二)に相当する金額(附則第五条第二項中「うちに」の下に「所得税法第二十四条に規定する配当所得」を加え、「第九号第三項に規定する特定目的会社」を「第九号第四項各号に掲げる法人」に、「所得税法第二十四条に規定する配当所得(利息の配当を除く)」を「ものに限るものとし、利息の配当及び特定外貨建証券投資信託の収益の分配に係るもの

の五」に改める。

一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・五(課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、百分の〇・二五)に相当する金額

附則

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定(第七十九条の二十九第一項に

二 第一條中証券取引法第二條第七項の改正規定（同條第四項）を「同條第五項」に改める部分に限る。）、同法第四條第一項第三号、第五項及び第六項第一号並びに第五條第一項第二号及び第二項の改正規定、同條第三項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、同條

分を

第五部 財政・金融委員会會議録第十五号(その二)

六号の改正規定（第二十四条の六第一項若しくは第二項を、第二十四条の六第一項から第三項までに改める部分を除く。）、同法第二百条第一号の改正規定（第二十四条の六第三項を、第二十四条の六第四項に改める部分を除く。並びに同条第五号の改正規定（第二十四条の六第一項の下に「若しくは第二項」を加える部分を除く。）、第二十七条中地方税）法附則第四条第一項の改正規定、同法附則第

条の

平成十年五月十九日
【参議院】

よる改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第三項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。）又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘（附則第四条において「取得の申込みの勧誘等」という。）を開始した新有価証券（新証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項各号に掲げる権利（第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第二条第一項各号に掲げ

(日)に

一三九

第十三条第一項、第二十三条の八第一項及び第三項、第二十三条の十三第一項及び第三項並びに第二十三条の十四の規定は、平成十一年四月一日以後に開始する有価証券の取得の申込みの勧誘等について適用し、同日前に開始した有価証券の取得の申込みの勧誘等については、なお従前の例による。

第五条 新証券取引法第五条第一項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に提出する同項の規定による届出書について適用し、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日以前に提出する届出書については、なお従前の例による。

一 平成十一年四月一日において既に旧証券取引法第二十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による有価証券報告書を提出している者 次条第一項の規定を適用することにより新証券取引法第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による有価証券報告書を提出することとなる日又は次条第二項の規定により新証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出した日

二 前号に掲げる者以外の者 平成十二年七月一日

2 前項の規定により旧証券取引法第五条第一項の規定による届出書を提出しなければならぬ者は、平成十一年四月一日以後、前項各号に定める日以前においても同条第一項の規定による届出書に代えて、新証券取引法第五条第一項の規定による届出書を提出することができる。

第六条 新証券取引法第二十四条第一項の規定は、平成十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項の規定による有価証券報告書(その添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る旧証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書につ

いては、なお従前の例による。

2 前項の規定により旧証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなればならない会社は、平成十一年四月一日以後、同日前に開始した事業年度に係る同項の規定による有価証券報告書に代えて、新証券取引法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出することができる。

第七条 新証券取引法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、平成十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の規定による半期報告書(その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始する事業年度に係る旧証券取引法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書については、なお従前の例による。

2 前項の規定により旧証券取引法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書を提出しなればならない会社は、平成十一年四月一日以後、平成十二年四月一日前に開始する事業年度に係る同項の規定による半期報告書に代えて、新証券取引法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書を提出することができる。

第八条 新証券取引法第二十四条の六第一項の規定は、施行日以後に行われる商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三条第一項に規定する取締役会の決議(以下この項及び次条において「定時総会決議等」という。)に基づいて行つた新証券取引法第二十四条の六第一項に規定する自己株式等の買付けについて適用し、施行日以前に行われた定時総会決議等に基づいて行つた自己株式に係る株式の買付けについては、なお従前の例による。

2 新証券取引法第二十四条の六第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に行われる商法第

二百十二条第一項の規定による株式の消却のための新証券取引法第二十四条の六第二項に規定する自己株式等の買付け等又は同項に規定する償還株式の消却のための自己株式等の買付け等について適用する。

第九条 新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項(第一号に限る。)の規定は、施行日以後に行われる定時総会決議等に基づいて行つた同号に掲げる買付けについて適用し、施行日以前に行われた定時総会決議等に基づいて行つた旧証券取引法第二十七条の二十二の二第二項に規定する買付けについては、なお従前の例による。

2 新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項(第二号及び第三号に限る。)の規定は、平成十一年四月一日以後に行われる同項第二号又は第三号に掲げる買付け等について適用する。

第十条 この法律の施行の際現に新証券取引法第二十七条の二十三第三項に規定する大量保有者(以下この条において「新大量保有者」という。)に該当する者(旧証券取引法第二十七条の二十三第三項に規定する大量保有者に該当する者を除く。)については、施行日に新大量保有者となつたものとみなして、新証券取引法第二十七条の二十三から第二十七条の三十三まで(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。ただし、施行日において新証券取引法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合が百分の五以下となつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、新大量保有者が提出すべき新証券取引法第二十七条の二十三第三項に規定する大量保有報告書の記載内容の特例については、大蔵省令で定める。

3 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二章の三の規定により提出されている次に掲げる報告書は、新証券取引法第二章の三の規定により提出されたものとみなす。

一 旧証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書及び旧証券取引法第

二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書並びにこれらの訂正報告書

二 旧証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書及び同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書並びにこれらの訂正報告書

第十一条 この法律の施行の際現に新有価証券につき新証券取引法第二条第八項に規定する証券業を営んでいる者については、施行日から起算して三月間(当該期間内に新証券取引法第二十八条の四の規定又は第三条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律(以下「新外国証券業者法」という。))第六條第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間は、新証券取引法第二十八条の規定にかかわらず、引き続き当該証券業を営むことができる。その者が当該期間内に同条又は新外国証券業者法第三条第一項の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項に規定する者のうち、この法律の施行の際現に新有価証券につき新証券取引法第二十九条第一項各号に掲げる業務を営んでいるものについては、施行日から起算して三月間(当該期間内に同項又は新外国証券業者法第七条第一項の認可に係る拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間は、新証券取引法第二十九条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該業務を営むことができる。その者がその期間内に同条又は新外国証券業者法第七条第一項の認可を申請した場合において、その申請について認可をする旨の通知を受ける日又はその申請を受ける旨の通知を受ける日又はその申請を受ける旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十二条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条の免許を受けている者は、施行日において新証券取引法第二十八条の登録を受けた

ものとみなす。この場合において、新証券取引法第六十二条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新証券取引法第二十八条の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録証券会社」という。)は、施行日から起算して二月以内に新証券取引法第二十八条の第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該書類に記載された新証券取引法第二十八条の第二項各号に掲げる事項及び新証券取引法第二十八条の三第一項第二号に掲げる事項を証券会社登録簿に登録するものとする。

第十三条 旧証券取引法第三十五条第一項又は第二項の規定によりすべての種類の免許を取り消され又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新証券取引法第五十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され又は解任を命ぜられたものとみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条第二項第三号の免許を受けている者は、施行日において新証券取引法第二十九条第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなす。この場合において、新証券取引法第六十二条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新証券取引法第二十九条第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して二月以内に新証券取引法第二十九条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する者から同項に規定する書類の提出があったときは、新証券取引法第二十九条第一項第二号に掲げる業務の認可を受けた旨をその者の証券会社の登録に付記するものとする。

第十五条 新証券取引法第三十条第一項から第三項までの規定は、みなし登録証券会社については、当該みなし登録証券会社が附則第十二条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

2 新証券取引法第三十条第四項の規定は、前条第一項の規定により新証券取引法第二十九条第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなされる者については、その者が前条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際現にみなし登録証券会社の取締役である者で他の会社の取締役又は監査役に就任している者旧証券取引法第四十二条又は第四十二条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書の承認を受けた者を除くは、新証券取引法第三十二条第四項の規定にかかわらず、施行日から起算して二月以内にその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十七条 みなし登録証券会社で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第四十三条ただし書の承認を受けて新証券取引法第三十四条第二項各号に掲げる業務を営んでいる者は、施行日において当該業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

2 みなし登録証券会社で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第四十三条ただし書の承認を受けて新証券取引法第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務を営んでいる者は、施行日において当該業務につき同条第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新証券取引法第六十二条第三項の規定は、適用しない。

第十八条 施行日前にされた旧証券取引法第五十条の三第三項ただし書の確認は、新証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認とみなす。

第十九条 施行日前にされた旧証券取引法第五十条の二ただし書の承認は、新証券取引法第四十五条ただし書の承認とみなす。

第二十条 新証券取引法第四十七条の規定は、みなし登録証券会社については、平成十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

第二十一条 新証券取引法第四十九条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する営業年度に係る同条第一項の営業報告書について適用し、施行日前に終了した営業年度に係る旧証券取引法第五十三条第一項の営業報告書については、なお従前の例による。

第二十二条 新証券取引法第五十条の規定は、施行日以後に終了する営業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

第二十三条 新証券取引法第五十一条の規定は、みなし登録証券会社については、施行日以後に開始する営業年度に係る同条第一項の証券取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した営業年度に係る旧証券取引法第五十九条第一項の証券取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 みなし登録証券会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧証券取引法第五十九条第一項の証券取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の証券取引責任準備金は、新証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

3 施行日前にされた旧証券取引法第五十九条第二項ただし書の承認は、新証券取引法第五十一条第二項ただし書の承認とみなす。

認可を受けている者は、施行日において新証券取引法第五十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新証券取引法第六十二条第三項の規定は、適用しない。

第二十六条 新証券取引法第五十五条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の証券業務の廃止、合併(合併により消滅する場合の当該合併に限る。)、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡について適用し、同日前の証券業務の廃止、合併(合併により消滅する場合の当該合併に限る。)、合併及び破産以外の理由による解散又は営業の全部若しくは一部の譲渡については、なお従前の例による。

第二十七条 みなし登録証券会社が施行日前にされた旧証券取引法第三十五条第一項第二号に該当する行為は、新証券取引法第五十六条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第二十八条 新証券取引法第五十六条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当しているみなし登録証券会社の取締役又は監査役である者(旧証券取引法第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当している者を除く。が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にみなし登録証券会社の取締役又は監査役である者が施行日前にされた旧証券取引法第三十五条第一項第二号に該当する行為は、新証券取引法第五十六条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第二項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前にされた旧証券取引法第三十五条第一項又は第五十四条第一項の規定による処分は、新証券取引法第五十六条第一項の規定による処分とみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第三十五条第二項の規定による処分は、新証券取引法第五十六條第二項の規定による処分とみなす。

3 施行日前にされた旧証券取引法第五十四條第二項の規定による処分(業務の全部又は一部の停止を命ずる処分を除く)は、新証券取引法第五十六條の二第二項の規定による処分とみなす。

4 施行日前にされた旧証券取引法第五十四條第二項の規定による処分(業務の全部又は一部の停止を命ずる処分に限る)は、新証券取引法第五十六條の二第二項の規定による処分とみなす。

第三十條 旧証券取引法第二十八條の免許を受けた証券会社が施行日前において解散し又はすべての証券業務を廃止した場合において、施行日までに、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引(旧証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。附則第七十七條において同じ。)並びにこれに係る旧証券取引法第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為、有価証券オプシオン取引(旧証券取引法第二條第十五項に規定する有価証券オプシオン取引をいう。附則第七十七條において同じ。)並びにこれに係る旧証券取引法第二條第八項第二号及び第三号に掲げる行為を結了していないときは、旧証券取引法第三十八條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第三十一條 施行日前にされた旧証券取引法第六十條第一項の規定による処分は、新証券取引法第六十條第一項の規定による処分とみなす。

第三十二條 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十二條第一項の規定によりみなし登録証券会社が登録を受けている外務員は、施行日に

おいて新証券取引法第六十四條第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項において準用する新証券取引法第六十二條第三項の規定は、適用しない。

2 みなし登録証券会社は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新証券取引法第六十四條第二項の規定にかかわらず、その営業所と同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第六十二條第一項の規定による外務員登録原簿は、新証券取引法第六十四條第一項の規定による外務員登録原簿とみなす。

第三十三條 旧証券取引法第六十四條の三第一項の規定により外務員の登録を取り消され又はその職務の停止を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新証券取引法第六十四條の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され又はその職務の停止を命ぜられたものとみなす。

第三十四條 新証券取引法第六十四條の五第一項(第一号に限る)の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八條の四第九号イからヘまでのいずれかに該当している附則第三十二條第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者(旧証券取引法第三十二條第四号イからニまでのいずれかに該当している者を除く)が、引き続き新証券取引法第二十八條の四第九号イからヘまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 附則第三十二條第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者が施行日前にした旧証券取引法第六十四條の三第一項第二号に該当す

る行為は、新証券取引法第六十四條の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第三十五條 旧証券取引法第六十四條の五第一項の規定により登録事務を行う証券業協会の施行日前における旧証券取引法第六十二條第三項の規定による登録の申請に係る不作為、旧証券取引法第六十三條第一項の規定による登録の拒否又は旧証券取引法第六十四條の三第一項の規定による処分に係る審査請求については、なお従前の例による。

第三十六條 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十五條の二第二項の認可を受けている銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、施行日において新証券取引法第六十五條の二第二項の登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第二項において準用する新証券取引法第六十二條第二項第三号の認可を受けている銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、施行日において新証券取引法第六十五條の二第三項の規定による有価証券の元引受け業務に係る認可を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項において準用する新証券取引法第六十二條第三項の規定は、適用しない。

4 附則第十四條第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

5 附則第十五條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第一項及び第三十二條から前条までの規定は、第一項の規定により新証券取引法第六十五條の二第一項の登録を受けたものとみなされる銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(第七項においてみなし登録金融機関という。)について準用する。

6 旧証券取引法第六十五條の二第三項において準用する旧証券取引法第三十五條第一項第二号に限る)の規定によりすべての種類の認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新証券取引法第六十五條の二第五項において準用する新証券取引法第五十六條第一項の規定により新証券取引法第六十五條の二第一項の登録を取り消されたものとみなす。

7 附則第二十三條の規定は、みなし登録金融機関が、新証券取引法第六十五條第二項第一号に規定する国債証券等の有価証券先物取引に係る新証券取引法第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、新証券取引法第六十五條第二項第八項第二号若しくは第三号に掲げる取引に係る新証券取引法第六十五條第二項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を行う場合について準用する。

8 附則第三十條の規定は、旧証券取引法第六十五條の二第一項の認可を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が施行日前に解散し又は当該認可に係る業務を廃止した場合について準用する。

9 第二項、第四項、第五項、第七項及び前項の場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十七條 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第七十五條第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿は、新証券取引法第七十五條第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿とみなす。

第三十八條 この法律の施行の際現に旧証券取引法第七十六條第一項の認可を受けて同項に規定する規則を定めている証券業協会は、施行日において当該規則につき新証券取引法第七十六條第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

第三十九條 新証券取引法第七十九條の八第五項

の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいづれかに該当している証券業協会の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいづれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までその間は、適用しない。

第四十条 新証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金（以下「基金」という。）の発起人又は会員にならうとする証券会社（旧証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。附則第四十三条第一項において同じ。）又は外国証券会社（第三条の規定による改正前の外国証券業者に関する法律（以下「旧外国証券業者法」という。）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。附則第四十三条第一項において同じ。）は、施行日前においても、新証券取引法第七十九条の二十二、第七十九条の二十六、第七十九条の二十七第一項、第七十九条の二十九第二項から第八項まで、第七十九条の三十、第七十九条の三十二、第七十九条の三十四、第七十九条の三十五、第七十九条の三十七、第七十九条の三十八、第七十九条の四十二、第七十九条の五十一及び第七十九条の六十五並びに新証券取引法附則第五条の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他基金の設立に必要な行為、基金への加入に必要な行為及び基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 基金の発起人は、施行日前においても、新証券取引法第七十九条の三十及び第七十九条の三十一並びに新証券取引法附則第九条の規定の例により、基金の設立の認可並びに基金のために基金の成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画の認可の申請をし、大蔵大臣の認可を受けることができる。この場合において、これらの

認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第四十一条 この法律の施行の際現に更生手続の開始が決定され、かつ、当該更生手続が終了していないみなし登録証券会社又はみなし登録外国証券会社（附則第五十九条第二項に規定するみなし登録外国証券会社をいう。次項において同じ。）については、新証券取引法第七十九条の二十六及び第七十九条の二十七第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するみなし登録証券会社又はみなし登録外国証券会社のうち、この法律の施行後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、内閣総理大臣が指定するものについては、その指定の日から、新証券取引法第七十九条の二十六及び第七十九条の二十七第一項の規定を適用する。

第四十二条 昭和四十四年八月一日に設立された財団法人寄託証券補償基金（以下この条において「寄託証券補償基金」という。）は、政令で定める日までの間、基金の発起人又は基金に対し、当該寄託証券補償基金が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を基金において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 基金の発起人又は基金は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出を承諾しようとするときは、基金の創立総会又は総会でその承認を得なければならない。

3 基金の発起人又は基金は、前項の規定による創立総会又は総会の承認の決議があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

4 前項の認可があつたときは、寄託証券補償基金の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可に係る基金（以下この条及び次条において「認可基金」という。）の成立の日その日が当該認可を受けた日以前であるときは、同日）において、認可基金に承継されるものとし、寄託証券補償基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中

法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により寄託証券補償基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 認可基金は、新証券取引法第七十九条の四十九の規定にかかわらず、第四項の規定により承継した寄託証券補償基金の業務（次項において「承継業務」という。）を行うことができる。

7 認可基金が承継業務のうち新証券取引法第七十九条の四十九第一号に掲げる業務に類似する業務として大蔵省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなして、新証券取引法第七十九条の六十三、第七十九条の七十二及び第二百八条第十一号の規定を適用する。

第四十三条 基金は、政令で定める日までの間、新証券取引法第七十九条の四十九の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいづれが生じた証券会社又は外国証券会社に対して施行日前に行われた資金の貸付けのうち、投資者の保護に資すると認められるものとして総理府令・大蔵省令で定めるものについて、当該貸付けを行った者から当該貸付けに係る債権を譲り受けることができる。

一 すべての証券業の廃止（外国証券会社にあっては、その支店におけるすべての証券業の廃止をいう。）又は証券会社若しくは外国証券会社の解散

二 旧証券取引法第三十五条第一項又は旧外国証券業者法第十二条第一項の規定による免許の取消し

二十条において準用する場合を含む。）の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令

2 大蔵大臣は、認可基金に対し、前項の規定による債権の譲受けを行うことを要請することができる。

3 第一項の規定による債権の譲受けは、基金の総会の議決を経なければ行うことができない。

4 基金の理事長は、第一項の規定による債権の譲受けに係る議案を総会に提出しようとするときは、あらかじめ、新証券取引法第七十九条の四十五第一項に規定する運営審議会の意見を聴かなければならない。

5 基金が第一項の規定による債権の譲受けに係る業務を行う場合には、当該業務は新証券取引法第七十九条の四十九第二号に掲げる業務とみなして、新証券取引法第七十九条の六十三、第七十九条の七十二及び第二百八条第十一号の規定を適用する。

第四十四条 この法律の施行の際現にその名称のうち投資者保護基金という文字を用いている者については、新証券取引法第七十九条の二十三第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第四十五条 新証券取引法第二百二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいづれかに該当している証券取引所の役員である者（旧証券取引法第三十二条第四号イから二までのいづれかに該当している者を除く。）が、引き続き新証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

法第百十條第一項の承認を受けて新証券取引法第百十條第一項に規定する有価証券又は同条第二項に規定する有価証券等を上場している証券取引所は、施行日において、当該有価証券につき同条第一項の届出をし、又は当該有価証券等につき同条第二項の承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十條本文に規定する国債証券、地方債証券、外国債証券又は政令で定める有価証券(同条ただし書に規定する標準物を除く。以下この項において「国債等」という。)を上場している証券取引所は、施行日において当該国債等につき新証券取引法第百十條第一項の届出をしたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

第四十八條 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六條の三第一項の免許を受けている者は、施行日において新証券取引法第百五十六條の三第一項の免許を受けたものとみなす。この場合において、新証券取引法第百五十六條の五及び第百九十四條の四第一項の規定は、適用しない。

第四十九條 前条の規定により新証券取引法第百五十六條の三第一項の免許を受けたものとみなされる者(以下「みなし免許証券金融会社」という。)で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六條の六第一項の承認を受けて新証券取引法第百五十六條の六第一項各号に掲げる業務を営んでいるものは、施行日において当該業務につき同条第二項の届出をしたものとみなす。

2 みなし免許証券金融会社で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六條の六第一項の承認を受けて新証券取引法第百五十六條の六第一項各号に掲げる業務以外の業務を営んでいるものは、施行日において当該業務につき同条第三項の承認を受けたものとみなす。

第五十條 新証券取引法第百五十六條の十第二項の規定は、この法律の施行の際現に新証券取引法第二十八條の四第九号イからへまでのいずれかに該当しているみなし免許証券金融会社の役員である者(旧証券取引法第三十二條第四号イから二までのいずれかに該当している者を除く。)が、引き続き新証券取引法第二十八條の四第九号イからへまでのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第五十一條 新証券取引法第百五十六條の十四の規定は、施行日以後に終了する営業年度に係る同条の営業報告書について適用する。

第五十二條 みなし免許証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係るその職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第五十三條 新証券取引法第百六十三條の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十三條の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け又は売付けについては、なお従前の例による。

第五十四條 新証券取引法第百六十四條の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十四條の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け又は売付けに係る利益については、なお従前の例による。

第五十五條 新証券取引法第百六十六條の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する重要事実(同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものと

し、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。)を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第百六十六條第一項に規定する重要事実(同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含む)のとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日前に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して施行日以後に生じたものを含む。)を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

2 新証券取引法第百六十七條の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実若しくは公開買付け等の中止に關する事実(同項に規定する公開買付け等の中止に關する事実(同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付け者等の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。)を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第百六十七條第一項に規定する公開買付け等の実施に關する事実若しくは公開買付け等の中止に關する事実(同項に規定する公開買付け等を行うことについての同条第二項に規定する公開買付け者等の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含む)を知つた者又は

これらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

第五十六條 この法律の施行前に旧証券取引法第百七十二條の規定による申立てがあつた争ひに係る仲介については、なお従前の例による。

第五十七條 第二條の規定による改正後の証券取引法(以下この条において「新証券取引法」という。)第百六十六條の規定は、同条第一項に規定する重要事実が平成十二年七月一日(当該重要事実に係る上場会社等の新証券取引法第五條第一項の規定による届出書、新証券取引法第二十四條第一項の規定による有価証券報告書又は新証券取引法第二十四條の五第一項の規定による半期報告書のいずれもが同日前に新証券取引法第二十五條第一項の規定による公衆の縦覧に供されていない場合にあつては、これらのいずれかの書類が同項の規定により公衆の縦覧に供された日の翌日とする。以下この条において同じ。)以後に生じた場合(新証券取引法第百六十六條第二項第一号及び第五号に規定する上場会社等及び上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関がした同項第一号又は第五号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が平成十二年七月一日以後に行われた場合に係るものとし、同項第三号及び第七号に掲げる事実にあつては平成十二年七月一日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号及び第七号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じた場合に限る。)における当該重要事実を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、新証券取引法第百六十六條第一項に規定する重要事実が平成十二年七月一日前に生じた場合(同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が平成十二年七月一日前に行

われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が平成十二年七月一日以後に行われた場合を含むものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては平成十二年七月一日前に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して平成十二年七月一日以後に生じた場合を含む。における当該重要事実を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 旧外国証券業者法第三條第一項の免許を受けている者で施行日以後引き続き新外国証券業者法第三條第一項の登録を受けて支店において証券業務を営もうとする者は、施行日前においても、総理府令・大蔵省令の定めるところにより、同項に規定する主たる支店及び新外国証券業者法第四條第一項に規定する国内における代表者を定めて内閣総理大臣に届け出ることができる。

第五十九条 前条の規定による届出をした者で、この法律の施行の際現に旧外国証券業者法第三條第一項の免許を受けている者は、施行日において新外国証券業者法第三條第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、新外国証券業者法第二十九條第三項及び第四十條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新外国証券業者法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる者(以下「みなし登録外国証券会社」という。)は、施行日から起算して二月以内に新外国証券業者法第四條第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号から第七号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新外国証券業者法第四條第一項各号に掲げる事項及び新外国証券業者法第五條第一項第二号に掲げる

事項を外国証券会社登録簿に登録するものとする。

第六十條 旧外国証券業者法第十二條第一項又は第二項の規定によりすべての種類の免許を取り消され又は解任若しくは解職を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新外国証券業者法第二十四條第一項又は第二項の規定により登録を取り消され又は解任若しくは解職を命ぜられたものとみなす。

第六十一條 附則第五十八條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際現にいずれかの支店において旧外国証券業者法第三條第三項第三号の免許を受けている者は、施行日において新外国証券業者法第七條第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなす。この場合において、新外国証券業者法第二十九條第三項及び第四十條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新外国証券業者法第七條第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して二月以内に新外国証券業者法第八條第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する者から同項に規定する書類の提出があつたときは、新外国証券業者法第七條第一項第二号に掲げる業務の認可を受けた旨をその者の外国証券会社の登録に付記するものとする。

第六十二條 施行日前において旧外国証券業者法第八條の規定により供託すべき営業保証金の供託については、なお従前の例による。

2 施行日以降において旧外国証券業者法第八條の規定により営業保証金の供託をしている者は、前項の規定にかかわらず、当該供託に係る営業保証金を取り戻すことができる。

3 前項の営業保証金の取戻しは、施行日前に当該営業保証金につき旧外国証券業者法第八條第五項の権利を有していた者に對し、六月を下ら

ない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これを行うことができない。

4 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關し必要な手続は、総理府令・法務省令・大蔵省令で定める。

第六十三條 新外国証券業者法第十二條第一項から第三項までの規定は、みなし登録外国証券会社については、当該みなし登録外国証券会社が附則第五十九條第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

2 新外国証券業者法第十二條第四項の規定は、附則第六十一條第一項の規定により新外国証券業者法第七條第一項第二号に掲げる業務の認可を受けたものとみなされる者については、その者が附則第六十一條第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第六十四條 この法律の施行の際現にみなし登録外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員(監査役及びこれに類する役員にある者を除く。)で他の会社の取締役又は監査役に就任している者(旧外国証券業者法第十七條第一項において準用する旧証券取引法第四十二條又は第四十二條の二第一項ただし書の承認を受けた者を除く。)は、新外国証券業者法第四十二條第一項において準用する新証券取引法第三十二條第四項の規定にかかわらず、施行日から起算して二月以内にその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十五條 みなし登録外国証券会社で、この法律の施行の際現にいずれかの支店において旧外国証券業者法第十七條第一項において準用する旧証券取引法第四十三條ただし書の承認を受けて新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第三十四條第二項各号に掲げる業務を営んでいる者は、施行日において当該業務につき新外国証券業者法第十四條第一項

において準用する新証券取引法第三十四條第三項の届出をしたものとみなす。

2 みなし登録外国証券会社で、この法律の施行の際現にいずれかの支店において旧外国証券業者法第十七條第一項において準用する旧証券取引法第四十三條ただし書の承認を受けて、新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第三十四條第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務を営んでいる者は、施行日において当該業務につき新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第三十四條第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新外国証券業者法第二十九條第三項の規定は、適用しない。

第六十六條 施行日前にされた旧外国証券業者法第十七條第一項において準用する旧証券取引法第五十條の三第三項ただし書の確認は、新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第四十二條の二第三項ただし書の確認とみなす。

第六十七條 施行日前にされた旧外国証券業者法第十七條第一項において準用する旧証券取引法第五十條の二ただし書の承認は、新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第四十五條ただし書の承認とみなす。

第六十八條 新外国証券業者法第十四條第一項において準用する新証券取引法第四十七條の規定は、みなし登録外国証券会社については、平成十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

第六十九條 新外国証券業者法第十五條第一項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する期間に係る同条第一項の営業報告書について適用し、施行日前に終了した期間に係る旧外国証券業者法第十九條第一項の営業報告書については、なお従前の例による。

2 新外国証券業者法第十五條第三項の規定は、施行日以後に終了する期間に係る同項に規定する説明書類について適用する。

第七十条 新外国証券業者法第十七条第一項において準用する新証券取引法第五十一条の規定は、みなし登録外国証券会社については、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の証券取引責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧外国証券業者法第二十三条において準用する旧証券取引法第五十九条第一項の証券取引責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2. みなし登録外国証券会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国証券業者法第二十三条において準用する旧証券取引法第五十九条第一項の証券取引責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の証券取引責任準備金は、新外国証券業者法第十七条において準用する新証券取引法第五十一条第一項の証券取引責任準備金として積み立てられたものとみなす。

3. 施行日前にされた旧外国証券業者法第二十三条において準用する旧証券取引法第五十九条第二項ただし書の承認は、新外国証券業者法第十七条において準用する新証券取引法第五十一条第二項ただし書の承認とみなす。

第七十一条 新外国証券業者法第二十條において準用する新証券取引法第五十二条第三項の規定は、みなし登録外国証券会社については、平成十一年四月一日以後の自己資本規制比率を記載した書面について適用する。

第七十二条 新外国証券業者法第十八条第一項の規定は、みなし登録外国証券会社については、施行日以後に開始する決算期に係る同項の損失準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した決算期に係る旧外国証券業者法第二十四条の損失準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2. みなし登録外国証券会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国証券業者法第二十四条の損失準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項

の損失準備金は、新外国証券業者法第十八条第一項の損失準備金として積み立てられたものとみなす。

3. 施行日前にされた旧外国証券業者法第二十四条第二項の承認は、新外国証券業者法第十八条第二項の承認とみなす。

第七十三条 新外国証券業者法第二十三条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後のすべての支店における証券業務の廃止（外国における証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべての廃止を含む。以下この条において同じ。）合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）合併及び破産以外の理由による解散又は支店の営業の全部の譲渡（外国における営業の全部の譲渡を含む。以下この条において同じ。）若しくは一部の譲渡について適用し、同日前のすべての支店における証券業務の廃止、合併（合併により消滅する場合の当該合併に限る。）合併及び破産以外の理由による解散又は支店の営業の全部の譲渡若しくは一部の譲渡については、なお従前の例による。

第七十四条 みなし登録外国証券会社が施行日前にした旧外国証券業者法第十二条第一項第二号に該当する行為は、新外国証券業者法第二十四条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第七十五条 新外国証券業者法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新外国証券業者法第六条第一項第十号に規定する者に該当しているみなし登録外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員である者（旧外国証券業者法第六条第七号イからニまでのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新外国証券業者法第六条第一項第十号に規定する者に該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2. この法律の施行の際現にみなし登録外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する

役員である者が施行日前にした旧外国証券業者法第十二条第一項第二号に該当する行為は、新外国証券業者法第二十四条第一項第三号又は第五号に該当する行為とみなして、同条第二項の規定を適用する。

第七十六条 施行日前にされた旧外国証券業者法第十二条第一項又は第二十条において準用する旧証券取引法第五十四条第一項の規定による処分は、新外国証券業者法第二十四条第一項の規定による処分とみなす。

2. 施行日前にされた旧外国証券業者法第十二条第二項の規定による処分は、新外国証券業者法第二十四条第二項の規定による処分とみなす。

3. 施行日前にされた旧外国証券業者法第二十条において準用する旧証券取引法第五十四条第二項の規定による処分（業務の全部又は一部の停止を命ずる処分を除く。）は、新外国証券業者法第二十五条において準用する新証券取引法第五十六条の二第一項の規定による処分とみなす。

4. 施行日前にされた旧外国証券業者法第二十条において準用する旧証券取引法第五十四条第二項の規定による処分（業務の全部又は一部の停止を命ずる処分に限る。）は、新外国証券業者法第二十五条において準用する新証券取引法第五十六条の二第二項の規定による処分とみなす。

第七十七条 旧外国証券業者法第三条第一項の免許を受けた外国証券会社が施行日前において支店におけるすべての証券業務を廃止した場合において、施行日までに、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引並びにこれに係る旧証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、有価証券オプショント取引並びにこれに係る同項第二号及び第三号に掲げる行為並びに外国市場証券先物取引並びにこれに係る同項第二号及び第三号に掲げる行為を結了していないときは、旧外国証券業者法第六十六条において準用する旧証券取引法第三十八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第七十八条 この法律の施行の際現に旧外国証券

業者法第二十二条において準用する旧証券取引法第六十二条第一項の規定によりみなし登録外国証券会社が登録を受けている外務員は、施行日において新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条第六項において準用する新証券取引法第六十二条第三項の規定は、適用しない。

2. みなし登録外国証券会社は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、その支店において新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

3. この法律の施行の際現に存する旧外国証券業者法第二十二条において準用する旧証券取引法第六十二条第一項の規定による外務員登録原簿は、新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿とみなす。

第七十九条 旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十四条の三第一項の規定により外務員の登録を取り消され又はその職務の停止を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新外国証券業者法第三十二条において準用する新証券取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され又はその職務の停止を命ぜられたものとみなす。

第八十条 新外国証券業者法第三十二条において

準用する新証券取引法第六十四條の五第一項（第一号に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に新外国証券業者法第六條第一項第十号に規定する者に該当している附則第七十八條第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者（旧外国証券業者法第六條第七号イからエまでのいずれかに該当している場合を除く。）が、引き続き新外国証券業者法第六條第一項第十号に規定する者に該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 附則第七十八條第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者が施行日前にした旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十四條の三第一項第二号に該当する行為は、新外国証券業者法第三十二條において準用する新証券取引法第六十四條の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第八十一條 旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十四條の五第一項の規定により登録事務を行う証券業協会の施行日前における旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十二條第三項の規定による登録の申請に係る不作為、旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十三條第一項の規定による登録の拒否又は旧外国証券業者法第二十二條において準用する旧証券取引法第六十四條の三第一項の規定による処分に係る審査請求については、なお従前の例による。

（金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十二條 第四條の規定による改正前の金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（次条において「旧制度改革法」という。）附則第十九條第一項又は第二項の規定により旧証券取引法第二十八條第二項第二

号の免許に付した条件は、施行日において第四條の規定による改正後の金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（次条において「新制度改革法」という。）附則第十九條第一項又は第二項の規定により新証券取引法第二十八條の登録に付したものとみなす。

第八十三條 旧制度改革法附則第二十七條の規定により同条に規定する旧外国証券業者法第三條第三項第二号の免許に付した条件は、施行日において新制度改革法附則第二十七條の規定により新外国証券業者法第三條第一項の登録に付したものとみなす。

（証券投資信託法の一部改正に伴う経過措置）
第八十四條 第七條の規定による改正前の証券投資信託法（以下「旧投信法」という。）第二條の二の規定により旧投信法第二條第一項に規定する証券投資信託とみなされた信託であつてこの法律の施行の際現に存するものは、第七條の規定による改正後の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二條第一項に規定する証券投資信託とみなす。

第八十五條 新投信法第五條第六項第七号及び第八號の規定は、施行日以後に発行される同条第一項に規定する証券投資信託の受益証券について適用し、施行日前に発行された旧投信法第五條第一項に規定する証券投資信託の受益証券については、なお従前の例による。

2 施行日前に発行された旧投信法第五條第一項に規定する受益証券に係る旧投信法第二條第一項に規定する証券投資信託につき、施行日以後にその委託者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を新投信法第二條第一項に規定する政令で定める者に対し委託しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該委託者がその運用の指図に係る権限の委託をする者の商号又は名称及び所在の場所並びに当該委託に係る費用を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該証券投資信託に係る知ら

れたる受益者に対して交付しなければならない。

3 新投信法第三十條第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定め

る。

第八十六條 この法律の施行の際現に旧投信法第六條第一項の免許を受けている者は、施行日において新投信法第六條の認可を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第十條第二項の規定は、適用しない。

第八十七條 新投信法第九條第二項第四号の規定の適用については、旧投信法第二十二條第一項又は第二十三條第一項第一号ハの規定により旧投信法第六條第四項に規定する委託会社は、その処分を受けた日において、新投信法第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條の規定により新投信法第六條の認可を取り消された新投信法第九條第二項第一号に規定する株式会社等とみなす。

2 新投信法第九條第二項第六号ホの規定の適用については、旧投信法第二十二條第一項又は第二十三條第一項第一号ハの規定により旧投信法第六條第一項の免許を取り消された旧投信法第六條第四項に規定する委託会社は、その処分を受けた日において、新投信法第四十一條第一項、第四十二條第一項第一号ホ又は第四十三條の規定により新投信法第六條の認可を取り消された者とみなす。

3 新投信法第九條第二項第六号ルの規定の適用については、旧投信法第二十三條第一項第二号の規定により解任を命ぜられた旧投信法第二條第四項に規定する委託会社の取締役は、その処分を受けた日において、新投信法第四十二條第一項第一号ニ又は同項第二号の規定により解任を命ぜられた証券投資信託委託業者の取締役とみなす。

この法律の施行の際現に同条第一項に規定する標識又はこれに類似する標識を掲示している者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第八十九條 この法律の施行の際現に締結されている信託契約に係る信託約款及び施行日前に旧投信法第十二條第一項の承認を受けた信託約款で施行日において当該信託約款に係る信託契約が締結されていないもの（以下「特定信託約款」という。）については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、旧投信法第十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「委託会社」とあるのは、「証券投資信託委託業者」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧投信法第十四條第二項の規定の適用については、旧投信法第十三條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「信託約款」とあるのは、「その変更しようとする事項及びその変更しようとする理由」と、同条第三項中「信託約款」とあるのは、「その変更しようとする事項」とするほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第九十條 特定信託約款に係る信託契約については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、旧投信法第十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委託会社」とあるのは、「証券投資信託委託業者」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧投信法第十五條第三項の規定の適用については、旧投信法第十三條第一項、第二項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「信託約款」とあるのは、「その解約しようとする理由」と、同条第二項中「第三項」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第九十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正

前の証券投資信託法第十五条第二項とするほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第九十一条 特定信託約款及び特定信託約款に係る証券投資信託で前条の規定の適用を受けるものについては、旧投信法第十九条、第二十条の二第一項及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

2 特定信託約款及び特定信託約款に係る証券投資信託で前二条の規定の適用を受けるものについては、新投信法第二十六条、第二十九条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、適用しない。

第九十二条 この法律の施行の際現に旧投信法第十八条第一項の承認を受けて投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んでいる者(第八条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(附則第九十九条及び第一百条において「新投資顧問業法」という。附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営んでいる旧投信法に基づき大蔵大臣の免許を受けた者を含む。)は、施行日において新投信法第十八条第二項の届出をしたものとみなす。

第九十三条 新投信法第二十八条の規定は、この法律の施行の際現に自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって顧客から受益証券又は金銭の預託を受けている附則第八十六条の規定により新投信法第六条の認可を受けたものとみなされる者については、この法律の施行の際現に当該預託を受けている受益証券又は金銭に限り、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第九十四条 新投信法第三十三条の規定は、信託財産の施行日以後に到来する同条に規定する計算期間の末日又は期日に係る運用報告書について適用し、信託財産の施行日前に到来した旧投信法第二十条の二第二項に規定する計算期間の末日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

第九十五条 新投信法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に終了する営業年度に係る同項の営業報告書について適用し、施行日前に終了した営業年度に係る旧投信法第十八条の三に規定する営業報告書については、なお従前の例による。

第九十六条 証券投資信託委託業者が旧投信法第六条第一項の免許を受けた者である場合における新投信法第四十一条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号(この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第五号」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第七十条の規定による改正前の証券投資信託法第六条第一項の免許当時同法第七条第二項第一号から第三号まで」とする。

2 前項の場合における新投信法第四十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「取締役若しくは監査役が第六条の認可当時同号イからホまで、トからヌまで若しくはヲ」とあるのは、「取締役が金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第七十条の規定による改正前の証券投資信託法第六条第一項の免許当時同法第七条第二項第四号イからニまで」とする。

第九十七条 証券投資信託委託業者が旧投信法第六条第一項の免許を受けた者である場合における新投信法第四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第六条の認可」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「金融システム改革法」という。第七十条の規定による改正前の証券投資信託法第六条第一項の免許と、「その認可」とあるのは「金融システム改革法附則第八十六条の規定により受けたものとみなされた第六条の認可」と、同条第二項中「認可(第六条の認可を除く。）」とあるのは、業務

の方法の変更又は資本の額の減少に係る認可」とする。

第九十八条 新投信法第六十四条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に証券投資法人であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第九十九条 この法律の施行の際現に第八十条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(次条において「旧投資顧問業法」という。第三十一条ただし書の承認を受けて旧投信法第二条第四項に規定する委託会社業務を営んでいる者は、施行日において新投資顧問業法第二十三条第一項の規定による証券投資信託委託業者の届出をしたものとみなす。

第一百条 新投資顧問業法第三十二条の規定は、施行日以後に作成される同条に規定する報告書について適用し、施行日前に作成された旧投資顧問業法第三十二条に規定する報告書については、なお従前の例による。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第一百一条 第九十条の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律第三十一条第一項の規定は、同項第一号に規定する一定の期間が始まる時若しくは同号に規定する一定の日、同項第二号に規定する一定の日又は同項第三号に規定する六月を経過した日若しくは同号に規定する一定の日が施行日以後に到来する場合における同項の規定による実質株主の通知について適用し、第九十条の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律第三十一条第一項前段に規定する一定の日又は同項後段に規定する一定の日が施行日前に到来する場合における同項の規定による実質株主の通知については、

なお従前の例による。

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)
第一百二条 第十条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。第十三条第一項(第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。第十七条、第十三条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。第八十九条、第十四条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。第九十四条、及び第六十六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同組合法」という。第六十六条において準用する場合(以下この条から附則第一百五条までにおいて「新長期信用銀行法第七十七条等において準用する場合」という。))を含む。以下この項及び次項において同じ。))の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等という。以下この項及び次項において同じ。))の額が信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。))を超えている銀行(新銀行法第二十一条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)、長期信用銀行(新長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。)、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会(新協同組合法第二十一条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。以下同じ。)(以下この条から附則第一百五条までにおいて「銀行等」という。))の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び労働大臣とし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあっては新協同組合法第七十一条に規定する行政庁とする。以下この項及び次項において同じ。))に届け出たときは、施行日から起算して一年を

なお従前の例による。

経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合においては同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新銀行法第十三条第二項（新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている銀行等及び当該銀行等の子会社等（同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該銀行等の子会社等の当該同一一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合においては当該銀行等が同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

3 新銀行法第五十二条の六第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律

の施行の際現に新銀行法第五十二条の六第一項に規定する同一一人に対する信用の供与等、同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。）の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額（同条第一項に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二十条第十一項に規定する銀行持株会社（以下この項において同じ。）をいう。若しくはその子会社等（新銀行法第五十二条の六第一項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社（以下この項において同じ。）長期信用銀行持株会社（以下この項において同じ。）をいう。若しくはその子会社等の当該同一一人に対する信用の供与等については、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項及び附則第二百五条において「銀行持株会社等」という。）が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合においては当該銀行持株会社等が同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

第百三条 新銀行法第十三条の二（新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等が施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

る。

第百四条 新銀行法第十六条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新銀行法第二十条第八項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）として銀行の当該会社について、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新銀行法第十六条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十条の規定による改正前の銀行法（以下旧銀行法という。）第十六条の二第二項又は第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可（当該認可に係る旧銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第四項に規定する認可（当該認可に係る新銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新銀行法第十六条の二第四項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に銀行が新銀行法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等

（当該銀行が旧銀行法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としていない場合には、当該銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにつき、施行日において新銀行法第十六条の二第四項の認可を受けたものとみなす。

7 新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新銀行法第二十条第七項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第百五条 新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分を除く。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第二十一条第一項から第三項まで（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定並びに新銀行法第二十条第二項及び第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る

部分を除く。(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)並びに新銀行法第五十二条の十二並びに第五十二条の十三第一項及び第二項(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、銀行等又は銀行持株会社等の平成十年四月一日以後に開始する営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行等又は銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度又は事業年度に係る貸借対照表その他の書類については、なお従前の例による。

2 新銀行法第十九条第二項及び第三項(同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。)(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)並びに新銀行法第五十二条の十一(同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。)(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第百六条 新長期信用銀行法第十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社(同項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)としていた長期信用銀行の当該会社については、当該長期信用銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新長期信用銀行法第十三条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十一条の規定による改正前の長期信用銀行法(以下この項及び次項において「旧長期信用銀行法」という。第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可(当該認可に係る旧長期信用銀行法第二十条第一項ただし書に規定する承認を含む。若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新長期信用銀行法第十三条の二第六項(同条第八項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。の規定により内閣総理大臣がした同条第六項に規定する認可(当該認可に係る新長期信用銀行法第二十条第一項ただし書に規定する承認を含む。若しくは当該認可に付した条件又は新長期信用銀行法第十三条の二第六項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。)

5 この法律の施行の際現に長期信用銀行が新長期信用銀行法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等(当該長期信用銀行が旧長期信用銀行法第十三条の二第一項又は旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社としている場合には、当該長期信用銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

銀行法第十三条の二第六項の認可を受けたものとみなす。

7 新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。))の株式等(新長期信用銀行法第十三条の二第一項第八号に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。))を合算してその基準株式数等(新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。))を超えて所有している長期信用銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該長期信用銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該長期信用銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものと同みなして、同条の規定を適用する。

(外国為替銀行法の廃止に伴う経過措置)
第百七条 この法律の施行前に第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法(以下この条において「旧外国為替銀行法」という。)に規定する外国為替銀行が発行した債券については、旧外国為替銀行法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の信用金庫は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新信用金庫法第五十四条の十五第三項に規定する認可対象会社を子会社としていた信用金庫は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした信用金庫は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新信用金庫法第五十四条の十五第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新信用金庫法第五十四条の十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。))の株式等(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。))を合算してその基準株式数等(新信用金庫法第五十四条の十六第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。))を超えて所有している信用金庫又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものと同みなして、同条の規定を適用する。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第百八条 新信用金庫法第五十四条の十五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社(新信用金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下この条及び次項において同じ。))としていた信用金庫の当該会社については、当該信用金庫が施行日から起算して三月を経過する日

いる信用金庫連合会の当該会社については、当該信用金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の信用金庫連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新信用金庫法第五十四条の十七第一項第三号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十三条の規定による改正前の信用金庫法（以下この項及び次項において「旧信用金庫法」という。）第五十四条の十五第一項又は第五十四条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可（当該認可に係る旧信用金庫法第八十七条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新信用金庫法第五十四条の十七第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第三項に規定する認可（当該認可に係る新信用金庫法第八十七条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新信用金庫法第五十四条の十七第三項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に信用金庫連合会が新信用金庫法第五十四条の十七第三項に規定する認可対象会社（当該信用金庫連合会が旧信用金庫法第五十四条の十五第一項又は第五十四条の十六第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子

会社としていた場合には、当該信用金庫連合会が、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした信用金庫連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新信用金庫法第五十四条の十七第三項の認可を受けたものとみなす。

7 新信用金庫法第五十四条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新信用金庫法第三十二条第六項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新信用金庫法第五十四条の十八第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している信用金庫連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用金庫連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新信用金庫法第五十四条の十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとなし、新信用金庫法第五十四条の十八の規定を適用する。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第百十條 新労働金庫法第五十八条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新労働金庫法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としていた労働金庫の当該会社については、当該労働金庫が施行日から起算して三月を経過する日ま

でその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の労働金庫は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新労働金庫法第五十八条の三第三項に規定する認可対象会社を子会社としていた労働金庫は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした労働金庫は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新労働金庫法第五十八条の三第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新労働金庫法第五十八条の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新労働金庫法第三十四条第五項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新労働金庫法第五十八条の四第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している労働金庫又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとなし、同条の規定を適用する。

第百十一條 新労働金庫法第五十八条の五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としていた労働金庫連合会の当該会社については、当該労働金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の労働金庫連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新労働金庫法第五十八条の五第一項第三号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十四条の規定による改正前の労働金庫法（以下この項及び次項において「旧労働金庫法」という。）第五十八条の三第一項の規定により内閣総理大臣及び労働大臣がした同項に規定する認可（当該認可に係る旧労働金庫法第九十一条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は旧労働金庫法第五十八条の三第一項の規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び労働大臣がした同項に規定する認可（当該認可に係る新労働金庫法第九十一条の三ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に労働金庫連合会が新労働金庫法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社（当該労働金庫連合会が旧労働金庫法第五十八条の三第一項の認可を受けて株式を所有している会社を除く。次項において同じ。）を子会社としていた場合には、当該労働金庫連合会が、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届

出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の労働金庫は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をした労働金庫連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることに付き、施行日において新労働金庫法第五十八条の五第三項の認可を受けたものとみなす。

7 新労働金庫法第五十八条の六第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新労働金庫法第三十四条第五項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等(新労働金庫法第五十八条の六第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している労働金庫連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣及び労働大臣に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該労働金庫連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新労働金庫法第五十八条の四第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとなし、新労働金庫法第五十八条の六の規定を適用する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百十二条 新協金法第四条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社(新協金法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)として信用協同組合の当該会社については、当該信用協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新協金法第七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この条及び次条におい

て同じ。)に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の信用協同組合は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社の子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

3 この法律の施行の際現に新協金法第四条の二第三項に規定する認可対象会社を子会社として信用協同組合は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

4 前項の規定による届出をした信用協同組合は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることに付き、施行日において新協金法第四条の二第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新協金法第四条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新協金法第四条第一項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等(新協金法第四条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している信用協同組合又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用協同組合又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとなし、同条の規定を適用する。

第百十三条 新協金法第四条の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社として信用協同組合連合会(当該会社については、当該信用協同組合連合会が施行日から起算して三月

を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の信用協同組合連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社の子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

3 平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新協金法第四条の四第一項第三号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

4 施行日前に、第十六条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律(以下この項及び次項において「旧協金法」という。)第四條第一項の規定により行政庁がした同項に規定する認可(当該認可に係る旧協金法第七條の四ただし書に規定する承認を含む。)若しくは当該認可に付した条件又は旧協金法第四條第一項の規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新協金法第四條の四第三項の規定により行政庁がした同項に規定する認可(当該認可に係る新協金法第七條の四ただし書に規定する承認を含む。)若しくは当該認可に付した条件又は新協金法第四條の四第三項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に信用協同組合連合会が新協金法第四條の四第三項に規定する認可対象会社(当該信用協同組合連合会が旧協金法第四條第一項の認可を受けて株式を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社として信用協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出をした信用協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることに付き、施行日において新協金法第四條の四第三項の認可を受けたものとみなす。

7 新協金法第四條の五第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新協金法第四條第一項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。)を合算してその基準株式数等(新協金法第四條の五第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している信用協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該信用協同組合連合会又はその子会社が同日において同条第三項において準用する新協金法第四條の三第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとなし、新協金法第四條の五の規定を適用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百十四条 第十七條の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一條の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する同一一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額が信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えて信用協同組合及び農業協同組合連合会(以下附則第百九条までにおいて「農業協同組合等」という。)の当該同一一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八條第一項に規定する行政庁をいう。以下この条並びに附則第百六条及び第百七条において同じ。)に届け出たときは、

施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合等が、当該同一人に対して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合等は、同日の翌日において新農協法第十一条の第三項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 新農協法第十一条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に同条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。)を超えている農業協同組合等及び当該農業協同組合等の子会社等(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該農業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

3 第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第一項後段中「新農協法第十一条の第三項ただし書」とあるのは、「新農協法第十一条の第三項後段において準用する同条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

第百十五条 新農協法第十一条の三の二の規定は、農業協同組合等が施行日以後にする取引又は行為について適用し、農業協同組合等が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第百十六条 新農協法第十一条の十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の信用事業会社(新農協法第十一条の十七第一項に規定する信用事業会社

をいう。以下この条において同じ。)を子会社(新農協法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)としている農業協同組合の当該信用事業会社については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の信用事業会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合が新農協法第十一条の十六第一項第二号に掲げる会社を子会社として居る場合には、当該農業協同組合は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした農業協同組合は、当該届出に係る会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十一条の十六第三項の認可を受けたものとみなす。

5 新農協法第十一条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に信用事業会社である国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の株式等(新農協法第十一条の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項及び次条第六項において同じ。)を合算してその基準株式数等(新農協法第十一条の十七第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している農業協同組合又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合又はその子会社

が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

第百十七条 新農協法第十一条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている農業協同組合連合会の当該会社については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合連合会は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

3 施行日前に、第十七条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十一条の十六第一項の規定により主務大臣がした認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請は、新農協法第十一条の十八第三項の規定により行政庁がした認可、当該認可に付した条件又は当該認可に係る申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が新農協法第十一条の十八第三項に規定する認可対象会社(当該農業協同組合連合会が旧農協法第十一条の十六第一項の認可を受けて株式を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社として居る場合には、当該農業協同組合連合会は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした農業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十一条の十八第三項の認可を受けたものとみなす。

6 新農協法第十一条の十九第一項の規定は、こ

の法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の株式等を合算してその基準株式数等(同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。)を超えて所有している農業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において同条第二項において準用する新農協法第十一条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新農協法第十一条の十九の規定を適用する。

第百十八条 新農協法第五十四条の二の規定は、農業協同組合等の平成十年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

第百十九条 新農協法第五十四条の三第一項から第三項までの規定は、農業協同組合等の平成十年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、農業協同組合等の同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百二十条 第十八条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)第十一条の七第一項(新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に新水協法第十一条の七第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額が信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与

新水協法第十一條の七第二項(新水協法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九百條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、この法律の施行の際現に新水協法第十一條の七第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。)を超えている水産業協同組合及び当該水産業協同組合の子会社等(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該水産業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該水産業協同組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政

第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。として、
 新水協法第十一條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合又は新水協法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（以下この条において「漁業協同組合等」という。）の当該信用事業会社については、当該漁業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の漁業協同組合等は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の信用事業会社が子会社で

組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該漁業協同組合等又はその子会社が同日において同条第二項本文（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、新水協法第十七条の三（新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 前項の漁業協同組合連合会等は、同項の届出に係る子会社を対象会社以外の会社が子会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

3 施行日前に、第十八条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下「旧水協法」という。）第八十七条の四第一項（旧水協法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条におい

第三百三十七条 この法律の施行の際現に保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が旧保険業法第二百四十一条の規定により内閣総理大臣から業務（外国保険会社等にあつては、日本における業務。以下この条において同じ。）の全部若しくは一部の停止、保険契約の移転若しくは合併の協議（外国保険会社等にあつては、日本における保険契約の移転の協議）の命令又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本に所在する財産。次項において同じ。）の管理を命ずる処分を受けている場合には、当該保険会社については、新保険業法第二百六十五条の二第二

2. 前項の規定の適用を受ける保険会社のうち、この法律の施行後にその業務及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、内閣総理大臣が指定するものについては、その指定の日から、新保険業法第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三第一項の規定を適用する。

契約者保護基金(清算中のものを含む。次条から附則第四百一条までにおいて、この法律の施行の際現にその事業参加者(旧保険業法第二百六十六号)の中にその資金援助(旧保険業法第二百六十六号第五項第五号に規定する資金援助をいう。)を行うことを決定していない前条第一項の規定の適用を受ける保険会社があるものについては、旧保険業法第二百五十九条から第二百七十条まで及び旧保険業法附則第二百五条の規定は、

八条第一項第一号中「第二百四十一条」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第 号）第二十二条の規定による改正前の保険業法第二百四十一条」とする。

第三百三十九條 この法律の施行の際現に存する保険契約者保護基金であつて、この法律の施行の際現に資金援助等事業(旧保険業法第二百五十九條第一項に規定する資金援助等事業をいう。次条において同じ。)を行っているものについては、旧保険業法は、この法律の施行後も、当該資金援助等事業が終了するまでの間、当該資金援助等事業の実施に必要な範囲内において、な

で定める日までの間、機構の発起人又は機構に
対し、当該保険契約者保護基金が行う資金援助
等事業並びにその有する資産及び負債のうち資
金援助等事業の遂行に伴い当該保険契約者保護
基金に属するに至ったもの（以下この条におい
て「資金援助等事業財産」という。）を、機構にお
いて承継すべき旨を申し出ることができる。

3 前項の規定による創立総会又は総会の承認に
ついては、創立総会にあっては会員の資格を有
する者であつてその創立総会の開催日までに発
起人に対して会員となる旨を書面により申し出
たもの及び発起人の二分の一以上が出席してそ
の出席者の議決権の三分の二以上の多数で、総
会にあっては総会員の二分の一以上が出席して
その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決
する。

5 前項の認可があったときは、第一項の保険契約者保護基金の行う資金援助等事業及び資金援助等事業財産は、当該認可の日(当該認可が機構の発起人に対して当該機構の成立の日前にあったときは、当該機構の成立の日)において

機構に承継されるものとする。

6 機構が、前項の規定により資金援助等事業を承継したときは、当該機構については、旧保険業法は、当該資金援助等事業が終了するまでの間、当該資金援助等事業の実施に必要な範囲内において、なおその効力を有する。この場合において、当該機構は、なおその効力を有するものとされる旧保険業法の規定の適用について

7 機構は、前項の規定によりその承継した資金援助等事業を行うときは、当該資金援助等事業に係る経理を、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条において「継続事業勘定」という。）を設けて整理しなければならない。この場合において、第五項の規定により承継した資金援助等事業財産は、その承継の日に継続事業勘定において受け入れるものとする。

9 機構は、第五項の規定により承継した資金援助等事業の全部が終了したときは、継続事業勘定を廃止するものとし、その廃止の際、継続事業勘定に残余財産があるときは、当該残余財産を新保険業法第二百六十五条の四十一第二項に規定する一般勘定に帰属させるものとする。

第四百十二条 この法律の施行の際現にその名称中に保険契約者保護機構という文字を用いている者については、新保険業法第二百六十三条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

（損害保険料率算出団体に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百四十三条 第二十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の損害保険料率算出団

險料率算出団体（以下この条において「料率団体」という。）の会員（旧料率団体法第十二条第三号の規定により会員とみなされる引受社員を含む。以下この条において同じ。）が使用している旧料率団体法第十条の五第三項（同条第九項並びに旧料率団体法第十条の六第二項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定により保

おいて準用する場合を含む。若しくは同法第二百二十五条第一項の規定による認可又は同法第二百二十三條第二項（同法第二百七條において準用する場合を含む。）若しくは同法第二百二十五條第二項の規定による届出があつたものとみなされた旧料率団体法第十条の五第一項に規定する範圍料率（以下この項において「範圍料率」という。）、同条第四項に規定する特別料率、旧料率団体法第十条の六第一項に規定する特定料率（以下この項において「特定料率」という。又は同条第九項に規定する特別純率（それぞれ第二十三條の規定による改正後の損害保険料率算出

十三条の規定の施行後も、当該認可又は当該届出がされているものとみなす。ただし、当該範
囲料率及び当該特定料率(旧料率団体会法第十条
の六第三項の規定による届出がされていないも
のに限る。)については、第二十三条の規定の施

は、この限りでない。

2 一部施行日前にされた旧料率団体法第十条第一項の規定による届出自賠責保険等に係るものを除く。であつて、一部施行日前に当該届出に係る旧料率団体法第十条の四第一項に規定する期間（一部施行日前に同条第二項又は第三項

の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間が経過していないもの及び当該届出に係る保険料率については、旧料率団体系法第十条第二項、第十条の二から第十条の四まで、第十条の五第一項から第三項まで、第十条の六第一項及び第二項並びに第十条の八(第二号を除く)の規定は、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧料率団体系法第十条の五第一項中「使用しなければならぬ」とあるのは、「使用することができる」と、旧料率団体系法第十条の六第一項中「使用すること」とあるのは、「使用することと、使用することとを要しない」とある。当該保険料率のうち付加保険料率が次項に規定する範囲内にある場合に限り、使用することができる」とする。

3 一部施行日前にされた旧料率団体系法第十条第一項の規定による届出(自賠責保険等に係るものに限る)であつて、第二十三条の規定の施行の際現に当該届出に係る旧料率団体系法第十条の四第一項に規定する期間(一部施行日前に同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間)が経過しているものに係る旧料率団体系法第十条の五第一項に規定する保険料率は、一部施行日以後においては、その届出後新料率団体系法第十条の四第一項に規定する適合性審査の期間が経過した同項に規定する基準料率とみなす。

4 第二十三条の規定の施行の際現に旧料率団体系法第十条の五第三項の規定により保険業法第二百二十三条第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む)若しくは同法第二百二十五条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む)若しくは同法第二百二十五条第一項の規定による届出があつたものとみなされた旧料

率団体系法第十条の五第一項に規定する範囲料率(自賠責保険等に係るものに限る)を使用する料率団体系法の委員は、一部施行日前に、自賠責保険等に係る当該範囲料率と異なる保険料率であつて、当該保険料率につき保険業法第二百二十三条第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む)若しくは同法第二百二十五条第一項の規定による認可を受け、又は同法第二百二十三条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む)若しくは同法第二百二十五条第二項の規定による届出をして同法第二百二十五条第三項から第三項まで(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む)に規定する期間を経過しているものを除き、新料率団体系法第十条の四第一項の規定により、同項に規定する範囲料率を使用しようとする旨を一部施行日において内閣総理大臣に届け出たものとみなす。

5 一部施行日前にされた旧料率団体系法第十条第一項の規定による届出(自賠責保険等に係るものに限る。以下この項において同じ)であつて、一部施行日前に当該届出に係る旧料率団体系法第十条の四第一項に規定する期間(一部施行日前に同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間)が経過しているものについては、これを新料率団体系法第九条の三第一項の規定による届出とみなして、新料率団体系法の規定を適用する。この場合において、旧料率団体系法第十条第一項の規定によりされた届出に關して一部施行日前に同条第二項又は旧料率団体系法第十条の二から第十条の四までの規定に基づき行われた処分又は行為は、新料率団体系法の相当規定に基づき行われた処分又は行為とみなす。

6 一部施行日前にされた旧料率団体系法第十条の七第一項の規定による異議の申出(自賠責保険等に係るものに限る。以下この項において同じ)であつて、一部施行日前にその手続が完了していないものについては、これを新料率団体系

法第十条の六第一項の規定による異議の申出とみなして、新料率団体系法の規定を適用する。この場合において、旧料率団体系法第十条の七第一項の規定によりされた異議の申出に關して一部施行日前に同条第二項又は第三項の規定に基づき行われた処分又は行為は、新料率団体系法第十条の六第二項又は第三項の規定に基づき行われた処分又は行為とみなす。

7 一部施行日前に旧料率団体系法第十条の七第五項の規定により同項に規定する保険料率についてされた命令(自賠責保険等に係るものに限る)であつて、一部施行日前に当該命令に基づき同項に規定する届出がされていないものは、新料率団体系法第十条の六第五項の規定により同項に規定する基準料率についてされた命令とみなす。

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置)
第四百四十四条 第二十四条の規定による改正後の金融先物取引法第三十七条の規定は、施行日以後に約定する同条第一項に規定する金融先物取引について適用し、施行日前に約定した同項に規定する金融先物取引については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第四百四十五条 第二十六条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条及び次条において「新租税特別措置法」という)第八条の二の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた第二十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧租税特別措置法」という)第八条の二第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の三第一項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八条の三第二項、第三項及び第六項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第二項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八条の六の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号に掲げる配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八条の五第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第九条第一項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第九条第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第九条第三項の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用する。

7 新租税特別措置法第三十七条の十第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する私募証券投資信託

託の受益証券について適用する。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第五項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する私募証券投資信託に係る同項に規定する支払われる金額について適用する。

9 新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二号の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項第一号に規定する証券投資信託に係る同号及び同項第二号に掲げる所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号及び同項第二号に掲げる所得については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第百四十六條 第二十七條の規定による改正後の地方税法(次項、第三項、第六項及び第七項において「新地方税法」という。)第二十三條第一項第十四号ハの規定は、所得税法第二十四條第一項に規定する配当等が施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同号ハに規定する証券投資信託の収益の分配に係るものについて適用し、同項に規定する配当等が施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた第二十七條の規定による改正前の地方税法(第六項において「旧地方税法」という。)第二十三條第一項第十四号ハに規定する証券投資信託の収益の分配に係るものについては、なお従前の例による。

2 新地方税法第二十三條第一項第十四号二の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる新租税特別措置法第八條の三第三項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八條の三第二項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する

る国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

3 平成十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新地方税法附則第四條第一項の規定の適用については、同項中「第八條の五」とあるのは、「第八條の五及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第 号)第二十六條の規定による改正前の租税特別措置法第八條の四」とする。

4 第二十七條の規定(地方税法附則第五條第一項及び第二項の改正規定(第九條第三項に掲げる特定目的会社を「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分に限る。))による改正後の地方税法附則第五條第一項及び第二項の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

5 第二十七條の規定(地方税法附則第五條第一項及び第二項の改正規定(第九條第三項に掲げる特定目的会社を「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分を除く。))による改正後の地方税法附則第五條第一項及び第二項の規定は、平成十二年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

6 新地方税法附則第五條第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧地方税法附則第五條第三項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

7 新地方税法附則第三十五條の二第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる新租税特別措置法第三十七條の十第五項に規定する私募証券投資信託に係る同項に規定する支払われる金額について適用する。(権限の委任)

第百四十七條 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融監督庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務次長(農林水産大臣及び労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長)又は都道府県知事に委任することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第百四十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條の二 第一項第九号中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第百四十九條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号を次のように改める。

三 削除

第二條第二号を次のように改める。

チ 削除

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第百五十條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十四号中「及び同条第十六項」を「同条第十六項」に改め、「取引に限る。」の下に「同条第十八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引、同条第十九項に規定する有価証券店頭オプション取引(同項第二号に掲げる取引及びこれに類する取引に限る。及び同条第二十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ

取引を加え、「及び同条第七項」を「同条第五項に規定する店頭金融先物取引(同項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引(政令で定めるものに限る。))に類する取引に限る。及び同条第八項に改め、「金融先物取引に類する取引の下に」その他これらに類する取引として政令で定める取引を加える。

第五十五條の三 第二項中「金融先物取引法第二條第九項」を「金融先物取引法第二條第十項」に改める。

(相続税法の一部改正)

第百五十一條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号中「証券投資信託法を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改める。

第五十九條第一項第三号中「及び証券投資信託法第二條の二に規定する信託」を削る。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第百五十二條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項を次のように改める。

2 組合の常務に従事する理事は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の組合その他の法人の常務に従事してはならない。

第三十六條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該組合の健全な経営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第六十條第九号を次のように改める。

九 第三十六條第一項又は第二項(これらの規定を第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百五十三條 施行日前に、前条の規定による改正前の船主相互保険組合法第三十六條第二項に

において準用する旧保険業法第八條第一項の規定により内閣総理大臣がした認可又は同項の規定に基づきされた同項の認可に係る申請は、前条の規定による改正後の船主相互保険組合法第三十六條第二項の規定により内閣総理大臣がした認可又は同項の規定に基づきされた同項の認可に係る申請とみなす。

〔商品取引所法の一部改正〕

第百五十四條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「第二條第六項」を「第二條第七項」に改める。

第百四十五條の四第一号中「第八十七條の二第一項」を「第二條第十二項」に、「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に改め、同条第二号中「第六條第一項」を「第二條第七項」に改める。

〔日本輸出入銀行法の一部改正〕

第百五十五條 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一号中「外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)に規定する外国為替銀行」を削る。

〔有価証券取引税法の一部改正〕

第百五十六條 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号の二中「新株引受権付社債券」の下に「(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第一項第十号の二に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券に表示されるオプションの目的物に係る証券又は証券のすべてが転換社債券若しくは新株引受権付社債券又は第一号から前号まで若しくは第七号に掲げる証券若しくは証券であるもの(第八号に掲げるものを除く。))を含む。」を加え、同項第四号中「次号」の下に「及び第六号の二」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券

第二條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券第三項において「投資証券」という。又は外国投資証券六の三 証券取引法第二條第一項第十号の二に掲げる証券又は証券(第三号の二及び第八号に掲げるものを除く。)

第二條第一項に次の一号を加える。

八 証券取引法第二條第一項第十号の二に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券に表示されるオプションの目的物に係る証券又は証券のすべてが第一号から第三号まで又は前号に掲げる証券又は証券であるもの

第二條第二項を次のように改める。
2 前項各号に掲げる有価証券には、次に掲げる証券又は証券を含むものとする。
一 外国又は外国法人の発行する証券又は証券で前項各号(同項第六号及び第六号の二を除く。)に掲げる有価証券の性質を有するもの

二 証券取引法第二條第一項第十号の三に掲げる証券又は証券で当該証券又は証券に表示される権利に係る証券又は証券が前項各号に掲げる有価証券(前号に掲げる証券又は証券を含む。)であるもの

第二條第三項中「優先出資証券」との下に「投資証券の発行がない投資口は投資証券と」を加え、同条第四項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、「認可」を「登録」に改める。
第十條中「第六号」を「第六号の三」に改める。
第十九條中「すべての種類の免許」を「登録」に改める。
(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第百五十七條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第二條第十七項」を「第二條第二十一項」に改める。

〔自動車損害賠償保障法の一部改正〕

第百五十八條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二第一項中「第十條の四第五項、第十條の五第二項、第三項後段及び第四項から第九項まで、第十條の六並びに第十條の七第一項」を「第十條の四第二項及び第三項後段、第十條の五第四項並びに第十條の六第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第十條の四第二項から第四項まで」を「第十條の五第一項から第三項まで」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「保険料率が第九條を「基準料率が第八條」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「前条第一項」を「第十條の三第一項」に、「第九條」を「第八條」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十條の四第一項及び第三項前段の規定の適用については、同条第一項中「基準料率を中心とした一定の範囲内の保険料率(以下この条において「範囲料率」という。))とあるのは「基準料率」と、同条第三項前段中「範囲料率」とあるのは「基準料率」と、「認可を受け、又は同条第二項の規定による届出を行った」とあるのは「認可を受けた」とする。

第二十六條の三中「第二條第一項第二号」を「第二條第一項第三号」に改め、「責任保険の保険料率」の下に「又は同項第六号に掲げる基準料率(第二十八條及び第二十九條の二において基準料率」という。))を加える。

第二十八條第三項中「保険料率」を「基準料率」に改める。

率」に、「第十條第一項」を「第九條の三第一項」に、「第二十六條の二第二項」を「第二十六條の二第三項」に、「第十條の四第二項」を「第十條の五第一項」に、「同条第一項に規定する期間」を「同法第十條の四第一項に規定する九十日を経過する日までの期間」に、「第十條の四第四項前段」を「第十條の五第三項」に改め、同条第四項中「責任保険の保険料率」の下に「又は基準料率」を加え、「第十條の七第五項」を「第十條の六第五項」に改める。

第二十八條の二第一項第三号中「第九十四條の二第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。
第二十九條の二第一項中「責任保険の保険料率の算出を行うものとして」を「責任保険の基準料率の算出を行うものとして」に改め、同条第二項中「保険料率」を「基準料率」に改める。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第百五十九條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。
(準備預金制度に関する法律の一部改正)
第百六十條 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第四号から第八号まで」を「第三号から第七号まで」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
(国税通則法の一部改正)
第百六十一條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。
(所得税法の一部改正)
第百六十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十

三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第十三号中「証券投資信託法を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む」及びこれらに類する外国の信託を」及び同条第十九項に規定す

る外国証券投資信託に改め、同項第十五号中「株式の下に(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する投資口を含む。第二十四条第二項、第二十五条、第七十六条第一項及び第二百二十四条の三第二項第一号において同じ)」を加える。

別表第一第一号の表証券業協会の項中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同表通信・放送機構の項の次に次のように加える。

投資者保護基金

証券取引法

別表第一第一号の表放送大学学園の項の次に次のように加える。

保険契約者保護機構

保険業法

(法人税法の一部改正)

第百六十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「証券投資信託法を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む」及びこれらに類する外国の信託を」及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託に改める。

第二十五条第一項及び第八十一条第四項中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

別表第二第一号の表通信・放送機構の項の次に次のように加える。

投資者保護基金

証券取引法

(地震保険に関する法律の一部改正)

第百六十四条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号中「第十条第一項又は第十条の六第三項」を「第九条の三第一項」に改め、同項第五号を削る。

(執行官法の一部改正)

第百六十五条 執行官法(昭和四十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十三号中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第百六十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の定義欄中「文書」の下に「(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資証券を含む」を加え、同号の非課税物件欄中「証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託」を受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託に

改める。

(登録免許税法の一部改正)

第百六十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 証券投資法人の登記

(一) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十一項(定義)に規定する証券投資法人につきその本店の所在地においてする設立の登記	申請件数	一件につき三万円
(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円

別表第一第二十四号中「営業所等に係る認可」の下に「若しくは登録」を加え、同号(一)中「及び外国為替銀行」を削り、同号(二)中「認可」の規定による営業の認可を「登録等」の規定による営業の登録に、「認可件数」を「登録件数」に改め、同号に次のように加える。

(二) 証券取引法第六十五条の二第三項(金融機関の証券業務の営業の登録等)の規定による営業の許可

別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五 証券会社、外国証券会社又は証券投資信託委託業者の登録又は認可	登録件数	一件につき十五万円
(一) 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 証券会社の証券取引法第二十九条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第七条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円
(三) 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六十条(認可)に規定する証券投資信託委託業者の認可	認可件数	一件につき十五万円

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第百六十八条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中、長期信用銀行又は外国為替銀行を「又は長期信用銀行」に改める。

第三条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同条第二項第一号中「か

第三号まで及び第七号から第九号までを、及び第四号から第六号までを、同項第二号中「前項第四号から第六号まで」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第四号第一号中「又は外国為替銀行を削る。」第六号第五項中「外国為替銀行法第四号第一項」を削る。

第七号第一項中「第三号第一項第四号から第九号まで」を「第三号第一項第二号から第六号まで」に、及び第七号から第九号の三までを「第十七号及び第十七号の二」に改める。

第十号の二中「第三号第一項第一号から第三号まで」を「第三号第一項第一号」に改める。

第十四号第三項中「第三号第一項第七号から第九号まで」を「第三号第一項第四号から第六号まで」に改める。

第十七号の二第一項中「又は外国為替銀行を削り、次の各号に掲げる消滅金融機関の種類に、当該各号に定める」を「当該長期信用銀行の合併の日における資本及び準備金(長期信用銀行法第八号(債券の発行)に規定する準備金をいう。)の合計金額に二十倍を超えない範囲内において総理府令・大蔵省令で定める倍数を乗じて得た」に改め、同項各号及び同条第三項を削る。

第十七号の三を削る。

第二十四号第一項第七号中「又は外国為替銀行」を削り、同条第一項中「第三号第一項第七号から第九号まで」を「第三号第一項第四号から第六号まで」に改める。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六百六十九号 前条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号の二の規定は、施行日前に同条に規定する外国為替銀行と合併した同条に規定する普通銀行については、なおその効力を有する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第七十号 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律昭和四十四年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

第三号の二第一項中「第四十一号の九第一項若しくは第二項」を「第八号の四第一項、第三項若しくは第四項、第四十一号の九第一項、第二項若しくは第三項」に改める。

(預金保険法の一部改正)

第七十一号 預金保険法昭和四十六年法律第三十四号の一部を次のように改正する。

第二号第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第五項第一号中「第五十二号の二第一項」を「第二号第十一項」に改め、同項第二号中「第五十二号の三第一項」を「第五十二号の二第一項」に改め、同項第五号及び第六号を削る。

第三十四号第五号中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

第六十一号 第八号中「長期信用銀行を子会社とする持株会社又は外国為替銀行」を「又は長期信用銀行」に、第五十二号の三第一項、長期信用銀行法第十六号の二第一項又は外国為替銀行法第十号の三第一項を「第五十二号の二第一項又は長期信用銀行法第十六号の二第一項」に改める。

第六十六号 第二項中「第二号第一項第一号から第三号まで」を「第二号第一項第一号及び第二号」に改める。

第六十八号 第一項中「第三号第一項第四号から第九号まで」を「第三号第一項第二号から第六号まで」に改める。

第八十一号 中「外国為替銀行法第十一号」及び「外国為替銀行法第九号の九」を削る。

附則第八号第一項第六号中「第十九号第一項」の下に「又は第二項」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

和四十六年法律第四十号の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項二「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第七十三号 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六号第一項第一号イ中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十六号の五の承認を受けた」を削る。

第六号の二第一項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に、「証券投資信託法第二号第四項」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二号第十項」に改める。

第六号の三第二項第五号中「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第七十四号 農水産業協同組合貯金保険法昭和四十八年法律第五十三号の一部を次のように改正する。

第六十二号第二項第一号中「第九十三号第二項」を「第九十一号の二第二項」に、「第九十二号第二項」を「第九十二号第一項若しくは第九十号第二項において準用する同法第十一号の五第二項」に、「第二十八号第二項」を「第九号第三項」に改める。

別表第三第一号の表通信・放送機構の項の次に次のように加える。

投資者保護基金 証券取引法

別表第三第一号の表放送大学学園の項の次に次のように加える。

保険契約者保護機構 保険業法(平成七年法律第五号)

(取引所税法の一部改正)

に改め、同項第二号中「第二十八号第二項」を「第九号第三項」に改める。

(仮登記担保契約に関する法律の一部改正)

第七十五号 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九号第三項中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。

(商法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十六号 商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九号第三項中「証券取引所が定める委託手数料を、同項の株式の売買の委託に係る手数料」に改める。

(消費税法の一部改正)

第七十七号 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十四号第二項中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に、「同法第二号の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託を含む」及びこれらに類する外国の信託を「及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」に改める。

別表第三第三号中「株式」の下に「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二号第十三項(定義)に規定する投資口を含む」を加える。

別表第三第一号の表通信・放送機構の項の次に次のように加える。

投資者保護基金 証券取引法

別表第三第一号の表放送大学学園の項の次に次のように加える。

保険契約者保護機構 保険業法(平成七年法律第五号)

(取引所税法の一部改正)

第二条第一号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第二号中「有価証券市場を「取引所有価証券市場」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。
(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第七十九條 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第三号中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改める。
第四十八條第二項中「証券投資信託法第二條第四項」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二條第十項」に、「委託会社」を「証券投資信託委託業者」に改める。
(地価税法の一部改正)

第八十條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第十八号中「有価証券市場」を「取引所有価証券市場」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第八十一條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第九條第十四号中「有価証券指数をいう。」の下に「若しくは有価証券店頭指数(証券取引法第二條第十八項の有価証券店頭指数をいう。)」を加える。
(農業協同組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十二條 農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三條第一項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、同条第四項中「第三十一

第五部 財政・金融委員会會議録第十五号(その二) 平成十年五月十九日【参議院】

条の二第二項の下に「及び第二項」を加える。
(水産業協同組合法の一部を改正する法律の一部改正)
第八十三條 水産業協同組合法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
附則第四條中「第十二項」を「第十一項」に改める。
附則第五條第一項中「第三十五條の二第一項」を「第三十五條の二第一項及び第二項(これらの規定を「及び第二項」を並びに第三項」に改め、同条第三項中「第三十五條の二第一項」の下に「及び第二項」を加える。
(持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八十四條 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
附則第十條中「第三條の規定による改正後の外国為替銀行法(以下「新外国為替銀行法」という。))を削り、「第五十二條の二第一項」を「第二條第十一項」に改め、「新外国為替銀行法第十條の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社を削り、「第二百七十一條の二第一項」を「第二條第十六項」に改める。
(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第八十五條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号を削り、同条第二項第一号中「第五十二條の二第一項」を「第二條第十一項」に改め、同項第三号を削る。
第十二條第一項中「銀行法第十六條の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けてを削り、「子会社として設立することができ」を「その子会社として設立しようとする場合

には、銀行法第十六條の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可の申請書にその旨の記載をしなければならない」に改め、同条第二項中の規定による「を」に規定する記載があった申請書に基づく銀行法第十六條の二第四項の「を」を削る。
同項を「前項」に、「第五十二條の三第一項」を「第五十二條の二第一項」に改め、同条第五項中「第五十二條の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))」を「第二條第八項に規定する子会社」に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。
6 内閣総理大臣は、第一項に規定する記載があった申請書に基づき銀行法第十六條の二第二項の認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。
7 前各項の規定は、長期信用銀行の場合について準用する。
第十二條第八項中「第一項又は前項を」第六項前項において準用する場合を含む。」に改める。
(金融監督庁設置法の一部改正)

第八十六條 金融監督庁設置法(平成九年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第四條中「第八号から第十号まで」を「第八号の三、第九号、第十号」に改め、同条第六号中「保険契約者保護基金」を「保険契約者保護機構」に改め、「認定」の下に「及び保険契約の引受けの適格性の認定」を加え、同条第八号中「証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の」を「登録及び」に改め、同条の次に次の三号を加える。
八の二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づいて、投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
八の三 証券金融会社及び証券投資信託委託業者を営む者の検査その他の監督に関すること。

八の四 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号))に規定する証券投資法人をいう。の登録及び検査その他の監督に関すること。
第四條第二十五号イ中「第八号から第十号まで」を「第八号の三、第九号、第十号」に改め、同条ロ(6)中「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改める。
第七條第二項中「から第十号まで」を「第九号、第十号」に改める。
第十八條第一項中「昭和二十三年法律第二十五号」を削る。
(大蔵省設置法の一部改正)

第八十七條 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。
第四條第七十七号の次に次の一号を加える。
七十七の二 投資者保護基金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号))に規定する投資者保護基金をいう。次条第四十三号の二において同じ。の設立の認可及び監督に関すること。
第四條第七十九号中「証券投資信託法」を「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改め、同条第九十三号中「保険契約者保護基金」を「保険契約者保護機構」に改め、「をいう」の下に「次条第三十三号の二において同じ」を加え、「指定」を「設立の認可」に改める。
第五條第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三の二 保険契約者保護機構の設立を認可し、これを監督すること。
第五條第四十三号の次に次の一号を加える。
四十三の二 投資者保護基金の設立を認可し、これを監督すること。
(処分等の効力)

第八十八條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。

以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとはみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第百八十九條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百九十條 附則第二条から第百四十六條まで、第百五十三條、第百六十九條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第百九十一條 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 登録(第三条・第十三条)
第三章 特定目的会社	第一節 通則(第十四条・第十七条)
第二節 設立(第十八条・第二十五条)	第三節 社員の権利義務等(第二十六条・第四十九条)
第四節 特定目的会社の機関	第一款 社員総会(第五十条・第六十三條)
第二款 取締役(第六十四條・第七十八條)	第三款 監査役(第七十九條・第八十四條)
第五節 計算及び会計監査人(第八十五条・第百七条)	第六節 特定社債(第百八条・第百十三條)
第七節 定款の変更(第百十四條・第百十八條)	第八節 資産流動化計画の終了に伴う仮清算(第百十九條・第百二十條)
第九節 解散(第百二十一條・第百二十四條)	第十節 清算
第一款 総則(第百二十五條・第百三十條)	第二款 特別清算(第百三十一條)
第十一節 雑則(第百三十二條・第百四十一條)	第四章 業務(第百四十二條・第百五十三條)
第五章 監督(第百五十四條・第百六十條)	第六章 雑則(第百六十一條・第百六十四條)
第七章 罰則(第百六十五條・第百八十五條)	附則
第一章 総則	(目的)
第一条 この法律は、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることに	より、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展

に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう。

一 不動産(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の宅地又は建物)をいう。以下同じ。

二 指名金銭債権(指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。)

三 前二号に掲げるものを信託する信託の受益権

2 この法律において「特定目的会社」とは、第三章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

3 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して他の種類の出資をした者に先立って受ける権利を有しているものをいう。

4 この法律において「特定出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、優先出資以外の出資をいう。

5 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行する社債をいう。

6 この法律において、「優先出資証券」又は「特定社債」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十六條の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十三條第一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百六條の規定により発行する債券をいう。

7 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第八号に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第百四十九條の規定により発行するものをいう。

8 この法律において「資産対応証券」とは、優先

出資証券、特定社債及び特定約束手形をいう。

9 この法律において「特定資産の流動化」とは、一連の行為として、資産対応証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産を取得し、当該特定資産(当該特定資産を信託する信託の受益権を含む。)の管理及び処分により得られる金銭をもつて、次の各号に掲げる資産対応証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定約束手形又は特定社債 其の債務の履行

二 優先出資証券 利益の分配及び消却のための取得又は残余財産の分配

第二章 登録

(登録)

第三条 特定目的会社は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、特定資産の流動化に係る業務を行つてはならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 営業所の名称及び所在地

三 役員(氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所)

四 特定資産の流動化に関する計画(以下「資産流動化計画」という。)

五 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 特定資産の流動化に関する実施計画(以下「資産流動化実施計画」という。)

三 資産流動化計画で定められた特定資産の譲受けに係る契約の契約書案(以下「特定資産譲受契約書案」という。)

四 資産流動化計画で定められた特定資産の管

理及び処分に係る業務の委託に関する契約その他総理府令・大蔵省令で定める契約の契約書案(以下「特定資産管理委託等契約書案」という。)

五 その他総理府令・大蔵省令で定める書類(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

二 資産対応証券に関する次に掲げる事項

イ 優先出資証券においては、総額、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配)についての優先的内容を含む。第三十八条第二項第三号及び第四十五条第四号において同じ。その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

ロ 特定社債券においては、総額、特定社債の内容その他の発行に関する事項及び償還に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

ハ 特定約束手形においては、限度額その他の発行に関する事項及び償還に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

三 特定資産の取得に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

四 特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項

五 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 前項第一号の資産流動化計画の計画期間は、政令で定める特定資産の区分に応じ、その管理及び処分に関する合理的な計画の策定可能な期間として政令で定める期間を超えてはならない。

(資産流動化実施計画)

第六条 資産流動化実施計画には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、特定資産の流動化に係る業務の具体的な内容を記載しなければならない。

(登録の実施)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を特定目的会社登録簿に登録しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 登録の年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、特定目的会社登録簿及び特定目的会社登録簿に登録された特定目的会社の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第八条 内閣総理大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 特定目的会社でない者

二 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲渡契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法令に違反している特定目的会社

三 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特定目的会社

イ 禁止業者若しくは準禁止業者又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の

執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 この法律、証券取引法、商法、株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)、有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに

関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、貸金業の規制等に

関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十二年法律第六十二号)、抵

当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)、商品投資に係る事

業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に

関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)若しくはこれらに相当する外国の法

令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四号、第二百六条、第二百八条、第二百八条之二、第二百二十

二条若しくは第二百四十七号の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六号、第四十七号、

第四十九号若しくは第五十号の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を

終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ホ 第三条の登録を取り消された特定目的会社においてその取消しの日前三十日以内に

その役員又は政令で定める使用人であつた

者で、当該取消しの日から三年を経過しないもの

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

第九条 特定目的会社は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 特定目的会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第三条の登録に係る資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が総理府令・大蔵省令で定める軽微なものに該当する場合

二 その変更の内容が一般投資者の保護に反しないことが明らかなるものとして総理府令・大蔵省令で定めるものに該当する場合(前号に掲げる場合を除く。)において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたとき

3 特定目的会社は、前項第二号の規定による変更の承認を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認申請書の提出があつたときは、当該承認申請書に記載された資産流動化計画の変更の内容が法令に違反している場合を除き、その承認をしなければならない。

5 特定目的会社は、第二項第一号に掲げる場合に該当して、又は前項の規定による承認を受けて資産流動化計画の変更をしたときは、その変更をした日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 特定目的会社は、第一項又は前項の規定による届出に係るこれらの規定に規定する事項の変更によりその資産流動化実施計画に変更が生ずるときは、当該届出の際、その変更後の資産流動化実施計画を内閣総理大臣に提出しなければ

ならない。
7 内閣総理大臣は、第一項又は第五項の規定による届出を受理したときは、当該届出があつた事項を特定目的会社登録簿に登録しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定により特定目的会社から変更後の資産流動化実施計画の提出を受けたときは、既に公衆の縦覧に供されていゝる当該特定目的会社の資産流動化実施計画に代えて、当該変更後の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

(計画に係る業務の終了の届出)

第十條 特定目的会社は、第三條の登録に係る資産流動化計画に従い発行した優先出資、特定社債及び特定約束手形に係る消却又は残余財産の分配及び債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあつた年月日を特定目的会社登録簿に付記しなければならない。

(資産流動化計画の変更登録)

第十一條 前條第一項の届出をした特定目的会社は、当該届出に係る資産流動化計画以外の資産流動化計画(次項において「新計画」という。)に基づく特定資産の流動化に係る業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする特定目的会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、新計画を記載した変更登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第四條第二項及び第五條から第八條までの規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第七條第一項第一号中「第四條第一項各号」とあるのは「第四條第一項第四号」と、同項第二号中「登録の年月日及び登録

番号」とあるのは「変更登録の年月日」と、第八條第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号」と読み替へるものとする。

(廃業の届出)

第十二條 特定目的会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産により解散したとき。その破産管財人の清算人

二 破産以外の事由により解散したとき。その清算人

2 特定目的会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該特定目的会社の第三條の登録は、その効力を失う。

(名義貸しの禁止)

第十三條 第三條の登録を受けた特定目的会社は、自己の名義をもつて、他人に特定資産の流動化に係る業務を営ませてはならない。

第三章 特定目的会社

第一節 通則

(法人格及び住所)

第十四條 特定目的会社は、法人とする。

2 特定目的会社の住所は、本店の所在地にあるものとする。

(商人性)

第十五條 特定目的会社は、商行為を行うことを業としないう者であつても、これを商人とみなす。

(商号)

第十六條 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。

2 特定目的会社でない者は、その商号中に特定目的会社であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の準用等)

第十七條 商法第九條から第十五條まで(商業登記)及び第六十一條(登記の期間)の規定は特定目的会社の登記について、同法第五十五條(権

利能力の制限)及び第五十七條から第五十九條まで(設立の登記及び解散命令)の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九條中「商業登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第五十八條及び第五十九條第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

2 特定目的会社に係る商法第三十三條第一項及び第二項(会計帳簿等)の規定の適用については、特定目的会社は、これらの規定に規定する会社とみなす。

第二節 設立

(定款)

第十八條 特定目的会社を設立するには、発起人が定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 特定資本(特定出資に係る資本をいう。以下同じ)の額

五 特定出資一口の金額

六 資産流動化計画

七 公告の方法

八 発起人の氏名及び住所

九 存立の時期又は解散の事由(第六號の規定による記載に係る資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う場合にあつては、その旨の記載を含む)。

3 次に掲げる事項は、定款に記載しなければならない。その効力を有しない。

一 発起人が受けるべき特別の利益及びこれを受けるべき者の氏名又は名称

二 現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える特定出資の口数

三 資産流動化計画に従つて譲り受ける特定資産以外の財産で特定目的会社の成立後に譲り受けることを約したものの、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

四 発起人が受けるべき報酬の額

五 特定目的会社の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び出資の払込みの取扱ひについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く)。

4 商法第六十六條第四項(公告の方法)の規定は特定目的会社の公告について、同法第六十七條(定款の認証)の規定は特定目的会社の定款について、それぞれ準用する。

(資本及び最低資本金)

第十九條 特定目的会社の資本は、特定資本又は特定目的会社の定款に記載された資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本(当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ)とする。

2 特定目的会社の特定資本の額は、三百万円を下回つてはならない。

(発起人の特定出資の引受け)

第二十條 発起人は、特定目的会社の設立の際の特定出資の総口数を引き受けなければならない。

(発起人による特定出資の払込み、役員を選任等)

第二十一條 発起人は、特定出資を引き受けるときは、遅滞なく、その引き受けた特定出資につき、その全額を払い込み、又は現物出資の目的たる財産の全部を給付し、かつ、取締役及び監査役を選任しなければならない。

2 前項の規定による取締役及び監査役の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。この場合においては、第五十八條第一項の規定を準用する。

3 商法第六十九條(発起人の株式引受け)の規定は特定目的会社の発起人による特定出資の引

受けについて、同法第七十條第二項（発起設立における払込み）の規定は第一項の規定による特定出資の払込みについて、同法第七十二條ただし書（現物出資の給付の特例）の規定は特定目的会社の現物出資の場合について、それぞれ準用する。

（検査役の調査等）

第二十二條 取締役は、選任された後遅滞なく、第十八條第三項各号に掲げる事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

2 商法第七十三條第二項前段及び第三項から第六項まで（検査役の調査）の規定は前項の場合について、同法第七十三條ノ二（設立手続の調査）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役の調査について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三條第二項前段中「第六十八條第一項第五号及第六号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第十八條第三項第一号及第三号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、「同項第五号及第六号」とあるのは「同項第二号及第三号」と、同条第三項中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八條第三項第一号又ハ第三号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第二号又ハ第三号」と、同条第四項中「第六十八條第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第十八條第三項」と、同条第五項及び第六項並びに同法第七十三條ノ二第一項中「株式」とあるのは「特定出資」と読み替へるものとする。

（引受けによる権利の譲渡の禁止）

第二十三條 発起人は、特定出資の引受けによる権利を譲渡してはならない。

（設立の登記）

第二十四條 特定目的会社の設立の登記は、第二十二條の規定による検査役の調査に係る手続又

は同条第二項において準用する商法第七十三條ノ二の手続の終了の日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第十八條第二項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項
二 本店及び支店
三 優先出資を発行するときは、その総口数並びに利益の配当又は残余財産の分配について優先的内容及び消却に関する規定（内容の異なる数種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定）

四 取締役及び監査役の氏名及び住所
五 取締役のうち特定目的会社を代表しない者があるときは、当該特定目的会社を代表すべき取締役の氏名
六 数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを定めたときは、その規定

3 商法第六十四條第二項（支店）における設立の登記及び第六十五條から第六十七條まで（支店設置、移転及び変更の登記）の規定は特定目的会社について、同法第六十七條ノ二（業務執行停止等の登記）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四條第二項中「前項」とあり、同法第六十五條第一項中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六條第一項及び第六十七條中「第六十四條第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十四條第二項」と読み替へるものとする。

（商法等の準用）

第二十五條 商法第八十九條（払込取扱機関の証明）の規定は特定目的会社の設立の際の特定出資の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第九十一條前段（引受けの無効又

は取消しの制限）の規定は特定出資の引受けの無効又は取消しについて、同法第九十二條及び第九十三條ノ二（発起人等の引受担保責任、財産価格等補責任等）の規定は特定目的会社の発起人及び特定目的会社成立当時の取締役について、同法第九十三條から第九十五條まで（発起人の損害賠償責任、会社不成立の場合の責任及び連帯責任）の規定並びに第七十三條第三項及び第七十五條の規定は特定目的会社の発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十一條前段中「錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺」とあるのは「錯誤」と、同法第九十二條第一項から第三項までの規定中「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第九十二條ノ二第一項及び第二項中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十五條中「第六十七條第三号又ハ第三号」と、同法第九十五條中「第六十七條第三号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十二條第二項」に於て準用スル第六十七條第三号」と読み替へるものとする。

第三節 社員の特権義務等

（社員）

第二十六條 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員（特定出資に係る持分（以下「特定持分」という。）を有する者をいう。以下同じ。）とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（社員の責任、持分等）

第二十七條 すべての社員の責任は、その出資の金額を限度とする。

2 社員は、出資の払込みについて、相殺をもつて特定目的会社に対抗することはできない。

3 各社員は、その出資の口数に応じて持分を有する。

（特定出資の金額）

第二十八條 特定出資一口の金額は、均一とし、五万円を下回ってはならない。

（特定社員の特分の譲渡）

第二十九條 特定社員は、特定持分の全部又は一部を他の特定社員に譲渡することができる。

2 特定社員は、その特定持分の全部又は一部を特定社員以外の者に譲渡する場合には、あらかじめ社員総会の承認を受けなければならない。

3 前項の場合においては、特定社員は、特定目的会社に対し、特定持分の譲渡の相手方及び譲渡をしようとする出資口数を記載した書面をもつて、当該譲渡を承認すべきこと及び承認しないときは他に譲渡の相手方を指定すべきことを請求することができる。

4 商法第二百四條ノ二第二項及び第四項前段（株式の譲渡制限がある場合の不承認の通知等）の規定は、特定目的会社に対し前項の承認の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項ノ株主」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定社員」と、同条第四項前段中「第一項ノ株式」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定持分」と、「取締役会」とあるのは「社員総会」と読み替へるものとする。

5 社員総会は、第三項の指定の請求があつた場合において、同項の譲渡を承認しないときは、他に譲渡の相手方（当該特定目的会社を除く。）を指定しなければならない。

6 商法第二百四條ノ二第三項後段及び第四項後段（株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等）の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四條ノ三第一項から第三項まで（指定された者の先買権）並びに第二百四條ノ四第一項から第五項まで及び第七項（売買価格の決定）の規定は前項の規定による指定があつた

第三十九条 優先出資の申込みをした者（前条第二項第十号に規定する者を含む。）は、取締役の

に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならぬ。

代理人及び登録機関)の規定は、特定目的会社の優先出資又は優先出資証券について準用す

二百二十四条ノ二第一項及び第二項並びに第二百二十四条ノ三第一項及び第三項中「株主」とあ

るの「優先出資社員」と読み替へるものとす
る。

(優先出資証券の記載事項)

第四十五条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、その発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資者の氏名又は名称を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 特定目的会社の商号並びに第三条の登録の年月日(第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日)及び登録番号

二 特定目的会社の成立の年月日

三 優先出資一口の金額

四 優先出資の内容

(優先出資証券の発行の時期)

第四十六条 特定目的会社は、第四十条第一項の規定による登記をした後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、前項の登記後でなければ発行することができない。

3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、当該優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資社員の議決権)

第四十七条 優先出資社員は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しない。

(優先出資の消却)

第四十八条 特定目的会社は、第四十九条第一項の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

(優先出資についての商法の準用)

第四十九条 商法第二百一条(仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任、第二百三条(株式の共有、第二百七条(株式の質入れ)、第二百八条(質権の効力)並びに第二百九条第一項及び第二項(株式の登録)の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二(株券の不発

行及び寄託制度、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権判決による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又は買取」とあるのは「消却」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「金銭又は株式」とあるのは「金銭」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若しハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替へるものとする。

行及び寄託制度、第二百二十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権判決による再発行)の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十(発行の差止め)の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又は買取」とあるのは「消却」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「金銭又は株式」とあるのは「金銭」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若しハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替へるものとする。

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会

(社員総会の種類及び権限)

第五十条 この節、次節及び第七節から第九節までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 第一種特定目的会社 優先出資社員が存在

しない特定目的会社

二 第二種特定目的会社 優先出資社員が存在する特定目的会社

三 無議決権事項 次に掲げる事項

イ 第一種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項

ロ 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項以外の事項

四 有議決権事項 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項

(招集及びその決定)

第五十一条 定時社員総会は、毎決算期の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に随時招集することができる。

3 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

4 取締役が数人ある場合においては、社員総会を招集するには、その過半数をもってする決議によらなければならない。

(社員総会の招集の通知等)

第五十二条 第一種特定目的会社の社員総会又は第二種特定目的会社の無議決権事項のみを会議の目的とする社員総会を招集するには、その会日の一週間前に、各特定社員に対して、招集の通知を発しなければならない。ただし、この期間は、定款をもって短縮することができる。

2 前項の社員総会は、特定社員の全員の同意があるときは、同項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(社員総会の招集の通知の特例)

第五十三条 第二種特定目的会社の有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、その会日の二週間前に、各社員に対して、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、議決権のない社員については適用しない。

4 商法特例法第二十一条の二(招集通知への参考書類の添付)の規定は、第一項の招集の通知について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「法務省令」とあるのは「総理府令・大蔵省令」と読み替へるものとする。

(少数社員による招集の請求)

第五十四条 特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して社員総会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、六月前日から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して当該社員総会の招集を請求することができる。

3 商法第二百三十七条第二項(少数株主による招集)の規定は前二項の規定による請求があつた場合について、同条第三項(業務及び財産の状況の調査のための検査役の選任)の規定は前二項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定による社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条第二項中「株主」とあるのは、「特定社員又は優先出資社員」と読み替へるものとする。

(社員総会検査役)

第五十五条 第二種特定目的会社にあつては、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前日から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、有議決権事項を会議の目的とする社員総会に係る招集手続及び

決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 商法第二百三十七条ノ二第二項(検査役の報告の規定は前項の規定により選任された検査役について、同条第三項(株主総会の招集命令)の規定は当該検査役の報告があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあり、並びに同項において準用する同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立総会」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する商法第八十一条第三項及び第八十四条第二項に規定する社員総会は、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(社員提案権)

第五十六条 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって一定の事項(有議決権事項に限る)を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

2 第二種特定目的会社の前項に規定する特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から六週間前に、書面をもって、会議の目的たる有議決権事項につきその提出すべき議案の要領を第五十三条第一項に規定する通知に記載することを請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反するとき、又は同一の議案につき社員総会において議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項(無議決権事項に限る)を会議の

目的とすべきことを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解してはならない。

(決議方法の原則)

第五十七条 社員総会の決議のうち無議決権事項に係るものは、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、特定目的会社の総特定社員が議決権の過半数を有する特定社員が出席し、出席した特定社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の決議のうち有議決権事項に係るものは、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員(総特定社員及び総優先出資社員をいう。以下同じ)の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 社員総会の特定の決議について議決権を行使することのできない社員が有する議決権は、これを前二項の総特定社員又は総社員及び出席した特定社員又は社員の議決権の数に算入しない。

(議決権の数)

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 特定目的会社は、その有する自己の特定出資又は優先出資については、議決権を有しない。

(優先出資社員の議決権の行使方法等)

第五十九条 社員総会の有議決権事項について議決権を有する優先出資社員の数が千人以上である場合には、当該社員総会に出席しない優先出資社員は、当該有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議決権の行使)の規定は前項の

書面による議決権の行使について、商法第二百三十九条ノ二(議決権の不統一行使)の規定は優先出資社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第二十一条の三第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「総務省令・大蔵省令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第五項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第六項中「株主」とあるのは「社員」と、商法第二百三十九条ノ二第二項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとする。

(優先出資社員の議決権)

第六十条 利益の配当に關し優先的内容を有する優先出資に係る優先出資社員は、優先的配当を受ける旨の議案が定時社員総会に提出されるときは当該総会から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、優先的配当を受ける旨の決議がされる時まで、この法律又は定款の定めにより社員総会で決議すべき事項のうち第二十九条第二項、第三十四条第三項、次条第一項、第六十六條第三項において準用する場合を含む)、第七十一条第一項(第七十二条第一項において準用する場合を含む)及び第八十四条第一項に規定する事項以外の事項(次項において「特殊議決事項」という。)について、議決権を有する。

2 前項の規定は、定款をもって、優先的配当を受けたい旨の決議があったときにその配当が累積する優先出資につき、当該優先出資に係る優先出資社員がその決議のあった定時社員総会の次の定時社員総会に優先的配当を受ける旨の議案が提出されるときは当該総会から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該総会の終結の時から特殊議決事項について議決権を有する旨を定めることを妨げない。

(事後設立)
第六十一条 特定目的会社は、その成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその營業のために継続して使用すべきものを特定資本の五分の一を超える額の対価をもって取得する契約をする場合には、第八十四条第二項に規定する決議によらなければならない。ただし、当該契約により取得する財産が定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

2 取締役は、前項の決議を求めようとする場合には、同項の契約に關する調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

3 商法第七十三条第三項(弁護士等の証明等)の規定は前項の調査に係る検査役の選任について、同法第八十一条第三項(検査役の報告書等の總會への提出及び第八十四条第二項(設立手続の調査の總會への報告)の規定は前項の検査役の報告書及びこの項において準用する同法第七十三条第三項前段の弁護士等の証明書について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第三項中「第六十八條第一項第五号又は第六十六號ノ財産」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十一条第一項ノ契約ニ係ル財産」と、同項第五号又は第六十六號ノ事項」とあり、及び「其ノ事項」とあるのは「其ノ契約」と、同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立總會」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(商法の準用)
第六十二条 商法第二百三十三條(招集地)、第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで(取締役等の説明義務、總會の議長及び検査役の選任)、第二百三十九條第二項から第六項まで(代理人による議決権行使)、第二百四十三條(延期及び続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定は特定目的会社の社員総会につい

て、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条決議の不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十七条ノ三並びに第二百三十九条第二項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に」に関する法律第五十一条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第二百六十三条第二項並びに商法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(書面による決議)

第六十三条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち無議決権事項について決議を行う場合において、特定社員の全員の同意があるときは、書面による決議を行うことができる。

2 無議決権事項につき特定社員全員が書面をもって同意の意思表示をしたときは、書面による決議を行うことについての特定社員全員の同意があつて当該書面による決議があつたものとみなす。

3 無議決権事項についての書面による社員総会の決議と同一の効力を有する。

4 取締役は、書面による決議のあつた日から一年間、当該決議に係る書面を本店に備え置かなければならない。

5 特定社員及び優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内においていつでも、前項の書面の閲覧又は謄写を求めることができる。

6 社員総会に関する規定（有議決権事項に係るものを除く。）は、書面による決議を行う場合について準用する。

第二款 取締役
(取締役の存置)
第六十四条 特定目的会社には、一人又は数人の

取締役を置かなければならない。
(取締役の選任等)
第六十五条 取締役は、社員総会において選任する。

2 優先出資社員は、取締役の選任について議決権を有する。ただし、第六十七条第一項の規定による解任により取締役が欠け、又は定款に定

めた取締役の定員を下回ることとなつた場合においてその解任された取締役に代わる新たな取締役を選任するときを除き、定款の定めをもつて、優先出資社員が取締役の選任についての議決権を有しないものとするができる。

3 商法第二百五十四条第二項及び第三項(会社との関係)の規定は、特定目的会社の取締役に於て準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替へるものとする。

(取締役の欠格事由)
第六十六条 次に掲げる者は、取締役となること

がでない。

一 第八条第一項第三号イからニまでに掲げる者

二 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

三 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産(信託の受益権を除く。)の管理及び処分に係る業務の受託者(当該受託者が法

四 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、

当該信託の受託者である法人の役員
(取締役の解任)
第六十七条 取締役は、いつでも、社員総会の決

議をもってこれを解任することができる。

2 優先出資社員は、前項の決議について議決権を有する。

3 第一項の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の

三分の二以上に當たる多数をもつて行わなければならない。

4 取締役の職務遂行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、社員總會において当該取締役の解任が否決されたときは、特定資本の十分の一以上に當たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に當たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員總會の日から三十日以内に当該取締役の解任を裁判所に請求することができる。

5 商法第八十八条(管轄裁判所)の規定は前項の訴えについて、同法第二百五十七条第一項ただし書(解任による損害賠償請求)の規定は第一項の規定による取締役の解任の場合について、それぞれ準用する。

第六十八条 取締役が数人ある場合において、定

款に別段の定めがないときは、特定目的会社の業務執行は、取締役の過半数をもつて決定する。

(特定目的会社の代表)
第六十九条 取締役は、特定目的会社を代表する。

2 取締役が数人ある場合には、次に掲げる場合を除き、取締役は、それぞれ特定目的会社を代表する。

- 一 定款又は社員総会の決議をもって特定目的会社を代表すべき取締役を定めたとき。
- 二 定款又は社員総会の決議をもって数人の取

締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを定めたとき。

三 定款の規定に基づき取締役の互選をもつて

3 特定目的会社を代表すべき取締役を定めたと
き。

第六十五条第二項の規定は、特定目的会社を

代表すべき取締役を定める場合及び数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを

定める場合について準用する。

4 商法第七十八條第一項(代表社員の權限)の規定は、特定目的会社を代表すべき取締役に對して、同條第二項(会社の不法行為能力及び代表權の制限)の規定は、特定目的会社及びその取締役に對して、同法第三十九條第二項(受動代理の特則)の規定は、數人の取締役に共同して特定目的会社を代表すべき旨を定めた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「支配人」とあるのは、「特定目的会社」代表すべき取締役」と、「營業主」とあるのは、「其ノ特定目的会社」と讀み替へるものとする。

(定款、社員名簿等の公示)

第七十條 取締役は、定款を本店及び支店に、特定社員名簿、優先出資社員名簿及び特定社債償還簿を本店に備え置かなければならない。ただし、名義書換代理人を置いた場合には、優先出資社員名簿又は特定社債償還簿を本店に備え置くことに代えて、これらの書類を当該名義書換代

2 取締役は、名義書換代理人を置いた場合には、名義書換のための優先出資社員名簿又は特

3 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定
定社債原簿の複本を、当該名義書換代理人の営
業所に備え置くことができる。

目的会社の営業時間内においていつでも、前二項に規定する書類の閲覧又は謄写を請求することができるとある。

第七十一条 取締役は、自己又は第三者のために特定目的会社の営業の部類に属する取引をしよ

うとするときは、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

- 2 前項の承認は、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない。
- 3 有限会社法第二十九条第三項及び第四項(会

社の介入権の規定は、第一項の取引について準用する。この場合において、同条第三項中

「第一項」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

（特定目的会社との取引等）

第七十二条 前条第一項及び第二項の規定は、取締役が、特定目的会社の財産を譲り受け、特定目的会社に財産を譲り渡し、特定目的会社から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために特定目的会社と取引を行う場合について準用する。特定目的会社が取締役以外の者との間において、特定目的会社とその取締役との利益が相反する取引を行う場合も、同様とする。

2 民法第八百八条（自己契約等の禁止）の規定は、前項において準用する前条第一項の承認を受けた前項前段の取引については、適用しない。

（特定目的会社に対する責任）

第七十三条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する行為をした取締役は、特定目的会社に対し連帯して、当該各号に定める額について弁済又は賠償する責任を負う。

一 第一百一条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案を社員総会に提出し、又は第一百二条第三項の規定に違反する金銭の分配をしたとき。違法に配当又は分配をされた金額

二 第六十六条第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したとき。供与した利益の価額

三 第七十一条第一項又は前条第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する取引をしたとき。特定目的会社の被った損害額

四 前三号に掲げる場合のほか、法令又は定款に違反する行為をしたとき。特定目的会社の被った損害額

2 前項各号に規定する行為をすることにつき同意した取締役については、当該行為をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の取締役の責任は、特定社員及び優先出資社員の全員の同意がある場合でなければ、

これを免除することができない。

4 商法第二百六十六条第四項（損害額の推定）の規定は、特定目的会社の取締役が第七十一条第一項の規定に違反して同項に規定する取引をした場合について準用する。この場合において、同法第二百六十六条第四項中「第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第一項第三号ニ定ムル損害額」と、「同条第三項」とあるのは「同法第七十一条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第二百九条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、同項第一号に掲げる場合において同号に定める金額につき弁済をした取締役から悪意の社員に対する求償権の行使を妨げるものと解してはならない。

（第三者に対する責任）

第七十四条 取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、当該取締役は、第三者に対してもまた連帯して損害賠償の責任を負う。

2 取締役が、優先出資申込証、特定社債申込証、目録見書若しくは第八十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該取締役がその記載、登記又は公告を行うことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前条第二項の規定は、取締役が前二項に規定する行為をすることにつき同意した取締役について準用する。

（社員の代表訴訟）

第七十五条 特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社に対し、書面をもって、取締役の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。

2 商法第二百六十七条第二項から第六項まで（株主の代表訴訟）及び第二百六十八条から第二

百六十八条ノ三まで（管轄、訴訟参加及び訴訟の告知、弁済の報酬の請求及び損害賠償の責任並びに再審の訴え）の規定は、特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十七条第二項中「前項ノ請求」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項ノ請求」と、「前項ノ株主」とあるのは「同項ノ社員」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ社員」と、同法第二百六十七条第五項、第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（取締役の報酬）

第七十六条 取締役が受けるべき報酬は、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議をもって定めなければならない。

（社員の差止請求権）

第七十七条 取締役が特定目的会社の目的の範囲内に行つた行為その他法令又は定款に違反する行為をし、これにより当該特定目的会社に回復することのできない損害が生ずるおそれがある場合においては、特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめよう請求することができる。

（商法の準用）

第七十八条 商法第二百五十四条ノ三（取締役の忠実義務）及び第二百五十八条（欠員の場合の措置）の規定は特定目的会社の取締役について、同法第二百五十六条ノ二（選任決議の定足数）及び有限会社法第二十五条ノ二（累積投票）の規定は特定目的会社の取締役の選任について、商法第七十条ノ二（業務代行者の権限）の規定は特定目的会社の取締役の職務代行について、同法

第二百六十二条表面代表取締役の行為についての責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ三（総会）とあるのは「社員総会」と、同法第二百五十六条ノ二（総会）とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と、同法第七十条ノ二第一項中「第六十七条ノ二」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十四条第三項ニ於テ準用スル第六十七条ノ二」と読み替えるものとする。

第三款 監査役

（監査役の存置）

第七十九条 特定目的会社には、一人又は数人の監査役を置かなければならない。

（監査役の権限）

第八十条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対し営業の報告を求め、若しくは特定目的会社の業務及び財産の状況を調査し、又は取締役に對し意見を述べることができる。

（監査役の報告義務）

第八十一条 監査役は、取締役が特定目的会社の目的の範囲内に行つた行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあると認める場合には、当該取締役以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、当該取締役以外に他の取締役がないときは社員総会（特定社員を構成員とするものに限る。以下この条において同じ。）において、その旨を報告しなければならない。

2 監査役は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、取締役に社員総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合において、当該請求の日から一週間以内に、当該請求の日から二週

間以内の日を会日とする社員総会の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした監査役は、社員総会の招集をすることができる。

(監査役の兼任禁止)

第八十二条 監査役は、特定目的会社の取締役又は使用人を兼ねることができない。

(監査役の報酬)

第八十三条 監査役の報酬は、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議をもって定めなければならない。

2 商法第二百七十九条第二項及び第三項(監査役が数人ある場合の協議及び意見を述べる権利)の規定は、特定目的会社の監査役の報酬について準用する。この場合において、同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十三条第一項」と、同項において準用する同法第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(取締役に關する規定等の準用)

第八十四条 第六十五条から第六十七条まで、第七十三条第三項、第七十四条第一項及び第七十五条の規定並びに商法第二百五十六条ノ二(選任決議の定足数)及び第二百五十八条(欠員の場合の措置)の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百五十六条ノ二中「総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と読み替えるものとする。

2 第七十四条第二項の規定は、監査役が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をした場合について準用する。

3 商法第二百七十四条ノ二(取締役に報告義務)、第二百七十五条から第二百七十五条ノ四まで(調査及び報告をする義務、監査役の差止請求、監査役の任免について意見を述べる権利)

並びに会社と取締役間の訴えの代表、第二百七十七条(会社に対する責任)、第二百七十八条(取締役との連帯責任及び第二百七十九条ノ二(監査費用)の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

第五節 計算及び会計監査人

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 取締役は、毎決算期に次に掲げる書類及びその附属明細書を作成しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、その定款に記載した資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3 前項ただし書の規定は、定款をもって、同項ただし書に規定する特定目的会社に係る第一項の書類について会計監査人の監査を受けるべきことを定めることを妨げるものと解してはならない。

4 第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書に係る第二項の規定又は定款の定めによる会計監査人の監査は、会計に関する部分に限る。

5 第一項の書類の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(会計監査人の選任)

第八十六条 会計監査人は、社員総会において選任する。

2 取締役は、会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監査役(監査役が数人あるときは、その過半数。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 監査役は、取締役に対し、会計監査人の選任を社員総会の決議の目的とすることを請求することができる。会計監査人の選任に関する議案の提出についても、同様とする。

4 特定目的会社の設立の場合においては、会計監査人は、発起人が選任する。

5 第二十一条第二項の規定は、前項の規定により発起人が会計監査人を選任する場合について準用する。

(会計監査人の資格等)

第八十七条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の

第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができる。

一 公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項の書類について監査することができる者

二 定款に記載した資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者(以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。)若しくは特定資産譲渡人等の取締役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 監査法人で、その社員のうちに前号に掲げ

る者があるもの又はその社員の半数以上が第二号に掲げる者であるもの

3 商法特例法第五条(会計監査人の職務を行うべき社員の指名)並びに第五条の二第一項及び第二項(会計監査人の任期)の規定は特定目的会社の会計監査人について、前条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人を再任しないことを社員総会の決議の目的とする場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第五条中「前条第二項第二号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第八十七条第二項第二号」と、商法特例法第五条の二第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(会計監査人の解任)

第八十八条 会計監査人は、いつでも、社員総会の決議をもってこれを解任することができる。

2 商法特例法第六条第二項(解任による損害賠償請求の規定は前項の規定により解任された特定目的会社の会計監査人について、第八十六条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人の解任を社員総会の決議の目的とする場合について、それぞれ準用する。

(監査役による会計監査人の解任)

第八十九条 会計監査人は、次の各号のいずれかに該当するときは、監査役の決定(監査役が数人あるときは、その全員の一致をもってする決定)をもってこれを解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監査役は、前項の規定により会計監査人を解任したときは、その旨及び解任の理由を解任後

最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

3 第一項の規定により解任された会計監査人は、前項の社員総会に出席して意見を述べることが出来る。

(会計監査人の欠けた場合の処置)

第九十条 第八十五条第二項の規定又は定款の定めにより会計監査人の監査を受けるべき特定目的会社(以下「会計監査人存置会社」という。)の会計監査人が欠け、又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、その決定(監査役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)をもって一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 第八十七条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに商法特例法第五条(会計監査人の職務を行うべき社員の指名)の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条中「前条第二項第二号」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十条第二項において準用する同法第八十七条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(会計監査人の権限等)

第九十一条 会計監査人は、いつでも、特定目的会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役及び使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たって、第八十七条第二項第一号から第三号までに掲げる者に該当する公認会計士、特定資産譲渡人等、特定目的会社若しくは特定資産譲渡人等の取締役、監査役若しくは使用人である者又は特定目的会社若しくは特定資産譲渡人等から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務による

り継続的な報酬を受けている者を使用してはならない。

(監査役に対する会計監査人の報告)

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを監査役に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対して、その監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人のある場合の計算書類等の監査)

第九十三条 会計監査人存置会社の取締役は、定時社員総会の会日の八週間前までに、第八十五条第一項各号に掲げる書類を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の取締役は、同項の書類を提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

3 会計監査人は、第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役に提出しなければならない。

4 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載すべき事項について記載がなく、若しくは不実の記載があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載が会計帳簿の記載と合致しないときは、その旨

三 貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示したものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令又は定款に違反し特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその内容

五 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する

会計の方針の変更があるときは、その当否及びその理由

六 営業報告書が法令及び定款に従い特定目的会社の状況を正しく示したものであるかの判定

七 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令及び定款に適合するかどうかの判定

八 第八十五条第一項の附属明細書に記載すべき事項について、記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載と合致しない記載があるときは、その旨

九 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由

5 監査役は、会計監査人に対して、第三項の監査報告書について説明を求めることができる。

6 監査役は、第三項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

7 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めたときは、その旨及びその理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 第四項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項(同項第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。)

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案が特定目的会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

五 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

8 第三項及び第六項の監査報告書の記載方法は、総務府令・大蔵省令で定める。

9 商法第二百三十八条(検査役の選任)の規定

は、会計監査人の監査報告書について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

(計算書類及び監査報告書の公示)

第九十四条 会計監査人存置会社の取締役は、定時社員総会の会日の二週間前、第八十五条第一項の書類並びに前条第三項及び第六項の監査報告書を五年間本店に、これらの書類の謄本を三年間支店に備え置かなければならない。

2 商法第二百八十二条第二項(計算書類等の閲覧権)の規定は、前項に規定する書類について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(定時社員総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等)

第九十五条 会計監査人存置会社の取締役は、第八十五条第一項各号に掲げる書類を定時社員総会に提出して、同項第三号に掲げる書類にあつてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類にあつてはその承認を求めなければならない。

2 前項の定時社員総会を第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定により招集する場合には、その招集の通知には、第八十五条第一項各号に掲げる書類並びに第九十三条第三項及び第六項の監査報告書の謄本を添付しなければならない。ただし、前項の承認につき議決権を有しない者に対し第五十三条第一項の規定により招集の通知が発せられる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

3 会計監査人存置会社の取締役は、各会計監査人の監査報告書に第九十三条第四項第三号に掲げる事項の記載があり、かつ、各監査役の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないとして認めた旨の記載がないときは、第一項の規定にかかわらず、第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類について定時社員総会の承認を求めることを要しない。

この場合においては、当該取締役は、定時社員総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

4 会計監査人存置会社の取締役は、第一項の承認を得、又は前項後段の報告をしたときは、遅滞なく、第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類又はその要旨を公告しなければならない。

5 前項の要旨の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(会計監査人についての商法特例法の準用)

第九十六条 商法特例法第六条の三(会計監査人の選任等)についての意見陳述、第九條から第十一條まで(会計監査人の損害賠償責任及び取締役等との連帯責任)及び第十七條(定時総会における会計監査人の意見陳述)の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第六條の三(株主総会)とあるのは「社員総会」と、商法特例法第十條中「第十三條第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第九十三條第三項」と、商法特例法第十七條中「第二條」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第八十五條第一項」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監査役」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

(会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査)

第九十七條 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の取締役は、定時社員総会の会日の七週間前までに、第八十五條第一項各号に掲げる書類を監査役に提出しなければならない。

2 前項の取締役は、同項の書類を提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査役に提出しなければならない。

3 監査役は、第一項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

4 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第九十三條第四項各号に掲げる事項
二 第九十三條第七項第四号及び第五号に掲げる事項

(計算書類及び監査報告書の公示)

第九十八條 第九十四條の規定は、会計監査人存置会社以外の特定目的会社に係る第八十五條第一項の書類及び前条第三項の監査報告書について準用する。

(計算書類の報告、承認等)

第九十九條 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の取締役は、第八十五條第一項各号に掲げる書類を定時社員総会に提出して、同項第三号に掲げる書類にあつてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類にあつてはその承認を求めなければならない。

2 前項の定時社員総会を第五十二條第一項又は第五十三條第一項の規定により招集する場合には、その招集の通知には、第八十五條第一項各号に掲げる書類及び第九十七條第三項の監査報告書の謄本を添付しなければならない。ただし、前項の承認につき議決権を有しない者に対し第五十三條第一項の規定により招集の通知が発せられる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

3 第一項の取締役は、同項の承認を得た後、遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない。

4 前項の要旨の記載方法は、総理府令・大蔵省令で定める。

(資産評価に関する特則)

第一百條 特定目的会社に係る商法第三十四條第二号(固定資産の評価)の規定の適用については、特定目的会社は、同号に規定する会社とみなす。

2 特定目的会社の会計帳簿に記載すべき財産の価額については、前項の規定により適用する商法第三十四條第二号の規定によるほか、同法第

二百八十五條ノ二(流動資産の評価)及び第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(金銭債権の評価、社債その他の債券の評価及び株式その他の出資の評価)の規定を準用する。

(利益の配当)

第一百一條 利益の配当は、貸借対照表上の純資産の額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を限度として、これを行うことができる。

一 資本の総額
二 第三十四條第二項の規定により取得して有する特定持分について貸借対照表の資産の部に計上した金額

2 特定目的会社が前項の規定に違反して配当をしたときは、当該特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の社員から、その配当を受けた金額を当該特定目的会社に対し返還させることができる。

3 利益の配当は、定款に記載した資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを行わなければならない。ただし、特定目的会社の有する自己の優先出資及び特定出資については、利益の配当は、これを行つてはならない。

(中間配当)

第一百二條 営業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもつて、一営業年度につき一回に限り営業年度中の一定の日を定めその日における社員に対し取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定)により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

2 前項の決定は、同項の一定の日から三月以内に行わなければならない。

3 第一項の金銭の分配は、最終の貸借対照表上の純資産の額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を限度として、これを行うことができる。

一 最終の決算期における資本の総額

二 最終の決算期において第三十四條第二項の規定により取得して有する特定持分について貸借対照表の資産の部に計上した金額

三 最終の決算期に関する定時社員総会において利益から配当し、又は支払うものと定めた金額

4 取締役は、特定目的会社の営業年度の終了の時において貸借対照表上の純資産の額が前条第一項各号の金額の合計額を下回るおそれがあると認めるときは、当該営業年度において第一項の金銭の分配を決定してはならない。

5 特定目的会社の営業年度の終了の時において、前項の純資産の額が、同項の合計額から第三十四條第二項の規定により取得して有する特定持分の時価の合計額を控除した額を下回った場合には、当該営業年度において第一項の金銭の分配を決定した取締役は、当該特定目的会社に対して連帯して、その差額(当該差額がその分配をした金銭の額を超えるときは、その分配をした金銭の額)について賠償の責任を負う。ただし、当該取締役が前項に規定するおそれがないものと認めたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

6 第一項の金銭の分配は、これを利益の配当とみなして、第三十一條第三項、第四十九條において準用する商法第二百九條第一項、第六十條及び前条第三項の規定を適用する。

7 第七十三條第二項の規定は第五項の金銭の分配をするにつき同意した取締役について、同条第三項の規定は当該取締役及び第五項の取締役の責任について、前条第二項の規定は第三項の規定に違反して金銭の分配を行った場合について、それぞれ準用する。

(会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の適用)

第一百三條 特定目的会社のその社員(特定持分又は優先出資の質権者を含む)に配当する利益又は前条第一項の規定により分配する金銭は、こ

の分配は、これを利益の配当とみなして、第三十一條第三項、第四十九條において準用する商法第二百九條第一項、第六十條及び前条第三項の規定を適用する。

(社員)の帳簿閲覧権

前項の請求は、理由を付した書面をもつて行
わなければならない。

とあるのは「社員」と、同条第二号中「会社卜競

(特定目的会社の業務及び財産状況の検査)

第五部

るものとする。

（社員の権利の行使に関する利益供与）

2 商法第二百九十四条ノ二第二項の規定は、特

3 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産

4 第七十五条の規定は、前項の規定による利益

べ、第二百八十六条ノ四から第二百八十七条

の二 平成十年五月十九日 〔参議院〕

第六節 特定社債

(特定社債管理会社の設置)

(公募発行の方法)

取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社

三 特定社債に係る特定資産の種類

六 特定社債の利率

上は、その払込みの金額及び時期

は、その規定

れた特定資産を特定するに足りる事項、当該

十二 特定目的会社以外の者であつて政令で定

十四 特定社債の応募額が総額に達しない場合

定社債の發行についての定めがあるときは、

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定約

特定目的会社は、前項第十四号に掲げる事項

一七七

達しないときは、当該特定社債を発行してはならない。

4 商法第三百一条第四項(応募価額の記載)の規定は、特定社債の発行の最低価額を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「社債申込証」とあるのは、「特定社債申込証」と読み替えるものとする。

5 取締役は、特定社債の応募者から定款に記載した資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(特定社債管理会社の権限等)

第百十一条 特定社債管理会社は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 特定社債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。

3 前項の場合において、特定社債権者は、特定社債と引換えに特定社債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

4 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総特定社債についてその支払の猶予、その債務の不履行によつて生じた責任の免除又は和解

二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、和議手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

5 第二項の規定は、特定社債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

6 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項に規定する行為又は第

四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができ

7 商法第二百九十七条ノ二(社債管理会社の資格)、第二百九十七条ノ三(社債管理会社の義務)及び第二百九条ノ四から第二百九条ノ五(特別代理人の選任、行為の方式、二以上の社債管理会社がある場合の特則、責任、辞任、解任及び事務承継者を定める義務等)の規定は、特定社債管理会社について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」とあるのは、「特定社債」、「特定社債権者」と読み替えるものとする。

(一般担保)

第百十二条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立つて自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(特定社債に関する商法の準用等)

第百十三条 商法第二百三条(株式の共有)の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項及び第二項(株主名簿の効力)の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百九十八条から第三百条まで(既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限、第三百二条(総額引受けの方法)、第三百三条(社債の払込み)、第三百六条から第三百八条まで(債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換)、第三百十五條から第三百十七條まで(利札が欠けた場合の特則、社債元利金請求権の時効及び社債原簿の記載事項)及び第三百十九條から第三百四十一條まで(社債権者集会並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三

号第六十一条(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合又はその場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五條(記名社債の對抗要件)の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十條」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十條第一号、第三号乃至第八号及第十一号」と、同法第三百十七條第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十條第一号及第三号乃至第九号」と読み替えるものとする。

2 特定目的会社が発行する特定社債は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

第七節 定款の変更

(定款変更の方法及び決議方法)

第百十四条 定款の変更は、社員総会の決議によらなければならない。ただし、資産流動化計画に係る第九條第二項第一号に規定する軽微な内容の変更については、この限りでない。

2 前項の決議は、総特定社員数の過半数であつて総特定社員の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合において、議決権を行使することのできない特定社員はこれを総特定社員の数に、その行使する

ことのできない議決権はこれを議決権の数に、それぞれ算入しない。

(定款変更の制限)

第百十五条 前条第一項の規定による定款の変更のうち、次の各号に掲げる事項に係る定款の変更は、当該各号に定める場合を除き、することができない。

一 第十八条第二項第六号に掲げる資産流動化計画 次に掲げる場合

イ 第九条第二項の規定により変更をする場合

ロ 当該資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行うために変更をする場合

二 第十八条第二項第九号に掲げる事項 同項第六号に掲げる資産流動化計画の変更と同時に変更をする場合

2 前項の規定による同項の資産流動化計画に係る定款の変更(同項第一号ロに掲げる場合においてするものに限る)は、特定目的会社の最終の貸借対照表上の純資産の額が特定資本の額に満たないときは、これを行うことができない。

(特定資本の増加)

第百十六条 次に掲げる事項は、定款に別段の定めがないときでも、特定資本の増加に係る社員総会の決議において、定めることができる。

一 現物出資を行う者の氏名又は名称、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える特定出資の口数

二 特定資本の増加後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

三 増加する特定資本につき特定出資の引受けをする権利を与えるべき者及びその権利の内容

容

2 特定社員は、前項の決議において同項第三号に掲げる事項を定めた場合を除き、増加する特定資本につき、その持分にに応じて出資の引受けをする権利を有する。

3 有限会社法第五十二条(出資引受けの方法)及

第五十二条ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三(現物出資の検査)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の検査について、同法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格の補償責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十六条(資本増加無効の訴え)の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条(出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明)の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同条第二項において準用する商法第二百八十条ノ八第二項中「第七十三条第二項後段及第三項」とあるのは「第七十三条第三項」と、「前項本文」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十六条第三項ニ於テ準用スル有価証券法第五十二条ノ三第一項本文」と、同条第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十六条第一号又ハ第二号」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第三十条ノ二第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七

十三条第二項」と、同条第四項中「第四十九条第一号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第六十六条第一項第一号」と、同条第五項中「第六十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資金額」とあるのは「特定出資金額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第六十六条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若ハ優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資金額」とあるのは「特定出資金額」と読み替えるものとする。

(優先出資社員の議決権)

第七十七条 第二種特定目的会社の定款の変更が優先出資社員に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、第六十四条の規定による決議のほか、当該優先出資社員を構成員とする総会(当該定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る優先出資の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会の承認を受けなければならない)。

2 前項の規定による承認の決議は、同項の定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る発行済優先出資の総口数(当該決議が二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会において行われる場合には、当該種類別の各総会の構成員たる優先出資社員に係る発行済優先出資の口数)の過半数に当る優先出資を有する優先出資社員が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。

3 有議決権事項を会議の目的とする社員総会に関する規定は、第一項の総会について準用する。

4 第一項に規定する定款の変更に関する議案の

要領は、前項において準用する第五十三条第一項の規定による招集の通知に記載しなければならない。

(特定資本の減少)

第七十八条 特定資本の減少は、資本の欠損の補てんのためにするものであって、出資金額の払戻しを伴わない特定出資一口の金額の減少の方法又は特定出資の併合の方法による場合に限り、これを行うことができる。ただし、優先出資を発行する特定目的会社においては、特定出資一口の金額の減少は、当該優先出資の消却の後でなければ、これを行うことができない。

2 特定出資の併合により一口に満たない端数が生ずるときは、特定目的会社は、その生じた端数に係る部分につき新たに発行した特定出資を競売し、又は裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却し、かつ、その端数に応じてその競売又は売却により得られた代金を当該特定出資に係る併合前の特定社員に交付しなければならない。

3 商法第三百七十六条第二項及び第三項(債権者の異議)の規定は特定目的会社の特定資本の減少の場合について、同法第三百八十条(資本減少無効の訴え)の規定は特定資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「債権者」及び「債権者集会」とあるのはそれぞれ「特定社員債権者」及び「特定社員債権者集会」と、同条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第八節 資産流動化計画の終了に伴う清算

(貸借対照表の作成等)

第七十九条 特定目的会社(その定款に資産流動化計画に基づく業務を終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う旨の定めのない第一種特定目的会社及びその資産流動化計画に優先出資の消却を行う旨の定めのない第二種特定目的会社を除く)の取締役は、資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分が終了し、

かつ、特定社員又は特定約束手形を発行している場合においては、その償還及び支払を完了したときは、第一種特定目的会社においては遅滞なく、第二種特定目的会社においては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2 第八十五条から第九十四条まで、第九十五条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十六条から第九十九条までの規定(貸借対照表に係る部分に限る)は、前項の貸借対照表について準用する。

3 第一項の規定により貸借対照表を作成した第二種特定目的会社の当該貸借対照表上の純資産の額が、同項の資産流動化計画の定めるところに従った優先出資の消却を行うために必要となる金額に満たない場合には、優先出資社員は、当該貸借対照表の承認について、議決権を有する。

4 前項の場合において、同項の貸借対照表について承認の決議があったときは、解散の決議があったものとみなす。

(優先出資の消却)

第八十条 商法第二百五十一条第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百五十一条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「提出スベキ旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「提出スベキ旨」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

第九節 解散

(解散の原因)

第八十一条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって、解散する。

一 定款で定めた存立の時期の満了又は定款で定めた解散の事由の発生

1

•

十四条中「前条」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十条第一項ニ於テ準用スル第四百二十七条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 優先出資社員は、前項において読み替えて準用する商法第四百二十七条第一項の規定による決算報告書の承認について、議決権を有する。

第二款 特別清算

（特別清算の開始及び特別清算に関する商法の準用）

第百三十一条 特定目的会社の清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があると認めるときは、裁判所は、当該特定目的会社の債権者、清算人、監査役若しくは社員の申立てにより、又は職権をもつて、当該特定目的会社に対し特別清算の開始を命じることが出来る。特定目的会社に債務超過の疑いがあると認めるときも、同様とする。

2 商法第四百三十一条第二項及び第三項、第四百三十二条から第四百四十四条まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会並びに監査委員）、第四百四十五条第一項から第三項まで（清算行為に関する特別並びに第四百四十六条から第四百五十六条まで（競売による財産の換価、協定、検査命令、検査役の報告事項、裁判所の処分、破産手続の開始及び破産法等の規定の準用）の規定は、特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十一条第一項」と、同法第四百三十四条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル

株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定資本ノ十分ノ一以上ニ当ル特定出資口数ヲ有スル特定社員若ハ六月前ヨリ引続キ発行済優先出資ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第四百五十二条第一項中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条ノ十三、第百九十八条ノ十三ノ二又ハ第四百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十五条ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項若ハ第四項、第百九十二条ノ二若ハ第百九十三条第一項、同法第四十条第三項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項若ハ第四項、同法第七十三条第一項乃至第四項、同法第八十四条第三項ニ於テ準用スル第二百七十七条、同法第百六十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十四条若ハ第五十五条又ハ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十条第一項ニ於テ準用スル同法第七十三条第一項乃至第四項」と、同法第四百五十四条第一項第二号中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一節 雑則

（銀行法等の規定の適用）

第百三十二条 特定目的会社並びにその特定出資及び優先出資は、銀行法等の他の法令の規定で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、それぞれ当該政令で定める法令の規定に規定する会社及びその出資とみなす。

2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条及び第三十九条第四項において準用する商法第百八十九条、第三十八条第二項第九号、同条第三項、第三十九条第四項において準用する商法第百七十八条、

第百十六條第三項において準用する有限会社法第十二條第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九條、第百三十五條第七號、第百三十六條第三號並びに第百三十八條第百三十五條第七號に係る部分に限る。の規定の適用については、銀行とみなす。

一 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八號）第五十三條第三項第八號又は第五十四條第四項第八號に掲げる業務

二 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七號）第五十八條第二項第十四號又は第五十八條の二第二項第十二號に掲げる業務

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第百八十一號）第九條の九第一項第一號の事業を行う協同組合連合会 同法第九條の八第二項第十三號又は第九條の九第五項第一號（同法第九條の八第二項第十三號に係る部分に限る。）に掲げる業務

四 農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二號）第十條第一項第二號の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会 同条第六項第九號に掲げる業務

五 水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二號）第十一條第一項第二號、第八十七條第一項第二號、第九十三條第一項第二號又は第九十七條第一項第二號の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一條第三項第六號、第八十七條第四項第六號、第九十三條第二項第六號又は第九十七條第三項第六號に掲げる業務

六 農林中央金庫 農林中央金庫法（大正二十二年法律第四十二號）第十三條第一項第十號に掲げる業務

七 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四號）第二十八條第一項第十三號に掲げる業務

（登記簿）
第百三十三條 登記所に、特定目的会社登記簿を備える。
（商業登記法の準用）
第百三十四條 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五號）第一条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七條から第二十六條まで（登記簿等及び登記手続通則）、第三十四條から第四十二条まで（会社の商号の登記）、第五十二條、第五十三條（会社の支配人の特則）、第五十五條第一項（設立の登記）、第五十六條から第五十九條まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第六十一條から第六十三條まで（解散の登記及び清算人の登記）、第六十四條第二項（清算結了の登記）、第七十九條第二項（添付書面の通則）、第八十一條（取締役等の変更の登記）、第八十八條（名義書換代理人等の設置による変更の登記）、第九十四條（添付書面の通則）及び第百七條から第百二十條まで（登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特別並びに雑則の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二百四十四條第二項又は第四十條第一項」と、同法第六十一條第三項中「商法第百二十九條第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百二十九條第一項において準用する商法第百二十九條第二項」と、同法第六十二條第一項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「商法第百二十三條第一項第二号及び第三号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百二十三條第一項第二号及び第三号」と、同法第六十三條第二項中「商法第百二十三條第一項第二号又は第三号」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百三十條第一項におい

て準用する商法第二百三十三条第一項第二号又は第三号」と、同法第六十四條第二項中「商法第三百三十四條」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三百三十四條第一項において準用する商法第三百三十四條」と読み替へるものとする。

(設立の登記の添付書面)

第三百三十五條 設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 特定出資の引受けを証する書面
- 三 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書及び第二十二條第二項において準用する商法第二百七十三條第三項前段の弁護士の証明書並びにこれらの附属書類
- 四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 五 取締役及び監査役の選任に関する書類
- 六 取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 七 特定出資の払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込みの保管に関する証明書

(優先出資の発行の登記)

第三百三十六條 優先出資の発行の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 優先出資の申込み及び引受けを証する書面
- 二 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、定款及びこれらの者との契約を証する書面
- 三 優先出資の払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込みの保管に関する証明書

(優先出資の消却による変更の登記)

第三百三十七條 優先出資の消却による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款並びに特定社債の償還及び特定約束手形の支払を証する書面
- 二 第二百二十条において準用する商法第二百十

五條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

(特定資本の増加による変更の登記)

第三百三十八條 特定資本の増加による変更の登記の申請書には、第三百三十五條第二号から第四号まで及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

(特定資本の減少による変更の登記)

第三百三十九條 特定資本の減少による変更の登記の申請書には、第三百三十八條第三項において準用する商法第二百七十六條第二項において準用する商法第二百九十一條の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は特定資本の減少をしてその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第四百四十條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六條第一項、第二百二十七條から第二百三十二條ノ五まで、第二百三十二條ノ七、第二百三十三條ノ二から第二百三十五條ノ六まで(会社及び競売に関する事件)、第二百三十五條ノ十五から第二百三十五條ノ二十一まで、第二百三十五條ノ二十三(社債に関する事件)、第二百三十六條前段、第二百三十六條ノ二、第二百三十七條前段、第二百三十七條ノ二、第二百三十八條、第二百三十八條ノ三から第二百三十八條ノ十五まで、会社及び第三号を除く(登記の嘱託をなすべき場合)及び第三百四十條(裁判の謄本の添付の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

(商法中改正法律施行法等の準用)

第四百四十一條 商法中改正法律施行法第五條(市の意義)の規定は、特定目的会社について準用する。

2 商法中署名すべき場合に関する法律(明治三十三年法律第十七号)の規定は、特定目的会社

について準用する。

第四章 業務

(他業禁止)

第四百四十二條 特定目的会社は、第三条の登録に係る資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務(対価を得て、当該資産流動化計画に記載された特定資産以外の資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供を行うことを除く)のほか、他の業務を営むことができない。

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第四百四十三條 特定目的会社は、資産流動化計画に従い特定資産を譲り受けようとする場合において、その譲受けに係る契約書に、当該特定資産の譲渡人が、当該特定資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等(証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書その他の総理府令・大蔵省令において規定する書類をいう。以下同じ)に記載すべき重要な事項につき、譲受人たる当該特定目的会社に告知する義務を有する旨の記載がないときは、当該特定資産を譲り受けてはならない。

(業務の委託)

第四百四十四條 特定目的会社は、特定資産(第二条第一項第三号に掲げる信託の受益権を除く。以下この条において同じ)の管理及び処分に係る業務については、当該特定目的会社に当該特定資産を譲り渡した者又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者に委託しなければならない。

2 特定目的会社は、前項の規定にかかわらず、特定資産を信託財産として信託することができ

る。

3 特定目的会社は、特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方(以下この条において「受託者」という)が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一 受託者は、特定資産その他当該業務を委託した特定目的会社(以下この項において「委託者」という)に帰属すべき資産を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 受託者は、委託者の求めに応じ、当該委託に係る特定資産の管理及び処分の状況について説明しなければならないこと。

三 受託者は、その委託に係る特定資産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。

四 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該委託に係る特定資産の管理及び処分に係る重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

4 特定目的会社は、特定資産を信託する信託に係る契約書に、当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に係る重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特定目的会社に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該信託を行ってはならない。

(信託受益権を譲り受ける場合の特例)

第四百四十五條 特定目的会社は、資産流動化計画に従い第二条第一項第三号に掲げる信託の受益権を譲り受けようとする場合において、当該信託に係る契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理及び処分に係る重要な事項(当該特定目的会社が当該資産流動化計画に従い発行する資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき事項を含むものに限る)につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該受益権を譲り受けてはならない。

(債権の取立委託の制限)

第四百四十六條 特定目的会社は、第四百四十四條第一項及び第三項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従ひ譲り受けた指名金銭債権(以下この条において「譲受債権」という。)について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に對する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれがある者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第四百四十七條 特定目的会社は、資産流動化計画に従ひ譲り受けた不動産の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第四百四十四條第一項及び第三項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六條各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

(宅地建物取引業法の適用除外)

第四百四十八條 宅地建物取引業法の規定は、第三條の登録を受けた特定目的会社には、適用しない。

(約束手形の発行)

第四百四十九條 特定目的会社は、証券取引法第二條第一項第八号に掲げる約束手形(第二号において「特定手形」という。)については、次に掲げる場合に限る。これを発行することができる。

- 一 その発行の目的が特定資産を取得するため必要な資金を調達するものであること、第三條の登録に係る資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていることその他一般投資者の保護のため必要なものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に適合する場合
- 二 この条の規定により発行した特定手形の支

私のための資金を調達する場合

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第五百十條 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として総理府令・大蔵省令で定める場合限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資証券又は特定社債券を発行することができる。

(資金の借入れの制限)

第五百十一條 特定目的会社は、資産流動化計画にあらから定められた方法に基づき特定社債又は特定約束手形に係る債務の履行に充てるため資金の借入れを行う場合その他一般投資者の保護に反しない場合として総理府令・大蔵省令で定める場合を除き、資金の借入れを行つてはならない。

(特定資産の処分等の制限)

第五百十二條 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(余裕金の運用の制限)

第五百十三條 特定目的会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣及び内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
- 二 大蔵大臣及び内閣総理大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金
- 三 その他総理府令・大蔵省令で定める方法

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第五百十四條 特定目的会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第五百十五條 特定目的会社は、毎營業年度、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、当該營業年度経過後三月以内に

に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第五百十六條 内閣総理大臣は、特定目的会社の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、特定目的会社に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、特定目的会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた時は、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正命令)

第五百十七條 内閣総理大臣は、特定目的会社の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該特定目的会社に対し、当該業務の運営の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第五百十八條 内閣総理大臣は、第三條の登録を受けた特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八條第一項第二号又は第三号に該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第三條の登録又は第十一條第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 内閣総理大臣は、第三條の登録を受けた特定

目的会社が、第十條第一項の届出をした日から三年以内に第十一條第一項の変更登録の申請を行わないときは、当該登録を取り消すものとする。

(登録の抹消)

第五百十九條 内閣総理大臣は、第十二條の規定により第三條の登録がその効力を失つたとき、又は前條の規定により第三條の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分公告)

第六十條 内閣総理大臣は、第五百十八條の規定による処分をしたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 雑則

(大蔵大臣への資料提出等)

第六十一條 大蔵大臣は、特定資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、特定資産の流動化に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、特定目的会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第六十二條 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(総理府令・大蔵省令への委任)

第六十三條 この法律に定めるもののほか、この法律による届出に関する手続その他この法律を実施するため必要な事項は、総理府令・大蔵

省令で定める。

(経過措置)

第百六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第百六十五条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、同条の登録を受けないうで特定資産の流動化に係る業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定による変更登録を受けないうで同項に規定する業務を行ったとき。

三 不正の手段により、第三条の登録又は第十条第一項の変更登録を受けたとき。

四 第九条第二項第二号の規定による承認を受けないうで同項の資産流動化計画を変更したとき。

五 第十三条の規定に違反したとき。

六 第四十二条の規定に違反したとき。

七 第四十七条の規定に違反して同条に規定する者に同条に規定する業務を委託せず、当該業務を行ったとき。

第百六十六条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百五十二条の規定に違反したとき(前条第一号、第二号又は第六号に該当する場合を除く)。

二 第百五十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百六十七条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類、第九条第三項の承認申請書又は第十一条第二項の変更登録申請書に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第百五十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

三 第百五十五条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。

四 第百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百六十八条 第百五十七条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十九条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第五項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第百五十一条又は第百五十三条の規定に違反したとき。

第百七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百六十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(発起人、取締役等の特別背任罪)

第百七十一条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若

しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他営業に関する各種若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特定目的会社の清算人又は第百三十条第一項において準用する商法第二百三十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者若しくは第百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪)

第百七十二條 特定目的会社の特定社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、特定社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(特定目的会社財産を危うくする罪等)

第百七十三條 第百七十一条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役は、次の各号のいづれかに該当する場合に、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 特定目的会社の設立又は特定資本の増加の場合において、特定出資の総口数の引受け、特定出資の払込み若しくは現物出資の給付について、又は第十八条第三項各号若しくは第百六十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げ

る事項について、裁判所に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第百九条第一項の規定による手続により優先出資の消却を行う場合において、同項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 何人の名義をもつてするかを問わず、特定目的会社の計算において不正にその特定持分若しくは優先出資を取得し、又は質権の目的としてその特定持分若しくは優先出資を受けたとき。

四 法令又は定款の規定に違反して、利益の配当、第百二条第一項の金銭の分配又は特定持分若しくは優先出資の消却を行ったとき。

五 特定目的会社の業務の範囲外において、投票取引のために当該特定目的会社の財産を処分したとき。

(不実文書行使罪)

第百七十四條 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人その他営業に関する各種若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は資産対応証券の募集の委託を受けた者が、資産対応証券の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、特定社債申込証、目論見書、資産対応証券の募集の広告その他資産対応証券の募集に関する文書を行使したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 資産対応証券の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

(預合いの罪)

第百七十五條 第百七十一条第一項に規定する者

が、特定出資又は優先出資の払込みを仮装するため預金を行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預金に応じた者も、同様とする。

において、その社員が、特定目的会社の会計監査人の職務に關し、不正の請託を受けて、特定目的会社の会計監査人に賄賂を受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束をしたときも、同様とする。

第三百七十六條 特定目的会社の取締役又は第二十四條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の取締役の職務代行若しくは第七十八條において準用する商法第二百五十八條第二項の職務代行者が、第三條の登録に係る資産流動化計画に記載された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発行限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(発起人、取締役等の汚職の罪)
第二百七十七條 第二百七十一條第一項若しくは第二百七十二条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役若しくは監査委員が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百七十九條 次の各号に掲げる事項に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第三章(同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。)に定める訴えの提起、第七十五條第二項において準用する商法第二百六十八條第二項に規定する訴訟参加又は特定資本の十分の一以上に當たる特定出資口数を有する特定社員、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に當たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員若しくは特定社債総額の十分の一以上に當たる特定社債権者の権利の行使

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第四十九條において準用する商法第二百八十條ノ十の規定、第七十七條の規定、第二百三十一條第一項の規定並びに同条第二項において準用する商法第四百三十九條第二項及び第三項並びに第四百五十二條第一項の規定に規定する権利の行使

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十一條 優先出資の払込みの責任を免れる目的をもって、他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を引き受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十二條 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第七十八條若しくは第八十四條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項の職務代行者又は支配人その他の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使に關し、特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 特定目的会社の社員の権利の行使に關し、特定目的会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の罪を犯した者が、その実行につき第一項に規定する者に対し威迫の行為があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前三項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十三條 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集會の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第二百三十條第一項において準用する商法第二百三十三條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第七十八條、第八十四條第一項若しくは第二百三十條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項の職務代行者又は支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三章(同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。次号及び第四号において同じ。)に定める登記をすることを怠つたとき。

二 第三章に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第三章(同章において準用する商法、商法特例法又は有限会社法の規定を含む。第五号において同じ。)の規定に違反し、正当な事由がないのに、帳簿、書類若しくは書面の閲覧若しくは謄写又はこれらの謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 第三章に定める検査又は調査を妨げたとき。

五 第三章に定める事項について、官庁、社員総會、特定社債権者集會又は債権者集會に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたとき。

六 第二十三條の規定に違反して特定出資の引受けによる権利を譲渡したとき。

七 第三十三條の規定に違反して特定持分について指図式又は無記名式の証券を発行したとき。

八 第三十四條第六項又は第四十三條第二項の規定に違反して、特定持分若しくはその質権の処分又は優先出資の失効の手續若しくは優先出資若しくはその質権の処分を行うことを怠つたとき。

九 第三十八條第二項又は第二百十條第二項の規定

定に違反して、優先出資申込証又は特定社債申込証を作成せず、これらに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第三十八条第三項の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十一 正当な事由がないのに優先出資証券の名義書換をしないとき。

十二 優先出資証券又は特定社債証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第四十六条第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十四 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿に記載せず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十五 第五十一条第一項の規定に違反して、若しくは第五十五条第二項若しくは第五十五条第二項において準用する商法第二百三十七条ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集せず、又は定款に定められた以外の地において、若しくは第六十二条において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して、社員総会を招集したとき。

十六 第五十六条第一項(第百三十条第一項において準用する場合を含む)の規定による請求がある場合において、その請求に係る事項を社員総会の会議の目的としないとき。

十七 正当な事由がないのに社員総会において社員求めた事項について説明をしないとき。

十八 法律又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠いた場合において、これらの者の選任の手続を行うことを怠ったとき。

十九 定款、特定社員名簿若しくは優先出資社員名簿若しくはこれらの複本、特定社債原簿若しくはその複本、議事録、財産目録、貸借対照表、営業報告書、事務報告書、損益計算

書、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、決算報告書、会計帳簿、第八十五条第一項若しくは第百二十七条第一項の附属明細書、第九十三条第三項若しくは第六項若しくは第九十七条第三項の監査報告書又は第百三十一条第二項において準用する商法第四百四十三条の調査書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

二十 第六十二条において準用する商法第二百三十九条第五項(第五十九条第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第六項において準用する場合を含む)、第六十二条若しくは第百三十三条第一項において準用する商法第二百四十四条第三項、第七十条第一項(第百三十三条第一項において準用する場合を含む)、第九十八条八条において準用する場合を含む)、第百三十三条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項又は第百二十七条第二項において準用する商法第二百二十七条第三項の規定に違反して、帳簿、書類又は書面を備え置かないとき。

二十一 会計監査人存置会社において、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任の手続を行うことを怠ったとき。

二十二 第九十五条第二項若しくは第九十九条第二項の規定又は第五十三条第四項において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第五十九条第二項において準用する商法特例法第二十一条の三第二項の規定に違反して、社員総会の招集の通知に書類又は書面を添付しなかったとき。

二十三 第九十六条において準用する商法特例法第七十条第一項又は第二項の規定により定時社員総会において意見を述べるに当たり、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十四 第九十九条の規定に違反して特定社債を募集し、又は第百十一条第七項において準用する商法第二百三十四条第一項の規定に違反し

て事務を承継すべき特定社債管理会社を定めなかったとき。

二十五 第百三十三条第一項において準用する商法第二百六十六条第一項の規定に違反して特定社債を発行したとき。

二十六 第百三十六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項の規定に違反して特定出資の引受人を公募したとき。

二十七 第百三十八条第三項において準用する商法第二百七十六条第二項において準用する商法第二百七十六条の規定に違反して特定資本の減少を行ったとき。

二十八 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

二十九 第百二十八条の規定又は第百三十条第一項において準用する商法第二百三十一条の規定に違反して特定目的会社の財産を分配したとき。

三十 第百三十条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠り、又は第百三十一条第二項において準用する商法第四百三十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十一 清算の結了を遅延させる目的で第百三十条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十二 第百三十条第一項において準用する商法第四百二十三条又は第百三十一条第二項において準用する商法第四百三十八条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十三 第百三十一条第二項において準用する商法第四百三十二条、第四百三十七条又は第四百五十四条第一項の規定による裁判所の財産保全の処分を違反したとき。

三十四 第百三十一条第二項において準用する商法第四百四十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第六十六条(第八十四条第一項において準用

する場合を含む)の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となった者も、前項と同様とする。特定目的会社の取締役又は監査役が第六十六条第二号から第四号までに掲げる者となったときも、同様とする。

第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第二項の規定に違反して商号中に特定目的会社であることを示す文字を用いた者

(法人に対する罰則の適用)
第百八十五条 第百七十一条若しくは第二項、第百七十二条第一項、第百七十三条から第百七十五条まで又は第百七十七條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年九月一日から施行する。

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(銀行法の一部改正)
第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の

一部を次のように改正する。

第十條第二項第二号中「第六号」を「第五号の二及び第六号」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として総理府令・大蔵省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

債等の募集の取扱い
第五十三條第五項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。
第五十四條第四項第二号中「第六号」を「第五号の二及び第六号」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

第十條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。

（信用金庫法の一部改正）

第二條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第二号中「第六号」を「第五号の二及び第六号」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として総理府令・大蔵省令で定めるもの（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

（農林中央金庫法の一部改正）
第六條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十四條ノ三第一項第一号の次に次の一号を加える。
一ノ二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ發行ニ依リ得ラルル金銭ヲ以テ指名金銭債権又ハ指名金銭債権ヲ信託スル信託ノ受益權ノミヲ取得スルモノニ限ル）其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下本号ニ於テ「特定社債等」と謂フ）ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル特定社債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

第三條 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。
第五十八條第二項第八号中「第十二号」を「第十一号の二及び第十二号」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として総理府令・大蔵省令・労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
第五十八條第六項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。
第五十九條第六項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。

項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。
第五十八條の二第一項第六号中「第十号」を「第九号の二及び第十号」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第四條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第九條の八第二項第七号中「第十一号」を「第十号の二及び第十一号」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として総理府令・大蔵省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
第九條の八第六項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画 それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項（定義）又は第五条（資産流動化計画）に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。
（農業協同組合法の一部改正）
第五條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第十條第六項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
第十條第十三項中「第六項第五号」の下に「又は第六号の二」を加え、同号に規定するを削り、同條第二十二項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同條第二十三項中「第十九項ただし書及び第二十項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同條第二十一項の次に次の一項を加える。
第六項第六号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第 号）第二条第二項若しくは第五項又は第五条に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。
（農林中央金庫法の一部改正）
第六條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第十四條ノ三第一項第一号の次に次の一号を加える。
一ノ二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ發行ニ依リ得ラルル金銭ヲ以テ指名金銭債権又ハ指名金銭債権ヲ信託スル信託ノ受益權ノミヲ取得スルモノニ限ル）其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下本号ニ於テ「特定社債等」と謂フ）ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル特定社債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

第十四条ノ三第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「特定社債」又ハ「資産流動化計画」トハ夫々特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十条第二項ニ掲グル特定目的会社、同条第五項ニ掲グル特定社債又ハ同法第五条ニ掲グル資産流動化計画ヲ謂フ

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第七条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ六第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 特定目的会社が発行スル特定社債(資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ発行ニ依リ得ラルル金銭ヲ以テ指名金銭債権又ハ指名金銭債権ヲ信託スル信託ノ受益権ノミヲ取得スルモノニ限ル)其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下本号ニ於テ「特定社債等」ト謂フ)ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係ル特定社債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

第二十八条ノ六第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「特定社債」又ハ「資産流動化計画」トハ夫々特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二十条第二項ニ掲グル特定目的会社、同条第五項ニ掲グル特定社債又ハ同法第五条ニ掲グル資産流動化計画ヲ謂フ

(保険業法の一部改正)

第八条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 特定目的会社が発行する特定社債(資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る)その他これに準ずる有価証券として総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱

第九十八条第一項第五号中「前号」を「第四号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二十条第二項若しくは第五項(定義)又は第五条(資産流動化計画)に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。

(証券取引法の一部改正)

第九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「債券」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する特定社債

第二条第一項第五号中「次号」の下に「及び第五号の三」を加え、同項第五号の二中「(以下)を」第百六十六条第五項において「に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

第六十五条第二項第三号中「第二十条第一項第一号から第七号まで」を「第二十条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号」に、「同項第一号から第七号まで」を

「同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号」に改め、「有価証券のうち」の下に「同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券(政令で定めるものに限る)並びに」を加える。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第十条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「前二項」を「前項に規定するもののほか、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定(第三十一条第一項後段、第二項及び第四項、第三十二条第三項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く)は、株券以外の有価証券のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

第四十五条第六号中「第二十九条第一項後段」の下に「(第三十九条第三項において準用する場合を含む)。」を加え、同条第七号中「第三十一条第一項」及び「第五項」の下に「(第三十九条第三項において準用する場合を含む)。」を、「実質株主」の下に「若しくは実質優先出資社員」を加える。

第四十六条中「第四百九十八条第一項」の下に「又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二十条第一項第一号中「第五項」の下に「(これらの規定を第三十九条第三項において準用する場合を含む)。」を、「実質株主名簿」の下に「又は実質優先出資社員名簿(以下この条において「実質株主名簿」という)。」を加え、同条第二号中「第三十二」

等」という)。」を加え、同条第二号中「第三十二」

第三項において準用する場合を含む)。」を加え、「実質株主名簿」を「実質株主名簿等」に改め、同条第三号中「第三十二」

九条第三項において準用する場合を含む)。」を加え、「実質株主名簿」を「実質株主名簿等」に改める。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第十一条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第二章第一節中第十一条の次に次の一条を加える。

(特定目的会社に関する特例)

第十一条の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二十条第二項に規定する特定目的会社が特定債権を特定事業者から譲り受ける場合については、第二十条第四項及び第五項の規定にかかわらず、当該特定目的会社が特定債権等譲受業者とみなして、第六号から第十号までの規定を適用する。この場合において、第十条第一項中「特定事業者等及び特定債権等譲受業者」とあるのは「特定事業者」と、「第三条の規定による届出に係る計画又は第六条の規定により確認を受けた計画(第三号又は第六条の規定による変更の届出又は変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ)。」とあるのは「第六条の規定により確認を受けた計画(同条の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの。以下同じ)。」とする。

(有価証券取引税法の一部改正)

第十二条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「(昭和二十七年法律第百八十七号)」の下に、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)」を加え、同項第四号の二中「(第三項において)及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二條第六項に規定する優先出資証券(第三項においてそれぞれ)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

3 個人の各年分の総所得金額のうち特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二條第二項に規定する特定目的会社から支払を受けるべき所得税法第二十四條第一項に規定する配当等に係る配当所得がある場合における同法第九十二條第一項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは、「外国法人又は租税特別措置法第九條第三項(配当控除の特例)に規定する特定目的会社」とする。

第三十二條第二項中「法人」の下に「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二條第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七條の十四第一項第一号ロ(1)に掲げるもの又は同号ロ(2)若しくは(3)に掲げるもの(法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。に該当するものを除く。)」を加える。

第三十七條の十第三項第二号中「持分」の下に「第三号の二及び」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利を含む。)

第六十二條の三第二項第一号ロ中「法人」の下に「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利を含む。))」を加える。

する法律第二條第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七條の十四第一項第一号ロ(1)に掲げるもの又は同号ロ(2)若しくは(3)に掲げるもの(法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。に該当するものを除く。)」を加える。

第六十七條の十三の次に次の一項を加える。

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七條の十四 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二條第二項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第百二條第一項において同じ)の額(法人税法第二十四條の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第三條の登録を受けているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その発行(当該発行に係る証券取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債券(資産流動化法第二條第六項に規定する特定社債券をいう。以下この項において同じ)の発行価額の総額が一億円以上であるもの又はその発行をした特定社債券が同号に規定する適格機関投資家(以下この号において「適格機関投資家」という。)のみによつて引き受けられたもの

(2) その発行をした優先出資証券(資産流動化法第二條第六項に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ)が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(3) その発行をした優先出資証券が適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その他政令で定める要件

ニ 一次に掲げるすべての要件

イ 資産流動化法第百四十二條に規定する特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を同条に規定する資産流動化計画に従つて行つてい

ロ 資産流動化法第百四十二條に規定する他の業務を営んでいる事実がないこと。

ハ 資産流動化法第百四十四條第一項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること又は当該特定資産を信託財産として信託していること。

ニ 当該事業年度終了の時に法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当するもの(前号ロ(1)に該当するものを除く。)でないこと。

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能所得の金額として政令で定める金額(当該特定目的会社が特定社債券を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額)の百分の九十に相当する金額を超えてい

ヘ その他政令で定める要件

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第二十三條第一項	内国法人が受ける	内国法人(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二條第二項(定義)に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。))を除く。以下この項において同じ。が受ける
第六十六條第二項	若しくは資本	(特定目的会社を除く。若しくは資本
第六十九條第一項	所得の金額	所得の金額(租税特別措置法第六十七條の十四第一項(特定目的会社に係る課税の特例)の規定の適用を受ける特定目的会社にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額)

3 特定目的会社に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第五十七条の九第一項	ものを除く
第六十一条の四第一項	当該法人
第六十二条の三第三項	該当するもの

もの並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する特定目的会社(第六十一条の四第一項において「特定目的会社」という。)を除く。

当該法人(特定目的会社を除く。)

該当するもの及び第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社が行う譲渡で同項第二号(ホを除く。)に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの

- 4 法人が特定目的会社から支払を受ける利益の配当の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。
- 5 法人が特定目的会社を設立するためにする金銭以外の資産の出資については、法人税法第五十一条第一項の規定は、適用しない。
- 6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。
- 7 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合において、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。
- 8 前二項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用その他特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十三条の六の次に次の一条を加える。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社(同法第三条の登録を受けたものに限り。が、同法の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に、同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画に基づき同法第二条第一項第一号に規定する不動産(以下この条において「特定不動産」という。)を取得した場合においては、当該特定不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「(中間配当)」の下に「又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二百二条第一項(中間配当)」を加える。

第九十二条第一項中「(中間配当)」の下に

「又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百二条第一項(中間配当)」を加える。

第二百二十四条の三第二項第四号中「含む。」の下に「及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第三項(定義)に規定する優先出資(優先出資の引受けによる権利を含む。)」を加える。

第二百四十二条第七号中「支払の際当該を削り、交付せずを」と同条の規定による交付をせず」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項中「(中間配当)」の下に「又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二百二条第一項(中間配当)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 特定目的会社の登記	
(一) 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二条第二項(定義)に規定する特定目的会社(以下この号において「特定目的会社」という。)につきその本店の所在地においてする登記	
イ 特定目的会社の設立の登記	申請件数 一件につき三万円 申請件数 一件につき一万五千円
ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記	申請件数 一件につき三万円 申請件数 一件につき一万五千円
(二) 特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記	
ハ 登記の抹消	申請件数 一件につき三万円 申請件数 一件につき一万五千円
イ (一)イ及びロに掲げる登記	申請件数 一件につき三万円 申請件数 一件につき一万五千円
ロ 登記の抹消	申請件数 一件につき三万円 申請件数 一件につき一万五千円

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「法人」の下に「(租税特別措置法第九条第三項に規定する特定目的会社を除く。)」を加える。

附則第十一条に次の一項を加える。

20 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 号)第二条第一項に規定する特定目的会社(同法第三条の登録を受けたものに限り。が同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画に基づき同法第二条第一項第一号に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十二年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除

するものとする。

附則第三十一條の二の二第一項中「附則第十條第六項」の下に「又は第十一條第二十項」を加える。

(國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十八條 國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項中「(信用協同組合、信用金庫及び労働金庫を含む。以下この条において同じ。)」を「その他の法人」に改め、同条第三項中「会社」の下に「その他の法人」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十九條 自動車損害賠償保障法(昭和三十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項第一号中「第十條第十九項ただし書」を「第十條第二十項ただし書」に改める。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第二十條 金融監督庁設置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号の次に次の一号を加える。
二十の二 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第号)の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。ただし、第十七條中地方税法附則第五條の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第号)の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。ただし、第十七條中地方税法附則第五條の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律

(目的)
第一條 この法律は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案

第二條 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等(以下この項において「金利変動等」という。)に基づいて算出される金銭の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引その他の総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。

(定義)

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。
一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に規定する銀行又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二條に規定する長期信用銀行
二 証券取引法第二條第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に掲げる外国証券会社
三 その他我が国の法令により営業若しくは事業の免許、登録等を受けている法人又は特別の法律により設立された法人であつて、自己又は顧客の計算において特定金融取引を相当の規模で行うものとして政令で定めるもの

3 この法律において「破産手続等」とは、破産手続又は更生手続をいう。

4 この法律において「一括清算事由」とは、破産又は更生手続開始の申立てをいう。

5 この法律において「基本契約書」とは、特定金融取引を行うおける金融機関等とその相手方との間において二以上の特定金融取引を継続して行うために作成される契約書で、契約の当事者間において行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他当該特定金融取引に関する基本的事項を定めるものをいう。

6 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行つていゝ当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時において、当該基本契約書に基づいて行われていゝすべての特定金融取引についてその時における当該特定金融取引のそれぞれにつき総理府令・大蔵省令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となることをいう。

(一括清算と破産手続等との関係)
第三條 破産宣告又は更生手続開始の決定(以下この条において「破産宣告等」という。)がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産宣告等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産宣告等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

一 破産法(大正十一年法律第七十一号) 破産財団に属する財産又は破産債権

二 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)

号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号) 更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二條第二項に規定する協同組織金融機関に属する財産又は更生債権
附則
この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D